

官報
号外

昭和四十九年三月二十六日

○第七十二回
衆議院會議録
第二十号(一)

昭和四十九年三月二十六日（火曜日）

議事日程 第十九号

昭和四十九年三月二十六日

午後一時開議

第一 地方税法の一部を改正する法律案（内閣提出）

第二 所得税法及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の一部を

改正する法律案（内閣提出）
 法人税法の一部を改正する法律案（内閣提出）
 第三

第四 租税特別措置法の一部を改正する法律案
(提出)

第五 国^{（内閣提出）}有鉄道運賃法及び日本国有鉄道財政再

建促進特別措置法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）

第六 臨時船舶建造調整法の一部を改正する法律案（内閣提出）

第七 電力用炭販売株式会社法等の一部を改正する法律案（内閣提出）

○今日の会議に付した案件

議員請暇の件

日程第一 地方税法の一部を改正する法律案

（內閣提出）

日程第二 所得税法及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の一部を

昭和四十九年三月二十六日 衆議院会議録第二十号(一)

議員請暇の件 地方税法の一部を改正する法律案

午後一時五分開議

○議長(前尾繁三郎君) これより会議を開きます。

議員請暇の件

○議長(前尾繁三郎君) 議員請暇の件につきおはかりいたします。

金子満広君から、海外旅行のため、三月二十七日から四月七日まで十二日間、請暇の申し出があります。これを許可するに御異議ありませんか。

○議長（前尾繁三郎君） 御異議なしと認めます。

よって、許可するに決しました。

日程第一 地方税法の一部を改正する法律案

(內閣提出)

○議長（前尾繁三郎君） 日程第一、地方税法の一部を改正する法律案を議題といたします。

地方税法の一部を改正する法律案

「本号」に掲載

○議長(前尾繁三郎君) 委員長の報告を求めます。地方行政委員長伊能繁次郎君。

「報告書は本号に掲載」

伊能繁次郎君登壇

○伊能繁次郎君　ただいま議題となりました地方税法の一部を改正する法律案につきまして、地方行政委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、地方税負担の現状にかんがみ、地方財政の実情を勘案しつつ、住民負担の軽減及び合理化をはかるため、道府県民税及び市町村民税の所

得控除の額の引き上げ、事業税の事業主控除額の引き上げ、中小法人に対する事業税の軽減税率の適用所得の範囲の拡大、小規模住宅用地等に対する固定資産税の課税標準の特例の創設、料理飲食等消費税の基礎控除の額の引き上げ、ガスの税率の引き下げ、電気税及びガスの免税点の引き上げ等を行ない、また、地方税源の充実等をはかめるため、市町村民税法人税割り及び自動車取得税の税率を引き上げるほか、地方税制の合理化をはかるため所要の規定を整備しようとするものであります。

本案は、二月二十八日本委員会に付託され、三月五日町村自治大臣から提案理由の説明を聴取した後、三月十四日には参考人から意見を聴取するなどの、本案はもとより、地方税制全般にわたって熱心に審査を行いました。

三月二十二日本案に対する質疑を終了いたしましたところ、日本社会党から、住民負担をさらに軽減するため、個人住民税において税額控除を行なう等の措置を講ずるとともに、地方税源を充実するため、法人住民税の法人税割りの税率を原案より引き上げる等の措置を講じようとする修正案が提出され、井岡委員からその趣旨説明を聴取いたしました。

次いで、討論を行ないましたところ、自由民主党を代表して住委員は、本案に賛成、日本社会党提出の修正案に反対、日本社会党を代表して小川委員、日本共産党・革新共同を代表して三谷委員、公明党を代表して小川委員、民社党を代表して折小野委員は、本案に反対、日本社会党提出の修正案に賛成の意見を述べられました。

次いで採決を行ないましたところ、日本社会党提出の修正案は賛成少数をもって否決され、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、本案に対し、自由民主党、日本社会党、日本共産党・革新共同、公明党及び民社党の五党共同提案により、住民税の課税最低限の引き上げ、

昭和四十九年三月二十六日 衆議院會議録第二十号(一) 所得税法及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の一部を改正する法律案外二案

五九六

中小企業者に対する税負担の軽減、法人事業税の所得課税の再検討、事務所・事業所税の創設、地方税にかかる租税特別措置の整理等と内容とする附帯決議を付することに決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(前尾繁三郎君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(前尾繁三郎君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第二 所得税法及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第三 法人税法の一部を改正する法律案(内閣提出)

(内閣提出)

日程第四 租税特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

法律案(内閣提出)

○議長(前尾繁三郎君) 日程第二、所得税法及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の一部を改正する法律案、日程第三、法人税法の一部を改正する法律案、日程第四、租税特別措置法の一部を改正する法律案、右三案を一括して議題といたします。

所得税法及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の一部を改正する法律案

案

法人税法の一部を改正する法律案

租税特別措置法の一部を改正する法律案

(本号(二)に掲載)

○議長(前尾繁三郎君) 委員長の報告を求めま

す。大蔵委員長安倍晋太郎君。

〔報告書は本号(二)に掲載〕

〔安倍晋太郎君登壇〕

○安倍晋太郎君 ただいま議題となりました租税関係三法律案につきまして、大蔵委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、所得税法及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の一部を改正する法律案について申し上げます。

この法律案は、所得税の減税、特に給与所得者の所得税負担の大幅な軽減をはかり、あわせて税制の整理合理化を行なうとすものである。そのおもな内容は次のとおりであります。

まず第一に、基礎控除及び配偶者控除をそれぞれ現行の二十一万円から二十四万円に引き上げるとともに、扶養控除を現行の十六万円から二十四万円に引き上げることとしたしております。

第二に、給与所得控除につきまして、控除率を四〇%ないし一〇%に引き上げるとともに、現行の定額控除にかえて一律五十万円の最低控除額制度を設け、さらに収入が高額となった場合のいしゆる控除額打ちの制度を廃止することとしたしております。この結果、夫婦と子供二人の給与所得者の課税最低限は、初年度ベースで現行の百十二万円から百五十万円に引き上げられることとなります。

第三に、所得税の累進構造を緩和するため、現行の課税所得二十万円以下の税率の適用所得階級区分を、約一・五倍に拡大することとしたしております。

第四に、特別な人的控除である障害者、老年者等の諸控除を十六万円に、特別障害者控除を二十四万円に、老人扶養控除を二十八万円にそれぞれ引き上げるとともに、白色申告者の専従者控除を三十万円に引き上げることとしたしております。

第五に、退職所得の特別控除額を、勤続年数二

十年までは一年につき二十万円、同二十年超では一年につき四十万円に引き上げ、勤続三十五年の場合の退職金について、税金のかからない限度を現行の八百万円から一千万円に引き上げることとしたしております。

第六に、貯蓄の奨励をはかる見地から、少額貯蓄非課税限度額を現行の百五十万円から三百万円に引き上げるとともに、生命保険料控除及び損害保険料控除についても、その控除対象限度額を現行の二倍に引き上げることとしたしております。

以上のほか、寄付金控除について足切り限度額を一万円に引き下げ、配偶者控除等の適用要件である所得限度額を二十万円に引き上げるとともに、寡婦控除の適用要件である所得限度額を三百万円に引き上げること、実情に即した所要の規定の整備を行なうこととしております。

さらに、災害被害者の負担を軽減するため、所得税の減免を受けることができる災害被害者の所得限度額を現行の二倍に引き上げることとしたしております。

次に、法人税法の一部を改正する法律案について申し上げます。

この法律案は、法人税負担の適正化をはかるために基本税率を引き上げ、中小企業の現状にかんがみ、軽減税率の適用範囲を拡大するなどの措置を講ずるものであります。

まず、基本税率につきましては、現行は、三・五%に租税特別措置法により一・七五%が加算され、三・六・七五%になっておりますが、これを四・〇%に引き上げることとしております。

第二に、中小法人に対する軽減税率について、その適用所得の範囲を現行の三百万円から七百万円、ただし、最初の一年間は六百万円に引き上げることとしたしております。

第三に、中小企業の内部留保の充実に資するため、同族会社の留保所得課税の場合の定額控除を現行の五百万円から一千万円に引き上げることとしております。

そのほか、中小企業の納税手続を簡素化するため、中間申告書の提出を要しない税額の限度を五万円から十万円に引き上げるなど、所要の規定の整備をはかることとしております。

次に、租税特別措置法の一部を改正する法律案について申し上げます。

この法律案は、当面の経済社会情勢に即応し、おおむね次のような措置を講ずるものであります。

まず第一は、法人税の付加税率の廃止と配当軽減税率の引き上げであります。さきに申し上げました法人税の基本税率の引き上げに伴い、現行の基本税率に一・七五%を加算することとしている特別措置は、適用期限の到来を待って廃止するとともに、配当軽減税率について現行の二六%から三〇%、ただし、最初の一年間は二八%に引き上げることとしたしております。

第二は、資源の節約、消費の抑制、道路財源の充実等のための自動車関係諸税の引き上げであります。二、三年間の暫定措置として、揮発油税につきましては、一キロリットル当たり現行の二万四千三百円から二万九千二百円に、地方道路税につきましては、同じく四千四百円から五千三百円にそれぞれ引き上げるとともに、自動車重量税につきましては、営業用自動車を除き、その税率をおおむね現行の二倍に引き上げることとしております。

第三に、既存の特別措置の整理合理化をはかることとし、耐火建築物の増し増し償却制度等を廃止するとともに、株式売買損失準備金制度について、その繰り入れ限度額を引き下げることとしたしております。

また、交際費の損金不算入制度について、損金算入の場合の資本金基準を千分の二・五から千分の一に引き下げて、課税の強化をはかるほか、試験研究費の税額控除制度について、その適用基準である試験研究費の増加率を二%から一五%に改めることとしております。

第四に、貯蓄の奨励、勤労者財産形成及び住宅対策に資するための措置として、少額国債の非課税限度を三百万円に引き上げ、勤労者財産形成貯蓄の非課税限度を五百万円に引き上げるとともに、確定申告を要しない配当所得の限度を一銘柄五万円から十万円に引き上げることとしたしております。

また、住宅貯蓄控除制度につきましては、勤労者財産形成貯蓄のうち、持ち家取得を目的とし、積み立て期間七年以上のものに控除額を、貯蓄額の八割、最高四万円に引き上げ、さらに、住宅取得控除につきましても、その控除限度額を三万円に引き上げるなどの措置を講ずることとしております。

第五に、公害対策に資するための措置として、廃棄物再生利用設備について初年度三分の一の特別償却制度を創設するとともに、中小企業対策として、中小企業者の機械の特別償却制度等について、その適用期限を延長し、伝統的工芸品産業振興準備金制度を創設することとしたしております。

そのほか、農林漁業対策として、肉用牛の免税対象に、特定の農業協同組合を通じて販売した乳用雄牛の販売所得を加え、宅地対策として、五百万円の特別控除の適用対象に、土地等が住宅の建設または宅地の造成の目的で地方公共団体等に買い取られる場合を加えるなど、所要の措置を講ずることとしたしております。

以上の三法律案につきましては、参考人を招いて意見を聴取するなど、慎重審査を行ないました。その詳細は会議録に譲ることいたします。

かくて、去る三月二十二日三法律案の質疑を終了いたしました。法人税法改正案につきましては、山田睦目君外二名から、日本社会党、公明党及び民社党の三党共同提案にかかる修正案が提出されました。

その内容は、中小法人に対する軽減税率を二割に引き下げ、受け取り配当等の益金不算入制

昭和四十九年三月二十六日 衆議院会議録第二十号(一)

衆議院会議録第二十号(一)

所得税法及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の一部を改正する法律案外二案

所得税法及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の一部を改正する法律案外二案

所得税法及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の一部を改正する法律案外二案

所得税法及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の一部を改正する法律案外二案

所得税法及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の一部を改正する法律案外二案

度を廃止し、寄付金の損金算入限度を引き下げ、附則の修正により租税特別措置としての配当軽減税率を廃止し、交際費課税を強化する等のものであります。

次いで、三法律案及び修正案を一括して討論を行ないましたところ、自由民主党を代表して小泉純一郎君は、三法律案に賛成し、修正案に反対する旨を述べられ、日本社会党を代表して塚田正平君、日本共産党・革新共同を代表して小林政子君、公明党を代表して広沢直樹君、民社党を代表して竹本孫一君は、いずれも、三法律案に反対し、修正案に賛成する旨を述べられました。

続いて、採決いたしましたところ、三党共同提案にかかる修正案は少数をもって否決され、三法律案は多数をもって可決すべきものと決しました。

なお、所得税法等改正案及び租税特別措置法改正案につきましては、医療費控除については、いわゆる足切り限度額を昭和五十年年度の税制改正において引き下げ、負担の軽減をはかるべきこと等、七項目にわたる自由民主党、日本社会党、公明党、民社党の四党共同提案にかかる附帯決議を全会一致をもって付することに決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(前尾繁三郎君) 三案につき討論の通告があります。これを許します。塚田正平君。

○塚田正平君 私は、日本社会党を代表して、ただいま議題となりました政府提案の租税三法律案に反対する討論をいたします。

まず、所得税法についてであります。政府は、このたびの改正で減税規模を一兆四千五百億とし、空前的減税であるとして誇っているが、その内容を明らかにすると、後に述べる法人税法と同様、相変わらず高所得者には有利に、勤労大衆、一般給与所得者に対してはスズメの涙ほどの減税でその場を糊塗しようとしておるのであります。

す。

第一に、今回の改正で、人的控除、つまり基礎控除、配偶者控除、扶養控除をそれぞれ二十四万円に引き上げましたが、給与所得控除については、いままでの七十六万円の頭打ちをなくし、収入額の増加に伴い控除額も高まるというた仕組みで、その結果、標準家族で年収二百万円の場合四万五千円の減税になります。一千万円にならずと九十一万円の減税、つまり、所得は五倍になつて減税は二十倍になる計算になります。こんな調子でどんどん果進する、まさに天井知らずの重役減税であるのであります。

国民は、いま、重税感を従来にない重みをもって感じております。重税感の最も大きな要因は、負担の不公平ということであり、殺人物価の荒波に、勤労所得者は生活の維持に四苦八苦し、反面、高所得者あるいは金利配当生活者がばく大に減税される税制に、きょうも国民は大きな怒りを爆発させておるのであります。

給与所得者が重税と源泉徴収制度という税制上の差別的取り扱いに対する戦いの中で主張している必要経費の要求を逆手にとり、一方で、給与所得控除の性格を明確にしないこの減税方式は、まさに悪質な税制改革といわざるを得ないのであります。(拍手)

第二に、標準世帯の課税最低限を百五十万円に引き上げること、欧米諸国の水準と比較しても決して低くなく、低所得層には大きな減税効果があると言いはれておりますが、次のような勤労者の生活実態から見れば、依然として税負担は重いことには変わりないのであります。

すなわち、昭和四十八年の家計調査報告では、実収入の伸びは一九・七％だが、勤労所得税は実に三七・七％も負担増加となっているように、名目所得上昇をはるかに越える税負担、さらに、政府一月統計により、勤労者の実賃金がマイナス四％を記録しているようなインフレ収奪の進んでいる中では、この課税最低限は、とうてい勤労者の

の最低生活をまかなえるものではないのであります。

次に、法人税について反対意見を申し述べます。

いま、わが国税制改革の主要課題となつておる企業課税のあり方や、法人の税負担強化についての基本認識を欠き、企業は悪だという国民の怨聲の声にこたえることなく、相変わらず企業優先、財界奉仕の改正案がその内容なのであります。

第一に、このたびの改正で法人税の基本税率を四〇％に引き上げましたが、これは現在の経済情勢ではきわめて不十分であり、少なくとも昭和二十七年朝鮮動乱当時の税率四二％に直ちに引き上げるべきであります。特別措置を考へ合わせますと、実際の税負担割合は、四十八年の資料より推算しましても、平均三五・六％に終わることは確実であります。諸外国に比べてまだまだ低いといわざるを得ないのであります。

第二に、依然として配当軽減税率の存続を認めておることであり、

周知のように、配当軽減税率の採用は、昭和三十六年、所得増進計画の初年度に行なわれ、高度成長政策の一つのとして設けられたものであります。企業優遇税制からの脱皮のためには、基本税率一本化こそ必要であり、税率四〇％への引き上げだけで免罪されるものでは決してないのであります。

第三に、配当分の二八％の経過措置については、各野党より委員会の審議を通じて何度も指摘されたように、まさに財界の圧力に屈服したものであり、政界と財界との癒着ぶりをまざまざと見せつけられた一幕であります。

大企業ほど配当性向が高いから、この二％の軽減によつて、財界は数億にも及ぶ減税の恩恵を受けるわけであり、インフレ物価、殺人物価で生活を圧迫されておるインフレ弱者に対しては、政府は生活保護世帯など約七百万人にインフレ手当総額百二十億円の支出をするというこ

昭和四十九年三月二十六日 衆議院會議録第二十号(一)

所得税法及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の一部を改正する法律案外二案 国有鉄道 運賃法及び日本国有鉄道財政再建促進特別措置法の一部を改正する法律案外二案

五九八

とありますが、一人当たり約二千元にすぎません。企業への奉仕ではなく、低劣な社会保障制度のもとで呻吟しておる人々にこそ、政府はあたたかい手を差し伸べるべきであります。財源がないのではなく、あるところから取り、求めるところに与えない限る税制の悪用が社会の不正を拡大しておるのであります。法人受け取り配当の益金不算入等の措置の温存ともあわせて、まさに大企業に振り回されておる姿に怒りさえ感ずるものであります。この際、このような優遇措置を全廃すべきであると強調します。

次に、租税特別措置について反対意見を申し述べます。

第一に、悪名高いこの特別措置については、隠れた補助金といわれ、税制を乱し、税負担の公平をおかすもので、税制調査会においてもしばしばその整理を容申しておるにもかかわらず、現在その項目は百五十二を数え、税務当局ですらその実態を完全に把握できずに、まさに税制上の聖域化しておる観を呈しております。それだけ企業にとつてのメリットの大きい減免税措置なのであります。いま、いわゆる企業の超過利益について税制でこれを吸い上げること検討中ですが、あわせて、超過利益の源泉ともいべきこの特別措置の画期的な整理を断行すべきであります。もしかりに残すものがあるとするならば、それは中小企業の体質強化に役立つものととどめ、大企業向けと目されるものは全廃することであります。

第二に、本年は特別措置による減収額五千二百億、これは将来の偶発的な損失や不確実な支出に備える単純な利益留保分である諸準備金、なにかずく、価格変動準備金のように、明らかに売り惜しみ奨励準備金の性格を持つておるものも含まれておりまして、私どもの絶対的容認できないものであります。

なお、政府の特別措置による減収調べの中で、交際費課税が増税となつておるのでありますが、減税分を少し減らしたからといって、それを増税

と見るのは、国民を欺瞞するものではないといわざるを得ないのであります。交際費は、四十八年度決算では一兆五千億をこえるものと思ひます。国民には節約を強調しながら、反面、商取引の上からも不生産的浪費であり、諸悪の根源である交際費につき特別を設ける措置は、すみやかに廃止すべきであると主張いたします。

第三に、社会保険診療報酬の特例措置で一千億円も減税となつておりますが、経費の七二％は、必要経費を認められない給与所得者にとつては、全くがまんのない不合理なものであります。まして、国税庁の実態調査によりますと、実際の経費率は平均五四％余りというのでありますから、税の公平は完全に無視されているのであります。その上、この特別措置が特に実現しようとする政策目的を持つておらず、かつて診療費の単価改定が行なわれたときの政治的妥協の産物であり、点数単価の改定と税の軽減とを引きかえにするというのには、まことに国民を愚弄するものではないかと思ひます。(拍手)

第四に、特別措置として、自動車関係諸税の引き上げを二年間の暫定措置として実施するのは、現在の第七次道路整備計画が日本列島改造計画の支柱の一つであり、道路中心の公共事業投資に固執した政策の推進にはかならないのであります。最後に、福田蔵相みづから、土地成金の発生と法人の土地投機に道を開き、田中総理もまた、日本列島改造計画でそれをあおり、国民にはきびしい物価高と住宅難をもたらした戦後最悪の税制ともいうべき土地税制に対しては何ら手を触れることなく、次年度以降に問題を残しただけなのであります。土地取引額は年間十兆円をこえるとの推計もあり、それが国民総生産の水ぶくれ的急膨張をもたらしておるのであります。租税特別措置の最大の欠陥の証左こそ、まさに土地の特別税制であると一言で過言ではないのであります。

総理及び大蔵大臣は、それぞれ所信表明あるいは財政演説の中で、正直者がばかをみない社会、

物と金とエゴの支配する時代を脱して、人間味にあふれた新しい社会の建設を強調しておるのであります。それには、まず、大企業を不当に優遇し、資産所得者に甘い現行税制の不合理、不正を改め、勤勞所得者にこそ大幅な減税をやること、がまず第一であるということを特に強調いたします。私の討論を終わりたいと思ひます。(拍手)

○議長(前尾繁三郎君) これにて討論は結局いたしました。

三案を一括して採決いたします。

三案の委員長の報告はいずれも可決であります。三案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(前尾繁三郎君) 起立多数。よつて、三案とも委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第五 国有鉄道運賃法及び日本国有鉄道財政再建促進特別措置法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第六 臨時船舶建造調整法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(前尾繁三郎君) 日程第五、国有鉄道運賃法及び日本国有鉄道財政再建促進特別措置法の一部を改正する法律案、日程第六、臨時船舶建造調整法の一部を改正する法律案、右両案を一括して議題といたします。

国有鉄道運賃法及び日本国有鉄道財政再建促進特別措置法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案

臨時船舶建造調整法の一部を改正する法律案

〔本号(二)に掲載〕

〔報告書は本号(二)に掲載〕

〔佐藤守良君登壇〕

○佐藤守良君 たいだいま議題となりました両案につきまして、運輸委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、国有鉄道運賃法及び日本国有鉄道財政再建促進特別措置法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、現下の物価情勢にかんがみ、物価の抑制に資するための施策の一環として、国鉄運賃改定の実施期日を昭和四十九年三月三十一日から同年十月一日に延期しようとするものであります。

本案は、三月十九日本委員会に付託され、翌二十日政府より提案理由の説明を聴取した後、質疑に入り、三月二十二日質疑を終了いたしました。

同日、本案に対し、日本社会党、日本共産党、革新共同、公明党及び民社党の四党共同提案をもつて、第七十一回国会において成立した国有鉄道運賃法及び日本国有鉄道財政再建促進特別措置法の一部を改正する法律による国鉄運賃の改定を行なわれないこととすることを内容とする修正案が提出され、その趣旨説明を聴取した後、原案及び修正案を一括して討論に付し、自由民主党から、原案に賛成、修正案に反対、日本社会党、日本共産党・革新共同、公明党及び民社党から、原案に反対、修正案に賛成の意見が述べられ、採決の結果、同修正案は少数をもつて否決され、本案は多数をもつて原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

次に、臨時船舶建造調整法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、本法の有効期限が昭和五十年三月三十一日限りとなつておるのを改め、今後とも国内船と輸出船の建造調整をはかり、わが国商船の整備の円滑な遂行に資するため、船舶の建造についての調整を行なわなくとも、わが国の国際海運の健全な発展に支障を生じなくなつたとき、すみや

かに本法を廃止することとするものであります。

○議長(前尾繁三郎君) 委員長の報告を求めます。石炭対策特別委員長田代文久君。

〔報告書は本号(二)に掲載〕

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(前尾繁三郎君) これより採決に入ります。

まず、日程第五につき採決いたします。本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(前尾繁三郎君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、日程第六につき採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(前尾繁三郎君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第七 電力用炭販売株式会社法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(前尾繁三郎君) 日程第七、電力用炭販売株式会社法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

電力用炭販売株式会社法等の一部を改正する法律案

〔本号(二)に掲載〕

○議長(前尾繁三郎君) 委員長の報告を求めます。石炭対策特別委員長田代文久君。

〔田代文久君登壇〕

○田代文久君 ただいま議題となりました電力用炭販売株式会社法等の一部を改正する法律案につきまして、石炭対策特別委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

○議長(前尾繁三郎君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加せられました。一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

○議長(前尾繁三郎君) 委員長の報告を求めます。内閣委員長徳安實蔵君。

〔報告書は本号(二)に掲載〕

○議長(前尾繁三郎君) 採決いたします。本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(前尾繁三郎君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

○森喜朗君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

すなわち、この際、内閣提出、一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案を議題となし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長(前尾繁三郎君) 森喜朗君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(前尾繁三郎君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加せられました。一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

〔本号(二)に掲載〕

○議長(前尾繁三郎君) 委員長の報告を求めます。内閣委員長徳安實蔵君。

〔徳安實蔵君登壇〕

○徳安實蔵君 ただいま議題となりました一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

○議長(前尾繁三郎君) 委員長の報告を求めます。内閣委員長徳安實蔵君。

○議長(前尾繁三郎君) 採決いたします。本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(前尾繁三郎君) 採決いたします。

○議長(前尾繁三郎君) 委員長の報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(前尾繁三郎君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

石油開発公団法の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明

○議長(前尾繁三郎君) 内閣提出、石油開発公団法の一部を改正する法律案について趣旨の説明を求めます。通商産業大臣中曾根康弘君。

〔國務大臣中曾根康弘君登壇〕

○國務大臣中曾根康弘君 石油開発公団法の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明いたします。

石油開発公団は、創立以来六年余にわたり、海外における石油、可燃性天然ガスの探鉱資金の投融資業務、開拓資金の債務保証業務等を通じて、文字どおり海外石油開発の中核的推進母体となつて活動してまいりました。

昨年来の石油危機に直面いたしましたして、石油の安定供給の確保がわが国民経済の円滑な運営の前提であることとあらためて痛感したわけでありますが、この安定供給の確保をはかる方策として最も効果的なものは、言うまでもなく、わが国企業による自主開発の推進であります。

政府といたしましては、この自主開発の推進役である石油開発公団の役割の重要性にかんがみ、来年度におきまして、その投融資規模の拡大、融資金利の大幅引き下げ等資金面での強化をはかるとともに、業務の範囲を拡大し、石油開発の一そ

昭和四十九年三月二十六日 衆議院會議録第二十号(一)

石油開発公団法の一部を改正する法律案に対する岡田哲児君の質問

六〇〇

うの推進をはかることとした次第であります。

この法律案は、石油開発公団の業務の範囲の拡大を目的とするものでありますが、その要旨は次のとおりであります。

第一に、石油開発公団の業務に、産油国国営石油会社が行なう探鉱、採取等に必要資金を供給するための資金の貸し付けを加えることとあります。

近年、産油国は、資源主権の見地から、有望鉱区をナショナルリザーブとして確保し、これを国営石油会社の手で自主開発する方式をとることが多くなつてきております。このため、わが国としても、今後、このような自主開発に協力し、見返りに石油の供給等を受けるといふ方式をとることがぜひとも必要でありますので、そのための融資を、石油開発公団の業務として追加するものであります。

第二に、「石油等」の範囲にオイルサンド及びオイルシェールを含めしめることとしたしております。オイルサンドやオイルシェールは、石油をしのぐ埋蔵量を有する石油系の未利用資源として注目され、特に、最近の原油価格の高騰によつて、その開発の経済性が現実のものとなつてまいりました。

このため、わが国としましてはぜひともその開発を急ぐ必要があり、石油開発公団の業務の対象とします「石油等」の範囲にこれらを含めしめることとするものであります。

第三に、わが国の領海と周辺大陸だににおける探鉱を、石油開発公団の投資の対象とすることとしたしております。

わが国周辺大陸だには、最も安定的で、かつ、将来性の見込まれる石油、可燃性天然ガスの供給源であり、今後急速にその開発を進める必要があり、

このため、現在では目的達成業務として助成対象となつております大陸だにおける探鉱を、石油開発公団の本来の投資対象として明確にする

とともに、従来対象外とされてきた領海内における探鉱についても、石油開発公団の投資対象とするものであります。

以上が、石油開発公団法の一部を改正する法律案の趣旨でございます。(拍手)

石油開発公団法の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明に対する質疑

○議長(前尾繁三郎君) ただいまの趣旨の説明に對して質疑の通告があります。順次これを許します。岡田哲児君。

〔議長退席、副議長着席〕

○岡田哲児君 私は、日本社会党を代表し、石油開発公団法の一部を改正する法律案について、当面する石油問題と、今後の総合エネルギー政策などを含めて、総理をはじめ関係閣僚に對し質問をいたします。

中東戦争を契機としたいわゆる石油危機は、石油が国民生活と産業活動をささえてきた基礎資源であるだけに、しかもその九九・七割を輸入にたよつてきたわが国であるだけに、そのショックもまた大きかつたのであります。だが、この石油危機はつくられたものであります。すなわち、ベトナム戦争以後、支配体制強化のためにアメリカの打つた世界戦略で、まさに仕掛け人はニクソン政権とメジャーであつたと思ひます。だが、その結果は、ガットやIMF体制に亀裂と混乱を生じさせ、その持てる機能をなくしてしまつたのであります。から、この仕掛けはまさに失敗したといえます。

一方、産油国は、テヘラン協定を一方的に破棄したように、メジャーにかつて原油価格の決定権を握り、いづれにしてもOPECの力が今後より以上に強くなつてくることは間違ひありません。そして供給制限、価格引き上げなどが、戦略として繰返し行なわれるであらうと思ひます。メジャー等の情勢によつて、わが国の政治経済が

振り回される危険と可能性がまた強くあると考へるのであります。石油問題は量や価格でもありますが、その本質は南北問題であり、産油国の立場からその国の政策をよりよく理解することにあると思ひます。

いまこそ、右顧左、顧みることなく、日本の立場を明確にする必要があり、メジャーの再建ではなく、産油国を中心として、ヨーロッパ諸国と日本が横並びに立つた形で、しかも国際協調を土合にした新しい外交路線を引き、それに沿つた外交を展開すべきだと考へております。

このような見方、考へ方に対して、政府の見解とその方針を明確にしたいのであります。(拍手)

GG原油については、最近イギリスとイランの政府間協定を見ますと、予想よりも安い一バーレル七ドル二十セントで取引が行なわれております。いづれにしても、二国間取引は時の問題であります。また、DDオイルについても、国際情勢に左右されやすいとか、価格が高いとか、一部には声がありますが、それは従来のことでありまして、産油国間に取引原油が増加するであらうことが今後考へられますと、DDオイルの取引比率は一そう増大することは確実であります。DDオイルあるいはGG原油ともに、二国間取引に積極的に乗出すべき情勢は熟しているものであります。同時に、これらに對する国内体制を整備しておくことが必要だと考へるのでありますが、これらについて答弁を求めらるものであります。

次は、安定確保であります。この法律は昭和四十二年にできたのであります。が、四十七年に一部を改正、また今回二年足らずで再度の改正が提案されているのであります。私は、今回改正されようと、それ自体を問題にしては、何回改正されよう、今日の激動する石油事情に對し、政府の適応に欠けた政策であること、見通しの甘さ、一貫した施策のないこと、これはまさに政府の責任として追及するものであります。

私は、どんなわでなく、将来に悔いを残さないようにするために、この際、石油開発公団を石油公団に改組をして、単なる融資の機関でなく、利権も含め、探鉱、開発の一元的な実施の主体とするとともに、輸入、備蓄、精製、販売までの一貫体制を確立することこそが安定確保の基本だと考へております。(拍手)

改正案の中に、産油国への直接融資をする、いわゆる融資買油方式の提案があります。この取引体制は一体どうするのですか。当然、二国間取引の国内取引体制からしても、公団自体にその取引機能を持たせるべきではないかと考へるのであります。このような体制は、フランスをはじめ、西ドイツ、イタリア等、すでに先進資本主義諸国でも多く見ることができるとであります。何ゆゑにわが国でできないのか、理解に苦しむものであります。問題は、安定した確保をするためには、継ぎはぎでないわが国の石油組織機構を確立することにあると思ひます。これには予算が伴うものと思ひますので、特に総理、大蔵、通産各大臣より納得のいく答弁をお願いする次第であります。

次は、開発についてであります。

今日の石油事情は、豊富で安い安定供給確保は期待できません。しかも、今後当分の間、エネルギーとして石油にたよらなければならぬことは、だれしも否定できないところであります。わが国は、世界最大の消費国であるにもかかわらず、安易な輸入にたよる、自主開発を全くサボつてきたことは重大であります。一九七一年、各国の開発投資を見ますと、アメリカは二十九社で一兆七千二百億ドル、イギリスは二千二百億ドル、フランスは二社で五千四百億ドル、イタリアは一社で六百八十六億ドルです。それにもかかわらず、わが国は、五十数社で四百九十四億ドルで、イタリアの一社よりも低いのであります。これだけ見ましても一目瞭然、政府の責任はまさに重大で、弁解の余地はないと思ひるのであります。

世界の油田発見率は一・五％といわれ、シェールがナイジェリアで二十年間も掘り続けて初めて発見をしているように、開発にはたいへんな費用がかかるのであります。一つ掘るのに十億円もかかり、的中率も低く、リスクが大きいのであります。すなわち、巨額な探鉱資金、高度な技術力の集中投入、情報の収集と分析力、長期に耐える持久力、先進国ですら、その国の持つ総力を結集して開発をしているのであります。それにもかかわらず、わが国は五十数社がばらばらにプロジェクトを組み方式であります。これでは企業間の競争力や総力の分散で、開発体制に逆行するものと思ひます。(拍手)自主開発に力を入れて成功させるためには、わが国でも国際石油資本のような活動機能を持った企業体系にする以外はないと考えております。すなわち、開発に関連する企業を統合させ、集約化し、それに精製部門との一貫化をはかり、活動機能を持たせた企業体系をつくることでございます。関係大臣の答弁を求めます。

次は、備蓄についてであります。

現在、四十九年末で六十日分の備蓄を確保することになっておりますが、これでもEC諸国と比べて著しく少ないのであります。さらに、四十六年、備蓄について抜本的施策の確立が本院で決議されているのであります。今日まで政府は一体何をしてきたか。その施策、方針を明らかにしていただきたいのであります。

現在、増加分を融資によって民間企業に分配備蓄をしておりますが、最近のような激しい価格の変動、コストへのね返り、備蓄タンクの立地難、非常時の放出などを考えますと、今後、民間だけの備蓄ではますます困難になると思ひます。また、わが国の大陸的な石油埋蔵量は八億トンと推定されております。十分期待のできる国内資源であります。私は、この探鉱、開発とあわせて、一部適切なところにタンクによらない備蓄として確保することができると考えております。すなわ

ち、国内石油資源は、備蓄としての発想、位置づけをすることを提起したのであります。私は、備蓄こそ最優先に国が行なうべきで、この管理運営は公団が当たるのが最も適当であると考えておりますが、これについて答弁を求めます。

次に、価格についてであります。

従来、価格は、通産省と石油連盟による価格協定によってきめられてきました。ことに、石油危機を過大に演出し、値上げ先取りのやみカルテルを結び、公取から独禁法違反として告発されました。政府は、このような中で、あわてて行政指導に名をかり値上げを行なったのであります。もともと、行政指導は法的根拠もなく、官僚独善の措置で、まことに不明朗であります。かりに行なうにしても、昨年末成立した石油二法による標準価格によるべきで、このようなことは憲法違反、国会無視であります。しかも、本来の性格上、石油は電気やガスと同じであります。よって、料金も、電気、ガス料金と同じ認可制が適当であると考えております。政府の答弁を求めます。

（拍手）

なお、この際、石油価格の見直し、石油製品価格への転嫁のあり方、やみカルテル、不当販売方法など、企業モラルのあり方、石油元売り会社の規制、石油業法の見直しなどについて、政府の考え方を明らかにしていただきたいのであります。

次に、総合エネルギー政策として、代がえ資源の開発と省エネルギー化についてであります。

このことは、緊急重要な政策課題であります。政府の政策をお尋ねするところであります。私は、省エネルギー化の転換への基本は、公害、環境破壊に連なるものを削減していくという選択的政策を実施していくことであると考えております。たとえば、輸送体系の中で、効率の高い鉄道、バス、モノレール等を優先させ、効率も低く、しかも大気汚染に通ずる乗用車を規制する、また、自動

車道路投資などは大幅に削減するといったようなことであります。石油化学につきましても、合成洗剤は粉石けんに、合成繊維は天然繊維に、プラスチック容器はガラスびんに、合成化学包装、食品添加物、化学肥料などについては、これをつくらせないというように、石油の使用を少なくすると同時に、公害、環境を守ることが重要だと考えているのであります。

政府のこれらについての施策の具体的ななされ方と同時に、この際、これを含め、総合エネルギー政策とその決意について明確に回答をしていただくことをお願いして、私の質問を終わります。(拍手)

〔内閣総理大臣田中角栄君登壇〕

○内閣総理大臣(田中角栄君) 岡田哲児君にお答えいたします。

まず第一は、国際石油情勢と外交のあり方についての御発言についてでございますが、今回の石油危機は、昨年十月の中東紛争を契機として発生したものでございますが、その背景としては、一九六〇年代から七〇年代における石油需給事情の変化、石油エネルギー需要の急速な増加や、原子力エネルギー、核融合エネルギー等石油にかわるエネルギー利用の促進、開発の状況等、種々の要因が重なっていると考えられるのであります。

いずれにいたしましても、現下の石油情勢は、単にエネルギー問題にとどまらず、世界の経済貿易、通貨に大きな影響を与える問題となっております。このため、その解決は一国のみでは困難でございます。産油国、消費国が調和ある関係の樹立にそれぞれ努力して初めて達成されるものであります。

わが国としては、かかる観点から、ワシントンでのエネルギー会議及びその後の会合に参加して、おの次第であり、今後とも産油国との実りある対話の実現につとめてまいる所存であります。

次は、開発公団を石油公団とせよとの御趣旨のようでございますが、石油開発公団は、設立以

来、民間企業に対する探鉱投資、債務保証等の業務を行ない、わが国の海外石油開発の中核的推進母体として活躍をいたしましたわけであります。

公団みずから利権取得をなし、探鉱、開発、輸入、備蓄、精製、販売まで一貫して行なうような機関に改組せよという御提案につきましては、政府と民間との分担体制のあり方を含む石油政策全般にかかわる重要な問題でございますので、慎重な検討を要するものと考えておるのであります。このため、現在、総合エネルギー調査会において進められております石油政策の見直しの一環として、本問題についても検討を加えていきたいと考えております。

次は、自主開発の推進についての御発言についてでございます。

わが国の海外石油開発は、アラビア石油株式会社のように先駆的な例はございましたが、従来、原油市場が供給過剰に推移をいたしましたこと、わが国石油業の経営基盤が脆弱であったことなどございまして、自主原油開発に着手する時点が、他の先進国に比しおくれたことは事実であります。昭和四十二年に石油開発公団が設立された以来、石油の探鉱のため八百四十八億円にのぼる投資を行なってきたわけでございますが、一般に石油探鉱には長期間にわたる努力を要し、かつ、探鉱から生産開始までの期間も長いので、これらの開発努力の成果が十分あらわれるのはなお将来のこととなるわけであります。

政府としましては、今回の石油危機を教訓として、今後自主開発の推進のため一そうの努力を傾けてまいりたいと考えておるのであります。

次は、政府の備蓄政策についての御発言でございますが、政府は、これまで四十九年度末までの三年間で十五日分原油備蓄を増強し、六十日分保有することを目途に、その達成につとめてまいりました。昨年末の石油危機に際し、この民間備蓄を取り

くずし、石油の安定供給につとめてきたことは、御承知のとおりであります。

したがって、当面目標の六十日分の備蓄を確保することに全力を傾けてまいりつゝも、ごいいますが、今後の石油備蓄のあり方等につきましても、現在、総合エネルギー調査会に検討を依頼しておりますので、その結果をまつて政府の施策をきめてまいりたいと考えております。

次は、石油の価格を法的根拠に基づく認可制にせよという御趣旨の御発言でございますが、石油製品の価格につきましては、今回行政指導を行なうこととしたのは、国際石油情勢の激変に伴い原油価格が急騰した実情を受けて、その国内物価への影響を最小限にとどめるために、緊急対策として行なつたものであります。

石油製品の価格対策は、石油をめぐり内外情勢が鎮静化するに伴い、一部国民生活に密接な関連を有するものについての配慮は残しますとしても、人為的な価格介入は極力避けて、正常な市場機能による価格形成に復することが望ましいと考えておるのであります。

残余につきましては、関係閣僚から答弁をいたします。(拍手)

〔国務大臣大平正芳君登壇〕

○国務大臣(大平正芳君) 私に対する御質疑は、石油資源の有利かつ安定した確保をはかるためには、メジャー中心からOPEC中心に政策を転換すべきでないかという意味の御質疑でございます。

石油危機につきましても、総理からお話がございましたように、資源主権が強まっておりますが、それが直接の動機ではありますけれども、その背景には、石油の需給関係が緊張してまいり、石油の需要が急速な増大を見たことを忘れてはならぬと思つております。また、御指摘のように、通貨や貿易その他世界の経済秩序を乱す要因になつておることも見がたはならぬと思つております。したがって、単に、お説のように、

メジャーかOPECかというような二者択一的な選択で問題が片づくような事態では私はないと思つております。

したがって、総理からも御指摘がございましたように、これからの資源、石油外交のあり方といたしましては、第一に、資源保有国と資源消費国との間の調和ある関係を確立してまいることが第一だと思つております。

第二には、エネルギーの保存、節約、代替エネルギーの開発等で精力的に国際協力を進めなければならぬことだと思つております。

それから第三には、貿易政策、通貨政策等での世界的な協力にわれわれも積極的に参加する、そういう点から精力的に外交を進めて国益を守らなければならぬと考えております。(拍手)

〔国務大臣福田赳夫君登壇〕

○国務大臣(福田赳夫君) お答え申し上げます。

石油開発公団を石油公団というふうな名前に改め、輸入と備蓄、精製、販売を含めて一体体制をつくるべきではないか、さような御質問でございますが、この考え方は、産業政策上も、また財政政策上も、これはかなり問題があり、慎重に検討しなければならぬ問題かと、かように存じます。

総合エネルギー調査会で、その討議の一環といたしまして十分慎重な議論を重ね、石油産業体制はどうあるべきか、こういうふうな角度から結論を出すべき問題である、かように考えております。

次に、従来の石油の自主開発に対する財政的措置は十分ではないか、かような御所見をまじえての御質問でございますが、確かに、私は、いままでの自主開発努力というものは立ちおくれおる、こういうふうな思ひます。とにかく安く豊富な石油が自由に入つてくるという体制であつた、それにあまり依存をし過ぎた、こういう面があることは、私は否定し得ないと思つております。しかし、時局は非常に変わつてきておる。その変わった時局を踏まえまして、自主開発への努力、民間におきましても、また政府におきましても、相協

力してその努力の方向を強化しなければならぬ、かように考えております。現に昭和四十九年度予算におきましても、大幅に石油開発公団の投融資の規模の拡大を行なつておる次第でございます。

次に、石油備蓄は民間にたよらずに国が行なうべきだと、こういうふうな御所見でございます。

いまは、申すまでもございせんけれども、民間が主体になつて行なつておる、国がこれを助成しておるという体制でございます。すなわち、民間が行なう備蓄設備資金融資に對しまして開発銀行が融資する、また、民間の備蓄原油代金融資につきまして石油公団が利子補給をする、そういう形でやっておりますが、はたしてこれで十分であるかどうか、さような問題につきましても、これもまた、これからの石油産業体制をどうするかという問題を審議する総合エネルギー調査会の審議の対象とし、結論を出すべき問題である、かように考えております。(拍手)

〔国務大臣中曾根康弘君登壇〕

○国務大臣(中曾根康弘君) メジャーにたより過ぎないで自主開発を強化せよという御提案には賛成でございます。ただ、国際性の非常に強い商品でございますから、にわかに、急角度に変えるわけにはまいりません。一面においては、値段がどうであるかということ。いわゆるDDオイルというものはかなり高いのであります。これは入札でやるから結局高くなつていくわけです。もう一つは、国際協調という面から、国際協調を乱すというところは、日本に對して国際的非難が出てまいります。そういう点を慎重に考えながら、二国間取引もあわせて行ないつつ、日本の自主性のある原油の獲得にさらに努力してまいりたいと思つております。

第二に、受け入れ体制の問題でございますが、これは、民間を主体にした受け入れ体制を持続していくべきであると思ひます。ただこの場合に、民間が利権はしさに醜い競争を現地で行つたり、足の引っぱり合はんかございまして、ある

いは、備蓄の問題につきまして国家がもっと乗り出すという必要性もございまして、こういう点につきましては、政府もこれを改革するように努力していきたいと思ひます。

公団法の改正については、ただいま総理からも御答弁がございました。総合エネルギー調査会の答申をまつて、よく検討してみたいと思ひます。販売や精製までやることはどうかと思ひますけれども、石油公団がもう少し積極的な仕事をさらにやり得るということは、御承知に當り提案であると考えてます。

それから、備蓄の問題でございますが、この点もすでに御答弁がございましたので簡単に申し上げますが、大体六十日を目途にやつてまいりました。それがやや達成されたときに石油危機が起りました。四月の末ではこれが約四十七日の備蓄に減退をいたしました。これをいかに回復するかということがわれわれの次の課題でございます。

値段の問題につきましては、先般石油価格を上げましたが、われわれが一番苦心したのは、この十一月、十二月にかけて石油企業が先取りでもうけたと思われのお金をいかにして完全にはき出させるかということ、あまり安くし過ぎますと、外国からの石油供給が減退いたします。これではまた心理的パニックが起ります。それをいかに調和させて、そして物価抑制に協力できるような石油の値段をきめるかという点が、一番努力した点でございます。今後ともわれわれは、石油製品をはじめ、石油の値段につきましては、極力抑制を持続していくつもりでございます。

それから、行政指導の問題でございますが、この点は、可能な限り標準価格等に移行する努力もいたしたいと思ひますけれども、石油の値段については不安定な要素が多々ございまして、一つは為替相場であります。二百九十円という、過去三カ月の平均を基準にして今度の石油の値段をきめましたけれども、いま、二百八十円前後に為替が強くなつておる場合もありますし、三カ月後の先

物は三百円という安値になっております。したがって、為替相場をどう見るか。十円為替相場が違いますと、キロリッター六百円の差が出てまいります。そういうポイントが一つ大きな問題でございまして、最近また産油国が徴徴金を要求してきております。サルファの少ないミナス原油は十ドル八十セントでございましたが、十四ドル近くの値段を最近追徴されてきつております。そういう意味で、まだ基礎が必ずしも安定していません。そういう意味から、行政指導価格でいくことはやむを得ないと思っております。

最後に、エネルギーの問題でございますが、総合エネルギー調査会におきまして、今後の日本のエネルギー供給及びバランスをどうするかということを検討してもらっております。必然的にこれは日本の産業的なセキリティの問題も十分考えなければならぬということでございます。石油あるいは水力の見直し、原子力の強化、あるいはオイルシェール、オイルサンドにまでも日本が資源の配分をする、そういうことが必要になってくると思っております。いずれにいたしましても、総合エネルギー調査会の検討をまわしまして政策をきめていきたいと思います。(拍手)

○副議長(秋田大助君) 小宮武喜君。

〔小宮武喜君登壇〕

○小宮武喜君 私は、民社党を代表しまして、ただいま趣旨説明のありました石油開発公団法の一部を改正する法律案につきまして、内閣総理大臣並びに関係諸大臣に対し、数点にわたり質問を行なうものであります。(拍手)

私は、まず初めに、今回の石油危機をもたらした政府の政治責任を追及したいと思っております。わが国の一次エネルギーは、実に七三％が石油によって占められており、しかも、その石油は九・七％を海外に依存し、わけても中東地域に入ら・七％も依存しているのが現状であります。加えて、中東地域は、イスラエルとアラブとの対

立、それにかみそ中などの思惑など、きわめて政情の不安定な地域であります。このため、一九五六年には、スエズ動乱によるスエズ運河の閉鎖や、六七年の中東六日戦争に伴うアラブ諸国の欧米向け石油輸出禁止が行なわれた経緯もありません。

したがって、政府は、わが国が欧米諸国に比べて中東地域に大きく依存している現状にかんがみ、当然、万一の場合に備え万全の対策を講じていなければならなかったはずであります。しかるに、政府は、最も重要な中東の石油情勢ですら、全く民間の情報にたより切ってきたのが現状であります。こうした政府の姿勢が、つくられた石油危機という事態をもたらした、必要以上に国民生活が大混乱におとしいれたと断ぜざるを得ないのであります。(拍手)

政府は、これに對していかなる反省をしておられるか、今後どのような政策を具体的に展開する方針であるのか、お伺いしたいと思っております。これに関連して次にお伺いしたいのが、エネルギー政策のあり方についての政府の見解であります。

歴代自民党政府は、高度経済成長を遂行するため、国内資源の開発育成を無視し、もっぱら経済性を無視したエネルギー供給構造体制をつくり上げてきたと言っても言い過ぎではないと思っております。この結果、わが国の貴重な国内資源である水力、石炭は全く顧みられず、逆に石炭に至っては減産をしいられ、一方的に閉山が進められてきたのであります。これは、石炭のガス化によって国内資源である石炭をクリーンエネルギーとして積極的に活用してきた西ドイツと対照的な施策といわざるを得ません。しかも、政府は、石油がエネルギーの中心となった以後も、金さえ出せばいつでも買えるという姿勢に終始し、長期的な展望に立ったエネルギー政策の確立を怠ってきたのであります。こうした政府の姿勢が、民間において資源買ひあさりの傾向に拍車を加え、資源保有国の

反発を受ける原因になっていたのであります。

現在、政府においては、水力の再開発、石炭の見直しなど、総合エネルギー政策の確立作業を進めていると聞きますが、今後いかなるエネルギー供給構造が望ましいと考えておられるのか、具体的に長期的展望に立つた方針を明らかにしていただきたいと思っております。

同時に、今後のエネルギー政策は、従来の高度成長を目指す産業優先の供給体制から、福祉国家建設のための国民生活向上に資する供給体制へ、根本的に転換しなければなりません。しかし、資源エネルギー庁が通産省内に設けられていること等を考えますとき、依然として政府のエネルギー政策は産業優先で進められていると言っても過言ではありません。

この際、資源エネルギー庁を昇格独立させ、名実ともに国民生活向上のためのエネルギー政策を確立する方針を打ち出すべきだと考えますが、資源エネルギー省を設置する考えがあるかないかを伺いたいと思っております。

次に、今後の石油の需給見通しについてお尋ねします。

いまや石油は高価格時代に入ったのであります。したがって、従来のように年率二〇％をこえるという石油の大量消費に歯どめを加えなければなりません。そこで、政府は一次エネルギーに占める石油の割合をどの程度までに押える方針であるのか、その目標と、それを達成するための具体的施策をこの際明らかにしていただきたいのであります。

次にお尋ねしたいことは、供給地域及び供給手段の多様化についてであります。

御承知のとおり、わが国は、石油供給の大部分を中東地域に依存し、しかも、六三・七％をメジャーの供給にたよっております。こうした供給構造は、石油の安定供給を確保する上できわめて不安定な要因となっております。

的にお尋ねします。

すでに明らかなように、中東地域に石油供給の八〇・七％を依存しているのが現状であります。政府は全体のどれくらいを中東地域に依存するのが適当と判断しておられるのか、また、新たな供給地域の確保のために具体的にどのような施策を進めておられるのか、現状並びに今後の見通しについて明らかにしていただきたいのであります。

引き続き、供給手段の多様化についてお伺いします。

現在、政府は、メジャー一辺倒の供給手段からの脱皮を目ざして、産油国との直接取引を積極的に進めております。私もその方針を支持いたしますが、それは民間まかせであってはならないと考えます。一応、政府は、DD原油の応札にあたつて高値応札を規制するなど、行政指導を講じておられますが、私は、むしろ、今後DD原油の確保を拡大するため、石油開発公団にDD原油を入手できる道を開くべきだと考えますが、いかがでありますでしょうか。

他方、政府は、供給手段の多様化を目ざし、わが国の海外自主開発を促進するため、石油開発公団を設立し、民間石油開発会社に対し技術と資金面からの援助をいたしております。しかし、わが国の海外自主開発はほとんど成功するまでには至らず、全輸入量に占める自主開発石油は、わずか一二％足らずにとどまっているのが現状であります。その反面、民間石油開発会社は相次いで設立され、現在約五十社にも及んでいるのであります。しかも、利権取得をめぐってわが国企業間に激しい過当競争が繰り返され、諸外国に資源あさりに狂奔する日本という悪い印象を与えています。こうした民間石油開発会社の乱立に対して、政府はいかなる方針で臨もうとしているのか。私は、この際、現在の一プロジェクト企業方式を改め、民間石油開発各社の協調体制を強化すべきであると考えますが、政府の見解はいかがでありますか。

ましようか、お伺いします。(拍手)

同時に、今後わが国企業間の利権取得をめぐる過当競争をなくするため、石油開発公団に鉱区を取得する権利を与えるようにすべきであると考えますが、実施するお考えはありますか。

また、昭和六十年度までに自主開発石油の比率を全体の三割まで高める方針を今後維持するおつもりか、また、その目標を達成できると確信しておられるのか、いかなる根拠で達成できるのか、明らかにしていただきたいと思ひます。

次に、石油の備蓄問題についてお伺いします。

政府は、四十九年度には六十日分の備蓄水準を達成することを旨として、民間企業に対し長期低利融資などの財政措置を講じておられますが、今回の石油危機によってその方針は根柢からくつがえされておられます。同時に、備蓄対策の強化がいかに重要であるかが、事実をもって証明されたと思ひます。したがって、政府としても備蓄対策の強化を今後進められると思ひますが、具体的にいかなる強化策を推進するおつもりか、明らかにしていただきたいと思ひます。

また、備蓄量にしましては、六十日分では、供給不安から国民の混乱を守るには心もとないといわざるを得ません。私は少なくとも欧州並みの九十日分の備蓄確保を目ざすべきだと考えますが、政府の方針をお聞かせ願ひたい。

さらに、備蓄体制でありまするが、現在のように全く民間依存であつてはならないと思ひます。私には、一定量は公的機関によつて備蓄し、供給不安に際して、すみやかに、しかも安く国民に供給する体制をつくるべきだと考えます。(拍手)

そこで、石油開発公団に、DD原油の入手とあわせて、備蓄できる道を講ずべきだと考えますが、政府の見解をお尋ねし、私の質問を終わります。(拍手)

〔内閣総理大臣田中角栄君登壇〕
○内閣総理大臣(田中角栄君) 小宮武喜君にお答

えいたします。

まず第一は、過去のエネルギー政策についてでございますが、国際収支上の問題、また、国際収支上の制約等もございまして、経済性に重点を置くのあまり、自主開発、国際共同開発への参加、開発権利の取得などにあたりまして、慎重にすぎたきらいがあります。エネルギー問題につきましましては、総合的、長期的な視野に立つて、誤りなき施策を進めてまいりたい、こう存じます。

第二の問題は、石油情報の収集体制等についての御発言がございましたが、石油政策に万全を期する上で、国際的な石油情勢に関する情報を迅速かつ正確に入手することがきわめて重要なことは、御指摘のとおりでございます。従来から政府におきましては、民間企業の情報のみならず、広く在外公館を通ずるのほか、ジュネーヴや石油開発公団等の海外事務所なども通じて、相手国政府、関係公団、企業等の情報を収集いたしまして、OPEC等の国際機関の場や国際的資源関連企業等との接点による情報及び意見の交換を幅広く行なつており、さらに国内外の文獻及び信頼できる各国の資源問題専門家から最新の個別情報の収集にとめておるわけでございます。今後とも一層の努力を傾け、正確かつ迅速な情報の収集をはかつてまいらねばと考へておるわけでございます。

総合エネルギー政策についての御発言でございますが、まず、石油につきましましては、海外資源の自主開発をはじめ、わが国周辺大陸架の開発を強力に推進いたしてまいりたいと考へます。また、電力につきましましては、原子力発電の積極的な推進、多目的ダムを利用した水力発電所の建設及び既存ダムの再開発を推進いたしますほか、地熱発電の開発及び活用、液化天然ガスの導入促進をはかつてまいりたいと考へております。さらに、わが国のエネルギー供給の長期安定化をはかりますために、核融合の技術開発をいたしますとともに、太陽エネルギー、地熱エネルギー、合成

天然ガス、水素エネルギー等の豊富かつ無公害の新エネルギー技術の開発を、ナショナルプロジェクト、サンシャイン計画といたしまして昭和四十九年度から発足をさせ、推進することとしておるわけでございます。

これらのエネルギー供給の位置づけ及び確保の具体的な方針につきましては、現在、政府の諮問機関でございます総合エネルギー調査会等の場で審議を願つておるわけでございますので、この審議の結果をまづ具体的な推進を考へてまいりたいと考へるわけであります。

資源エネルギー省を設置してはどうかという御発言でございますが、一つの見識だと思ひます。しかし、政府は、昨年七月、通商産業省が分離して所掌してまいりました石油政策、石炭政策、電力・ガス政策、原子力政策、海洋開発政策等を統合いたしまして、資源エネルギー庁を設置し、長期的かつ国際的な観点に立つて、総合的な資源エネルギー政策を推進いたしておるわけでございます。

総合エネルギー政策の実施にあたりましては、通商貿易政策との整合性、産業政策との一体化等、関係部局との密接なる連絡調整を要する事項が多いのでございます。しかも、これを効率的に処理することが要請されておることは申すまでもないことでございます。したがって、現行の局としての資源エネルギー庁を置く体制が適当であると考へておるわけでございます。

しかし、これらの行政機関の問題は、世界的にもいろいろな企画もございまして、現に行なわれておるものもございまして、事態に即応できるような、効果のあげられるような問題に対しては、絶えず勉強してまいりたいと考へておるわけであります。

以上。(拍手)

〔国務大臣大平正芳君登壇〕
○国務大臣(大平正芳君) 石油情報につきましましては、総理からお話ございましたが、私も、情

報の収集、解明、活用、広報等につきましまして、可能な限り努力をしてみたいと思ひます。

この経済危機に際しましては、ほかの消費国と比べまして決して不利な待遇は得ておるわけじやございません。われわれは、武器を輸出することもなく、あるいは兵員の訓練等のようなサービスを供与することなくして友好国の地位を確保しておるわけでございますから、その意味でわが国の外交も評価していただきたいと思ひます。

しかしながら、在外公館の要員の整備、通信回線の整備等につきましては今後一層努力いたします。また、資源保有国に対する経済、技術、文化等の協力も進めまして、御期待にこたえたいと考へております。(拍手)

〔国務大臣中曾根康弘君登壇〕

○国務大臣(中曾根康弘君) エネルギー政策を福祉型安定構造に持つていけという御議論には、私も賛成でございます。今回、電気料金に關しまして調査会から中間答が出ましたが、私はあの方向は正しいと思ひます。そういう意味におきまして、民生と福祉を重視する、そして省資源、省エネルギーの方向へ国の産業構造を持つていく、そういう政策を推進してまいりたいと思ひます。

いままでのエネルギー政策の反省をいわれましたが、おっしゃるとおり、中東地方に約八〇％、特にアラブから四三〇の石油の供給を受けておりました。多分に偏在していたきらいがございます。これを直すために、シベリアあるいは南米あるいはオーストラリア、各地にエネルギー源を求めまして、安定構造の供給型に変えてまいりたいと努力しているところでございます。

それから、六十年までに三〇％自主開発原油を獲得するという方針は、かつてエネルギー調査会で定められた方針でございますが、鋭意このために努力してまいりましたが、最近情勢が著しく変わりまして、産油国が、いわゆるパーティションと称して、参加してまいり、あるいは国有化が非常に進んでおります。こういう新しい

変化を踏まえまして、できるだけ自主性を持った油を獲得するという方針で進んでいきたいと思っております。

公団の改組につきましては、すでに御答弁申し上げました。

民間が乱立しているという点は、確かに御指摘のとおりでございますが、最近では、各民間の中におきましても統括会社のようなものができまして、順次調整をしようという心がまえでございます。これらの統括会社を活用いたしまして、秩序ある石油の獲得という方向に進めてまいりたいと思っております。

備蓄につきましては、九十日を目標にして、再びわれわれは力強く努力を開始していききたいと思っております。

資源エネルギー省の設置につきましては、ただいま総理が御答弁申し上げましたとおり、目下つくる意思はございません。(拍手)

○副議長(秋田大助君) これにて質疑は終了いたしました。

午後二時四十二分散会

出席国務大臣

内閣総理大臣 田中 角榮君
外務大臣 大平 正芳君
大蔵大臣 福田 赳夫君
通商産業大臣 中曾根康弘君
運輸大臣 徳永 正利君
自治大臣 町村 金五君
国務大臣 小坂徳三郎君

出席政府委員

内閣法制局長官 吉國 一郎君

○朗読を省略した議長の報告

(報告書受領)

一、去る二十三日、内閣から次の報告書を受領した。

昭和四十八年度第二・四半期における国庫の状況

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る二十二日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

地方行政委員

辞任

補欠

法務委員

辞任

補欠

大蔵委員

辞任

補欠

内閣 清君
大西 正男君
奥田 敬和君
野田 毅君
村岡 兼造君
宮田 早苗君
小沢 一郎君
塩崎 潤君
田中 覚君
河本 敏夫君
千葉 三郎君
中垣 國男君
片岡 清一君
田中 修一君
竹中 拓君
山崎 三郎君
宮田 早苗君
小沢 一郎君
塩崎 潤君
村岡 兼造君
田中 覚君
河本 敏夫君
千葉 三郎君
中垣 國男君
片岡 清一君
田中 修一君
竹中 拓君
山崎 三郎君

社会労働委員
辞任
大西 正男君

辞任

補欠

加藤 紘一君
瓦 力君
小林 正巳君
住 栄作君
高橋 千寿君
江崎 真澄君
越智 通雄君
大西 正男君
奥田 敬和君
野田 毅君
大西 正男君
越智 通雄君
加藤 紘一君
高橋 千寿君
住 栄作君
瓦 力君
小林 正巳君

農林水産委員

辞任

補欠

島田 安夫君
稲富 稔人君
河本 敏夫君
小宮 武喜君
河本 敏夫君
小宮 武喜君
島田 安夫君
稲富 稔人君

商工委員

辞任

補欠

越智 通雄君
宮田 早苗君
丹羽喬四郎君
内海 清君
越智 通雄君
宮田 早苗君

運輸委員

辞任

補欠

井原 岸高君
國場 幸昌君
關谷 勝利君
宮崎 茂一君
加藤 紘一君
片岡 清一君
中村 弘海君
羽田 孜君

予算委員

辞任

補欠

松岡 松平君
島田 安夫君

渡辺 栄一郎君
安里積千代君
島田 安夫君
關谷 勝利君
宮崎 茂一君
稲富 稔人君
安里積千代君

渡辺 元三郎君
中尾 宏君
吉永 治市君
千葉 三郎君
中垣 國男君
波辺 紘三君
渡辺 元三郎君

決算委員

辞任

補欠

波辺 元三郎君
中尾 宏君
吉永 治市君
千葉 三郎君
中垣 國男君
波辺 紘三君
渡辺 元三郎君

(特別委員辞任及び補欠選任)

一、去る二十二日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

公害対策並びに環境保全特別委員
辞任
米原 昶君
山原健二郎君
米原 昶君

辞任

補欠

上田 茂行君
三枝 三郎君
山崎 拓君
愛野興一郎君
河野 洋平君
安田 貴六君
上田 茂行君
河野 洋平君
三枝 三郎君
山崎 拓君

辞任

補欠

愛野興一郎君
河野 洋平君
安田 貴六君
上田 茂行君
河野 洋平君
三枝 三郎君
山崎 拓君

(議案提出)

一、去る二十二日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

農業振興地域の整備に関する法律の一部を改正

昭和四十九年三月二十六日 衆議院會議録第二十号(一) 朗読を省略した議長の報告

する法律案

(議案受領)

一、去る二十二日、参議院から受領した内閣提出法案は次のとおりである。

肥料価格安定等臨時措置法の一部を改正する法律案

一、去る二十三日、予備審査のため内閣から送付された次の議案を受領した。

大気汚染防止法の一部を改正する法律案

(議案付託)

一、去る二十二日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第八三三号)

所得税法の一部を改正する法律案(山田正昭君外三名提出、衆法第八号)

国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第二六号)

以上二件 大蔵委員会 付託

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律及び原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第二四号)

雇用保険法案(内閣提出第四二二号)

以上二件 社会労働委員会 付託

肥料価格安定等臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第六〇号)(参議院送付)

農林水産委員会 付託

一、去る二十三日、予備審査のため内閣から送付された議案は次の委員会に付託された。

大気汚染防止法の一部を改正する法律案(内閣提出第八五号)(予)

公害対策並びに環境保全特別委員会 付託

(議案送付)

一、去る二十二日、参議院に送付した内閣提出法案は次のとおりである。

沖繩振興開発特別措置法の一部を改正する法律案

中小企業信用保険法の一部を改正する法律案

一、去る二十二日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

所得税法の一部を改正する法律案(山田正昭君外三名提出)

(審判書受領)

一、去る二十二日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員木原実君提出成田空港のアクセス(陸上交通)に関する質問に対する答弁書

衆議院議員玉置一徳君提出行政指導による価格設定に関する質問に対する答弁書

成田空港のアクセス(陸上交通)に関する質問

主意書

右の質問主意書を提出する。

昭和四十九年二月二十八日

提出者 木原 実

衆議院議長 前尾繁三郎殿

成田空港のアクセス(陸上交通)に関する質問

問主意書

「新東京国際空港成田」と題する英文パンフレットが新東京国際空港公園(以下「空港公園」といふ)により刊行されている。

この中で、空港公園は、成田空港の欠陥の主たるものは、この空港が、都心から六十六キロメートルの距離に位置していることだと指摘している。更にかかる欠陥は、高速自動車道と高速鉄道網の建設により克服されると主張している。

高速自動車道として、首都高速九号線(箱崎・辰巳)、首都高速湾岸線(辰巳・市川)、東関東自動車道(鹿島・市川・宮野木・成田)及び新東京国際空港線(成田・空港)が予定され、高速鉄道網として成田新幹線(東京・空港)が予定されているが、このいずれもが、当面、全線使用開始の見通しはない。

しかるに、これらの事情を十分知りながら、空港公園総裁今井榮文氏は公然と開港は年内である

と発言している(本年一月二十三日、成田市での記者会見)。欠陥をもつた成田空港をそのまま新東京国際空港として開港せしめることは、我が国と諸外国との関係に重大な影響をもたらす。新東京国際空港はその名の通り、国際空港として機能されるべきものであつて、その設置及び運用に当たつては、いささかも我が国の国際信用を下落せしめるようなことがあつてはならないと考えている。

そこで、以下、成田空港のアクセス及びこの面からの新東京国際空港としての成田空港の適否について若干の質問を提起したい。誠実、正確、簡潔な回答を期待する。

一 自ら指摘した欠陥を放置したまま成田空港の開港を主張する人物が、空港公園総裁として適任であるとする理由を明らかにされたい。

二 都心と成田空港を直結する専用道路の建設状況に關して、首都高速九号線(箱崎・辰巳)、首都高速湾岸線二期区間(辰巳・浦安)、首都高速湾岸線四期区間(浦安・市川)及び東関東自動車道(鹿島・市川・宮野木)の各々について、以下の事項につき明らかにされたい。

(1) 必要となる用地の確保されている割合について

(2) (1)で未収用の用地があればその理由及び用地取得の見通しについて

(3) 沿線住民による反対があれば、その地域名及び反対の理由について

(4) 沿線自治体の了解が得られていなければ、その自治体名及びその理由について

(5) 供用開始の時期及びその見通しについて

(6) 輸送能力について

(7) 建設及び管理の責任者について

(8) 総需要抑制にかかわる政府の方針による影響について

(9) 建設費の総額について

四 成田空港のアクセスとして本来第二次的な輸送機関としてあつた京成電鉄と国鉄在来線の二つの鉄道輸送及び首都高速六号線、同七号線及び京葉高速を東関東自動車道(鹿島・宮野木・成田)に結ぶ道路輸送による方法が、未完成の高速輸送機関の代替として用いるとされている。成田空港のアクセスとして本格的に用いるには、このいずれにも本質的な問題があることは、その建設の目的からして明らかである。

政府は、かかる代替輸送手段を成田空港のアクセスとして用いることとどのような問題が生ずると考えているか。この時点での政府の認識能力を明らかにしておきたい。問題がないとするなら何も高速輸送機関を新たに作る必要はなからう。

五 京葉道路の混雑緩和対策として、原木・落張間の湾岸道路(一般道路部)の整備を急いでいるとのことである。この件に關して、以下の問いに答えられたい。

(8) 建設及び管理の責任者について

(9) 総需要抑制にかかわる政府の方針の影響に

ついて

00 建設費の総額について

三 都心と成田空港とを短時間で結ぶ高速鉄道として不可欠のものとして主張される新幹線について、以下の事項につき明らかにされたい。

(1) 必要となる用地の確保されている割合について

(2) (1)で未収用の用地があればその理由及び用地取得の見通しについて

- (1) かかる湾岸道路の整備により、京葉道路の混雑が緩和され、渋滞がなくなるならば、その理由を明らかにされたい。
- (2) 渋滞の存在と潜在需要との関係について、どのような認識を持っているか。
- (3) かかる湾岸道路(一般道路部)の整備が完了する時期はいつか。
- 六 京葉道路につらなる首都高速七号線と同六号線の予想される混雑、渋滞の状況及びその原因と対策を明らかにされたい。
- 七 空港利用人員(旅客、送迎客、見学者、従業員、その他)の往來を道路輸送と鉄道輸送に対して、どのように振り分けて考えているのか。
- 路線バス(箱崎、空港)、マイカー、京成特急、京成急行及び国鉄在来線に於いて、昭和五十年から同五十五年にかけて、年度毎にそれぞれの輸送人員を明らかにされたい。
- 八 国鉄在来線(総武線快速電車)と連絡バスによる輸送について、以下の問いに答えられたい。
- (1) 津田沼、千葉間の複々線化工事の完成なくして快速電車は最大何列車の運転が可能となるか。
- (2) 快速電車の成田駅到着後、連絡バスは一列車につき何人乗りバスが何台必要となるか。
- (3) 快速電車の成田駅到着後に出る最後の連絡バスはこの快速電車の到着の何分後か。
- (4) 連絡バスは国鉄成田駅からどのような経路をへて空港へ到着するのか、また、所要時間はどれほどか。
- (5) かかる連絡バスを成田市内道路を通過させることにより成田市民の日常生活はどのような影響が出ると考えているか。
- 九 京成電鉄による輸送について、以下の問いに答えられたい。
- (1) 空港駅とターミナルビルとの距離が、およそ一キロメートルあると聞く。利用客を歩かせるつもりか、連絡バスでも運転するつもりか。

- (2) 空港駅とターミナルビル間の連絡のための所要時間は最悪の場合何分か。
- (3) 一日片道十九本の空港特急をノンストップで走らせ、更に急行電車等を走らせることにより一日片道四万人の輸送力があると豪語されるが、かかる事態の発生せしめることにより、日常的に京成電鉄を利用して沿線住民及びその関係者はどのような影響を受けると考えられるか。
- (4) 空港駅を終着とする急行電車は一日に片道何本運転されるか。
- (5) 青砥、津田沼間が過密ダイヤになる心配はないか。
- (6) 空港特急や空港急行のため待避せられることにより、沿線利用客はどの程度所要時間が平均的に増加すると考えられるか。
- 十 道路輸送による所要時間は不安定であり、比較的確実な輸送時間を保証する鉄道輸送、とりわけ京成電鉄の空港特急ですら空港駅からターミナルビルまでの所要時間を合わせて考えるとアクセスに要する時間は二、三時間になるとするのが当を得たものといえよう。以下の問いに答えられたい。
- (1) アクセスタイムに二、三時間が必要とされるかぎり、成田空港は、新東京国際空港と呼ぶよりも千葉国際空港と称すべきではないか。
- (2) 例えば羽田から国内線で大阪国際空港へ行って国際線に乗る方が容易で、かつ、速いとは考えられないか。千葉空港を国際空港とした場合はどうか。
- (3) 成田空港が千葉国際空港であるかぎり、既に締結されている航空協定の対象外であり、また最近話題の日中航空協定の対象外となるが、政府の考えはどうか。

昭和四十九年三月二十二日
内閣総理大臣 田中 角榮
衆議院議長 前尾繁三郎殿
衆議院議員木原実君提出成田空港のアクセス(陸上交通)に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。
〔別紙〕
衆議院議員木原実君提出成田空港のアクセス(陸上交通)に関する質問に対する答弁書

一について
新東京国際空港(以下「新空港」という。)開港時の新空港・都心間の旅客等の輸送対策としては、鉄道、道路の整備を行っており、当面の輸送需要に対処することができると考えている。

二について
都心と新空港間の専用道路の建設状況は、次表に示すとおりである。

質問事項 (1)及び (2)	首都高速九号線 (箱崎、成田) (箱崎、成田)	首都高速湾岸線一期 (浦安、市川) (浦安、市川)	東関東自動車道鹿島線 (市川、宮野木)
(3) 江東区辰巳団地に おいて、騒音公害 等を理由とする反 対があつたが、一 部構造変更を行 う等により住民の 了解を得られる見 込みである。	特になし	同上	同上
(4) 沿線自治体の了解 を得ている。	同上	同上	同上
(5) 昭和五二年に供用 開始することを予 定している。	同上	昭和五三年に供用 開始することを予 定している。	同上
(6) ピーク交通量の時 分と予測される。	片側で一時間当 たり約六、〇〇〇台 である。	同上	同上
(7) 片側で一時間当 たり約四、四〇〇台 である。	同上	同上	同上
(8) 首都高速道路公園 若干の影響は受け ると思われ、建設 を進め、計画的に促 成させる予定で ある。	同上	同上	同上
(9) 約二七〇億円	約四六〇億円	約三四〇億円	約六二〇億円

三について

- (1) 東京・新空港間約六五キロのうち約三キロ、全体の約五％である。なお、このほかに一部道路等の公共用地の利用を考へており、これらは全体の約二八％程度存在する。
- (2) 地元の反対等により用地交渉まで至らない現状であり、今後は地元自治体等との話し合いを進め、用地を取得しようとする努力をしたい。
- (3) 及び(4) 沿線住民による反対がある地域は、江東区、江戸川区、浦安町、市川市、船橋市等であり、したがって了解が得られていない沿線自治体はこれらの市、町等のほか東京都、千葉県がある。その反対理由は、公害、区画整理計画との関係、地元メモリットがない等である。
- (5) 供用開始の時期は、昭和五一年度を予定しているが、着工がかなり遅れているので、今後地元自治体等との話し合いを積極的に進めてできるだけ早く着工しようとする努力をしたい。
- (6) 一二両編成一日一〇〇往復、平均乗車効率七〇％とすれば、一日片道の輸送能力は七六、〇〇〇人となり、将来にわたつての輸送能力としては十分であると考へられる。なお、開業当初は六両編成を予定している。
- (7) 建設は日本鉄道建設公団、完成後の営業は日本国有鉄道である。
- (8) 昭和四十九年度は用地確保のための協議等を積極的に進めたいと考へているので、建設に対する影響は少ないものとして考へている。
- (9) 約二、〇〇〇億円(車両費を除く)。

四について

新空港の開港時における都心との輸送手段は、鉄道については国鉄総武、成田線及び京成電鉄、道路については首都高速七号線、京葉道路、東関東自動車道鹿嶋線、新東京国際空港線を予定している。高速輸送機関は、開港後における将来の交通量の増加に対処するため建設を進めるものである。

五について

- (1) 及び(2) 京葉道路は、区間により、現在一日当たり五〇、〇〇〇台〜一〇六、〇〇〇台の交通量がある。
- 特に混雑の激しい区間は、厚木インターチェンジから幕張インターチェンジ間約八・五キロメートルであり、この区間の交通量は、一日当たり八八、〇〇〇台である。
- また、新空港が開港された場合、予想される増加交通量は、一日当たり約一四、〇〇〇台であるが、これが、すべて京葉道路を通過するとすれば、京葉道路の原木と幕張間の交通量は一日当たり約一〇二、〇〇〇台となり、混雑は一層激しくなる。
- 一方、湾岸道路の原木と幕張間が完成した場合、特に千葉市内と東京都内を結ぶ交通を中心に一日当たり約二〇、〇〇〇台が京葉道路から湾岸道路へ転換するものと予想される。したがって、京葉道路の原木と幕張間の交通は、一日当たり約八二、〇〇〇台となる。現在よりやや混雑が緩和された状態となる。
- (3) 湾岸道路の原木と幕張間のうち、船橋地区片側二車線については、既に供用を開始しているが、残余の部分についても引き続き埋立計画、土地利用計画等につき関係地方公共団体との調整を図りつつ、昭和五〇年の供用を目途に用地買収、工事を促進することとして考へている。

六について

新空港の開港によつて発生する自動車交通量として、首都高速道路では一日当たり約一四、〇〇〇台の増加が予想されるが、これによる交通状況は、下り線(都心から空港)については渋滞が発生することなく走行し、上り線(空港から都心)については、首都高速都心環状線の交通容量等から江戸橋インターチェンジ及び錦糸町料金所を中心に渋滞が発生することが予想される。

七について

この対策としては、利用者への的確な情報を提供するほか、必要に応じてランプの流入制限を行うなど、交通管制システムの適切な運用を図つてまいりたい。

八について

新空港・都心間の道路輸送と鉄道輸送との割合は、最近の交通手段意向調査等から予測するとおおむね五対五となる。輸送機関別の輸送人員については、旅行目的、確実性、利便性、所要時間その他の理由によつて輸送機関の選択がなされ、これはアクセス条件により変動するものである。昭和五〇年度について一応の予測をすれば次のとおりである。なお、昭和五五年度の一日片道輸送人員は、約六〇、〇〇〇人と推計している。

九について

昭和五〇年度(一日片道)

鉄道(バスを含む) 乗用車 計

一、八〇〇人 八、〇〇〇人 二、六〇〇人 一、八〇〇人

八について

- (1) 津田沼・千葉間線増設工事完成までの段階では、東京・千葉・成田間の快速電車(東京・千葉間快速電車の延長運転として対処する)の運転は約三〇往復が可能であるが、夏期輸送等季節変動が大きい房総方面への輸送及び千葉附近の沿線開発に伴うローカル列車増発余力を勘案した場合、当面成田快速電車の設定は一五〜二〇往復程度とするのが適当であると考へている。
- (2) 快速電車利用の新空港行旅客は電車ごとに異なることと考へられるが、国鉄の成田駅と新空港間のバス輸送としては、国鉄が一七往復(乗車定員七六八人)、千葉交通株式会社が一・五往復(乗車定員八三八人)の免許申請を行っている。
- (3) 申請者は、電車到着五分後に旅客の乗車もれ等のないように連絡バスを運行するよう計

十について

- (4) 現在申請中の経路は、国鉄の成田駅から成田山前を経て都心計画道路を経由し、一般国道五一号線、一般国道二九五号線、新空港内道路を経て旅客ターミナルビルに到着することとしている。また、国鉄バスは復路について経路の一部変更し、一般国道五一号線から成田市役所前、京成成田駅を経由して国鉄の成田駅に至ることとしている。なお、所要時間は、往路一八分から二五分、復路一五分から二五分を予定している。
- (5) 関係公安委員会とも連絡のうえ、市民生活に悪影響を及ぼさないよう十分配慮してまいりたい。

九について

- (1) 成田空港駅と旅客ターミナルビル間のバス輸送については、現在、成田空港交通株式会社から免許申請がなされているところでもあり、新空港の開港時期も勘案のうえ適切な措置をとつてまいりたい。
- (2) 前記の申請では、成田空港駅から旅客ターミナルビルまでの所要時間を五分から七分と予定している。なお、バスの円滑な運行については、関係機関とも連絡のうえ、適切な措置をとつてまいりたい。
- (3) 現在新空港開港時のダイヤは検討中であるが、ダイヤ設定の考え方としては、特急運行については、通勤通学輸送を阻害することのないように、また、急行運行については、現在の成田または佐倉発着のものを成田空港駅まで延長することにより現在の京成線利用者に影響の生じないように、それぞれ配慮していく所存である。
- (4) 急行は、現在のダイヤによれば成田着六九本、佐倉着二六本となつており、このうち五〇ないし六〇本程度を成田空港駅まで延長運転する計画を検討しているところである。
- (5) 特急運行については、ラッシュ時をできる

だけ避けるとともに、急行運行については、現在以上の本数としなない考え方で検討しており、過密ダイヤになるおそれはないと考える。

(6) 急行運行については、通勤通学輸送を阻害することのないよう現在の急行を成田空港駅まで延長する計画を検討しており、したがって電車の増発には至らず、待避の関係については従来と変わらないものと思われる。特急運行については、追越箇所を五駅程度とし、同一電車が再度追い越されることはなく、また、特急に追い越される電車の待避時間は、ごく僅かとする考え方をとって検討しており、沿線利用者、特に通勤通学者の平均的所要時間の増加はほとんど生じないものと思われる。

十について
新空港は、首都圏の国際的な表玄関として計画されたものであり、御質問のごとき航空協定の問題は生じることではない。

行政指導による価格設定に関する質問主意書
右の質問主意書を提出する。

昭和四十九年三月十五日

提出者 玉置 一徳

衆議院議長 前尾繁三郎殿

行政指導による価格設定に関する質問主意書

書
政府は、物価抑制の見地から、行政指導による価格設定を行おうとしているが、その合法性についてはこれを否定せざるを得ないと思われる。よって、次の諸点につき、政府の見解をただしたい。

一 法治国家においては、「法治主義の原則」に従い、行政は法律に基づき、法に従って行うのが原則である。すなわち、行政は法の下における国家活動であり、「法律による行政」とか、「行政

における法律の支配」というのは、このことを意味している。

政府は、この「法治主義の原則」を厳守して行政運営に当たるべきであると考えらるがどうか。

二 特に、国民の権利義務に関する行政権の発動、換言すれば国民に義務を課し、その自由を制限するなど、国民に基本的権利を制約する行政作用は、すべて法律にその根拠を有し、法律の定めるところに従って行われなければならない。

従って、行政指導によつて相手方たる国民に不利益を課することは違法であると考えらるがどうか。

三 行政指導は、行政機関が一定の行政目的を達成するために、私人又は公私の団体に對して、勧告、警告、助言、指導などの非権力的、任意的手段をもつて働きかけ、相手方の任意の協力を得て、望ましいと考えられる一定の方向に相手方を誘導し、同調させる行為をさすものとみられ、行政機関の所管事務を定めた各省設置法にその根拠を求め得るものと解せられる。

しかしながら、行政指導は、各省設置法にその根拠を求め得るとしても、各省設置法は行政機関の所管事務の範囲及び権限を定めたものにすぎないから、各省設置法の規定を根拠として、行政指導によつて国民に不利益を課することは違法であると考えらるがどうか。

四 行政指導はこれによつてなら相手方を拘束する力を持つものではないから、行政指導によつて価格設定を行い、企業の価格決定の自由を制限しようとする場合は、法治主義の原則に照らして違法である。

もし、このような行政運営が権力を背景に平然と行われ、国民が無理やりこれに従わなければならないとするならば、権威主義的行政処理を容認することとなり、官尊民卑、官僚独善の傾向を強め、「法治主義の原則」は空文化するのみならず、立法に対する行政の優位が横行する

ことになると考えるがどうか。

五 内閣法制局の見解は、「行政指導による価格設定はやむを得ないものと考えられる。」としているが、これは法律を故意に曲解するものである。

従って、正しい行政運営の在り方としては、行政によつて価格設定を行うためには、国民生活安定緊急措置法に基づき速やかに標準価格を設定すべきであると考えらるがどうか。

昭和四十九年三月二十二日

内閣総理大臣 田中 角榮

衆議院議長 前尾繁三郎殿

衆議院議員玉置一徳君提出行政指導による価格設定に関する質問に對し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員玉置一徳君提出行政指導による価格設定に関する質問に對する答弁書

一について

いわゆる「法治主義の原則」を行政運営の基本とすべきことは、当然であると考えらる。

二及び三について

いわゆる行政指導は、国民の権利を制限し、又は国民に對して義務を課するような法律上の強制力を有するものではなく、行政庁がそれぞれの設置法によつて与えられた任務を遂行するためにその範囲内で、相手方の任意の協力を得て行うものであるから、違法の問題は生じないと考える。

四及び五について

昭和四十九年三月十二日の衆議院予算委員会において発表した政府見解では、「価格に関する行政指導を行うことは必要やむを得ないものと考えられる」と述べているが、その趣旨は、貴質問主意書の三の第一段において述べておられるような意味の行政指導を価格に關して行う

ことが、物価抑制が現下の最大の国民的課題であることを考慮すれば、必要やむを得ないとしているのであつて、あくまでも相手方の任意の協力を前提とするものであるから、もとより違法でないばかりでなく、「法治主義の原則」にも反するものでないと考えらる。

なお、今回行われた石油製品の価格対策についていえば、原油価格、需要の動向等の価格決定要因が極めて流動的で今直ちに標準価格を定めることは困難なので、とりあえず行政指導によることとしたものであり、このうち国民生活に密接な関係を有する品目については、今後の情勢を見まもりつつ、適当な時期に標準価格に移行するよう努力することとしたしたい。

右答弁する。

昭和四十九年三月二十六日 衆議院會議録第二十号(一)

六一〇

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

号外 昭和四十九年三月二十六日

第七十二回 衆議院會議録 第二十号(二)

〔本号(一)参照〕

地方税法の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

昭和四十九年二月十二日

内閣総理大臣 田中 角榮

地方税法の一部を改正する法律

地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

目次中「第五節 電気ガス税」を「第五節 電気税及びガス税」に改める。

第五条第二項中「左に」を「次に」に、「但し」を「ただし」に改め、同項中第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、同項第五号中「電気ガス税」を「電気税」に改め、同号の次に次の一号を加える。

六 ガス税

第十六条の三第一項中「第五号」を「第六号」に改め、同項中第七号を第八号とし、第四号から第六号までを一号ずつ繰り下げ、同項第三号中「電気ガス税」を「電気税」に改め、同号の次に次の一号を加える。

四 ガス税

昭和四十九年三月二十六日 衆議院會議録第二十号(二) 地方税法の一部を改正する法律案

第二十三条第一項第四号中「第四十二條の四」を「第四十二條の三」に改める。

第二十四條の三第一項中「信託を含む。」の下に「及びこれらに類する外国の信託」を加える。

第二十四條の五第一項第三号中「四十三万円をこえる」を「五十万円をこえる」に改める。

第三十二條第四項中「もつぱら」を「専ら」に改め、同項第一号中「十七万円」を「二十万円」に改める。

る。

第三十四條第一項第一号及び第二号中「こえる」を「超える」に改め、同項第五号中「割りもどし金」を「割戻金」に、「割りもどし」を「割戻し」に、「こえる」を「超える」に改め、同号ハ中「行なう」を「行う」に改め、同項第六号中「十二万円」を「十三万円」に改め、同項第六号中「十六万円」に改め、同項第七号から第九号までの規定中「十二万円」を「十三万円」に改め、同項第十号中「十五万円」を「十八万円」に改め、同項第十一号中「十二万円」を「十四万円」に改め、同項第十一号中「十六万円」に改め、同条第二項中「十六万円」を「十八万円」に改め、同条第三項中「十四万円」を「十六万円」に改める。

第三十六條第一項中「漁獲若しくはのりの採取から生ずる所得、原稿若しくは作曲の報酬による所得又は著作権の使用料による所得」を「漁獲から生ずる所得、著作権の使用料に係る所得その他の所得で年々の変動の著しいもののうち政令で定めるもの」に、「こえる」を「超える」に改める。

るもの」に、「こえる」を「超える」に改める。

第五十一條第一項中「百分の五・六」を「百分の五・二」に、「但し」を「ただし」に、「こえる」を「超える」に、「百分の六・六」を「百分の六・二」に改める。

第七十二條の三第一項中「但し」を「ただし」に改め、「信託を含む。」の下に「及びこれらに類する外国の信託」を加える。

第七十二條の十四第一項中「特別の定」を「特別の定め」に、「除く外」を「除くほか」に、「但し」を「ただし」に、「第四十二條の三」を「第四十二條の二」に、「行なう」を「行う」に、「第七十二條の十七第一項但書」を「第七十二條の十七第一項ただし書」に、「基づく」を「基づく」に改め、同条第五項中「左の」を「次の」に改め、同項各号を次のように改める。

一 個人保険(第三号に掲げる団体保険以外の生命保険をいう。次号において同じ。)のうち次号に掲げるもの以外のものにあつては、各事業年度の収入保険料(再保険料として収入する保険料を除く。以下本項において同じ。)に百分の二十四を乗じて得た金額

二 貯蓄保険(個人保険のうち貯蓄を主目的とする生命保険で政令で定めるものをいう。)にあつては、各事業年度の収入保険料に百分の七を乗じて得た金額

三 団体保険(普通保険約款において、団体の代表者を保険契約者とし、当該団体に所属する者を被保険者とするものとなつてゐる生命保険をいう。次号において同じ。)のうち次号に掲げるもの以外のものにあつては、各事業年度の収入保険料(被保険者が団体から脱退した場合に保険金以外の給付金を支払う定め

のある生命保険につき収入した保険料については、当該給付金に対応する部分の金額を控除した金額)に百分の十六を乗じて得た金額

四 団体年金保険(団体保険のうち当該団体に所属していた者に対する退職年金若しくは退職一時金又はこれらに準ずる年金若しくは一時金の支払を目的とする生命保険をいう。)にあつては、各事業年度の収入保険料に百分の五を乗じて得た金額

第七十二條の十四第六項第一号中「百分の二十」を「百分の二十五」に改め、同項第二号中「百分の二十五」を「百分の四十五」に改め、同項第四号中「前三号」を「前各号」に、「百分の三十五」を「百分の四十」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四 地震保険(その保険契約が地震保険に関する法律(昭和四十一年法律第七十三号)第二条第二項各号に掲げる要件を備える保険をいう。)にあつては、各事業年度の正味収入保険料に百分の二十を乗じて得た金額

第七十二條の十七第三項中「行なう」を「行う」に、「もつぱら」を「専ら」に改め、同項第一号中「十七万円」を「二十万円」に改める。

第七十二條の十八第一項中「行なう」を「行う」に、「八十万円」を「百五十万円」に改め、同条第二項中「行なつた」を「行つた」に、「八十万円」を「百五十万円」に改める。

第七十二條の二十二第一項中「左の」を「次の」に改め、同項第二号中「百五十万円」を「三百五十万円」に、「こえる」を「超える」に、「こえ」を「超え」に、「三百万円」を「七百万円」に改め、同条第三項中「百五十万円」を「三百五十万円」に、「三百万円」を「七百万円」に改める。

第七十二條の四十八第一項中「百五十万円」を「三百五十万円」に、「こえる」を「超える」に、「こえ」を「超え」に、「三百万円」を「七百万円」に、「添附」を「添付」に改める。

昭和四十九年三月二十六日 衆議院會議録第二十号(一) 地方税法の一部を改正する法律案

第七十三条中「左の」を「次の」に改め、同条第四号中「部分」を「部分で、政令で定めるもの」に改める。

第七十三条の四第一項に次の一号を加える。

二十七 商工会議所及び日本商工会議所並びに商工会及び商工会連合会が直接その本来の事業の用に供する不動産

第七十三条の六に次の一項を加える。

4 道府県は、新都市基盤整備法(昭和四十七年法律第八十六号)による新都市基盤整備事業の施行に伴う換地の取得に対しては、不動産取得税を課することができない。

第百十四条の三第一項中「千円」を「千五百円」に改める。

第百五十一條に次の一項を加える。

8 道府県は、第一項、第三項又は前項の規定により、第百四十五條第二項に規定する自動車に對して課する自動車税に係る地方団体の徴収金を徴収する場合には、当該自動車の買主の住所又は居所が不明である場合その他政令で定める場合を除き、当該自動車の買主から徴収するようにならなければならない。

第二百九十二條第一項第四号中「第四十二條の四」を「第四十二條の三」に改める。

第二百九十四條の三第一項中「信託を含む。」の下に「及びこれらに類する外国の信託を加える。」

第二百九十五條第一項中「左の」を「次の」に改め、同項第三号中「四十三万円をこえる」を「五十万円をこえる」に改める。

第三百十三條第四項中「もつぱら」を「専ら」に改め、同項第一号中「十七万円」を「二十万円」に改める。

第三百十四條の二第一項第一号及び第二号中「こえる」を「超える」に改め、同項第五号中「割りもどし金」を「割戻金」に、「割りもどし」を「割戻し」に、「こえる」を「超える」に改め、同号中「行なう」を「行う」に改め、同項第六号中「十二万円」を「十三万円」に、「十四万円」を「十六万円」に改

め、同項第七号から第九号までの規定中「十二万円」を「十三万円」に改め、同項第十号中「十五万円」を「十八万円」に改め、同項第十一号中「十二万円」を「十四万円」に、「十四万円」を「十六万円」に改め、同条第二項中「十六万円」を「十八万円」に改め、同条第三項中「十四万円」を「十六万円」に改める。

第三百十四條の四「漁獲若しくはのりの採取から生ずる所得、原稿若しくは作曲の報酬による所得又は著作権の使用料による所得」を「漁獲から生ずる所得、著作権の使用料に係る所得その他の所得で年々の変動の著しいもののうち政令で定めるもの」に、「こえる」を「超える」に改める。

第三百十四條の六第一項中「百分の九・一」を「百分の十一・一」に、「こえて」を「超えて」に、「百分の十・七」を「百分の十四・五」に、「こえる」を「超える」に改める。

第三百二十一條の五第二項中「第三項」を「次項まで」に、「翌年の一月一日から」を「六月一日から翌年の」に、「こえる」を「超える」に改める。

第三百四十八條第二項第六号の二「自治省令で定めるもの」の下に「並びに海洋汚染防止法(昭和四十五年法律第三十六号)第三十九條の二の規定により備え付けられたオイルフェンス」を加え、同項第七号の次に次の一号を加える。

七の二 自然公園法(昭和三十一年法律第六十一号)第十七條第一項に規定する国立公園又は国定公園の特別地域のうち同法第十八條第一項に規定する特別保護地区その他自治省令で定める地域内の土地で自治省令で定めるもの

第三百四十八條第二項第九号中「及び民法第三十四條の法人」の下に「医療法第三十一條の公的医療機関の開設者又は政令で定める医療法人」を加え、同項第二十三号の三の次に次の一号を加える。

二十三の四 農業機械化研究所が直接農業機械化促進法(昭和二十八年法律第二百五十二号)

第三十九條第一号又は第二号に規定する業務の用に供する固定資産

第三百四十八條第四項中「地方団体関係団体職員共済組合」の下に「法人である労働組合、国家公務員法(裁判所職員臨時措置法において準用する場合を含む。)による法人である国家公務員の団体、地方公務員法による法人である地方公務員の団体」を加え、「且つ」を「かつ」に改める。

第三百四十九條の三の見出し中「発電」を削り、同条第一項中「発電所」を削り、「もつぱら発電」を「専ら」に、「並びに農山漁村電気導入促進法(昭和二十七年法律第三十五十八号)第二條第一項の農林漁業団体がその用に供するもの(第二十一項の規定の適用を受けるものを除く。)」を「がその用に供するもの」に改め、同条第四項中「若しくは第六條」を削り、「租税特別措置法」の下に「第十一條第一項の規定の適用を受ける同項の表の第七号に掲げる機械その他の設備、同法第四十三條第一項の規定の適用を受ける同項の表の第七号に掲げる機械その他の設備、同法」を加え、「設備又は」を「設備」に改め、「政令で定めるもの」の下に「資源の有効利用の促進に資する廃棄物再生処理用の機械その他の設備で政令で定めるもの又は農業協同組合、中小企業等協同組合(企業組合を除く。)その他政令で定める法人が取得した農林漁業者若しくは中小企業者の共同利用に供する機械及び装置で政令で定めるもの」を、「前三項の下に」又は第二十一項を加え、同条第十三項中「三年度分」を「五年度分」に改め、同条第十四項中「取得した土地」の下に「(第三百四十八條第二項第二十七号に掲げる土地を除く。)」を加え、同条に次の一項を加える。

26 水資源開発公団が所有するダム(ダムと一体となつてその効用を全うする施設及び工作物を含む。)の用に供する家屋及び償却資産(第三百四十八條第二項第二号に掲げる家屋及び償却資産を除く。)のうち水道又は工業用水道の用に供するものとして政令で定める部分に對して課する固定資産税の課税標準は、前二條の規定にか

かわらず、当該固定資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の二分の一(当該固定資産に對して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から五年度分の固定資産税について、当該固定資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の四分の一)の額とする。

第三百四十九條の三の二に次の二項を加える。
2 住宅用地のうち、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める住宅用地に該当するもの(以下本項において「小規模住宅用地」という。))に對して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九條及び前項の規定にかかわらず、当該小規模住宅用地に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の四分の一の額とする。
一 住宅用地でその面積が二百平方メートル以下であるもの 当該住宅用地

二 住宅用地でその面積が二百平方メートルを超えるもの 当該住宅用地の面積を当該住宅用地の上に存する住居で政令で定めるものの数(以下本条及び第三百八十四條第一項において「住居の数」という。)で除して得た面積が二百平方メートル以下であるものにあつては、当該住宅用地、当該除して得た面積が二百平方メートルを超えるものにあつては、二百平方メートルに当該住居の数を乗じて得た面積に相当する住宅用地

3 前項に規定する住居の数の認定その他同項の規定の適用に關し必要な事項は、自治省令で定める。

第三百四十九條の四第一項中「第二項」を「次項」に、「左の」を「次の」に、「こえる」を「超える」に、「十分の三」を「十分の四」に改め、同項の表人口五千人未満の町村の項中「三億円」を「五億円」に改め、同表人口五千人以上一万人未満の町村の項中「三億三千万円」を「五億四千四百万円」に、「三千万円」を「四千四百万円」に改め、同表人口一万人以上三万人未満の市町村の項中「四億八千万円」を「七億六千万円」に、「三千万円」を「四千八百

万円に改め、同表人口三万人以上二十万人未満の市町村の項中「八億円」を「十二億八千万円」に、「五千万円」を「八千万円」に改め、同表人口二十万人以上の市の項中「二十五億円」を「四十億円」に改め、同表第二項中「百分の百五十」を「百分の百六十」に改める。

第三百四十九条の五第二項及び第三項中「百分の二百」を「百分の二百二十」に、「百分の百八十」を「百分の二百」に、「百分の百六十」を「百分の百八十」に改める。

第三百八十四条第一項中「及び用途」の下に「その上に存する住居の数」を加える。

第四百四十六條に次の一項を加える。

7 市町村は、第一項又は第三項の規定により、第四百四十二條の二第二項に規定する軽自動車等に対して課する軽自動車税に係る地方団体の徴収金を徴収する場合には、当該軽自動車等の買主の住所又は居所が不明である場合その他政令で定める場合を除き、当該軽自動車等の買主から徴収するようにならなければならない。

「第五節 電気ガス税」を「第五節 電気税及びガス税」に改める。

第四百八十六條の見出し中「電気ガス税」を「電気税等」に改め、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項中「電気ガス税」を「電気税」に改め、「又はガス」を削り、同項の次に次の一項を加える。

2 ガス税は、ガスに対し、料金を課税標準として、その使用地所在の市町村において、その使用者に課する。

第四百八十八條の見出し中「電気ガス税」を「電気税等」に改め、同条中「電気ガス税」を「電気税又はガス税（以下本節において「電気税等」という。）」に改める。

第四百八十九條の見出し中「電気ガス税」を「電気税等」に改め、同条第一項中「左に」を「次に」に、「電気ガス税」を「電気税」に改め、同項第二十二号

昭和四十九年三月二十六日 衆議院会議録第二十号(一) 地方税法の一部を改正する法律案

の四中「限る。」の下に「合成グリセリン（過さく酸法によるものに限るものとし、その製造工程において副生されるさく酸を含む。）」を加え、同項第二十二号の五中「及びブチルゴム」を「ブチルゴム及びエチレン・プロピレン・ターポリマーゴム」に改め、同条第二項中「エチレン・プロピレン・ターポリマーゴム、合成グリセリン（過さく酸法によるものに限るものとし、その製造工程において副生されるさく酸を含む。）」を削り、「電気ガス税」を「電気税」に改め、同条第三項中「若しくはガス」を削り、「電気ガス税」を「電気税」に改め、同条第四項中「電気ガス税」を「電気税」に改め、同条第五項中「もつぱら」を「専ら」に、「電気ガス税」を「電気税」に改め、同条第六項中「電気ガス税」を「電気税」に改め、同条第七項から第九項までの規定中「もつぱら」を「専ら」に、「電気ガス税」を「電気税」に改め、同条第十項中「これらの学校を」同条の学校に、「行なり」を「行う」に改め、「又はガス」を削り、「電気ガス税」を「電気税」に改め、同条第十一項中「施設で政令で定めるもの」の下に「児童福祉法第三十九條第一項に規定する保育所」を加え、「又はガス」を削り、「電気ガス税」を「電気税」に改め、同条第十二項中「電気ガス税」を「電気税」に改め、同条第十三項中「又はガス」を削り、「電気ガス税」を「電気税」に改め、同条第十四項中「農山漁村電気導入促進法」の下に「（昭和二十七年法律第三十五号）」を加え、「電気ガス税」を「電気税」に改め、同条第十五項中「電気ガス税」を「電気税」に改め、同条第十六項中「又はガス」を削り、「電気ガス税」を「電気税」に改め、「あわせて」を削り、「電気ガス税」を「電気税」に改め、同条の次に次の一項を加える。

「併せて」に改め、同条の次に次の一項を加える。

第四百八十九條の二 電気事業者若しくは自家発電者が発電のために直接使用するガス又はガス事業者がガス製造のために直接使用するガスに對しては、ガス税を課することができない。

2 学校教育法第一條の學校（これに附置する施設を含む）、同條の學校の教育に準ずる教育を行う政令で定める施設及び政令で定める學術研究機關において直接教育又は學術研究の用に供するガスで政令で定めるものに対しては、ガス税を課することができない。

3 社会福祉事業法第二條第二項各号に規定する施設で政令で定めるもの、児童福祉法第三十九條第一項に規定する保育所及び心身障害者福祉協会法第十七條第一項第一号に規定する施設において、これらの施設の入所者等に対して保護、養護その他必要な措置を講ずるために直接使用するガスで政令で定めるものに対しては、ガス税を課することができない。

4 日本原子力研究所が直接その業務の用に供するガスで政令で定めるものに対しては、ガス税を課することができない。

第四百九十条を次のように改める。

（電気税等の税率）

第四百九十条 電気税の税率は、百分の六とする。

2 ガス税の税率は、百分の五とする。

第四百九十条の二の見出し中「電気ガス税」を「電気税等」に改め、同条第二項中「前項」を「前二項」に、「こゝを」を「超える」に、「場合において」を「場合には」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項中「又はガス」を削り、「電気」にあつては千円以下、ガスにあつては二千円以下である場合においては、電気ガス税を「千二百円以下」の一項を加える。

2 市町村は、同一の需用場所において使用するガスの一月の料金が二千七百円以下である場合には、ガス税を課することができない。

第四百九十一条から第四百九十三条まで及び第四百九十五条から第四百九十七条までの規定（これらの規定の見出しを含む。）中「電気ガス税」を「電気税等」に改める。

第四百九十八條の見出し中「電気ガス税」を「電気税等」に改め、同条第三項中「電気ガス税額」を「電気税額又はガス税額」に改める。

第四百九十九條から第五百五条まで、第五百七条から第五百九十一条まで及び第五百九十四條から第五百九十八條までの規定（これらの規定の見出しを含む。）中「電気ガス税」を「電気税等」に改める。

第五百八十六條第二項第一号中「指定された地区」の下に「のうちに政令で定める地区」を加え、同項第十九号中「土地」の下に「政令で定めるもの」を加え、同項第二十一号中「（国又は地方公共団体を除く。）」を削り、同項第二十二号中「（昭和四十七年法律第八十六号）」を削り、同項第二十九号中「若しくは第二項」を「第二項若しくは第四項」に改め、同条第四項中「第五百九十九條第一項の規定により申告納付すべき日の属する年の一月一日（同項第三号の特別土地保有税にあつては、同項の規定により申告納付すべき日の属する年の七月一日）」を「第五百九十九條第一項第一号の特別土地保有税にあつては同項の規定により申告納付すべき日の属する年の一月一日、同項第二号又は第三号の特別土地保有税にあつては同項の規定により申告納付すべき日の属する年の七月一日又は七月一日（これらの日前に当該土地が他の者に譲渡されている場合には、当該譲渡の日）」に改める。

第五百九十六條第二号中「又は第三号」を「若しくは第三号」に改める。

第六百一条第一項中「第七号又は第八号」を「又は第七号から第八号まで」に、「こゝを」を「超える」に改める。

第六百七条第二項及び第六百八条第一項第四号中「及び第四項」を「若しくは第四項」に改める。

第四百九十九條から第五百五条まで、第五百七条から第五百九十一条まで及び第五百九十四條から第五百九十八條までの規定（これらの規定の見出しを含む。）中「電気ガス税」を「電気税等」に改める。

第五百八十六條第二項第一号中「指定された地区」の下に「のうちに政令で定める地区」を加え、同項第十九号中「土地」の下に「政令で定めるもの」を加え、同項第二十一号中「（国又は地方公共団体を除く。）」を削り、同項第二十二号中「（昭和四十七年法律第八十六号）」を削り、同項第二十九号中「若しくは第二項」を「第二項若しくは第四項」に改め、同条第四項中「第五百九十九條第一項の規定により申告納付すべき日の属する年の一月一日（同項第三号の特別土地保有税にあつては、同項の規定により申告納付すべき日の属する年の七月一日）」を「第五百九十九條第一項第一号の特別土地保有税にあつては同項の規定により申告納付すべき日の属する年の一月一日、同項第二号又は第三号の特別土地保有税にあつては同項の規定により申告納付すべき日の属する年の七月一日又は七月一日（これらの日前に当該土地が他の者に譲渡されている場合には、当該譲渡の日）」に改める。

第五百九十六條第二号中「又は第三号」を「若しくは第三号」に改める。

第六百一条第一項中「第七号又は第八号」を「又は第七号から第八号まで」に、「こゝを」を「超える」に改める。

第六百七条第二項及び第六百八条第一項第四号中「及び第四項」を「若しくは第四項」に改める。

第七百三条の四第四項ただし書中「八万円をこえる」を「十二万円を超え」に改め、同条第十項中「及び被保険者均等割額」を「資産割額及び被保険者均等割額（資産割額を課さない市町村にあつては、所得割額及び被保険者均等割額）」に改める。

第六百七条第二項及び第六百八条第一項第四号中「及び第四項」を「若しくは第四項」に改める。

第七百三条の四第四項ただし書中「八万円をこえる」を「十二万円を超え」に改め、同条第十項中「及び被保険者均等割額」を「資産割額及び被保険者均等割額（資産割額を課さない市町村にあつては、所得割額及び被保険者均等割額）」に改める。

第六百七条第二項及び第六百八条第一項第四号中「及び第四項」を「若しくは第四項」に改める。

第七百三条の四第四項ただし書中「八万円をこえる」を「十二万円を超え」に改め、同条第十項中「及び被保険者均等割額」を「資産割額及び被保険者均等割額（資産割額を課さない市町村にあつては、所得割額及び被保険者均等割額）」に改める。

第六百七条第二項及び第六百八条第一項第四号中「及び第四項」を「若しくは第四項」に改める。

第七百三条の四第四項ただし書中「八万円をこえる」を「十二万円を超え」に改め、同条第十項中「及び被保険者均等割額」を「資産割額及び被保険者均等割額（資産割額を課さない市町村にあつては、所得割額及び被保険者均等割額）」に改める。

第六百七条第二項及び第六百八条第一項第四号中「及び第四項」を「若しくは第四項」に改める。

第七百三条の四第四項ただし書中「八万円をこえる」を「十二万円を超え」に改め、同条第十項中「及び被保険者均等割額」を「資産割額及び被保険者均等割額（資産割額を課さない市町村にあつては、所得割額及び被保険者均等割額）」に改める。

第六百七条第二項及び第六百八条第一項第四号中「及び第四項」を「若しくは第四項」に改める。

第七百三条の四第四項ただし書中「八万円をこえる」を「十二万円を超え」に改め、同条第十項中「及び被保険者均等割額」を「資産割額及び被保険者均等割額（資産割額を課さない市町村にあつては、所得割額及び被保険者均等割額）」に改める。

第六百七条第二項及び第六百八条第一項第四号中「及び第四項」を「若しくは第四項」に改める。

第七百三条の四第四項ただし書中「八万円をこえる」を「十二万円を超え」に改め、同条第十項中「及び被保険者均等割額」を「資産割額及び被保険者均等割額（資産割額を課さない市町村にあつては、所得割額及び被保険者均等割額）」に改める。

第七百三十四条第一項中「第八号」を「第九号」に改め、同条第三項の表中

四・七	を	百分の十二・一	百分の十七・三
七・三	を	百分の十四・五	百分の二十・七

に改め、同条第五項中「除く外」を「除くほか」に、「起し」を「起こして」に、「第八節」を「第九節」に改める。

第七百三十六条第一項中	「五」電氣ガス税	「五」電氣ガス税	「四」電氣ガス税
六	電氣ガス税	六	電氣ガス税
七	電氣ガス税	七	電氣ガス税
八	電氣ガス税	八	電氣ガス税
九	電氣ガス税	九	電氣ガス税

附則第四條第二項中「昭和四十六年又は昭和四十七年」を「昭和四十八年又は昭和四十九年」に改め、同条に次の一項を加える。

3 國際經濟上の調整措置の實施に伴う中小企業に対する臨時措置に関する法律の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第四十七号。以下「昭和四十八年法律第四十七号」という。）による改正前の租稅特別措置法第二十八條の四（昭和四十八年法律第四十七号附則第七項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定により読み替へて適用される所得稅法第四十條の規定によつて所得稅の還付を受けた者の昭和四十六年又は昭和四十七年において生じた同法第二條第一項第二十五号の純損失の金額のうち当該還付を受けた所得稅の額の計算の基礎となつた純損失の金額に係る第三十二條第八項又は第三十三條第八項の規定の適用については、これらの規定中「三年」とあるのは、「五年」とする。

附則第五條第三項を削り、同條第四項中「第一項及び第二項」を「前二項」に改め、同項を同條第三項とする。

附則第八條中「租稅特別措置法第六十八條の三」の下に「又は昭和四十八年法律第四十七号による改正前の同條（同法附則第七項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）を加える。

附則第九條第四項を削り、同條第三項中「昭和四十六年又は昭和四十七年」を「昭和四十八年又は昭和四十九年」に改め、同項を同條第四項とし、同條第二項中「行なう」を「行う」に改め、「当該法人が」の下に「社会福祉事業振興会法（昭和二十八年法律第二百四十号）第二十三條第五項の規定によつて社会福祉事業振興会と締結する保険の契約又は」を加え、「又は」を「若しくは」に改め、「に基づいて」を「を」とし、以下本項において同じ。）に相当するもの」を「に基づいて各事業年度の収入保険料に」、「第七十二條の十四第五項第三号の初年度収入保険料」を「第七十二條の十四第五項第一号又は第四号の各事業年度の収入保険料」に改め、同項の次に次の一項を加える。

3 生命保險事業を行う法人に対する第七十二條の十四第五項の規定の適用については、同項中次の表の上欄に掲げる字句は、昭和四十九年四月一日から昭和五十年三月三十一日までの間に終了する

各事業年度分の事業稅にあつては同表の中欄に掲げる字句に、同年四月一日から昭和五十一年三月三十一日までの間に終了する各事業年度分の事業稅にあつては同表の下欄に掲げる字句に読み替へるものとする。

百分の二十四	百分の十二	百分の十七
百分の七	百分の三	百分の五
百分の十六	百分の八	百分の十一
百分の五	百分の三	百分の四

附則第九條に次の一項を加える。

5 昭和四十八年法律第四十七号による改正前の租稅特別措置法第二十八條の四（昭和四十八年法律第四十七号附則第七項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定により読み替へて適用される所得稅法第四十條の規定によつて所得稅の還付を受けた者の昭和四十六年又は昭和四十七年において生じた同法第二條第一項第二十五号の純損失の金額のうち当該還付を受けた所得稅の額の計算の基礎となつた純損失の金額に係る第七十二條の十七第六項の規定の適用については、同項中「三年」とあるのは、「五年」とする。

附則第十一條第二項中「農地の交換分合」の下に「で、当該農地の交換分合に係る農地のいずれかが農業振興地域の整備に関する法律第六條第一項に規定する農業振興地域内にあるもの」を加え、

「昭和四十九年三月三十一日までに」を行なわれた」を「昭和五十一年三月三十一日までに」を行なわれた」に改め、同條第七項中「昭和四十九年三月三十一日までに」を行なわれた」を「昭和五十一年三月三十一日までに」を行なわれた」に改める。

附則第十一條の二に次の二項を加える。

5 道府県は、心身障害者を多数雇用するものとして政令で定める事業所の事業主が雇用促進事業団法第十九條第三項第四号の資金の貸付けを受けて、当該事業所の事業の用に供する施設で政令で定めるものを取得した場合において、そ

の者が当該施設の取得の日から引き続き三年以上当該施設を当該事業所の事業の用に供したときは、当該施設の取得に対して課する不動産取得稅については、当該取得が昭和五十一年三月三十一日までに」を行なわれたときに限り、当該稅額から当該貸付けを受けた額の三分の一に相当する額に稅率を乗じて得た額を減額するものとする。

6 第七十三條の二十五から第七十三條の二十七までの規定は、前項に規定する施設の取得に対して課する不動産取得稅の稅額の徴收猶予及びその取消し並びに当該不動産取得稅に係る地方団体の徴收金の還付について準用する。この場合において、第七十三條の二十五第一項中「土地の取得」とあるのは「附則第十一條の二第五項に規定する施設（以下「施設」という。）の取得」と、「当該土地」とあるのは「当該施設」と、「前條第一項第一号」とあるのは「同項」と、「二年」とあるのは「三年」と、「同号」とあるのは「同項」と、同條第二項中「土地」とあるのは「施設」と、第七十三條の二十六第六項中「第七十三條の二十四第一項第一号」とあるのは「附則第十一條の二第五項」と、第七十三條の二十七第一項中「土地」とあるのは「施設」と、「第七十三條の二十四第一項第一号」とあるのは「附則第十一條の二第五項」と、「同号」とあるのは「同項」と読み替へるものとする。

附則第十四條第二項を次のように改める。

昭和四十九年三月二十六日 衆議院會議録第二十号(一) 地方税法の一部を改正する法律案

あつたものに係る昭和四十九年度分及び昭和五十年年度分の固定資産税、法人の所有する非住宅用地で昭和四十八年度に係る賦課期日において住宅用地若しくは個人の所有する非住宅用地であつたものに係る昭和四十九年度分の固定資産税又は個人の所有する非住宅用地で昭和四十八年度に係る賦課期日において法人の所有する非住宅用地であつたものに係る昭和四十九年度分の固定資産税及び昭和五十年年度分の固定資産税に係る前二条の規定の適用については、当該住宅用地、法人の所有する非住宅用地又は個人の所有する非住宅用地は、昭和四十八年度に係る賦課期日においてそれぞれ住宅用地、法人の所有する非住宅用地又は個人の所有する非住宅用地であつたものとみなす。

附則第二十条第二項中「昭和四十八年度分又は昭和四十九年度分」を「昭和四十八年度から昭和五十年年度までの各年度分」に、「第一項若しくは第二項」を「第一項から第三項まで」に改める。

附則第二十二条第四項中「若しくは第八項」を「第八項若しくは第九項」に、「第一項若しくは第二項」を「第一項から第三項まで」に改める。

附則第二十三条中「若しくは第八項」を「第八項若しくは第九項」に、「第一項若しくは第二項」を「第一項から第三項まで」に、「宅地等(以下「調整対象宅地等」という。))」を「住宅用地(以下「調整対象住宅用地」という。))」に、「同条第九項の規定の適用を受ける小規模住宅用地(以下「調整対象小規模住宅用地」という。))」に改める。

附則第二十四条中「附則第十八条第一項」の下に「同条第九項」を加え、「調整対象宅地等」を「調整対象住宅用地、調整対象小規模住宅用地」に、「行なわれた」を「行われた」に、「当該調整対象宅地等」を「当該調整対象住宅用地、調整対象小規模住宅用地」に、「又は当該調整対象宅地等」を「又は当該調整対象住宅用地若しくは調整対象小規模住宅用地」に改め、「宅地等調整固定資産税額」の下に「若しくは小規模住宅用地調整固定資産税額」を加える。

税額を加える。

附則第二十八条第一項中「若しくは第八項」を「第八項若しくは第九項」に、「第一項若しくは第二項」を「第一項から第三項まで」に改め、「定めらるるもの」の下に「宅地等又は農地の区分に

応じ、当該年度に係る賦課期日において地目の変換等がある年度又は新たに固定資産税を課することとなる年度において、宅地等基準価格又は農地基準価格を土地課税台帳等に登録し」を加え、同項の表を次のように改める。

土 地	年 度	額
調整対象住宅用地	昭和四十九年度	当該調整対象住宅用地の昭和四十九年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該調整対象住宅用地の附則第十八条第一項の表の上欄に掲げる上昇率の区分に応じ、同表の下欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額又は当該調整対象住宅用地の昭和四十九年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に百分の三十を乗じて得た額のうちいずれか多い額
調整対象小規模住宅用地	昭和四十九年度及び昭和五十年年度	当該調整対象小規模住宅用地(政令で定めるものを除く)の附則第十八条第九項第一号に掲げる額又は同項第二号に掲げる額のうちいずれか多い額
調整対象非住宅用地	昭和四十九年度	法人の所有するものにあつては、当該調整対象非住宅用地の昭和四十九年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格から、附則第十八条の二第一項第一号に掲げる額と同項第二号に掲げる額との差額の三分の一を乗じて得た額を控除した額、個人の所有するものにあつては、当該調整対象非住宅用地の昭和四十九年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格から同条第二項第一号に掲げる額と同項第二号に掲げる額との差額の二分の一を乗じて得た額を控除した額又は同項第三号に掲げる額のうちいずれか少ない額
調整対象農地	昭和五十年年度	当該調整対象非住宅用地の附則第十八条の二第三項第二号に掲げる額
調整対象農地	基準年度	当該調整対象農地に係る昭和三十八年度分の課税標準額

附則第二十八条第四項中(当該年度に係る賦課期日において地目の変換等がある年度又は新たに固定資産税を課することとなる年度の宅地等基準価格及び農地基準価格を除く)、第二項を「又は、

帳等に当該調整対象宅地等の附則第十八条第一項の表の上欄に掲げる上昇率の区分を明らかにする表示を」を削り、同項を同条第四項とし、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の場合において、次の各号に掲げる宅地等に係る昭和四十九年度分及び昭和五十年年度分の固定資産税については、市町村長は、同項の表の下欄に掲げる額に代えて、次の各号に掲げる宅地等の区分に応じ当該各号に定める合算額を土地課税台帳等に登録するものとする。

一 調整対象住宅用地、調整対象小規模住宅用地又は調整対象非住宅用地である部分(以下本項において「調整部分」という。))及び調整部分以外の部分(以下本項において「非調整部分」という。))を併せ有する宅地等 当該年度分の当該宅地等の調整部分に係る前項の表の下欄に掲げる額(二以上の調整部分を有する宅地等にあつては、当該調整部分に係る同表の下欄に掲げる額を合算した額)及び当該年度分の当該宅地等の非調整部分に係る固定資産税の課税標準額の合算額

二 二以上の調整部分を有する宅地等で非調整部分を有しないもの 当該年度分の当該調整部分に係る前項の表の下欄に掲げる額の合算額

附則第三十条中「調整対象宅地等」を「調整対象住宅用地、調整対象小規模住宅用地」に改める。
附則第三十一条の見出し中「電気ガス税」を「電気税」に改め、同条第一項中「電気ガス税」を「電気税」に、「第四百九十条」を「第四百九十条第一項」に改め、同項中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。
三 綿紡績糸のねん糸並びに第四百八十九条第一項第二十三号又は第二十八号に掲げる繊維のねん糸及びこれらの繊維の紡績糸のねん糸
附則第三十一条第二項中「電気ガス税」を「電気税」に、「第四百九十条」を「第四百九十条第一項」

昭和四十九年三月二十六日 衆議院會議録第二十号(二) 地方税法の一部を改正する法律案

六一八

ところにより計算した金額(以下本項において「土地等に係る事業所得等の金額」という。)に対し、次に掲げる金額のうちいずれか多い金額に相当する道府県民税の所得割を課する。

一 土地等に係る事業所得等の金額(第三項第三号の規定により適用される第三十四条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。次号において「土地等に係る課税事業所得等の金額」という。)の百分の四に相当する金額

二 土地等に係る課税事業所得等の金額につき本項の規定の適用がないものとした場合に算出される道府県民税の所得割の額として政令で定めるところにより計算した金額の百分の百十に相当する金額

前項の規定は、同項に規定する事業所得又は雑所得で、その基因となる土地の譲渡等(租税特別措置法第二十八条の六第一項に規定する土地の譲渡等をいう。)が同条第二項各号に掲げる譲渡に該当することにつき自治省令で定めるところにより証明がされたものについては、適用しない。

3 第一項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一 第二十三条第一項第七号、第八号、第十号及び第十一号並びに第三十四条第一項第十一号及び第六項の規定の適用については、第二十三条第一項第十二号中「山林所得金額」とあるのは、「山林所得金額並びに附則第三十三条の三第一項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。

二 道府県民税の所得割の課税標準の計算上その例によることとされる所得税法第六十九条の規定の適用については、租税特別措置法第二十八条の六第四項第二号の規定により適用されるところによる。

三 第三十二条第八項及び第九項並びに第三十四条の規定の適用については、これらの規定

中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第三十三条の三第一項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。

四 第三十七条の二及び附則第五条第一項の規定の適用については、これらの規定中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第三十三条の三第一項の規定による道府県民税の所得割の額」と、同項各号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び附則第三十三条の三第一項に規定する土地等に係る課税事業所得等の金額の合計額」とする。

五 第三十七条の三第一項の規定の適用については、同項中「相当する金額」とあるのは、「相当する金額並びに附則第三十三条の三第四項において準用する同条第一項に規定する土地等に係る課税事業所得等の金額の百分の八十八に相当する金額の合計額」とする。

六 前各号に定めるもののほか、第四十五条の二の規定による申告に関する特例その他第一項の規定の適用がある場合における道府県民税に関する規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

4 前項の規定は、個人の市町村民税について準用する。この場合において、第一項中「道府県」とあるのは「市町村」と、「第三十二条第一項及び第二項、第三十五条並びに第三十七条」とあるのは「第三十三條第一項及び第二項、第三百三十四條の三並びに第三百三十四條の五」と、「第三十四條」とあるのは「第三百三十四條の二」と、「百分の四」とあるのは「百分の八」と、前項中「第二十三條第一項」とあるのは「第二百九十二條第一項」と、「第三十四條」とあるのは「第三百三十四條の二」と、「第三十二條第八項及び第九項」とあるのは「第三百三十三條第八項及び第九項」と、「第三十七條の二及び附則第五條第一項」とあるのは「第三百三十四條の七及び附則第五條第二項」と、「第三十七條の三第一項」とあるのは「第三百三十四條の八第一項」と、「第四十五條の

二」とあるのは「第三百三十七條の二」と読み替えるものとする。

附則第三十四条第三項第一号中「及び第十号」を「第十号及び第十一号」に、「第三十四條第六項」を「第三十四條第一項第十一号及び第六項」に改め、同条の次に次の一条を加える。
(特定市街化区域農地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る道府県民税及び市町村民税の課税の特例)
第三十四條の二 前条第一項の場合において、同項に規定する譲渡所得が租税特別措置法第三十一条の二第一項に規定する譲渡所得に該当するときは、当該譲渡所得に係る昭和四十九年度から昭和五十一年度までの各年度分の個人の道府県民税については、前条第一項中「百分の二(昭和四十六年度分及び昭和四十七年度分については百分の一・三とし、昭和四十八年度分及び昭和四十九年度分については百分の一・六とし、昭和五十年年度分については百分の一・六(昭和四十九年度分については、百分の一・三)とする。

2 前項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする年度分の第四十五條の二第一項の規定による申告書(その提出期限後において道府県民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第四十五條の三第一項の確定申告書を含む。)に前項の譲渡所得の明細に関する事項の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市町村長が認めるときを含む。)に限り、適用する。

3 前二項の規定は、個人の市町村民税について準用する。この場合において、第一項中「前条第一項」とあるのは「前条第四項において準用する同条第一項」と、「百分の二」とあるのは「百分の四」と、「百分の一・三」とあるのは「百分の二・七」と、「百分の一・六」とあるのは「百分の三・四」と、前項中「第四十五條の二第一項」とあるのは「第三百三十七條の二第二項」と、「第四十五條の三

第一項」とあるのは「第三百三十七條の三第一項」と読み替えるものとする。

附則第三十五条第一項中「規定する譲渡所得」の下に「(同条第二項に規定する譲渡による所得を含む。）」を加え、同項第一号中「同法第三十三条の四第一項」を「租税特別措置法第三十三条の四第一項」に、「第三項において」を「第四項において」に、「前条第三項第三号」を「附則第三十四條第三項第三号」に改め、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「附則第三十五條第五項」を「附則第三十五條第六項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「前条第三項」を「附則第三十四條第三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「次項」を「第四項」に、「前条第三項第二号」を「附則第三十四條第三項第二号」に改め、同項の次に次の一項を加える。

3 第一項の規定は、同項に規定する譲渡所得で、その基因となる土地等の譲渡(租税特別措置法第三十一条第一項に規定する土地等の譲渡をいう。)が同法第二十八條の六第二項第一号から第三号まで、第六号又は第七号に掲げる譲渡に該当することにつき自治省令で定めるところにより証明がされたものについては、適用しない。

附則第三十五條の次に次の五條を加える。
(農業生産法人に現物出資した場合の所得割の納期限の延長)
第三十五條の二 市町村長は、昭和四十九年度から昭和五十一年度までの各年度分の個人の市町村民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第四十一条の九第一項に規定する譲渡所得を有する場合には、その者の所得割の額のうち当該譲渡所得の金額に対応する部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額に相当する所得割については、政令で特別の定めをするものを除き、同条第一項及び第二項の規定の例によつてその納期限を延長するものとする。

昭和四十九年三月二十六日 衆議院會議録第二十号(一) 地方税法の一部を改正する法律案

昭和四十九年三月二十六日 衆議院會議録第二十号(一) 地方税法の一部を改正する法律案

語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 博覧会 国際博覧会に関する条約(第三号において「条約」という。)の適用を受けて昭和五十年に開催される沖縄国際海洋博覧会をいう。

二 博覧会協会 財団法人沖縄国際海洋博覧会協会をいう。

三 参加国 博覧会に参加する外国政府、外国の地方公共団体及び政令で定める国際機関並びに条約第十条に規定する博覧会国際事務局をいう。

四 参加国の代表等 博覧会に参加する外国政府の代表、博覧会国際事務局の理事その他博覧会の事務に従事する参加国の職員(これらの者のうち日本の国籍を有する者を除く)をいう。

五 参加者 博覧会協会との間に博覧会への出席参加契約を締結した者(参加国を除く)をいう。

2 道府県及び市町村は、参加国の代表等、参加国又は博覧会協会に対しては、第二十四条及び第二百九十四条の規定にかかわらず、道府県民税及び市町村民税を課することができない。ただし、参加国の代表等が博覧会に係る勤務により受ける俸給、給料、賃金、歳費、賞与及びこれらの性質を有する給与以外の所得に係る個人の道府県民税及び市町村民税については、この限りでない。

3 道府県は、参加国が博覧会に關して行う事業又は博覧会協会が行う事業に対しては、第七十二条の規定にかかわらず、事業税を課することができない。

4 道府県は、参加者又は博覧会協会が博覧会の会場内において博覧会の用に供する家屋を取得した場合における当該家屋の取得に対しては、第七十三条の二の規定にかかわらず、不動産取得税を課することができない。ただし、当該家

屋が博覧会の終了の日から六月を経過する日までに撤去されていないときは、同日において当該家屋の取得があつたものとみなし、当該家屋の所有者を取得者とみなして不動産取得税を課する。

5 道府県は、参加国又は参加国の代表等が所有する自動車で政令で定めるものに對しては、第四百四十五条の規定にかかわらず、自動車税を課することができない。

6 道府県は、参加国又は参加国の代表等が政令で定める自動車の取得をした場合における当該自動車の取得に対しては、第六百九十九条の二の規定にかかわらず、自動車取得税を課することができない。

7 市町村は、参加国又は参加国の代表等が所有する軽自動車等で政令で定めるものに對しては、第四百四十二条の二の規定にかかわらず、軽自動車税を課することができない。

8 第二項から前項までの規定の適用を受ける者の認定の手續その他これらの規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

附則

(施行期日)
第一条 この法律は、昭和四十九年四月一日から施行する。ただし、第四百四十二条の三第一項の改正規定は、同年十月一日から施行する。

(道府県民税に関する規定の適用)

第二条 別段の定めがあるものを除き、改正後の地方税法(以下「新法」という。)の規定中個人の道府県民税に関する部分(新法第五十条の二の規定によつて課する所得割に関する部分を除く。)は、昭和四十九年度分の個人の道府県民税から適用し、昭和四十八年度分までの個人の道府県民税については、なお従前の例による。

2 新法第三十二条第四項第一号の規定の適用については、昭和四十九年度分の個人の道府県民税に限り、同号中「二十万円」とあるのは、「十九万二千五百円」とする。

3 次項に定めるものを除き、新法の規定中法人の道府県民税に関する部分は、昭和四十九年四月一日(以下「施行日」という。)以後に開始する事業年度分の法人の道府県民税及び同日以後の解散又は合併による清算所得に対する法人税額に係る法人の道府県民税(清算所得に対する法人税を課される法人の清算中の事業年度に係る法人税額及び残余財産の一部分配により納付すべき法人税額に係る法人の道府県民税を含む。以下この条において同じ。)について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の道府県民税及び同日以前の解散又は合併による清算所得に対する法人税額に係る法人の道府県民税については、なお従前の例による。

4 新法第五十一条第一項の規定は、昭和四十九年五月一日以後に終了する事業年度分の法人の道府県民税及び同日以後の解散又は合併による清算所得に対する法人税額に係る法人の道府県民税について適用し、同日前に終了した事業年度分の法人の道府県民税及び同日以前の解散又は合併による清算所得に対する法人税額に係る法人の道府県民税については、なお従前の例による。

(事業税に関する規定の適用)

第三条 次項及び第三項に定めるものを除き、新法の規定中法人の事業税に関する部分は、施行日以後に開始する事業年度分の法人の事業税及び同日以後の解散又は合併による清算所得に対する法人の事業税(清算所得に対する事業税を課される法人の清算中の事業年度に係る法人の事業税及び残余財産の一部分配により納付すべき法人の事業税を含む。以下この条において同じ。)について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の事業税及び同日以前の解散又は合併による清算所得に対する法人の事業税については、なお従前の例による。

2 新法第七十二条の十四第五項及び第六項並びに附則第九条第二項の規定は、施行日以後に終

了する事業年度分の法人の事業税について適用し、同日前に終了した事業年度分の法人の事業税については、なお従前の例による。

3 新法第七十二条の二十二第一項第二号及び第三項並びに第七十二条の四十八第一項の規定は、昭和四十九年五月一日以後に終了する事業年度分の法人の事業税及び同日以後の解散又は合併による清算所得に対する法人の事業税について適用し、同日前に終了した事業年度分の法人の事業税及び同日以前の解散又は合併による清算所得に対する法人の事業税については、なお従前の例による。この場合において、同日から昭和五十年四月三十日までの間に終了する事業年度分の法人の事業税に係るこれらの規定の適用については、これらの規定中「三百五十万円」とあるのは「三百万円」と、「七百万円」とあるのは「六百万円」とする。

4 新法の規定中個人の事業税に関する部分は、昭和四十九年度分の個人の事業税から適用し、昭和四十八年度分までの個人の事業税については、なお従前の例による。

5 新法第七十二条の十七第三項第一号の規定の適用については、昭和四十九年度分の個人の事業税に限り、同号中「二十万円」とあるのは、「十九万二千五百円」とする。

(不動産取得税に関する規定の適用)

第四条 新法の規定中不動産取得税に関する部分は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

2 施行日から昭和四十九年十月一日までの間に行われた家屋又はその部分の取得(購入による取得を除く。)に係る新法第七十三条の十四第一項及び第二項の規定の適用については、同条第一項中「住宅を建築」とあるのは「地方税法の一部を改正する法律(昭和四十九年法律第号)による改正前の地方税法第七十三条第四号

に規定する住宅（以下本項において「住宅」という。）を建築し、同条第二項中「共同住宅等」とあるのは「地方税法の一部を改正する法律による改正前の地方税法第七十三条の十四第一項に規定する共同住宅等」と、「住宅を建築」とあるのは「同法第七十三条第四号に規定する住宅（以下本項において「住宅」という。）を建築」とする。

3 施行日から昭和四十九年十月一日までの間に、行われた改正前の地方税法（以下「旧法」という。）第七十三条の十四第一項に規定する共同住宅等に該当する家屋又はその部分の取得（購入による取得を除く。）に係る新法第七十三条の十五の二第一項の規定の適用については、同項中「一戸」とあるのは、「居住の用に供するために独立的に区画された一の部分」とする。

4 施行日前において新築された家屋に係る土地の取得に係る新法第七十三条の二十四第一項第二号の規定の適用については、同項中「住宅の床面積」とあるのは「地方税法の一部を改正する法律（昭和四十九年法律第 号）による改正前の地方税法第七十三条第四号に規定する住宅（以下本項において「住宅」という。）の床面積」と、「一戸」とあるのは「一戸（当該家屋が同法第七十三条の十四第一項に規定する共同住宅等に該当する場合には、居住の用に供するために独立的に区画された一の部分）」とする。

（料理飲食等消費税に関する規定の適用）
第五条 新法第十四条の三第一項の規定は、昭和四十九年十月一日以後の旅館における宿泊及びこれに伴う飲食に対して課すべき料理飲食等消費税について適用し、同日前の旅館における宿泊及びこれに伴う飲食に対して課する料理飲食等消費税については、なお従前の例による。

（市町村民税に関する規定の適用）
第六条 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中個人の市町村民税に関する部分（新法第三百二十八条の規定によつて課する所得割に関する部分を除く。）は、昭和四十九年度分の個人の

市町村民税から適用し、昭和四十八年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

2 新法第三百十三条第四項第一号の規定の適用については、昭和四十九年度分の個人の市町村民税に限り、同号中「二十万円」とあるのは、「十九万二千五百円」とする。

3 次項に定めるものを除き、新法の規定中法人の市町村民税に関する部分は、施行日以後に開始する事業年度分の法人の市町村民税及び同日以後の解散又は合併による清算所得に対する法人税額に係る法人の市町村民税（清算所得に対する法人税額を課される法人の清算中の事業年度に係る法人税額及び残余財産の一部分配により納付すべき法人税額に係る法人の市町村民税を含む。）以下この条において同じ。）について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市町村民税及び同日前の解散又は合併による清算所得に対する法人税額に係る法人の市町村民税については、なお従前の例による。

4 新法第三百十四条の六第一項の規定は、昭和四十九年五月一日以後に終了した事業年度分の法人の市町村民税及び同日以後の解散又は合併による清算所得に対する法人税額に係る法人の市町村民税について適用し、同日前に終了した事業年度分の法人の市町村民税及び同日前の解散又は合併による清算所得に対する法人税額に係る法人の市町村民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する規定の適用）
第七条 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中固定資産税に関する部分は、昭和四十九年度分の固定資産税から適用し、昭和四十八年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 昭和四十九年一月一日までの間に建設された旧法第三百四十九条の三第一項に規定する発電所の用に供する家屋及び償却資産（農山

漁村電気導入促進法第二条第一項の農山漁業団体が発電所の用に供するものを除く。）に対して課する昭和四十九年度以降の各年度分の固定資産税については、旧法第三百四十九条の三第一項中「三分の一」とあるのは「三分の二」と、「三分の二」とあるのは「六分の五」として、同項の規定の例による。

3 新法第三百四十九条の三第四項の規定中租税特別措置法第十一条の表の第七号又は同法第四十三条第一項の表の第七号に掲げる機械その他の設備に関する部分は、昭和四十八年四月一日以後において新設された当該機械その他の設備について、昭和四十九年度分の固定資産税から適用し、新法第三百四十九条の三第四項の規定中廃棄物再生処理用の機械その他の設備に関する部分は、施行日以後において新設された当該機械その他の設備について、昭和五十年年度分の固定資産税から適用し、同項の規定中農林漁業者又は中小企業者の共同利用に供する機械及び装置に関する部分は、昭和四十八年一月二日以後において新設された当該機械及び装置について、昭和四十九年度分の固定資産税から適用する。

4 昭和五十一年三月三十一日までの間において新設された企業合理化促進法（昭和二十七年法律第五号）第六条の規定の適用を受ける機械設備等に対して課する昭和四十九年度以降の各年度分の固定資産税については、旧法第三百四十九条の三第四項中「三分の一」とあるのは、「二分の一」（昭和四十八年四月一日から昭和五十一年三月三十一日までの間において新設された機械設備等については、三分の二）として、同項の規定の例による。

5 新法第三百四十九条の三第十三項の規定は、昭和四十八年一月二日以後において取得された同項に規定する車両について、昭和四十九年度分の固定資産税から適用する。

6 旧法第三百四十九条の三第十三項の規定は、

昭和四十八年一月一日までの間において取得された同項に規定する車両に対して課する固定資産税については、なおその効力を有する。

7 新法第三百四十九条の三第二十六項の規定は、昭和四十八年一月二日以後において建設された同項に規定する固定資産について、昭和四十九年度分の固定資産税から適用する。

8 新法第三百四十九条の三第二十六項の規定は、昭和四十八年一月一日までの間において建設された同項に規定する固定資産についても、昭和四十九年度分の固定資産税から適用する。この場合において、同項中「当該固定資産に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から五年分」とあるのは、「当該固定資産が建設された日の属する年の翌年（その日が一月一日である場合には、同日の属する年）の四月一日の属する年度から昭和四十八年度までの年度の数を五から控除し、昭和四十九年度分から当該控除して得た数に相当する年度分」とする。

9 新法第三百四十九条の五の規定は、施行日前において建設された一の工場又は発電所若しくは変電所（一の工場又は発電所若しくは変電所に増設された設備で一の工場又は発電所若しくは変電所に類すると認められるものを含む。）以下この項及び次項並びに附則第二十八条第六項及び第七項において「一の工場」という。）の用に供する償却資産で、当該一の工場が建設された日の属する年の翌年（その日が一月一日である場合には、同日の属する年）の四月一日の属する年度から昭和四十九年度までの年度の数が五を超えないもの（次項の規定の適用を受けるものを除く。）の同年分以後の固定資産税についても、適用する。

10 昭和四十八年一月一日までの間において建設された一の工場の用に供する償却資産で、昭和四十八年度分の固定資産税の課税標準となるべき金額を算定する場合において旧法第三百四十

九条の五の規定の適用を受けていたものについては、昭和四十九年度から同条の規定がなおその効力を有するものとした場合において同条の規定の適用を受けることができる年度までの各年度分の固定資産税に限り、当該償却資産を新法第三百四十九条の五に規定する新設大規模償却資産とみなして、同条の規定を適用する。この場合においては、旧法第三百四十九条の五の規定がなおその効力を有するものとした場合において当該償却資産に係る同条に規定する第一適用年度、第二適用年度、第三適用年度、第四適用年度又は第五適用年度に該当する年度は、それぞれ当該償却資産に係る新法第三百四十九条の五第一項に規定する第一適用年度又は同条第二項に規定する第一適用年度、第二適用年度、第三適用年度、第四適用年度若しくは第五適用年度とみなす。

11 旧法附則第十四条第二項の規定は、昭和四十九年四月一日から昭和四十八年七月三十一日までとの間において取得された同項に規定する家屋及び償却資産に対して課する固定資産税については、なおその効力を有する。

12 旧法附則第十五条第四項の規定は、昭和四十九年一月二日から昭和四十九年一月一日までの間において取得された同項に規定する機械設備等に対して課する固定資産税については、なおその効力を有する。

13 旧法附則第十五条第七項の規定は、昭和四十九年一月二日から昭和四十九年一月一日までの間において就航した同項に規定する航空機に対して課する固定資産税については、なおその効力を有する。

第八条 昭和四十九年度分の固定資産税に限り、市町村長は、次の各号に掲げる宅地等に係る当該各号に定める額については、これらの額を当該住宅等の所有者に通知することによつて新法第四百十五条の規定による固定資産税台帳の縦覧に代えることができる。この場合において、小

規模住宅用地(新法第三百四十九条の三の二第二項に規定する小規模住宅用地をいう。以下次条までにおいて同じ。)の価格に同項に定める率を乗じて得た金額又は第三号に定める宅地等標準価格に係る新法第四百七条第一項及び第四百三十二条第一項の規定の適用については、新法第四百七条第一項中「第四百三十五条第一項の規定によつて固定資産税台帳を縦覧に供した日以後において固定資産の価格等の登録がなされていないこと又は登録された価格等」とあるのは「地方税法の一部を改正する法律(昭和四十九年法律第 号)附則第八条の規定による固定資産の価格等の通知をした日以後において当該通知に係る価格等」と、新法第四百三十二条第一項中「第四百三十五条第一項第四百三十九条第三項の場合を含む。」の縦覧期間の初日からその末日後十日までの間において」とあるのは「地方税法の一部を改正する法律附則第八条の規定による当該固定資産の価格等の通知を受けた日」とする。

一 小規模住宅用地 新法第三百八十一条第六項の規定により土地課税台帳等に登録された小規模住宅用地の価格に新法第三百四十九条の三の二第二項に定める率を乗じて得た額及び調整対象小規模住宅用地(新法附則第二十三條に規定する調整対象小規模住宅用地をいう。以下新法附則第二十八條第一項の規定が適用されるもの(同条第二項の規定の適用を受けるものを除く。))にあつては、同条第一項の規定により土地課税台帳等に登録された同項の表の下欄に掲げる額

二 調整対象住宅用地(新法附則第二十三條に規定する調整対象住宅用地をいう。以下新法附則第十八條第八項若しくは附則第二十八條第二項の規定が適用されないもの又は調整対象非住宅用地(新法附則第二十三條に規定する調整対象非住宅用地をいう。以下この号において同じ。)で個人の所有するもの(当該調整

対象非住宅用地に係る新法附則第十八條の二第二項に規定する当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額が同項第三号に掲げる額であるものに限るものとし、新法附則第二十八條第二項の規定の適用を受けるものを除く。新法附則第二十八條第一項の規定により土地課税台帳等に登録された同項の表の下欄に掲げる額

三 新法附則第二十八條第二項の規定が適用される宅地等 同条第一項及び第二項の規定により土地課税台帳等に登録された合算額及び昭和四十九年度において新たに固定資産税を課することとなり、又は同年度に係る賦課期日において地目の交換等がある宅地等にあつては、宅地等標準価格

第九条 昭和四十九年度分の固定資産税に限り、市町村長は、宅地等(新法附則第十八條の二第一項に規定する非住宅用地で法人の所有するものを除く。))に対して課する固定資産税について、新法第三百六十四條第二項の納税通知書の交付期限までに、当該宅地等が小規模住宅用地であることと認定できないこと等のやむを得ない理由があることにより当該宅地等に係る同年度分の固定資産税の税額の算定(以下この条において「本算定」という。)ができなかつた場合には、当該宅地等の第一号又は第二号に掲げる額を当該宅地等に係る同年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に相当する額(以下この条において「仮算定税額」という。)を同年度の納期の数で除して得た額の範囲内において、当該宅地等に係る固定資産税をそれぞれの納期において徴収することができる。

一 昭和四十九年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に四分の一を乗じて得た額

二 次に掲げる額のうちのいずれか多い額

イ 昭和四十八年度分の固定資産税に係る宅地等調整固定資産税額(新法附則第十八條

第一項に規定する宅地等調整固定資産税額をいう。))の算定の基礎となる課税標準となるべき額

ロ 昭和四十八年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に百分の十五を乗じて得た額

2 市町村長は、前項の規定によつて固定資産税を賦課した後において本算定が行われた場合には、遅滞なく、その旨を納税者に通知しなければならない。この場合において、本算定による昭和四十九年度分の固定資産税額(以下この条において「本算定税額」という。)に既に賦課した固定資産税額が満たないときは、本算定が行われた日以後の納期においてその不足税額を徴収し、既に徴収した固定資産税額が本算定税額を超えるときは、新法第十七条又は第十七条の二の規定の例によつて、その過納税額を還付し、又は当該納税義務者の未納に係る地方団体の徴収金に充当しなければならない。

3 市町村長は、第一項の規定によつて固定資産税を徴収する場合において当該固定資産税の納税者に交付する納税通知書には、次の各号に掲げる事項を趣旨とする記載をし、又は記載をした文書を添付しなければならない。

一 納税通知書に記載された土地に係る課税標準額及び税額は、第一項の規定により仮に算定した額であり、又は当該額を含むものであること。

二 既に賦課した仮算定税額が本算定税額に満たない場合には、本算定が行われた日以後の納期においてその不足税額を徴収し、既に徴収した仮算定税額が本算定税額を超える場合には、その過納税額を還付し、又は当該納税義務者の未納に係る地方団体の徴収金に充当するものであること。

4 第一項の規定によつて徴収する固定資産税について滞納処分をする場合には、当該宅地等について第二項の規定による通知が行われる日ま

の間は、財産の換価は、することができない。

(電気税に関する規定の適用)

第十条 第三項に定めるものを除き、新法の規定中電気税に関する部分は、施行日以後に使用する電気に対して課すべき電気税(特別徴収に係る電気税)にあつては、同日以後に収納すべき料金に係るもの)について適用し、同日前に使用した電気に対して課する電気ガス税(特別徴収に係る電気ガス税)にあつては、同日前に収納した、又は収納すべきであつた料金に係るもの)については、なお従前の例による。

2 昭和四十九年六月一日前に使用した電気に対して課すべき電気税(特別徴収に係る電気税)にあつては、同日前に収納すべき料金に係るもの)については、新法第四百八十九条第十一項中「児童福祉法第三十九条第一項に規定する保育所及び心身障害者福祉協会法第十七条第一項第一号に規定する施設」とあるのは、及び心身障害者福祉協会法第三十九条第一項第一号に規定する施設」と、新法第四百九十条の二第二項中「千二百円」とあるのは「千円」とする。

3 新法附則第三十一條第一項第三号及び第二項第二号の規定は、昭和四十九年六月一日以後に使用する電気に対して課すべき電気税(特別徴収に係る電気税)にあつては、同日以後に収納すべき料金に係るもの)について適用し、同日前に使用した電気に対して課する電気税(特別徴収に係る電気税)にあつては、同日前に収納した、又は収納すべきであつた料金に係るもの)については、なお従前の例による。

(ガス税に関する規定の適用)

第十一条 新法の規定中ガス税に関する部分は、施行日以後に使用するガスに対して課すべきガス税(特別徴収に係るガス税)にあつては、同日以後に収納すべき料金に係るもの)について適用し、同日前に使用したガスに対して課する電気ガス税(特別徴収に係る電気ガス税)にあつては、同日前に収納した、又は収納すべきであつた料金に係るもの)については、なお従前の例による。

では、同日前に収納した、又は収納すべきであつた料金に係るもの)については、なお従前の例による。

2 昭和四十九年六月一日前に使用したガスに対して課すべきガス税(特別徴収に係るガス税)にあつては、同日以前に収納すべき料金に係るもの)については、新法第四百八十九条の二第三項中「児童福祉法第三十九条第一項に規定する保育所及び心身障害者福祉協会法第十七条第一項第一号に規定する施設」とあるのは、及び心身障害者福祉協会法第十七条第一項第一号に規定する施設」と、新法第四百九十条の二第二項中「千二百円」とあるのは「千二百円」とし、昭和四十九年十月一日前に使用したガスに対して課すべきガス税(特別徴収に係るガス税)にあつては、同日以前に収納すべき料金に係るもの)については、新法第四百九十条第二項中「百分の五」とあるのは「百分の六」とする。

(特別土地保有税に関する規定の適用)

第十二条 新法第五百八十六條第二項第十九号、第二十一号及び第二十九号の規定中土地に対して課する特別土地保有税に関する部分は、昭和四十九年度分から適用する。

2 新法第五百八十六條第二項第十九号、第二十一号及び第二十九号の規定中土地の取得に対して課する特別土地保有税に関する部分は、昭和四十九年一月一日以後の土地の取得について適用し、同日前の土地の取得に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

(自動車取得税に関する規定の適用)

第十三条 新法附則第三十二條第二項から第四項までの規定は、施行日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、同日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する規定の適用)

第十四条 新法の規定中都市計画税に関する部分は、昭和四十九年度分の都市計画税から適用

し、昭和四十八年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

2 昭和四十九年一月一日までの間において建設された旧法第三百四十九条の三第一項に規定する発電所の用に供する家屋(農山漁村電気導入促進法第二条第一項の農山漁業団体が発電所の用に供するものを除く)に対して課する昭和四十九年度以降の各年度分の都市計画税については、新法第七百二条第二項中「第三百四十九条の三第一項」とあるのは、「地方税法の一部を改正する法律(昭和四十九年法律第 号)附則第七条第二項の規定によりその例によることとされる同法による改正前の第三百四十九条の三第一項」とする。

(国民健康保険税に関する規定の適用)

第十五条 次項に定めるものを除き、新法の規定中国民健康保険税に関する部分は、昭和四十九年度分の国民健康保険税から適用し、昭和四十八年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

2 新法附則第三十五條の五の規定は、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者について附則第七條第一項の規定により適用される新法附則第三十三條の二の規定の適用がある場合には、昭和四十九年度分の国民健康保険税についても、適用する。この場合において、新法附則第三十五條の五中「昭和五十年」とあるのは、「昭和四十九年度」とする。

(都の特例に関する規定の適用)

第十六条 新法第七百三十四條第三項の規定は、昭和四十九年五月一日以後に終了する事業年度分の法人の都民税及び同日以後の解散又は合併による清算所得に対する法人税額に係る法人の都民税(清算所得に対する法人税額を課する法人の清算中の事業年度に係る法人税額及び残余財産の一部分に納付すべき法人税額に係る法人の都民税を含む。以下この条において同じ。)について適用し、同日前に終了した事業年度分の法人の都民税及び同日前の解散又は合併による清算所得に対する法人税額に係る法人の都民税については、なお従前の例による。

度分の法人の都民税及び同日前の解散又は合併による清算所得に対する法人税額に係る法人の都民税については、なお従前の例による。

(みなし法人課税を選択した場合に係る道府県民税及び市町村民税の課税の特例に関する規定の適用)

第十七条 新法附則第三十三條の二の規定は、道府県民税及び市町村民税の所得割の納税義務者が租税特別措置法の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第十六号。次条において「昭和四十八年の租税特別措置法改正法」という。)附則第五條の規定により適用される同法による改正後の租税特別措置法第二十五條の二の規定の適用を受けた場合には、その者の昭和四十九年度分の個人の道府県民税及び市町村民税についても、適用する。この場合において、新法附則第三十三條の二第一項中「昭和五十年」とあるのは「昭和四十九年度」と、「百分の二十三・九」とあるのは「百分の二十三・六」と、「七百万円」とあるのは「三百万円」と、「百分の三十四・一」とあるのは「百分の二十九・六」と、「百分の五・二」とあるのは「百分の五・六」と、同条第二項中「前年の不動産所得の金額」とあるのは「租税特別措置法の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第十六号)附則第五條第一項に規定する指定期間における不動産所得の金額」と、「百分の七十二」とあるのは「百分の七十三」と、「七百万円」とあるのは「三百万円」と、「百分の六十」とあるのは「百分の六十六」と、同条第三項中「七百万円」とあるのは「三百万円」と、「百分の四十」とあるのは「百分の三十六・七五」と、「百分の五・二」とあるのは「百分の五・六」と、同条第六項中「百分の五・二」とあるのは「百分の五・六」と、「百分の十二・一」とあるのは「百分の九・一」とする。

2 新法附則第三十三條の二の規定の適用については、昭和五十年年度分の個人の道府県民税及び市町村民税に限り、同条第一項中「七百万円」と

昭和四十九年三月二十六日 衆議院會議録第二十号(一) 地方税法の一部を改正する法律案

あるのは「六百万円」と、「百分の三十四・一」とあるのは「百分の三十二・四」と、同条第二項中「七百万円」とあるのは「六百万円」と、「百分の六十」とあるのは「百分の六十二」と、同条第三項中「七百万円」とあるのは「六百万円」とする。
(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る道府県民税及び市町村民税の課税の特例に関する規定の適用)

第十八条 新法附則第三十三条の三の規定は、道府県民税及び市町村民税の所得割の納税義務者が昭和四十八年の租税特別措置法改正法附則第六条各号に掲げる土地の譲渡等(租税特別措置法第二十八条の六第一項に規定する土地の譲渡等という)を当該各号に掲げる日以後に行つた場合について適用する。
(短期譲渡所得に係る道府県民税及び市町村民税の課税の特例に関する規定の適用)

第十九条 新法附則第三十五条第一項(租税特別措置法第三十二條第二項に規定する譲渡に係る同条第一項に規定する譲渡所得に関する部分に限る)の規定は、施行日以後に租税特別措置法第三十二條第二項に規定する譲渡をする場合について適用する。
(罰則に関する規定の適用)

第二十条 この法律の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる地方税及びこの附則の規定によりなお効力を有することとされる旧法の規定に係る地方税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
(政令への委任)

第二十一条 前各条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。
(検討)

第二十二條 土地に対して課する固定資産税及び都市計画税については、課税の適正化を図るため、別に定めるもののほか、今後における土地の価格の状況等を考慮して更に検討を加え、そ

の結果に基づき、昭和五十一年度分の固定資産税及び都市計画税から適用されるよう必要な措置が講ぜられるべきものとする。
(地方財政法の一部改正)

第二十三条 地方財政法(昭和二十三年法律第九号)の一部を次のように改正する。
第五條第一項第五号中「電気ガス税」を「電気税、ガス税に改める。

(地方交付税法の一部改正)
第二十四条 地方交付税法(昭和二十五年法律第二百一十一号)の一部を次のように改正する。
第十四条第三項の表市町村の項中第十七号を第十八号とし、第六号から第十六号までを一号ずつ繰り下げ、同項第五号中「電気ガス税」を「電気税に、電気ガス税額を電気税額に改め、同号の次に次のように加える。

六 ガス税 前年度中において納入され、又は納付されたガス税額
第十四条の二中第二号を削り、第三号を第二号とする。
第二十五条 前条の規定による改正後の地方交付税法第十四条第三項及び第十四条の二の規定は、昭和四十九年度分の地方交付税から適用する。

2 昭和四十九年度分の地方交付税に限り、前条の規定による改正後の地方交付税法第十四条第三項の表中「電気税額」とあるのは「電気ガス税額のうち電気に係るもの」と、「ガス税額」とあるのは「電気ガス税額のうちガスに係るもの」とする。
(日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律の一部改正)

第二十六条 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位

に関する協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律(昭和二十七年法律百十九号)の一部を次のように改正する。
第三条の表中「電気ガス税」を「電気税及びガス税」に改める。
(国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部改正)

第二十七条 国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律(昭和三十一年法律第八十二号)の一部を次のように改正する。
第二条第一項第五号中「又は」を「若しくは」に改め、「工業用水道施設の下に」のうちにダム(ダムと一体となつてその効用を全うする施設及び工作物を含む。以下同じ)以外のものを加え、「土地で」を「土地又は水道若しくは工業用水道の用に供するダム」の用に供する固定資産で、「に改め、同条第六項中「地方税法」を「地方税法」に、「類するもので」を「類するもの並びに同項第六号の二及び第六号の四に掲げるもので」に改める。

第四条第一項中「十分の四」の下に「(地方税法第三百四十九条の三の二第二項に規定する小規模住宅用地に相当する土地にあつては、十分の二・五)」を加え、同条第四項を同条第六項とし、同条第三項中「発電所」を削り、同項を同条第四項とし、同項の次に次の一項を加える。
5 第二條第一項第五号に掲げるダムの用に供する固定資産のうち家屋及び償却資産に係る交付金算定標準額は、前条第二項の規定にかかわらず、同項の価格の十分の五(当該固定資産について市町村交付金が交付されることとなつた年度から五年間にあつては、同項の価格の十分の二・五)の額とする。

4 発電所の用に供する固定資産に係る交付金算定標準額は、前条第二項の規定にかかわらず、同項の価格の十分の五の額とする。
第五条第一項中「こえる」を「超える」に、「十

分の三」を「十分の四」に改め、同項の表人口五千人未満の町村の項中「三億円」を「五億円」に改め、同表人口五千人以上一万人未満の町村の項中「三億三千万円」を「五億四千四百万円」に、「三千万円」を「四千四百万円」に改め、同表人口一万人以上三万人未満の市町村の項中「四億八千万円」を「七億六千八百万円」に、「三千万円」を「四千八百万円」に改め、同表人口三万人以上二十万人未満の市町村の項中「八億円」を「十二億八千万円」に、「五千万円」を「八千万円」に改め、同表人口二十万人以上の市の項中「二十五億円」を「四十億円」に改め、同条第二項中「百分の百五十」を「百分の百六十」に改める。
第十条第一項中「又は第四号」を「第四号又は第五号」に改め、「送電の用に供する固定資産」の下に、水道若しくは工業用水道の用に供するダムの用に供する固定資産を加える。
第十一条第一項中「第四条第四項」を「第四条第六項」に改める。

第二十一条の三の見出し中「発電の用に供する」を削り、同条中「で、当該多目的ダムによる流水の貯留を利用して流水が発電の用に供されているものを削り、当該多目的ダムを」を「当該多目的ダムの用に供する固定資産のうち発電又は水道若しくは工業用水道の用に供する部分」に改め、「第二條第一項第四号に掲げる固定資産」の下に「又は同項第五号に掲げるダム」の用に供する固定資産を加え、「当該多目的ダム及び当該用途につき同法第二十七條に規定する方法と同一の方法」を「当該固定資産につき政令で定める方法」に、「この場合において」を「ただし」に、「第四条第三項中「課税標準となるべき額の十分の五の額とし、当該固定資産について市町村交付金が交付されることとなつた年度から十年間を経過した年度以後にあつては、前条第二項の価格の十分の五の額」とあるのは、「課税標準となるべき額」とする」を「第四条第三項の規定は、適用しない」に改める。

第二十一条の四第一項中「百円未満」を「千円未満」に改める。

附則第十六項中「第四条第四項」を「第四条第六項」に改め、同項の表の第二号中「三年度分」を「五年度分」に改め、同表の第三号中「行なり」を「行」に改め、同項の表に次のように加える。

六 車両の運行に伴い発生する騒音を防止するための遮音壁で政令で定めるもの(第一号に掲げるものを除く。)	十年度分 三分の二
---	-----------

附則第十七項及び第十八項中「第四条第四項」を「第四条第六項」に改め、附則第十九項中「第四条第四項」を「第四条第六項」に、「第十八項」を「附則第十八項」に改める。

第二十八条 別段の定めがあるものを除き、前条の規定による改正後の国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律(以下「新交納付金法」という。)の規定は、昭和五十年年度の市町村交付金及び都道府県交付金並びに市町村納付金及び都道府県納付金(以下「交付金及び納付金」という。)から適用し、昭和四十九年度分までの交付金及び納付金については、なお従前の例による。

2 新交納付金法の規定中水道又は工業用水道の用に供するダムに係る市町村交付金及び都道府県交付金に関する部分は、昭和四十九年度以降の各年度分の市町村交付金及び都道府県交付金について適用する。この場合において、昭和四十七年三月三十一日までの間において建設された新交納付金法第二条第一項第五号に掲げるダムの用に供する固定資産(新交納付金法第二十一条の三の規定により当該固定資産とみなされるものを含む。)のうち家屋及び償却資産については、新交納付金法第四条第五項中「当該固定

資産について市町村交付金が交付されることとなつた年度から五年度間」とあるのは、「当該固定資産が建設された日の属する年度の翌年度から昭和四十七年度までの年度の数を五から控除し、昭和四十九年度から当該控除して得た数に相当する年度間」とする。

3 昭和四十九年度分の市町村交付金及び都道府県交付金のうち新交納付金法第二条第一項第五号に掲げるダムの用に供する固定資産(新交納付金法第二十一条の三の規定により当該固定資産とみなされるものを含む。)に係るものに対する新交納付金法の規定の適用については、新交納付金法第五条第三項中「前年の九月三十日」とあるのは「昭和四十九年五月三十一日」と、新交納付金法第六条及び第八条中「前年の十一月三十日」とあるのは「昭和四十九年七月三十一日」と、新交納付金法第九条第一項中「前年の十二月三十一日」とあるのは「昭和四十九年八月三十一日」と、新交納付金法第十条第一項中「前年の十一月三十日」とあるのは「昭和四十九年七月三十一日」と、同条第三項中「前年の十二月三十一日」とあるのは「昭和四十九年八月三十一日」と、新交納付金法第十三条第一項中「毎年四月三十日」とあるのは「昭和四十九年十一月三十日」と、新交納付金法第十四条第一項中「毎年六月三十日」とあるのは「昭和四十九年十二月三十一日」と、新交納付金法第十六条第三項中「前年の十月三十一日」とあるのは「昭和四十九年六月三十日」と、同条第四項中「毎年一月三十一日」とあるのは「昭和四十九年九月三十日」とする。

4 新交納付金法第四条第三項の規定は、昭和四十九年四月一日以後において建設された発電所の用に供する固定資産について、昭和五十一年

度分の市町村交付金及び都道府県交付金から適用する。

5 昭和四十九年三月三十一日までの間において建設された発電所の用に供する固定資産に係る昭和五十年年度以降の各年度分の市町村交付金及び都道府県交付金については、前条の規定による改正前の国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律(以下「旧交納付金法」という。)第四条第三項に規定する固定資産に係るものにあつては、同項中「地方税法第三百四十九条の三第一項」とあるのは、「地方税法の一部を改正する法律(昭和四十九年法律第 号)附則第七條第二項の規定によりその例によることとされる同法による改正前の地方税法第三百四十九条の三第一項」とし、旧交納付金法第二十一条の三に規定する固定資産に係るものにあつては、同条中「この法律」とあるのは「地方税法の一部を改正する法律による改正前の国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律(昭和三十一年法律第八十二号。以下「旧交納付金法」という。)」と、「第四条第三項」とあるのは「旧交納付金法第四条第三項中「地方税法第三百四十九条の三第一項」とあるのは、「地方税法の一部を改正する法律附則第七條第二項の規定によりその例によることとされる同法による改正前の地方税法第三百四十九条の三第一項」として、これらの規定の例による。

6 新交納付金法第五条の二の規定は、昭和四十八年三月三十一日までの間において建設された一の工場の用に供する償却資産で、当該一の工場が建設された日の属する年度の翌々年度から昭和五十年年度までの年度の数が五を超えないもの(次項の規定の適用を受けるものを除く。)の

同年度分以後の交付金及び納付金についても適用する。

7 昭和四十八年三月三十一日までの間において建設された一の工場の用に供する償却資産で、昭和四十九年度分の交付金及び納付金の交付金算定標準額又は納付金算定標準額となるべき金額を算定する場合において旧交納付金法第五条の二の規定の適用を受けていたものについては、昭和五十年年度から同条の規定がなおその効力を有するものとした場合において同条の規定の適用を受けることができる年度までの各年度の交付金及び納付金に限り、当該償却資産をもつて新交納付金法第五条の二に規定する新設大規模償却資産とみなして、同条の規定を適用する。この場合においては、附則第七條第十項後段の規定を準用する。

8 新交納付金法附則第十六項の表の第二号の規定は、昭和四十八年四月一日以後において取得された同号に掲げる車両について、昭和五十年度分の市町村納付金から適用する。

9 旧交納付金法附則第十六項の表の第二号の規定は、昭和四十八年三月三十一日までの間において取得された同号に掲げる車両については、なおその効力を有する。

10 新交納付金法附則第十六項の表の第六号の規定は、昭和五十年年度分の市町村納付金から適用する。この場合において、昭和四十八年三月三十一日までの間において設置された同号に掲げる遮音壁については、同項中「市町村納付金が納付されることとなつた年度」とあるのは「昭和五十年年度」と、同号中「十年度分」とあるのは「当該遮音壁が設置された日の属する年度の翌年度から昭和四十八年度までの年度の数を十から控

昭和四十九年三月二十六日 衆議院會議録第二十号(二)

地方税法の一部を改正する法律案 所得税法及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の一部を改正する法律案

六二六

除して得た数に相当する年度分」とする。

(特定多目的ダム法の一部改正)

第二十九条 特定多目的ダム法(昭和三十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

第三十五条中「発電の用」を「特定用途」に、「第二十一条の二」を「第二十一条の三」に改める。

第三十条 前条の規定による改正後の特定多目的ダム法第三十五条の規定中水道又は工業用水道に関する部分は、昭和四十九年度分の同条の納付金から適用する。この場合において、同年度分の当該納付金については、同条中「三月三十一日」とあるのは「昭和四十八年三月三十一日及び昭和四十九年三月三十一日」と、翌年の六月三十日とあるのは「昭和四十九年十二月三十一日」とする。

(沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律の一部改正)

第三十一条 沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律(昭和四十六年法律第二百二十九号)の一部を次のように改正する。

第一百五十五条第三項第六号を次のように改める。

六 昭和四十九年四月一日から昭和五十二年三月三十一日までの間において使用する電気に対して課する電気税(特別徴収に係る電気税にあつては、当該期間において使用した電気として政令で定める料金に係るもの)の基礎となる率を百分の三とし、これを毎年度百分の一ずつ引き上げ、昭和五十二年度において地方税法第四百九十条第一項に規定する税率となるように政令で定める率

第一百五十五条第三項に次の一号を加える。

七 昭和四十九年四月一日から昭和五十一年三月三十一日までの間において使用するガスに対して課するガス税(特別徴収に係るガス税にあつては、当該期間において使用したガスとして政令で定める料金に係るもの)

基礎となる率を百分の三とし、これを毎年度百分の一ずつ引き上げ、昭和五十一年度において地方税法第四百九十条第二項に規定する税率となるように政令で定める率

第一百五十五条第九項中「電気ガス税」を「電気税に改める。

第三十二条 前条の規定による改正後の沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律第一百五十五条第三項第六号及び第七号の規定は、施行日以後に使用した電気又はガスに対して課すべき電気税及びガス税(特別徴収に係る電気税及びガス税にあつては、同日以後に収納すべき料金に係るもの)について適用し、同日以前に使用した電気又はガスに対して課する電気ガス税(特別徴収に係る電気ガス税にあつては、同日前に収納した、又は収納すべきであつた料金に係るもの)については、なお従前の例による。

(地方税法の一部を改正する法律の一部改正)

第三十三条 地方税法の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

附則第十三条第三項を削る。

理由

地方税負担の現状にかんがみ、地方財政の実情を勘案しつつ、住民負担の軽減及び合理化を図る

ため、道府県民税及び市町村民税の所得控除の額の引上げ、事業税の事業主控除額の引上げ、中小法人に対する事業税の軽減税率の適用所得の範囲の拡大、小規模住宅用地等に対する固定資産税の課税標準の特例の創設、料理飲食等消費税の基礎控除の額の引上げ、ガス税の税率の引下げ、電気税及びガス税の免税点の引上げ等を行い、また、地方税源の充実等を図るため、市町村民税法人税割及び自動車取得税の税率を引き上げるほか、地方税制の合理化を図るため所要の規定の整備をする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

所得税法及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の一部を改正する法律案

右

昭和四十九年一月二十八日

内閣総理大臣 田中 角榮

所得税法及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の一部を改正する法律

(所得税法の一部改正)

第一条 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第三十一号中「百五十万円」を「三百万円」に改め、同項第三十二号中「三十四万円」を「四十万円」に改め、同項第三十三号中「十五万円」を「二十万円」に改め、同号ハ中「の二分の一に相当する金額」を削る。

第十条第六項中「百五十万円をこえる」を「三百万円を超える」に改める。

第二十八条第三項第一号を次のように改める。

一 前項に規定する収入金額が百五十万円以下である場合 当該収入金額の十分の四に相当する金額(当該金額が五十万円に満たない場合には、五十万円)

第二十八条第三項第二号中「百六十六万円」を「百五十万円」に、「こえ三百六十六万円」を「超え三百六十六万円」に、「四十六万円」を「六十万円」に、「十分の二を十分の三」に改め、同項第三号中「三百六十六万円」を「三百万円」に、「こえ六百十六万円未満」を「超え六百六十六万円以下」に、「六十一万円」を「百五十万円」に、「十分の〇・五」を「十分の二」に改め、同項第四号中「六百十六万円以上である」を「六百六十六万円を超える」に、「七十六万円」を「百六十五万円」と当該収入金額から六百六十六万円を控除した金額の十分の一に相当する金額との合計額」に改め、同条第四項中「二百万円」を「三百万円」に、「附表」を「付表」に改める。

第三十条第三項第一号中「十年」を「二十年」に、「十万円」を「二十万円」に改め、同項第二号及び第三号を削り、同項第四号中「三十年」を「二十年」に、「こえる」を「超える」に、「六百万円」を「四百万円」に改め、同号を同項第二号とする。

第五十七条第二項中「二月十六日」を「一月十六日」に、「一月以内」を「二月以内」に改め、同条第三項第一号を次のように改める。

第六十四条に次の二項を加える。

3 前項の規定は、第五百二十二条(各種所得の

金額に異動を生じた場合の更正の請求の特例)の規定による更正の請求をする場合を除き、確定申告書に同項の規定の適用を受ける旨その他の大蔵省令で定める事項の記載がある場合に限り、適用する。

4 税務署長は、確定申告書の提出がなかつた場合又は前項の記載がない確定申告書の提出があつた場合においても、その提出がなかつたこと又はその記載がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、第二項の規定を適用することができる。

第七十六条第一項第二号中「こえ」を「超え」に改め、同項第三号中「こえる場合 三万七千五百円」を「超え十万円以下である場合 三万七千五百円」と当該合計額から五万円を控除した金額の四分の一に相当する金額との合計額」に改め、同項に次の一号を加える。

四 その年中に支払つた生命保険料の金額の合計額が十万円を超える場合 五万円
第七十七条第一項第一号ロ中「こえる場合 二千元」を「超え四千元以下である場合 二千元」と当該合計額から二千元を控除した金額の二分の一に相当する金額との合計額」に改め、同号に次のように加える。

ハ その年中に支払つた損害保険料の金額の合計額が四千元を超える場合 三千元
第七十七条第一項第二号ロ中「こえる場合 一万円」を「超え二万円以下である場合 一万円」と当該合計額から一万円を控除した金額の二分の一に相当する金額との合計額」に改め、同号に次のように加える。

ハ その年中に支払つた損害保険料の金額の合計額が二万円を超える場合 一万五

千円

第七十七条第一項第三号イ中「が二千元をこえ、かつ、その他の部分の金額が八千円未満である場合 二千元」と当該その他の部分の金額との合計額」を「につき第一号の規定に準じて計算した金額と、その他の部分の金額につき前号の規定に準じて計算した金額との合計額が一万五千元以下である場合 当該合計額」に改め、同号ロを次のように改め、同号ハを削る。

ロ イにより計算した金額が一万五千元を超える場合 一万五千元

第七十八条第一項第二号を次のように改める。

二 一万円

第七十九条第一項及び第二項中「十三万円」を「十六万円」に、「十九万円」を「二十四万円」に改める。

第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十二条第一項中「十三万円」を「十六万円」に改める。

第八十三条第一項中「二十一万円」を「二十四万円」に改める。

第八十四条第一項中「十六万円」を「二十四万円」に改め、同条第二項中「十九万円」を「二十八万円」に改め、同条第三項を削り、同条第四項を同条第三項とし、同条第五項を同条第四項とする。

第八十五条第三項中「若しくは」を「又は」に改め、「又は居住者に配偶者がいないかどうか」を削る。

第八十六条第一項中「二十一万円」を「二十四万円」に改める。

第八十九条第一項の表を次のように改める。

六十万円以下の金額	百分の十
六十万円を超え百二十万円以下の金額	百分の十二
百二十万円を超え百八十万円以下の金額	百分の十四
百八十万円を超え二百四十万円以下の金額	百分の十六
二百四十万円を超え三百万円以下の金額	百分の十八
三百万円を超え四百万円以下の金額	百分の二十一
四百万円を超え五百万円以下の金額	百分の二十四
五百万円を超え六百万円以下の金額	百分の二十七
六百万円を超え七百万円以下の金額	百分の三十
七百万円を超え八百万円以下の金額	百分の三十三
八百万円を超え九百万円以下の金額	百分の三十六
九百万円を超え千二百万円以下の金額	百分の三十八
千二百万円を超え千五百万円以下の金額	百分の四十二
千五百万円を超え二千万円以下の金額	百分の四十六
二千万円を超え三千万円以下の金額	百分の五十
三千万円を超え四千万円以下の金額	百分の五十五
四千万円を超え六千万円以下の金額	百分の六十
六千万円を超え八千万円以下の金額	百分の六十五
八千万円を超える金額	百分の七十

第二百一一条第一項中「五百万円」を「八百万円」に改める。

第四百四十四条中「二月十六日」を「一月十六日」に、「一月以内」を「二月以内」に改める。

第八百八十五条第一項第一号イ中「甲表の」及び「(当該申告書に控除対象配偶者に関する記載がなく、かつ、扶養親族に関する記載がある場合)に、別表第四の乙表。ロからニまでにおいて同じ。」を削り、同号ロからニまでの規定中「甲表の」を削り、同号ホ中「甲表の」及び「(当該申告書に控除対象配偶者に関する記載がなく、かつ、扶養親族に関する記載がある場合)に、別表第四の乙表。ロからニまでにおいて同じ。」を削る。

第八百八十六条第一項第一号ロ中「こえる」を「超える」に改め、「甲表の」及び「(当該申告書に

「超える」に改め、「甲表の」及び「(当該申告書に

「超える」に改め、「甲表の」及び「(当該申告書に

控除対象配偶者に関する記載がなく、かつ、扶養親族に関する記載がある場合には、別表第四の乙表)を削り、同項第二号ロ中「甲表の」を削り、同条第二項中「こえる」を「超える」に改め、「甲表の」及び「(当該申告書に控除対象配偶者に関する記載がなく、かつ、扶養親族に関する記載がある場合には、別表第四の乙表。以下この号において同じ。」を削る。

第八百八十九条第一項中「甲表の」及び「又は乙表」を削る。

第九百九十条中「五百万円」を「八百万円」に、「附表」を「付表」に改める。

第九百九十四条第一項中第六号を削り、第七号を第六号とする。

第二百一一条第二項中「附表」を「付表」に改める。別表第二を次のように改める。

別表第二 所得税の簡易税額表

(一)

課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額 (イ)		税額(ロ)	(ロ)の(イ)に対する割合	課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額 (イ)		税額(ロ)	(ロ)の(イ)に対する割合	課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額 (イ)		税額(ロ)	(ロ)の(イ)に対する割合
以 上	未 満			以 上	未 満			以 上	未 満		
円	円	円	%	円	円	円	%	円	円	円	%
1,000	円未満	0	0	50,000	51,000	5,000	10	137,000	139,000	13,700	10
1,000	2,000	100	10	51,000	52,000	5,100	10	139,000	141,000	13,900	10
2,000	3,000	200	10	52,000	53,000	5,200	10	141,000	143,000	14,100	10
3,000	4,000	300	10	53,000	54,000	5,300	10	143,000	145,000	14,300	10
4,000	5,000	400	10	54,000	55,000	5,400	10	145,000	147,000	14,500	10
5,000	6,000	500	10	55,000	56,000	5,500	10	147,000	149,000	14,700	10
6,000	7,000	600	10	56,000	57,000	5,600	10	149,000	151,000	14,900	10
7,000	8,000	700	10	57,000	58,000	5,700	10	151,000	153,000	15,100	10
8,000	9,000	800	10	58,000	59,000	5,800	10	153,000	155,000	15,300	10
9,000	10,000	900	10	59,000	60,000	5,900	10	155,000	157,000	15,500	10
10,000	11,000	1,000	10	60,000	61,000	6,000	10	157,000	159,000	15,700	10
11,000	12,000	1,100	10	61,000	62,000	6,100	10	159,000	161,000	15,900	10
12,000	13,000	1,200	10	62,000	63,000	6,200	10	161,000	163,000	16,100	10
13,000	14,000	1,300	10	63,000	65,000	6,300	10	163,000	165,000	16,300	10
14,000	15,000	1,400	10	65,000	67,000	6,500	10	165,000	167,000	16,500	10
15,000	16,000	1,500	10	67,000	69,000	6,700	10	167,000	169,000	16,700	10
16,000	17,000	1,600	10	69,000	71,000	6,900	10	169,000	171,000	16,900	10
17,000	18,000	1,700	10	71,000	73,000	7,100	10	171,000	173,000	17,100	10
18,000	19,000	1,800	10	73,000	75,000	7,300	10	173,000	175,000	17,300	10
19,000	20,000	1,900	10	75,000	77,000	7,500	10	175,000	177,000	17,500	10
20,000	21,000	2,000	10	77,000	79,000	7,700	10	177,000	179,000	17,700	10
21,000	22,000	2,100	10	79,000	81,000	7,900	10	179,000	181,000	17,900	10
22,000	23,000	2,200	10	81,000	83,000	8,100	10	181,000	183,000	18,100	10
23,000	24,000	2,300	10	83,000	85,000	8,300	10	183,000	185,000	18,300	10
24,000	25,000	2,400	10	85,000	87,000	8,500	10	185,000	187,000	18,500	10
25,000	26,000	2,500	10	87,000	89,000	8,700	10	187,000	189,000	18,700	10
26,000	27,000	2,600	10	89,000	91,000	8,900	10	189,000	191,000	18,900	10
27,000	28,000	2,700	10	91,000	93,000	9,100	10	191,000	193,000	19,100	10
28,000	29,000	2,800	10	93,000	95,000	9,300	10	193,000	195,000	19,300	10
29,000	30,000	2,900	10	95,000	97,000	9,500	10	195,000	198,000	19,500	10
30,000	31,000	3,000	10	97,000	99,000	9,700	10	198,000	201,000	19,800	10
31,000	32,000	3,100	10	99,000	101,000	9,900	10	201,000	204,000	20,100	10
32,000	33,000	3,200	10	101,000	103,000	10,100	10	204,000	207,000	20,400	10
33,000	34,000	3,300	10	103,000	105,000	10,300	10	207,000	210,000	20,700	10
34,000	35,000	3,400	10	105,000	107,000	10,500	10	210,000	213,000	21,000	10
35,000	36,000	3,500	10	107,000	109,000	10,700	10	213,000	216,000	21,300	10
36,000	37,000	3,600	10	109,000	111,000	10,900	10	216,000	219,000	21,600	10
37,000	38,000	3,700	10	111,000	113,000	11,100	10	219,000	222,000	21,900	10
38,000	39,000	3,800	10	113,000	115,000	11,300	10	222,000	225,000	22,200	10
39,000	40,000	3,900	10	115,000	117,000	11,500	10	225,000	228,000	22,500	10
40,000	41,000	4,000	10	117,000	119,000	11,700	10	228,000	231,000	22,800	10
41,000	42,000	4,100	10	119,000	121,000	11,900	10	231,000	234,000	23,100	10
42,000	43,000	4,200	10	121,000	123,000	12,100	10	234,000	237,000	23,400	10
43,000	44,000	4,300	10	123,000	125,000	12,300	10	237,000	240,000	23,700	10
44,000	45,000	4,400	10	125,000	127,000	12,500	10	240,000	243,000	24,000	10
45,000	46,000	4,500	10	127,000	129,000	12,700	10	243,000	246,000	24,300	10
46,000	47,000	4,600	10	129,000	131,000	12,900	10	246,000	249,000	24,600	10
47,000	48,000	4,700	10	131,000	133,000	13,100	10	249,000	252,000	24,900	10
48,000	49,000	4,800	10	133,000	135,000	13,300	10	252,000	255,000	25,200	10
49,000	50,000	4,900	10	135,000	137,000	13,500	10	255,000	258,000	25,500	10

昭和四十九年三月二十六日 衆議院会議録第二十号(二) 所得税法及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の一部を改正する法律案

(二)

課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額 (イ)		税額(ロ)	(ロ)の(イ)に対する割合	課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額 (イ)		税額(ロ)	(ロ)の(イ)に対する割合	課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額 (イ)		税額(ロ)	(ロ)の(イ)に対する割合
以	上			以	上			以	上		
円	円	円	%	円	円	円	%	円	円	円	%
258,000	261,000	25,800	10	414,000	418,000	41,400	10	614,000	618,000	61,600	10
261,000	264,000	26,100	10	418,000	422,000	41,800	10	618,000	622,000	62,100	10
264,000	267,000	26,400	10	422,000	426,000	42,200	10	622,000	626,000	62,600	10
267,000	270,000	26,700	10	426,000	430,000	42,600	10	626,000	630,000	63,100	10
270,000	273,000	27,000	10	430,000	434,000	43,000	10	630,000	634,000	63,600	10
273,000	276,000	27,300	10	434,000	438,000	43,400	10	634,000	638,000	64,000	10
276,000	279,000	27,600	10	438,000	442,000	43,800	10	638,000	642,000	64,500	10
279,000	282,000	27,900	10	442,000	446,000	44,200	10	642,000	646,000	65,000	10
282,000	285,000	28,200	10	446,000	450,000	44,600	10	646,000	650,000	65,500	10
285,000	288,000	28,500	10	450,000	454,000	45,000	10	650,000	655,000	66,000	10
288,000	291,000	28,800	10	454,000	458,000	45,400	10	655,000	660,000	66,600	10
291,000	294,000	29,100	10	458,000	462,000	45,800	10	660,000	665,000	67,200	10
294,000	297,000	29,400	10	462,000	466,000	46,200	10	665,000	670,000	67,800	10
297,000	300,000	29,700	10	466,000	470,000	46,600	10	670,000	675,000	68,400	10
300,000	303,000	30,000	10	470,000	474,000	47,000	10	675,000	680,000	69,000	10
303,000	306,000	30,300	10	474,000	478,000	47,400	10	680,000	685,000	69,600	10
306,000	309,000	30,600	10	478,000	482,000	47,800	10	685,000	690,000	70,200	10
309,000	312,000	30,900	10	482,000	486,000	48,200	10	690,000	695,000	70,800	10
312,000	315,000	31,200	10	486,000	490,000	48,600	10	695,000	700,000	71,400	10
315,000	318,000	31,500	10	490,000	494,000	49,000	10	700,000	705,000	72,000	10
318,000	321,000	31,800	10	494,000	498,000	49,400	10	705,000	710,000	72,600	10
321,000	324,000	32,100	10	498,000	502,000	49,800	10	710,000	715,000	73,200	10
324,000	327,000	32,400	10	502,000	506,000	50,200	10	715,000	720,000	73,800	10
327,000	330,000	32,700	10	506,000	510,000	50,600	10	720,000	725,000	74,400	10
330,000	333,000	33,000	10	510,000	514,000	51,000	10	725,000	730,000	75,000	10
333,000	336,000	33,300	10	514,000	518,000	51,400	10	730,000	735,000	75,600	10
336,000	339,000	33,600	10	518,000	522,000	51,800	10	735,000	740,000	76,200	10
339,000	342,000	33,900	10	522,000	526,000	52,200	10	740,000	745,000	76,800	10
342,000	345,000	34,200	10	526,000	530,000	52,600	10	745,000	750,000	77,400	10
345,000	348,000	34,500	10	530,000	534,000	53,000	10	750,000	755,000	78,000	10
348,000	351,000	34,800	10	534,000	538,000	53,400	10	755,000	760,000	78,600	10
351,000	354,000	35,100	10	538,000	542,000	53,800	10	760,000	765,000	79,200	10
354,000	357,000	35,400	10	542,000	546,000	54,200	10	765,000	770,000	79,800	10
357,000	360,000	35,700	10	546,000	550,000	54,600	10	770,000	775,000	80,400	10
360,000	363,000	36,000	10	550,000	554,000	55,000	10	775,000	780,000	81,000	10
363,000	366,000	36,300	10	554,000	558,000	55,400	10	780,000	785,000	81,600	10
366,000	369,000	36,600	10	558,000	562,000	55,800	10	785,000	790,000	82,200	10
369,000	372,000	36,900	10	562,000	566,000	56,200	10	790,000	795,000	82,800	10
372,000	375,000	37,200	10	566,000	570,000	56,600	10	795,000	800,000	83,400	10
375,000	378,000	37,500	10	570,000	574,000	57,000	10	800,000	805,000	84,000	10
378,000	381,000	37,800	10	574,000	578,000	57,400	10	805,000	810,000	84,600	10
381,000	384,000	38,100	10	578,000	582,000	57,800	10	810,000	815,000	85,200	10
384,000	387,000	38,400	10	582,000	586,000	58,200	10	815,000	820,000	85,800	10
387,000	390,000	38,700	10	586,000	590,000	58,600	10	820,000	825,000	86,400	10
390,000	394,000	39,000	10	590,000	594,000	59,000	10	825,000	830,000	87,000	10
394,000	398,000	39,400	10	594,000	598,000	59,400	10	830,000	835,000	87,600	10
398,000	402,000	39,800	10	598,000	602,000	59,800	10	835,000	840,000	88,200	10
402,000	406,000	40,200	10	602,000	606,000	60,200	10	840,000	845,000	88,800	10
406,000	410,000	40,600	10	606,000	610,000	60,700	10	845,000	850,000	89,400	10
410,000	414,000	41,000	10	610,000	614,000	61,200	10	850,000	855,000	90,000	10

(三)

課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額 (イ)		税額(ロ)	(ロ)の(イ)に対する割合	課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額 (イ)		税額(ロ)	(ロ)の(イ)に対する割合	課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額 (イ)		税額(ロ)	(ロ)の(イ)に対する割合
以 上	未 満			以 上	未 満			以 上	未 満		
円	円	円	%	円	円	円	%	円	円	円	%
855,000	860,000	90,600	10	1,105,000	1,110,000	120,600	10	1,355,000	1,360,000	153,700	11
860,000	865,000	91,200	10	1,110,000	1,115,000	121,200	10	1,360,000	1,365,000	154,400	11
865,000	870,000	91,800	10	1,115,000	1,120,000	121,800	10	1,365,000	1,370,000	155,100	11
870,000	875,000	92,400	10	1,120,000	1,125,000	122,400	10	1,370,000	1,375,000	155,800	11
875,000	880,000	93,000	10	1,125,000	1,130,000	123,000	10	1,375,000	1,380,000	156,500	11
880,000	885,000	93,600	10	1,130,000	1,135,000	123,600	10	1,380,000	1,385,000	157,200	11
885,000	890,000	94,200	10	1,135,000	1,140,000	124,200	10	1,385,000	1,390,000	157,900	11
890,000	895,000	94,800	10	1,140,000	1,145,000	124,800	10	1,390,000	1,395,000	158,600	11
895,000	900,000	95,400	10	1,145,000	1,150,000	125,400	10	1,395,000	1,400,000	159,300	11
900,000	905,000	96,000	10	1,150,000	1,155,000	126,000	10	1,400,000	1,405,000	160,000	11
905,000	910,000	96,600	10	1,155,000	1,160,000	126,600	10	1,405,000	1,410,000	160,700	11
910,000	915,000	97,200	10	1,160,000	1,165,000	127,200	10	1,410,000	1,415,000	161,400	11
915,000	920,000	97,800	10	1,165,000	1,170,000	127,800	10	1,415,000	1,420,000	162,100	11
920,000	925,000	98,400	10	1,170,000	1,175,000	128,400	10	1,420,000	1,425,000	162,800	11
925,000	930,000	99,000	10	1,175,000	1,180,000	129,000	10	1,425,000	1,430,000	163,500	11
930,000	935,000	99,600	10	1,180,000	1,185,000	129,600	10	1,430,000	1,435,000	164,200	11
935,000	940,000	100,200	10	1,185,000	1,190,000	130,200	10	1,435,000	1,440,000	164,900	11
940,000	945,000	100,800	10	1,190,000	1,195,000	130,800	10	1,440,000	1,445,000	165,600	11
945,000	950,000	101,400	10	1,195,000	1,200,000	131,400	10	1,445,000	1,450,000	166,300	11
950,000	955,000	102,000	10	1,200,000	1,205,000	132,000	11	1,450,000	1,455,000	167,000	11
955,000	960,000	102,600	10	1,205,000	1,210,000	132,700	11	1,455,000	1,460,000	167,700	11
960,000	965,000	103,200	10	1,210,000	1,215,000	133,400	11	1,460,000	1,465,000	168,400	11
965,000	970,000	103,800	10	1,215,000	1,220,000	134,100	11	1,465,000	1,470,000	169,100	11
970,000	975,000	104,400	10	1,220,000	1,225,000	134,800	11	1,470,000	1,475,000	169,800	11
975,000	980,000	105,000	10	1,225,000	1,230,000	135,500	11	1,475,000	1,480,000	170,500	11
980,000	985,000	105,600	10	1,230,000	1,235,000	136,200	11	1,480,000	1,485,000	171,200	11
985,000	990,000	106,200	10	1,235,000	1,240,000	136,900	11	1,485,000	1,490,000	171,900	11
990,000	995,000	106,800	10	1,240,000	1,245,000	137,600	11	1,490,000	1,495,000	172,600	11
995,000	1,000,000	107,400	10	1,245,000	1,250,000	138,300	11	1,495,000	1,500,000	173,300	11
1,000,000	1,005,000	108,000	10	1,250,000	1,255,000	139,000	11	1,500,000	1,505,000	174,000	11
1,005,000	1,010,000	108,600	10	1,255,000	1,260,000	139,700	11	1,505,000	1,510,000	174,700	11
1,010,000	1,015,000	109,200	10	1,260,000	1,265,000	140,400	11	1,510,000	1,515,000	175,400	11
1,015,000	1,020,000	109,800	10	1,265,000	1,270,000	141,100	11	1,515,000	1,520,000	176,100	11
1,020,000	1,025,000	110,400	10	1,270,000	1,275,000	141,800	11	1,520,000	1,525,000	176,800	11
1,025,000	1,030,000	111,000	10	1,275,000	1,280,000	142,500	11	1,525,000	1,530,000	177,500	11
1,030,000	1,035,000	111,600	10	1,280,000	1,285,000	143,200	11	1,530,000	1,535,000	178,200	11
1,035,000	1,040,000	112,200	10	1,285,000	1,290,000	143,900	11	1,535,000	1,540,000	178,900	11
1,040,000	1,045,000	112,800	10	1,290,000	1,295,000	144,600	11	1,540,000	1,545,000	179,600	11
1,045,000	1,050,000	113,400	10	1,295,000	1,300,000	145,300	11	1,545,000	1,550,000	180,300	11
1,050,000	1,055,000	114,000	10	1,300,000	1,305,000	146,000	11	1,550,000	1,555,000	181,000	11
1,055,000	1,060,000	114,600	10	1,305,000	1,310,000	146,700	11	1,555,000	1,560,000	181,700	11
1,060,000	1,065,000	115,200	10	1,310,000	1,315,000	147,400	11	1,560,000	1,565,000	182,400	11
1,065,000	1,070,000	115,800	10	1,315,000	1,320,000	148,100	11	1,565,000	1,570,000	183,100	11
1,070,000	1,075,000	116,400	10	1,320,000	1,325,000	148,800	11	1,570,000	1,575,000	183,800	11
1,075,000	1,080,000	117,000	10	1,325,000	1,330,000	149,500	11	1,575,000	1,580,000	184,500	11
1,080,000	1,085,000	117,600	10	1,330,000	1,335,000	150,200	11	1,580,000	1,585,000	185,200	11
1,085,000	1,090,000	118,200	10	1,335,000	1,340,000	150,900	11	1,585,000	1,590,000	185,900	11
1,090,000	1,095,000	118,800	10	1,340,000	1,345,000	151,600	11	1,590,000	1,595,000	186,600	11
1,095,000	1,100,000	119,400	10	1,345,000	1,350,000	152,300	11	1,595,000	1,600,000	187,300	11
1,100,000	1,105,000	120,000	10	1,350,000	1,355,000	153,000	11	1,600,000	1,605,000	188,000	11

昭和四十九年三月二十六日 衆議院會議録第二十号(一) 所得税法及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の一部を改正する法律案

(四)

別表第四から別表第八までを次のように改める。

課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額 (イ)		税額(ロ)	(ロ)の(イ)に対する割合	課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額 (イ)		税額(ロ)	(ロ)の(イ)に対する割合	課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額 (イ)		税額(ロ)	(ロ)の(イ)に対する割合
以	上			以	上			以	上		
円	円	円	%	円	円	円	%	円	円	円	%
1,605,000	1,610,000	188,700	11	1,755,000	1,760,000	209,700	11	1,905,000	1,910,000	232,800	12
1,610,000	1,615,000	189,400	11	1,760,000	1,765,000	210,400	11	1,910,000	1,915,000	233,600	12
1,615,000	1,620,000	190,100	11	1,765,000	1,770,000	211,100	11	1,915,000	1,920,000	234,400	12
1,620,000	1,625,000	190,800	11	1,770,000	1,775,000	211,800	11	1,920,000	1,925,000	235,200	12
1,625,000	1,630,000	191,500	11	1,775,000	1,780,000	212,500	11	1,925,000	1,930,000	236,000	12
1,630,000	1,635,000	192,200	11	1,780,000	1,785,000	213,200	11	1,930,000	1,935,000	236,800	12
1,635,000	1,640,000	192,900	11	1,785,000	1,790,000	213,900	11	1,935,000	1,940,000	237,600	12
1,640,000	1,645,000	193,600	11	1,790,000	1,795,000	214,600	11	1,940,000	1,945,000	238,400	12
1,645,000	1,650,000	194,300	11	1,795,000	1,800,000	215,300	11	1,945,000	1,950,000	239,200	12
1,650,000	1,655,000	195,000	11	1,800,000	1,805,000	216,000	12	1,950,000	1,955,000	240,000	12
1,655,000	1,660,000	195,700	11	1,805,000	1,810,000	216,800	12	1,955,000	1,960,000	240,800	12
1,660,000	1,665,000	196,400	11	1,810,000	1,815,000	217,600	12	1,960,000	1,965,000	241,600	12
1,665,000	1,670,000	197,100	11	1,815,000	1,820,000	218,400	12	1,965,000	1,970,000	242,400	12
1,670,000	1,675,000	197,800	11	1,820,000	1,825,000	219,200	12	1,970,000	1,975,000	243,200	12
1,675,000	1,680,000	198,500	11	1,825,000	1,830,000	220,000	12	1,975,000	1,980,000	244,000	12
1,680,000	1,685,000	199,200	11	1,830,000	1,835,000	220,800	12	1,980,000	1,985,000	244,800	12
1,685,000	1,690,000	199,900	11	1,835,000	1,840,000	221,600	12	1,985,000	1,990,000	245,600	12
1,690,000	1,695,000	200,600	11	1,840,000	1,845,000	222,400	12	1,990,000	1,995,000	246,400	12
1,695,000	1,700,000	201,300	11	1,845,000	1,850,000	223,200	12	1,995,000	2,000,000	247,200	12
1,700,000	1,705,000	202,000	11	1,850,000	1,855,000	224,000	12	2,000,000円		248,000	12
1,705,000	1,710,000	202,700	11	1,855,000	1,860,000	224,800	12				
1,710,000	1,715,000	203,400	11	1,860,000	1,865,000	225,600	12				
1,715,000	1,720,000	204,100	11	1,865,000	1,870,000	226,400	12				
1,720,000	1,725,000	204,800	11	1,870,000	1,875,000	227,200	12				
1,725,000	1,730,000	205,500	11	1,875,000	1,880,000	228,000	12				
1,730,000	1,735,000	206,200	11	1,880,000	1,885,000	228,800	12				
1,735,000	1,740,000	206,900	11	1,885,000	1,890,000	229,600	12				
1,740,000	1,745,000	207,600	11	1,890,000	1,895,000	230,400	12				
1,745,000	1,750,000	208,300	11	1,895,000	1,900,000	231,200	12				
1,750,000	1,755,000	209,000	11	1,900,000	1,905,000	232,000	12				

(注) この表において「調整所得金額」とは、第九十条第一項第一号（変動所得及び臨時所得の平均課税）に規定する調整所得金額をいう。

(備考)

- (1) 課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額に係る税額を求めるには、課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額に応じ、「課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額(イ)」欄の該当する行を求めるものとし、その行の「税額(ロ)」欄に記載されている金額が、その求める税額である。
- (2) 第九十条第二項に規定する割合を求めるには、調整所得金額に応じ、「課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額(イ)」欄の該当する行を求めるものとし、その行の「(ロ)の(イ)に対する割合」欄に記載されている率が、その求める割合である。

別表第四 給与所得の源泉徴収税額表(月額表)

(一)

その月の社会保 険料控除後の給 与等の金額		甲									乙
		扶 養 親 族 等 の 数									
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人		
以 上	未 満	税 額									税 額
円 63,000	円未満	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	その月の社会保 険料控除後の給 与等の金額の7 %に相当する金 額
63,000	64,000	180	0	0	0	0	0	0	0	0	5,300
64,000	65,000	280	0	0	0	0	0	0	0	0	5,400
65,000	66,000	380	0	0	0	0	0	0	0	0	5,500
66,000	67,000	480	0	0	0	0	0	0	0	0	5,500
67,000	68,000	580	0	0	0	0	0	0	0	0	5,600
68,000	69,000	680	0	0	0	0	0	0	0	0	5,700
69,000	70,000	780	0	0	0	0	0	0	0	0	5,700
70,000	71,000	880	0	0	0	0	0	0	0	0	5,800
71,000	72,000	980	0	0	0	0	0	0	0	0	5,900
72,000	73,000	1,080	0	0	0	0	0	0	0	0	5,900
73,000	74,000	1,180	0	0	0	0	0	0	0	0	6,000
74,000	75,000	1,280	0	0	0	0	0	0	0	0	6,100
75,000	76,000	1,380	0	0	0	0	0	0	0	0	6,100
76,000	77,000	1,480	0	0	0	0	0	0	0	0	6,200
77,000	78,000	1,580	0	0	0	0	0	0	0	0	6,300
78,000	79,000	1,680	0	0	0	0	0	0	0	0	6,300
79,000	80,000	1,780	0	0	0	0	0	0	0	0	6,400
80,000	81,000	1,880	0	0	0	0	0	0	0	0	6,500
81,000	82,000	1,980	0	0	0	0	0	0	0	0	6,500
82,000	83,000	2,080	0	0	0	0	0	0	0	0	6,600
83,000	84,000	2,180	180	0	0	0	0	0	0	0	6,600
84,000	85,000	2,280	280	0	0	0	0	0	0	0	6,700
85,000	86,000	2,380	380	0	0	0	0	0	0	0	6,800
86,000	87,000	2,480	480	0	0	0	0	0	0	0	6,800
87,000	88,000	2,580	580	0	0	0	0	0	0	0	6,900
88,000	89,000	2,680	680	0	0	0	0	0	0	0	7,100
89,000	90,000	2,780	780	0	0	0	0	0	0	0	7,200
90,000	91,000	2,880	880	0	0	0	0	0	0	0	7,400
91,000	92,000	2,980	980	0	0	0	0	0	0	0	7,500
92,000	93,000	3,080	1,080	0	0	0	0	0	0	0	7,700
93,000	94,000	3,180	1,180	0	0	0	0	0	0	0	7,800
94,000	95,000	3,280	1,280	0	0	0	0	0	0	0	7,900
95,000	96,000	3,380	1,380	0	0	0	0	0	0	0	8,100
96,000	97,000	3,480	1,480	0	0	0	0	0	0	0	8,200
97,000	98,000	3,580	1,580	0	0	0	0	0	0	0	8,400
98,000	99,000	3,680	1,680	0	0	0	0	0	0	0	8,500
99,000	101,000	3,830	1,830	0	0	0	0	0	0	0	8,600
101,000	103,000	4,030	2,030	0	0	0	0	0	0	0	8,600 円に、そ の月の社会保 険料控除後の給 与等の金額の 100,000 円を 超える金額の22% に相当する金額 を加算した金額
103,000	105,000	4,230	2,230	230	0	0	0	0	0	0	
105,000	107,000	4,360	2,360	360	0	0	0	0	0	0	
107,000	109,000	4,480	2,480	480	0	0	0	0	0	0	
109,000	111,000	4,600	2,600	600	0	0	0	0	0	0	
111,000	113,000	4,720	2,720	720	0	0	0	0	0	0	
113,000	115,000	4,840	2,840	840	0	0	0	0	0	0	
115,000	117,000	4,960	2,960	960	0	0	0	0	0	0	

昭和四十九年三月二十六日 衆議院会議録第二十号(二) 所得税法及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の一部を改正する法律案

(二)

その月の社会保 険料控除後の給 与等の金額		甲								乙
		扶 養 親 族 等 の 数								
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	
以 上	未 満	税 額								税 額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
117,000	119,000	5,100	3,080	1,080	0	0	0	0	0	0
119,000	121,000	5,240	3,200	1,200	0	0	0	0	0	0
121,000	123,000	5,380	3,320	1,320	0	0	0	0	0	0
123,000	125,000	5,530	3,440	1,440	0	0	0	0	0	0
125,000	127,000	5,680	3,570	1,570	0	0	0	0	0	0
127,000	129,000	5,850	3,710	1,710	0	0	0	0	0	0
129,000	131,000	6,020	3,850	1,850	0	0	0	0	0	0
131,000	133,000	6,190	3,990	1,990	0	0	0	0	0	0
133,000	135,000	6,360	4,130	2,130	130	0	0	0	0	0
135,000	137,000	6,520	4,270	2,270	270	0	0	0	0	0
137,000	139,000	6,690	4,410	2,410	410	0	0	0	0	0
139,000	141,000	6,860	4,550	2,550	550	0	0	0	0	0
141,000	143,000	7,030	4,690	2,690	690	0	0	0	0	0
143,000	145,000	7,200	4,830	2,830	830	0	0	0	0	0
145,000	147,000	7,360	4,970	2,970	970	0	0	0	0	0
147,000	149,000	7,530	5,130	3,110	1,110	0	0	0	0	0
149,000	151,000	7,700	5,300	3,250	1,250	0	0	0	0	0
151,000	153,000	7,870	5,470	3,390	1,390	0	0	0	0	0
153,000	155,000	8,040	5,640	3,530	1,530	0	0	0	0	0
155,000	157,000	8,200	5,800	3,670	1,670	0	0	0	0	0
157,000	159,000	8,370	5,970	3,810	1,810	0	0	0	0	0
159,000	161,000	8,540	6,140	3,950	1,950	0	0	0	0	0
161,000	163,000	8,710	6,310	4,090	2,090	0	0	0	0	0
163,000	165,000	8,880	6,480	4,230	2,230	230	0	0	0	0
165,000	167,000	9,040	6,640	4,370	2,370	370	0	0	0	0
167,000	169,000	9,210	6,810	4,510	2,510	510	0	0	0	0
169,000	171,000	9,380	6,980	4,650	2,650	650	0	0	0	0
171,000	173,000	9,550	7,150	4,790	2,790	790	0	0	0	0
173,000	175,000	9,720	7,320	4,930	2,930	930	0	0	0	0
175,000	177,000	9,880	7,480	5,080	3,070	1,070	0	0	0	0
177,000	179,000	10,050	7,650	5,250	3,210	1,210	0	0	0	0
179,000	181,000	10,220	7,820	5,420	3,350	1,350	0	0	0	0
181,000	183,000	10,390	7,990	5,590	3,490	1,490	0	0	0	0
183,000	185,000	10,560	8,160	5,760	3,630	1,630	0	0	0	0
185,000	187,000	10,720	8,320	5,920	3,770	1,770	0	0	0	0
187,000	189,000	10,890	8,490	6,090	3,910	1,910	0	0	0	0
189,000	191,000	11,070	8,660	6,260	4,050	2,050	0	0	0	0
191,000	193,000	11,270	8,830	6,430	4,190	2,190	190	0	0	0
193,000	195,000	11,460	9,000	6,600	4,330	2,330	330	0	0	0
195,000	197,000	11,660	9,160	6,760	4,470	2,470	470	0	0	0
197,000	199,000	11,850	9,330	6,930	4,610	2,610	610	0	0	0
199,000	201,000	12,050	9,500	7,100	4,750	2,750	750	0	0	0
201,000	203,000	12,250	9,670	7,270	4,890	2,890	890	0	0	0
203,000	206,000	12,490	9,880	7,480	5,080	3,070	1,070	0	0	0
206,000	209,000	12,790	10,130	7,730	5,330	3,280	1,280	0	0	0
209,000	212,000	13,080	10,380	7,980	5,580	3,490	1,490	0	0	0
212,000	215,000	13,370	10,630	8,230	5,830	3,700	1,700	0	0	0
215,000	218,000	13,670	10,890	8,490	6,090	3,910	1,910	0	0	0
218,000	221,000	13,960	11,160	8,740	6,340	4,120	2,120	120	0	0
221,000	224,000	14,260	11,460	8,990	6,590	4,330	2,330	330	0	0

19,600 円

19,600 円に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち150,000 円を超える金額の45%に相当する金額を加算した金額

19,600 円
19,600 円に、そ
の月の社会保
険料控除後の給
与等の金額のうち
150,000 円を超
える金額の45%
に相当する金額
を加算した金額

(三)

その月の社会保 険料控除後の給 与等の金額		甲								乙
		扶 養 親 族 等 の 数								
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	
以 上	未 満	税 額								税 額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
224,000	227,000	14,550	11,750	9,240	6,840	4,540	2,540	540	0	
227,000	230,000	14,840	12,040	9,490	7,090	4,750	2,750	750	0	
230,000	233,000	15,140	12,340	9,750	7,350	4,960	2,960	960	0	
233,000	236,000	15,430	12,630	10,000	7,600	5,200	3,170	1,170	0	
236,000	239,000	15,730	12,930	10,250	7,850	5,450	3,380	1,380	0	
239,000	242,000	16,020	13,220	10,500	8,100	5,700	3,590	1,590	0	
242,000	245,000	16,310	13,510	10,750	8,350	5,950	3,800	1,800	0	
245,000	248,000	16,610	13,810	11,010	8,610	6,210	4,010	2,010	0	
248,000	251,000	16,900	14,100	11,300	8,860	6,460	4,220	2,220	220	
251,000	254,000	17,230	14,430	11,630	9,140	6,740	4,450	2,450	450	
254,000	257,000	17,570	14,770	11,970	9,430	7,030	4,690	2,690	690	
257,000	260,000	17,900	15,100	12,300	9,720	7,320	4,930	2,930	930	
260,000	263,000	18,270	15,440	12,640	10,000	7,600	5,200	3,170	1,170	
263,000	266,000	18,660	15,770	12,970	10,290	7,890	5,490	3,410	1,410	
266,000	269,000	19,040	16,110	13,310	10,580	8,180	5,780	3,650	1,650	
269,000	272,000	19,420	16,450	13,650	10,870	8,470	6,070	3,890	1,890	
272,000	275,000	19,810	16,780	13,980	11,180	8,760	6,360	4,130	2,130	
275,000	278,000	20,190	17,120	14,320	11,520	9,040	6,640	4,370	2,370	
278,000	281,000	20,580	17,450	14,650	11,850	9,330	6,930	4,610	2,610	
281,000	284,000	20,960	17,790	14,990	12,190	9,620	7,220	4,850	2,850	
284,000	287,000	21,340	18,140	15,330	12,530	9,910	7,510	5,110	3,090	
287,000	290,000	21,730	18,530	15,660	12,860	10,200	7,800	5,400	3,330	
290,000	293,000	22,110	18,910	16,000	13,200	10,480	8,080	5,680	3,570	
293,000	296,000	22,500	19,300	16,330	13,530	10,770	8,370	5,970	3,810	
296,000	299,000	22,880	19,680	16,670	13,870	11,070	8,660	6,260	4,050	
299,000	302,000	23,260	20,060	17,010	14,210	11,410	8,950	6,550	4,290	
302,000	305,000	23,650	20,450	17,340	14,540	11,740	9,240	6,840	4,530	
305,000	308,000	24,030	20,830	17,680	14,880	12,080	9,520	7,120	4,770	
308,000	311,000	24,420	21,220	18,020	15,210	12,410	9,810	7,410	5,010	
311,000	314,000	24,800	21,600	18,400	15,550	12,750	10,100	7,700	5,300	
314,000	317,000	25,180	21,980	18,780	15,890	13,090	10,390	7,990	5,590	
317,000	320,000	25,570	22,370	19,170	16,220	13,420	10,680	8,280	5,880	
320,000	323,000	25,950	22,750	19,550	16,560	13,760	10,960	8,560	6,160	
323,000	326,000	26,380	23,140	19,940	16,890	14,090	11,290	8,850	6,450	
326,000	329,000	26,810	23,520	20,320	17,230	14,430	11,630	9,140	6,740	
329,000	332,000	27,240	23,900	20,700	17,570	14,770	11,970	9,430	7,030	
332,000	335,000	27,670	24,290	21,090	17,900	15,100	12,300	9,720	7,320	
335,000	338,000	28,110	24,670	21,470	18,270	15,440	12,640	10,000	7,600	
338,000	341,000	28,540	25,060	21,860	18,660	15,770	12,970	10,290	7,890	
341,000	344,000	28,970	25,440	22,240	19,040	16,110	13,310	10,580	8,180	
344,000	347,000	29,400	25,820	22,620	19,420	16,450	13,650	10,870	8,470	
347,000	350,000	29,830	26,230	23,010	19,810	16,780	13,980	11,180	8,760	
350,000	353,000	30,270	26,670	23,390	20,190	17,120	14,320	11,520	9,040	
353,000	356,000	30,700	27,100	23,780	20,580	17,450	14,650	11,850	9,330	
356,000	359,000	31,130	27,530	24,160	20,960	17,790	14,990	12,190	9,620	
359,000	362,000	31,560	27,960	24,540	21,340	18,140	15,330	12,530	9,910	
362,000	365,000	31,990	28,390	24,930	21,730	18,530	15,660	12,860	10,200	
365,000	368,000	32,430	28,830	25,310	22,110	18,910	16,000	13,200	10,480	
368,000	371,000	32,860	29,260	25,700	22,500	19,300	16,330	13,530	10,770	
371,000	374,000	33,290	29,690	26,090	22,880	19,680	16,670	13,870	11,070	

昭和四十九年三月二十六日 衆議院会議録第二十号(一) 所得税法及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の一部を改正する法律案

(四)

その月の社会保 険料控除後の給 与等の金額		甲									乙
		扶 養 親 族 等 の 数									
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人		
以 上	未 満	税 額									税 額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
374,000	377,000	33,720	30,120	26,520	23,260	20,060	17,010	14,210	11,410		
377,000	380,000	34,150	30,550	26,950	23,650	20,450	17,340	14,540	11,740		
380,000	383,000	34,590	30,990	27,390	24,030	20,830	17,680	14,880	12,080		
383,000	386,000	35,020	31,420	27,820	24,420	21,220	18,020	15,210	12,410		
386,000	389,000	35,530	31,850	28,250	24,800	21,600	18,400	15,550	12,750		
389,000	392,000	36,030	32,280	28,680	25,180	21,980	18,780	15,890	13,090		
392,000	395,000	36,530	32,710	29,110	25,570	22,370	19,170	16,220	13,420		
395,000	398,000	37,040	33,150	29,550	25,950	22,750	19,550	16,560	13,760		
398,000	401,000	37,540	33,580	29,980	26,380	23,140	19,940	16,890	14,090		
401,000	404,000	38,050	34,010	30,410	26,810	23,520	20,320	17,230	14,430		
404,000	407,000	38,550	34,440	30,840	27,240	23,900	20,700	17,570	14,770		
407,000	410,000	39,050	34,870	31,270	27,670	24,290	21,090	17,900	15,100		
410,000	413,000	39,560	35,360	31,710	28,110	24,670	21,470	18,270	15,440		
413,000	416,000	40,060	35,860	32,140	28,540	25,060	21,860	18,660	15,770		
416,000	419,000	40,570	36,370	32,570	28,970	25,440	22,240	19,040	16,110		
419,000	422,000	41,070	36,870	33,000	29,400	25,820	22,620	19,420	16,450		
422,000	425,000	41,570	37,370	33,430	29,830	26,230	23,010	19,810	16,780		
425,000	428,000	42,080	37,880	33,870	30,270	26,670	23,390	20,190	17,120		
428,000	431,000	42,580	38,380	34,300	30,700	27,100	23,780	20,580	17,450		
431,000	434,000	43,090	38,890	34,730	31,130	27,530	24,160	20,960	17,790		
434,000	437,000	43,590	39,390	35,190	31,560	27,960	24,540	21,340	18,140		
437,000	440,000	44,090	39,890	35,690	31,990	28,390	24,930	21,730	18,530		
440,000	443,000	44,600	40,400	36,200	32,430	28,830	25,310	22,110	18,910		
443,000	446,000	45,100	40,900	36,700	32,860	29,260	25,700	22,500	19,300		
446,000	449,000	45,610	41,410	37,210	33,290	29,690	26,090	22,880	19,680		
449,000	452,000	46,110	41,910	37,710	33,720	30,120	26,520	23,260	20,060		
452,000	455,000	46,610	42,410	38,210	34,150	30,550	26,950	23,650	20,450		
455,000	458,000	47,120	42,920	38,720	34,590	30,990	27,390	24,030	20,830		
458,000	461,000	47,620	43,420	39,220	35,020	31,420	27,820	24,420	21,220		
461,000	464,000	48,130	43,930	39,730	35,530	31,850	28,250	24,800	21,600		
464,000	467,000	48,630	44,430	40,230	36,030	32,280	28,680	25,180	21,980		
467,000	470,000	49,130	44,930	40,730	36,530	32,710	29,110	25,570	22,370		
470,000	473,000	49,640	45,440	41,240	37,040	33,150	29,550	25,950	22,750		
473,000	476,000	50,140	45,940	41,740	37,540	33,580	29,980	26,380	23,140		
476,000	479,000	50,650	46,450	42,250	38,050	34,010	30,410	26,810	23,520		
479,000	482,000	51,150	46,950	42,750	38,550	34,440	30,840	27,240	23,900		
482,000	485,000	51,650	47,450	43,250	39,050	34,870	31,270	27,670	24,290		
485,000	488,000	52,160	47,960	43,760	39,560	35,360	31,710	28,110	24,670		
488,000	491,000	52,680	48,460	44,260	40,060	35,860	32,140	28,540	25,060		
491,000	494,000	53,260	48,970	44,770	40,570	36,370	32,570	28,970	25,440		
494,000	497,000	53,840	49,470	45,270	41,070	36,870	33,000	29,400	25,820		
497,000	500,000	54,410	49,970	45,770	41,570	37,370	33,430	29,830	26,230		
500,000円		54,700	50,230	46,030	41,830	37,630	33,650	30,050	26,450	177,100円	
500,000円を超え 580,000円に満た ない金額		500,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 500,000円を超える金額の22%に相当する金額を加算した金額									177,100円に、 その月の社会保 険料控除後の給 与等の金額のう ち500,000円を 超える金額の60 %に相当する金

(五)

その月の社会保険料控除後の給与等の金額		甲								乙	
		扶 養 親 族 等 の 数									
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人		
以 上	未 満	税 額								税 額	
580,000円		72,300 ^円	67,830 ^円	63,630 ^円	59,430 ^円	55,230 ^円	51,250 ^円	47,650 ^円	44,050 ^円	額を加算した金額	
580,000円を超え680,000円に満たない金額		580,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち580,000円を超える金額の25%に相当する金額を加算した金額									
680,000円		97,300 ^円	92,830 ^円	88,630 ^円	84,430 ^円	80,230 ^円	76,250 ^円	72,650 ^円	69,050 ^円		
680,000円を超え770,000円に満たない金額		680,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち680,000円を超える金額の27%に相当する金額を加算した金額									
770,000円		121,600 ^円	117,130 ^円	112,930 ^円	108,730 ^円	104,530 ^円	100,550 ^円	96,950 ^円	93,350 ^円		
770,000円を超え860,000円に満たない金額		770,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち770,000円を超える金額の31%に相当する金額を加算した金額									
860,000円		149,500 ^円	145,030 ^円	140,830 ^円	136,630 ^円	132,430 ^円	128,450 ^円	124,850 ^円	121,250 ^円		
860,000円を超え1,050,000円に満たない金額		860,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち860,000円を超える金額の35%に相当する金額を加算した金額									
1,050,000円		216,000 ^円	211,530 ^円	207,330 ^円	203,130 ^円	198,930 ^円	194,950 ^円	191,350 ^円	187,750 ^円		
1,050,000円を超え1,230,000円に満たない金額		1,050,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち1,050,000円を超える金額の38%に相当する金額を加算した金額									
1,230,000円		284,400 ^円	279,930 ^円	275,730 ^円	271,530 ^円	267,330 ^円	263,350 ^円	259,750 ^円	256,150 ^円		615,100 ^円
1,230,000円を超え1,510,000円に満たない金額		1,230,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち1,230,000円を超える金額の42%に相当する金額を加算した金額									615,100 円に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち1,230,000円を超える金額の65%に相当する金額を加算した金額
1,510,000円		402,000 ^円	397,530 ^円	393,330 ^円	389,130 ^円	384,930 ^円	380,950 ^円	377,350 ^円	373,750 ^円		
1,510,000円を超え1,970,000円に満たない金額		1,510,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち1,510,000円を超える金額の45%に相当する金額を加算した金額									
1,970,000円		609,000 ^円	604,530 ^円	600,330 ^円	596,130 ^円	591,930 ^円	587,950 ^円	584,350 ^円	580,750 ^円		
1,970,000円を超え2,900,000円に満たない金額		1,970,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち1,970,000円を超える金額の50%に相当する金額を加算した金額									

昭和四十九年三月二十六日 衆議院会議録第二十号(二) 所得税法及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の一部を改正する法律案

(六)

その月の社会保険料控除後の給与等の金額		甲								乙
		扶 養 親 族 等 の 数								
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	
以 上	未 満	税 額								税 額
2,900,000円		円 1,074,000	円 1,069,530	円 1,065,330	円 1,061,130	円 1,056,930	円 1,052,950	円 1,049,350	円 1,045,750	
2,900,000円を超え 3,820,000円に満たない金額		2,900,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 2,900,000円を超える金額の55%に相当する金額を加算した金額								
3,820,000円		円 1,580,000	円 1,575,530	円 1,571,330	円 1,567,130	円 1,562,930	円 1,558,950	円 1,555,350	円 1,551,750	
3,820,000円を超え る金額		3,820,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 3,820,000円を超える金額の60%に相当する金額を加算した金額								
扶養親族等の数が7人を超える場合には、扶養親族等の数が7人の場合の税額から、その7人を超える る1人ごとに2,400円を控除した金額		従たる給与についての扶養控除等申告書が提出されている場合には、当該申告書に記載された扶養親族等の数に依り、扶養親族等1人ごとに2,400円を、上の各欄によつて求めた税額から控除した金額								

(注) この表において「扶養親族等」とは、控除対象配偶者及び扶養親族をいう。

(備考) 税額の求め方は、次のとおりである。

(一) 給与所得者の扶養控除等申告書の提出があつた居住者については、

- (1) まず、その居住者のその月の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料（第七十四条第二項（社会保険料控除）に規定する社会保険料をいう。以下同じ。）の金額を控除した金額を求める。
- (2) 当該申告書により申告された扶養親族等の数が7人以下である場合には、(1)により求めた金額に応じて「その月の社会保険料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行とその申告された扶養親族等の数に応じて求めた甲欄の該当欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額である。
- (3) 当該申告書により申告された扶養親族等の数が7人を超える場合には、(1)により求めた金額に応じて、扶養親族等の数が7人であるものとして(2)により求めた税額から、扶養親族等の数が7人を超える1人ごとに2,400円を控除した金額が、その求める税額である。
- (4) (2)及び(3)の場合において、当該申告書にその居住者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生に該当する旨の記載があるとき（当該勤労学生が第二条第一項第三十二号ロ又はハ（定義）に掲げる者に該当するときは、当該申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるほか、第百九十四条第三項（給与所得者の扶養控除等申告書）に規定する書類の提出又は提示があつたとき）は、扶養親族等の数にこれらの一に該当するごとに1人を加算した数を、当該申告書にその居住者の扶養親族等のうちに障害者がある旨の記載があるときは、扶養親族等の数にその障害者1人につき1人を加算した数を、それぞれ(2)及び(3)の扶養親族等の数とする。

(二) 給与所得者の扶養控除等申告書の提出がない居住者（従たる給与についての扶養控除等申告書の提出があつた居住者を含む。）については、その居住者のその月の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料の金額を控除し、その控除後の金額に応じて「その月の社会保険料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行と乙欄との交わるところに記載されている金額（従たる給与についての扶養控除等申告書の提出があつた場合には、当該申告書により申告された扶養親族等の数に依り、扶養親族等1人ごとに2,400円を控除した金額）が、その求める税額である。

別表第五 給与所得の源泉徴収税額表(日額表)

(一)

その日の社会保 険料控除後の給 与等の金額		甲								乙	丙		
		扶 養 親 族 等 の 数											
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人				
以 上	未 満	税 額								税 額	税 額		
円 2,100	円未満	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	その日の社 会保険料控 除後の給与 等の金額の 7%に相当 する金額	円 0	
2,100	2,150	5	0	0	0	0	0	0	0	0	180	0	
2,150	2,200	10	0	0	0	0	0	0	0	0	180	0	
2,200	2,250	15	0	0	0	0	0	0	0	0	180	0	
2,250	2,300	20	0	0	0	0	0	0	0	0	190	0	
2,300	2,350	25	0	0	0	0	0	0	0	0	190	0	
2,350	2,400	30	0	0	0	0	0	0	0	0	190	0	
2,400	2,450	35	0	0	0	0	0	0	0	0	200	0	
2,450	2,500	40	0	0	0	0	0	0	0	0	200	0	
2,500	2,550	45	0	0	0	0	0	0	0	0	200	0	
2,550	2,600	50	0	0	0	0	0	0	0	0	210	0	
2,600	2,650	55	0	0	0	0	0	0	0	0	210	0	
2,650	2,700	60	0	0	0	0	0	0	0	0	210	0	
2,700	2,750	65	0	0	0	0	0	0	0	0	220	0	
2,750	2,800	70	5	0	0	0	0	0	0	0	220	0	
2,800	2,850	75	10	0	0	0	0	0	0	0	220	0	
2,850	2,900	80	15	0	0	0	0	0	0	0	230	0	
2,900	2,950	85	20	0	0	0	0	0	0	0	230	0	
2,950	3,000	90	25	0	0	0	0	0	0	0	240	0	
3,000	3,050	95	30	0	0	0	0	0	0	0	250	0	
3,050	3,100	100	35	0	0	0	0	0	0	0	250	0	
3,100	3,150	105	40	0	0	0	0	0	0	0	260	0	
3,150	3,200	110	45	0	0	0	0	0	0	0	270	0	
3,200	3,250	115	50	0	0	0	0	0	0	0	280	0	
3,250	3,300	120	55	0	0	0	0	0	0	0	280	0	
3,300	3,400	130	60	0	0	0	0	0	0	0	290	0	
3,400	3,500	140	70	5	0	0	0	0	0	0	290 円に、 その日の社 会保険料控 除後の給与 等の金額の うち、3,300 円を超える 金額の22% に相当する 金額を加算 した金額	0	
3,500	3,600	145	80	10	0	0	0	0	0	0		0	
3,600	3,700	150	85	20	0	0	0	0	0	0		0	
3,700	3,800	160	90	25	0	0	0	0	0	0		0	
3,800	3,900	165	95	30	0	0	0	0	0	0		0	
3,900	4,000	170	105	35	0	0	0	0	0	0	0	0	
4,000	4,100	175	110	40	0	0	0	0	0	0	0	0	
4,100	4,200	185	115	50	0	0	0	0	0	0	0	0	
4,200	4,300	190	120	55	0	0	0	0	0	0	0	0	
4,300	4,400	200	130	60	0	0	0	0	0	0	0	0	
4,400	4,500	210	135	70	5	0	0	0	0	0	0	0	
4,500	4,600	220	145	75	10	0	0	0	0	0	0	0	
4,600	4,700	225	150	85	15	0	0	0	0	0	0	0	
4,700	4,800	235	155	90	25	0	0	0	0	0	0	0	
4,800	4,900	245	165	95	30	0	0	0	0	0	0	0	
4,900	5,000	250	170	105	40	0	0	0	0	0	660 円に、 その日の社 会保険料控 除後の給与	0	
5,000	5,100	260	180	110	45	0	0	0	0	0		660 円	0
5,100	5,200	270	190	120	50	0	0	0	0	0		0	0
5,200	5,300	275	195	125	60	0	0	0	0	0		0	0
5,300	5,400	285	205	130	65	0	0	0	0	0		0	0

昭和四十九年三月二十六日 衆議院会議録第二十号(二) 所得税法及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の一部を改正する法律案

(二)

その日の社会保 険料控除後の給 与等の金額		甲								乙	丙
		扶 養 親 族 等 の 数									
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人		
以 上	未 満	税 額								税 額	税 額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	等の金額の うち5,000 円を超える 金額の45% に相当する 金額を加算 した金額	円
5,400	5,500	295	215	140	75	5	0	0	0	0	0
5,500	5,600	300	220	145	80	15	0	0	0	0	0
5,600	5,700	310	230	155	85	20	0	0	0	0	0
5,700	5,800	320	240	160	95	25	0	0	0	0	0
5,800	5,900	325	245	165	100	35	0	0	0	0	0
5,900	6,000	335	255	175	110	40	0	0	0	0	0
6,000	6,100	345	265	185	115	50	0	0	0	0	0
6,100	6,200	350	270	190	120	55	0	0	0	0	6
6,200	6,300	360	280	200	130	60	0	0	0	0	13
6,300	6,400	370	290	210	135	70	0	0	0	0	20
6,400	6,500	380	295	215	145	75	10	0	0	0	27
6,500	6,600	390	305	225	150	85	15	0	0	0	34
6,600	6,700	400	315	235	155	90	25	0	0	0	41
6,700	6,800	410	320	240	165	95	30	0	0	0	48
6,800	6,900	420	330	250	170	105	35	0	0	0	55
6,900	7,000	430	340	260	180	110	45	0	0	0	62
7,000	7,100	440	350	270	190	120	50	0	0	0	69
7,100	7,200	450	355	275	195	125	60	0	0	0	76
7,200	7,300	460	365	285	205	130	65	0	0	0	83
7,300	7,400	470	375	295	215	140	70	5	0	0	90
7,400	7,500	480	385	300	220	145	80	10	0	0	97
7,500	7,600	490	395	310	230	155	85	20	0	0	104
7,600	7,700	495	405	320	240	160	95	25	0	0	111
7,700	7,800	505	415	325	245	165	100	35	0	0	118
7,800	7,900	515	425	335	255	175	105	40	0	0	125
7,900	8,000	525	435	345	265	185	115	45	0	0	132
8,000	8,100	535	445	350	270	190	120	55	0	0	139
8,100	8,200	545	455	360	280	200	130	60	0	0	146
8,200	8,300	555	465	370	290	210	135	70	0	0	153
8,300	8,400	565	475	380	295	215	140	75	10	0	160
8,400	8,500	580	485	390	305	225	150	85	15	0	167
8,500	8,600	590	495	400	315	235	160	90	25	0	174
8,600	8,700	600	505	415	325	245	165	100	35	0	181
8,700	8,800	615	520	425	335	255	175	110	40	0	188
8,800	8,900	625	530	435	345	265	185	115	50	0	195
8,900	9,000	640	540	445	355	275	195	125	55	0	202
9,000	9,100	650	550	460	365	285	205	130	65	0	209
9,100	9,200	665	565	470	375	295	215	140	75	0	216
9,200	9,300	675	575	480	385	305	225	150	80	0	223
9,300	9,400	690	585	490	400	315	235	155	90	0	231
9,400	9,500	700	595	505	410	325	240	165	95	0	239
9,500	9,600	715	610	515	420	330	250	170	105	0	247
9,600	9,700	730	620	525	430	340	260	180	115	0	256
9,700	9,800	740	635	535	445	350	270	190	120	0	264
9,800	9,900	755	645	550	455	360	280	200	130	0	273
9,900	10,000	765	660	560	465	370	290	210	135	0	281
10,000	10,100	780	670	570	475	385	300	220	145	0	289
10,100	10,200	790	685	580	490	395	310	230	155	0	298
10,200	10,300	805	700	590	500	405	320	240	160	0	306
10,300	10,400	820	710	605	510	415	330	250	170	0	315

(三)

その日の社会保 険料控除後の給 与等の金額		甲								乙	丙
		扶 養 親 族 等 の 数									
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人		
以 上	未 満	税 額								税 額	税 額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円		円
10,400	10,500	830	725	615	520	430	340	260	180		323
10,500	10,600	845	735	630	535	440	350	270	190		331
10,600	10,700	855	750	645	545	450	360	280	200		340
10,700	10,800	870	760	655	555	460	370	285	205		348
10,800	10,900	885	775	670	565	475	380	295	215		357
10,900	11,000	895	790	680	575	485	390	305	225		365
11,000	11,100	910	800	695	590	495	400	315	235		373
11,100	11,200	925	815	705	600	505	415	325	245		382
11,200	11,300	940	825	720	615	520	425	335	255		390
11,300	11,400	955	840	730	625	530	435	345	265		399
11,400	11,500	970	850	745	640	540	445	355	275		408
11,500	11,600	985	865	760	650	550	460	365	285		417
11,600	11,700	1,000	880	770	665	560	470	375	295		427
11,700	11,800	1,010	890	785	675	575	480	385	305		436
11,800	11,900	1,025	905	795	690	585	490	400	315		446
11,900	12,000	1,040	920	810	700	595	505	410	320		456
12,000	12,100	1,055	935	820	715	610	515	420	330		465
12,100	12,200	1,070	950	835	730	620	525	430	340		475
12,200	12,300	1,085	965	845	740	635	535	445	350		484
12,300	12,400	1,100	980	860	755	645	545	455	360		494
12,400	12,500	1,115	995	875	765	660	560	465	370		504
12,500	12,600	1,130	1,010	890	780	670	570	475	385		515
12,600	12,700	1,140	1,020	900	790	685	580	490	395		526
12,700	12,800	1,155	1,035	915	805	700	590	500	405		538
12,800	12,900	1,170	1,050	930	815	710	605	510	415		549
12,900	13,000	1,190	1,065	945	830	725	615	520	430		560
13,000	13,100	1,205	1,080	960	845	735	630	530	440		571
13,100	13,200	1,220	1,095	975	855	750	640	545	450		582
13,200	13,300	1,240	1,110	990	870	760	655	555	460		594
13,300	13,400	1,255	1,125	1,005	885	775	670	565	475		605
13,400	13,500	1,275	1,135	1,015	895	790	680	575	485		616
13,500	13,600	1,290	1,150	1,030	910	800	695	590	495		627
13,600	13,700	1,305	1,165	1,045	925	815	705	600	505		638
13,700	13,800	1,325	1,185	1,060	940	825	720	610	515		650
13,800	13,900	1,340	1,200	1,075	955	840	730	625	530		661
13,900	14,000	1,355	1,215	1,090	970	850	745	640	540		672
14,000	14,100	1,375	1,235	1,105	985	865	760	650	550		683
14,100	14,200	1,390	1,250	1,120	1,000	880	770	665	560		694
14,200	14,300	1,405	1,265	1,130	1,010	890	785	675	575		706
14,300	14,400	1,425	1,285	1,145	1,025	905	795	690	585		717
14,400	14,500	1,440	1,300	1,160	1,040	920	810	700	595		728
14,500	14,600	1,455	1,315	1,175	1,055	935	820	715	610		739
14,600	14,700	1,475	1,335	1,195	1,070	950	835	730	620		750
14,700	14,800	1,490	1,350	1,210	1,085	965	845	740	635		762
14,800	14,900	1,510	1,370	1,230	1,100	980	860	755	645		773
14,900	15,000	1,525	1,385	1,245	1,115	995	875	765	660		784
15,000	15,100	1,540	1,400	1,260	1,125	1,005	885	780	670		795
15,100	15,200	1,560	1,420	1,280	1,140	1,020	900	790	685		806
15,200	15,300	1,575	1,435	1,295	1,155	1,035	915	805	700		818
15,300	15,400	1,590	1,450	1,310	1,170	1,050	930	815	710		830

昭和四十九年三月二十六日 衆議院会議録第二十号(二) 所得税法及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の一部を改正する法律案

(四)

その日の社会保 険料控除後の給 与等の金額		甲								乙	丙
		扶 養 親 族 等 の 数									
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人		
以 上	未 満	税 額								税 額	税 額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円		円
15,400	15,500	1,610	1,470	1,330	1,190	1,065	945	830	725		843
15,500	15,600	1,625	1,485	1,345	1,205	1,080	960	845	735		855
15,600	15,700	1,640	1,500	1,360	1,220	1,095	975	855	750		868
15,700	15,800	1,660	1,520	1,380	1,240	1,110	990	870	760		881
15,800	15,900	1,675	1,535	1,395	1,255	1,125	1,005	880	775		894
15,900	16,000	1,695	1,550	1,410	1,270	1,135	1,015	895	785		907
16,000	16,100	1,710	1,570	1,430	1,290	1,150	1,030	910	800		919
16,100	16,200	1,725	1,585	1,445	1,305	1,165	1,045	925	815		932
16,200	16,300	1,745	1,605	1,465	1,325	1,185	1,060	940	825		945
16,300	16,400	1,760	1,620	1,480	1,340	1,200	1,075	955	840		958
16,400	16,500	1,780	1,635	1,495	1,355	1,215	1,090	970	850		971
16,500	16,600	1,800	1,655	1,515	1,375	1,235	1,105	985	865		983
16,600	16,700	1,820	1,670	1,530	1,390	1,250	1,120	1,000	880		996
16,700円		1,830	1,680	1,540	1,400	1,260	1,125	1,005	885	5,930円	1,009
16,700 円 を 超 え 19,500円に満た ない金額		16,700円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額 のうち16,700円を超える金額の22%に相当する金額を加算した金額								5,930円に、 その日の社 会保険料控 除後の給与 等の金額の うち16,700 円を超える 金額の60% に相当する 金額を加算 した金額	1,009円に、 その日の社 会保険料控 除後の給与 等の金額の うち16,700 円を超える 金額の12% に相当する 金額を加算 した金額
19,500円		円 2,445	円 2,295	円 2,155	円 2,015	円 1,875	円 1,740	円 1,620	円 1,500		円 1,345
19,500 円 を 超 え 22,500円に満た ない金額		19,500円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額 のうち19,500円を超える金額の25%に相当する金額を加算した金額									1,345円に、 その日の社 会保険料控 除後の給与 等の金額の うち19,500 円を超える 金額の14% に相当する 金額を加算 した金額
22,500円		円 3,195	円 3,045	円 2,905	円 2,765	円 2,625	円 2,490	円 2,370	円 2,250		円 1,765
22,500 円 を 超 え 25,500円に満た ない金額		22,500円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額 のうち22,500円を超える金額の27%に相当する金額を加算した金額									1,765円に、 その日の社 会保険料控 除後の給与 等の金額の うち22,500 円を超える 金額の18% に相当する 金額を加算 した金額
25,500円		円 4,005	円 3,855	円 3,715	円 3,575	円 3,435	円 3,300	円 3,180	円 3,060		円 2,305
25,500 円 を 超 え 28,500円に満た ない金額		25,500円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額 のうち25,500円を超える金額の31%に相当する金額を加算した金額									2,305円に、 その日の社 会保険料控 除後の給与 等の金額の うち25,500 円を超える 金額の21% に相当する 金額を加算 した金額

(五)

その日の社会保険料控除後の給与等の金額		甲								乙	丙
		扶 養 親 族 等 の 数									
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人		
以 上	未 満	税 額								税 額	税 額
28,500円		円 4,935	円 4,785	円 4,645	円 4,505	円 4,365	円 4,230	円 4,110	円 3,990		円 2,935
28,500 円を超え 35,000円に満たない金額		28,500円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち28,500円を超える金額の35%に相当する金額を加算した金額									2,935円に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち28,500円を超える金額の24%に相当する金額を加算した金額
35,000円		円 7,210	円 7,060	円 6,920	円 6,780	円 6,640	円 6,505	円 6,385	円 6,265		円 4,495
35,000 円を超え 41,000円に満たない金額		35,000円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち35,000円を超える金額の38%に相当する金額を加算した金額									4,495円に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち35,000円を超える金額の27%に相当する金額を加算した金額
41,000円		円 9,490	円 9,340	円 9,200	円 9,060	円 8,920	円 8,785	円 8,665	円 8,545	円 20,510	円 6,115
41,000 円を超え 50,500円に満たない金額		41,000円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち41,000円を超える金額の42%に相当する金額を加算した金額								20,510円に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち41,000円を超える金額の65%に相当する金額を加算した金額	6,115円に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち41,000円を超える金額の30%に相当する金額を加算した金額
50,500円		円 13,480	円 13,330	円 13,190	円 13,050	円 12,910	円 12,775	円 12,655	円 12,535		
50,500 円を超え 65,500円に満たない金額		50,500円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち50,500円を超える金額の45%に相当する金額を加算した金額									
65,500円		円 20,230	円 20,080	円 19,940	円 19,800	円 19,660	円 19,525	円 19,405	円 19,285		
65,500 円を超え 96,500円に満たない金額		65,500円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち65,500円を超える金額の50%に相当する金額を加算した金額									
96,500円		円 35,730	円 35,580	円 35,440	円 35,300	円 35,160	円 35,025	円 34,905	円 34,785		
96,500 円を超え 127,500円に満たない金額		96,500円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち96,500円を超える金額の55%に相当する金額を加算した金額									

昭和四十九年三月二十六日 衆議院会議録第二十号(一) 所得税法及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の一部を改正する法律案

(六)

その日の社会保 険料控除後の給 与等の金額		甲								乙	丙
		扶 養 親 族 等 の 数									
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人		
以 上	未 満	税 額								税 額	税 額
127,500円		52,780円	52,630円	52,490円	52,350円	52,210円	52,075円	51,955円	51,835円		
127,500円を超え る金額		127,500円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち127,500円を超える金額の60%に相当する金額を加算した金額									
扶養親族等の数が7人を超える場合には、扶養親族等の数が7人の場合の税額から、その7人 を超える1人ごとに80円を控除した金額										従たる給与についての扶養控除等申告書が提出されている場合には、当該申告書に記載された扶養親族等の数に1人ごとに80円を、上の各欄によつて求めた税額から控除した金額	—

(注) この表において「扶養親族等」とは、控除対象配偶者及び扶養親族をいう。

(備考) 税額の求め方は、次のとおりである。

(一) 給与所得者の扶養控除等申告書の提出があつた居住者については、

- (1) まず、その居住者のその日の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料の金額を控除した金額を求める。
- (2) 当該申告書により申告された扶養親族等の数が7人以下である場合には、(1)により求めた金額に応じて「その日の社会保険料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行とその申告された扶養親族等の数に応じて求めた甲欄の該当欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額である。
- (3) 当該申告書により申告された扶養親族等の数が7人を超える場合には、(1)により求めた金額に応じて、扶養親族等の数が7人であるものとして(2)により求めた税額から、扶養親族等の数が7人を超える1人ごとに80円を控除した金額が、その求める税額である。
- (4) (2)及び(3)の場合において、当該申告書にその居住者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生に該当する旨の記載があるとき(当該勤労学生が第二条第一項第三十二号ロ又はハ(定義)に掲げる者に該当するときは、当該申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるほか、第百九十四条第三項(給与所得者の扶養控除等申告書)に規定する書類の提出又は提示があつたとき)は、扶養親族等の数にこれらの一に該当することにより1人を加算した数を、当該申告書にその居住者の扶養親族等のうちに障害者がある旨の記載があるときは、扶養親族等の数にその障害者1人につき1人を加算した数を、それぞれ(2)及び(3)の扶養親族等の数とする。

(二) 給与所得者の扶養控除等申告書の提出がない居住者(従たる給与についての扶養控除等申告書の提出があつた居住者を含む。)については、

- (1) (2)に該当する場合を除き、その居住者のその日の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料の金額を控除し、その控除後の金額に応じて「その日の社会保険料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行と乙欄との交わるところに記載されている金額(従たる給与についての扶養控除等申告書の提出があつた場合には、当該申告書により申告された扶養親族等の数に応じ、扶養親族等1人ごとに80円を控除した金額)が、その求める税額である。
- (2) 雇労働者の受ける給与等(第百八十五条第一項第三号(労働した日ごとに支払われる給与等)に掲げる給与等をいう。)については、その居住者のその日の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料の金額を控除し、その控除後の金額に応じて「その日の社会保険料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行と丙欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額である。

等 の 数										乙	
4 人		5 人		6 人		7 人 以 上					
除 後 の 給 与 等 の 金 額										前月の社会保険料控除後の給与等の金額	
以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
123千円未満		145千円未満		167千円未満		188千円未満					
123	136	145	160	167	183	188	204				
136	151	160	178	183	200	204	222				
151	191	178	203	200	217	222	240				
191	234	203	251	217	272	240	294				
234	297	251	318	272	338	294	357	150千円未満			
297	355	318	369	338	384	357	398				
355	395	369	408	384	422	398	436				
395	433	408	447	422	463	436	478				
433	477	447	493	463	510	478	528				
477	530	493	549	510	568	528	586	150		240	
530	582	549	600	568	620	586	639				
582	637	600	655	620	674	639	692				
637	685	655	703	674	721	692	738				
685	734	703	753	721	772	738	791				
734	800	753	818	772	837	791	855	240		350	
800	896	818	915	837	934	855	953				
896	1,025	915	1,043	934	1,062	953	1,080				
1,025	1,184	1,043	1,202	1,062	1,220	1,080	1,238	350		460	
1,184	1,431	1,202	1,451	1,220	1,471	1,238	1,491				
1,431	1,672	1,451	1,690	1,471	1,709	1,491	1,727	460		820	
1,672	2,179	1,690	2,195	1,709	2,211	1,727	2,227				
2,179	2,968	2,195	2,987	2,211	3,006	2,227	3,025	820		1,100	
2,968	4,510	2,987	4,528	3,006	4,545	3,025	4,563	1,100		1,660	
4,510	6,184	4,528	6,202	4,545	6,220	4,563	6,238	1,660		2,240	
6,184千円以上		6,202千円以上		6,220千円以上		6,238千円以上		2,240千円以上			

額から控除される社会保険料の金額（以下この表において「前月中の社会保険料の金額」という。）を控除した金額を求

除料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求める。

である。

する旨の記載があるとき（当該勤労学生が第二条第一項第三十二号ロ又はハ（定義）に掲げる者に該当するときは、規定する書類の提出又は提示があつたとき）は、扶養親族等の数にこれらの一に該当することに1人を加算した数を、者1人につき1人を加算した数を、それぞれ扶養親族等の数とする。

居住者を含む。）については、四に該当する場合を除き、

である。

又はその賞与の金額（当該金額から控除される社会保険料の金額がある場合には、その控除後の金額）が前月中の給らず、第百八十六条第一項第一号ロ若しくは第二号ロ又は第二項（賞与に係る徴収税額）の規定（同条第三項の規

ときは、その賞与の支払の直前に支払を受けた若しくは支払を受けるべき給与等の金額又はその給与等の金額から控金額から控除される社会保険料の金額とみなす。

別表第六 賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表

賞 与 の 金 額 率 乗 ず	甲 族											
	扶 養 親						族					
	0 人		1 人		2 人		3 人					
	前 月 の 社 会 保 険 料 控											
	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満
0 %	千円 46	千円 千円未満	千円 61	千円 千円未満	千円 78	千円 千円未満	千円 101	千円 千円未満	千円 124	千円 千円未満	千円 179	千円 千円未満
2	46	49	61	65	78	87	101	112	124	179	222	276
4	49	52	65	70	87	97	112	124	179	222	276	336
6	52	56	70	77	97	156	124	179	222	276	336	381
8	56	61	77	198	156	210	179	222	276	336	381	420
10	61	228	198	241	210	256	222	276	336	381	420	463
12	228	278	241	297	256	316	276	336	381	420	463	511
14	278	337	297	356	316	367	336	381	420	463	511	564
16	337	378	356	392	367	406	381	420	463	511	564	619
18	378	424	392	437	406	450	420	463	511	564	619	668
20	424	466	437	480	450	494	463	511	564	619	668	716
22	466	510	480	528	494	546	511	564	619	668	716	781
24	510	564	528	582	546	600	564	619	668	716	781	839
26	564	615	582	633	600	650	619	668	716	781	839	899
28	615	659	633	678	650	697	668	716	781	839	899	950
30	659	721	678	741	697	761	716	781	839	899	950	1,006
32	721	819	741	839	761	858	781	839	899	950	1,006	1,066
35	819	950	839	969	858	988	839	899	950	1,006	1,066	1,126
38	950	1,112	969	1,130	988	1,148	1,006	1,066	1,126	1,186	1,246	1,306
41	1,112	1,351	1,130	1,371	1,148	1,391	1,166	1,226	1,286	1,346	1,406	1,466
44	1,351	1,600	1,371	1,618	1,391	1,636	1,411	1,471	1,531	1,591	1,651	1,711
47	1,600	2,114	1,618	2,130	1,636	2,146	1,654	1,714	1,774	1,834	1,894	1,954
50	2,114	2,891	2,130	2,910	2,146	2,929	2,162	2,222	2,282	2,342	2,402	2,462
55	2,891	4,441	2,910	4,458	2,929	4,476	2,949	3,009	3,069	3,129	3,189	3,249
60	4,441	6,112	4,458	6,130	4,476	6,148	4,493	4,553	4,613	4,673	4,733	4,793
65	6,112千円以上		6,130千円以上		6,148千円以上		6,166千円以上					

(注) この表において「扶養親族等」とは、控除対象配偶者及び扶養親族をいう。

(備考) 賞与の金額に乘すべき率の求め方は、次のとおりである。

(一) 給与所得者の扶養控除等申告書の提出があつた居住者については、(四)に該当する場合を除き、

(1) まず、その居住者の前月中の給与等（賞与を除く。以下この表において同じ。）の金額から、その給与等の金額を求め、

(2) 次に、当該申告書により申告された扶養親族等の数と(1)により求めた金額とに応じて甲欄の「前月の社会保

(3) (2)により求めた行と「賞与の金額に乘すべき率」欄との交わるところに記載されている率が、その求める率

(二) (一)の場合において、給与所得者の扶養控除等申告書にその居住者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生に該当当該申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるほか、第百九十四条第三項（給与所得者の扶養控除等申告書）に当該申告書にその居住者の扶養親族等のうちに障害者がある旨の記載があるときは、扶養親族等の数にその障害

(三) 給与所得者の扶養控除等申告書の提出がない居住者（従たる給与についての扶養控除等申告書の提出があつた

(1) その居住者の前月中の給与等の金額から前月中の社会保険料の金額を控除した金額を求める。

(2) (1)により求めた金額に応じて乙欄の「前月の社会保険料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求める。

(3) (2)により求めた行と「賞与の金額に乘すべき率」欄との交わるところに記載されている率が、その求める率

(四) 前月中の給与等の金額がない場合若しくは前月中の給与等の金額が前月中の社会保険料の金額以下である場合与等の金額から前月中の社会保険料の金額を控除した金額の10倍に相当する金額を超える場合には、この表による定を含む。）により税額を計算する。

(四) (一)から(三)までの場合において、その居住者の受ける給与等の支給期が月の整数倍の期間ごとと定められている除される社会保険料の金額を当該倍数で除して計算した金額をもつて、それぞれ前月中の給与等の金額又は当該

別表第七 年末調整のための給与所得の源泉徴収税額表

(一)

課税給与所得金額		税 額	課税給与所得金額		税 額	課税給与所得金額		税 額
以 上	未 満		以 上	未 満		以 上	未 満	
円	円	円	円	円	円	円	円	円
1,000	円未満	0	50,000	51,000	5,000	137,000	139,000	13,700
1,000	2,000	100	51,000	52,000	5,100	139,000	141,000	13,900
2,000	3,000	200	52,000	53,000	5,200	141,000	143,000	14,100
3,000	4,000	300	53,000	54,000	5,300	143,000	145,000	14,300
4,000	5,000	400	54,000	55,000	5,400	145,000	147,000	14,500
5,000	6,000	500	55,000	56,000	5,500	147,000	149,000	14,700
6,000	7,000	600	56,000	57,000	5,600	149,000	151,000	14,900
7,000	8,000	700	57,000	58,000	5,700	151,000	153,000	15,100
8,000	9,000	800	58,000	59,000	5,800	153,000	155,000	15,300
9,000	10,000	900	59,000	60,000	5,900	155,000	157,000	15,500
10,000	11,000	1,000	60,000	61,000	6,000	157,000	159,000	15,700
11,000	12,000	1,100	61,000	62,000	6,100	159,000	161,000	15,900
12,000	13,000	1,200	62,000	63,000	6,200	161,000	163,000	16,100
13,000	14,000	1,300	63,000	65,000	6,300	163,000	165,000	16,300
14,000	15,000	1,400	65,000	67,000	6,500	165,000	167,000	16,500
15,000	16,000	1,500	67,000	69,000	6,700	167,000	169,000	16,700
16,000	17,000	1,600	69,000	71,000	6,900	169,000	171,000	16,900
17,000	18,000	1,700	71,000	73,000	7,100	171,000	173,000	17,100
18,000	19,000	1,800	73,000	75,000	7,300	173,000	175,000	17,300
19,000	20,000	1,900	75,000	77,000	7,500	175,000	177,000	17,500
20,000	21,000	2,000	77,000	79,000	7,700	177,000	179,000	17,700
21,000	22,000	2,100	79,000	81,000	7,900	179,000	181,000	17,900
22,000	23,000	2,200	81,000	83,000	8,100	181,000	183,000	18,100
23,000	24,000	2,300	83,000	85,000	8,300	183,000	185,000	18,300
24,000	25,000	2,400	85,000	87,000	8,500	185,000	187,000	18,500
25,000	26,000	2,500	87,000	89,000	8,700	187,000	189,000	18,700
26,000	27,000	2,600	89,000	91,000	8,900	189,000	191,000	18,900
27,000	28,000	2,700	91,000	93,000	9,100	191,000	193,000	19,100
28,000	29,000	2,800	93,000	95,000	9,300	193,000	195,000	19,300
29,000	30,000	2,900	95,000	97,000	9,500	195,000	198,000	19,500
30,000	31,000	3,000	97,000	99,000	9,700	198,000	201,000	19,800
31,000	32,000	3,100	99,000	101,000	9,900	201,000	204,000	20,100
32,000	33,000	3,200	101,000	103,000	10,100	204,000	207,000	20,400
33,000	34,000	3,300	103,000	105,000	10,300	207,000	210,000	20,700
34,000	35,000	3,400	105,000	107,000	10,500	210,000	213,000	21,000
35,000	36,000	3,500	107,000	109,000	10,700	213,000	216,000	21,300
36,000	37,000	3,600	109,000	111,000	10,900	216,000	219,000	21,600
37,000	38,000	3,700	111,000	113,000	11,100	219,000	222,000	21,900
38,000	39,000	3,800	113,000	115,000	11,300	222,000	225,000	22,200
39,000	40,000	3,900	115,000	117,000	11,500	225,000	228,000	22,500
40,000	41,000	4,000	117,000	119,000	11,700	228,000	231,000	22,800
41,000	42,000	4,100	119,000	121,000	11,900	231,000	234,000	23,100
42,000	43,000	4,200	121,000	123,000	12,100	234,000	237,000	23,400
43,000	44,000	4,300	123,000	125,000	12,300	237,000	240,000	23,700
44,000	45,000	4,400	125,000	127,000	12,500	240,000	243,000	24,000
45,000	46,000	4,500	127,000	129,000	12,700	243,000	246,000	24,300
46,000	47,000	4,600	129,000	131,000	12,900	246,000	249,000	24,600
47,000	48,000	4,700	131,000	133,000	13,100	249,000	252,000	24,900
48,000	49,000	4,800	133,000	135,000	13,300	252,000	255,000	25,200
49,000	50,000	4,900	135,000	137,000	13,500	255,000	258,000	25,500

昭和四十九年三月二十六日 衆議院会議録第二十号(一) 所得税法及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の一部を改正する法律案

(二)

課税給与所得金額		税 額	課税給与所得金額		税 額	課税給与所得金額		税 額
以 上	未 満		以 上	未 満		以 上	未 満	
円	円	円	円	円	円	円	円	円
258,000	261,000	25,800	414,000	418,000	41,400	614,000	618,000	61,600
261,000	264,000	26,100	418,000	422,000	41,800	618,000	622,000	62,100
264,000	267,000	26,400	422,000	426,000	42,200	622,000	626,000	62,600
267,000	270,000	26,700	426,000	430,000	42,600	626,000	630,000	63,100
270,000	273,000	27,000	430,000	434,000	43,000	630,000	634,000	63,600
273,000	276,000	27,300	434,000	438,000	43,400	634,000	638,000	64,000
276,000	279,000	27,600	438,000	442,000	43,800	638,000	642,000	64,500
279,000	282,000	27,900	442,000	446,000	44,200	642,000	646,000	65,000
282,000	285,000	28,200	446,000	450,000	44,600	646,000	650,000	65,500
285,000	288,000	28,500	450,000	454,000	45,000	650,000	655,000	66,000
288,000	291,000	28,800	454,000	458,000	45,400	655,000	660,000	66,600
291,000	294,000	29,100	458,000	462,000	45,800	660,000	665,000	67,200
294,000	297,000	29,400	462,000	466,000	46,200	665,000	670,000	67,800
297,000	300,000	29,700	466,000	470,000	46,600	670,000	675,000	68,400
300,000	303,000	30,000	470,000	474,000	47,000	675,000	680,000	69,000
303,000	306,000	30,300	474,000	478,000	47,400	680,000	685,000	69,600
306,000	309,000	30,600	478,000	482,000	47,800	685,000	690,000	70,200
309,000	312,000	30,900	482,000	486,000	48,200	690,000	695,000	70,800
312,000	315,000	31,200	486,000	490,000	48,600	695,000	700,000	71,400
315,000	318,000	31,500	490,000	494,000	49,000	700,000	705,000	72,000
318,000	321,000	31,800	494,000	498,000	49,400	705,000	710,000	72,600
321,000	324,000	32,100	498,000	502,000	49,800	710,000	715,000	73,200
324,000	327,000	32,400	502,000	506,000	50,200	715,000	720,000	73,800
327,000	330,000	32,700	506,000	510,000	50,600	720,000	725,000	74,400
330,000	333,000	33,000	510,000	514,000	51,000	725,000	730,000	75,000
333,000	336,000	33,300	514,000	518,000	51,400	730,000	735,000	75,600
336,000	339,000	33,600	518,000	522,000	51,800	735,000	740,000	76,200
339,000	342,000	33,900	522,000	526,000	52,200	740,000	745,000	76,800
342,000	345,000	34,200	526,000	530,000	52,600	745,000	750,000	77,400
345,000	348,000	34,500	530,000	534,000	53,000	750,000	755,000	78,000
348,000	351,000	34,800	534,000	538,000	53,400	755,000	760,000	78,600
351,000	354,000	35,100	538,000	542,000	53,800	760,000	765,000	79,200
354,000	357,000	35,400	542,000	546,000	54,200	765,000	770,000	79,800
357,000	360,000	35,700	546,000	550,000	54,600	770,000	775,000	80,400
360,000	363,000	36,000	550,000	554,000	55,000	775,000	780,000	81,000
363,000	366,000	36,300	554,000	558,000	55,400	780,000	785,000	81,600
366,000	369,000	36,600	558,000	562,000	55,800	785,000	790,000	82,200
369,000	372,000	36,900	562,000	566,000	56,200	790,000	795,000	82,800
372,000	375,000	37,200	566,000	570,000	56,600	795,000	800,000	83,400
375,000	378,000	37,500	570,000	574,000	57,000	800,000	805,000	84,000
378,000	381,000	37,800	574,000	578,000	57,400	805,000	810,000	84,600
381,000	384,000	38,100	578,000	582,000	57,800	810,000	815,000	85,200
384,000	387,000	38,400	582,000	586,000	58,200	815,000	820,000	85,800
387,000	390,000	38,700	586,000	590,000	58,600	820,000	825,000	86,400
390,000	394,000	39,000	590,000	594,000	59,000	825,000	830,000	87,000
394,000	398,000	39,400	594,000	598,000	59,400	830,000	835,000	87,600
398,000	402,000	39,800	598,000	602,000	59,800	835,000	840,000	88,200
402,000	406,000	40,200	602,000	606,000	60,200	840,000	845,000	88,800
406,000	410,000	40,600	606,000	610,000	60,700	845,000	850,000	89,400
410,000	414,000	41,000	610,000	614,000	61,200	850,000	855,000	90,000

昭和四十九年三月二十六日 衆議院會議録第二十号(二) 所得税法及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の一部を改正する法律案

(三)

課税給与所得金額		税 額	課税給与所得金額		税 額	課税給与所得金額		税 額
以 上	未 満		以 上	未 満		以 上	未 満	
円	円	円	円	円	円	円	円	円
855,000	860,000	90,600	1,105,000	1,110,000	120,600	1,355,000	1,360,000	153,700
860,000	865,000	91,200	1,110,000	1,115,000	121,200	1,360,000	1,365,000	154,400
865,000	870,000	91,800	1,115,000	1,120,000	121,800	1,365,000	1,370,000	155,100
870,000	875,000	92,400	1,120,000	1,125,000	122,400	1,370,000	1,375,000	155,800
875,000	880,000	93,000	1,125,000	1,130,000	123,000	1,375,000	1,380,000	156,500
880,000	885,000	93,600	1,130,000	1,135,000	123,600	1,380,000	1,385,000	157,200
885,000	890,000	94,200	1,135,000	1,140,000	124,200	1,385,000	1,390,000	157,900
890,000	895,000	94,800	1,140,000	1,145,000	124,800	1,390,000	1,395,000	158,600
895,000	900,000	95,400	1,145,000	1,150,000	125,400	1,395,000	1,400,000	159,300
900,000	905,000	96,000	1,150,000	1,155,000	126,000	1,400,000	1,405,000	160,000
905,000	910,000	96,600	1,155,000	1,160,000	126,600	1,405,000	1,410,000	160,700
910,000	915,000	97,200	1,160,000	1,165,000	127,200	1,410,000	1,415,000	161,400
915,000	920,000	97,800	1,165,000	1,170,000	127,800	1,415,000	1,420,000	162,100
920,000	925,000	98,400	1,170,000	1,175,000	128,400	1,420,000	1,425,000	162,800
925,000	930,000	99,000	1,175,000	1,180,000	129,000	1,425,000	1,430,000	163,500
930,000	935,000	99,600	1,180,000	1,185,000	129,600	1,430,000	1,435,000	164,200
935,000	940,000	100,200	1,185,000	1,190,000	130,200	1,435,000	1,440,000	164,900
940,000	945,000	100,800	1,190,000	1,195,000	130,800	1,440,000	1,445,000	165,600
945,000	950,000	101,400	1,195,000	1,200,000	131,400	1,445,000	1,450,000	166,300
950,000	955,000	102,000	1,200,000	1,205,000	132,000	1,450,000	1,455,000	167,000
955,000	960,000	102,600	1,205,000	1,210,000	132,700	1,455,000	1,460,000	167,700
960,000	965,000	103,200	1,210,000	1,215,000	133,400	1,460,000	1,465,000	168,400
965,000	970,000	103,800	1,215,000	1,220,000	134,100	1,465,000	1,470,000	169,100
970,000	975,000	104,400	1,220,000	1,225,000	134,800	1,470,000	1,475,000	169,800
975,000	980,000	105,000	1,225,000	1,230,000	135,500	1,475,000	1,480,000	170,500
980,000	985,000	105,600	1,230,000	1,235,000	136,200	1,480,000	1,485,000	171,200
985,000	990,000	106,200	1,235,000	1,240,000	136,900	1,485,000	1,490,000	171,900
990,000	995,000	106,800	1,240,000	1,245,000	137,600	1,490,000	1,495,000	172,600
995,000	1,000,000	107,400	1,245,000	1,250,000	138,300	1,495,000	1,500,000	173,300
1,000,000	1,005,000	108,000	1,250,000	1,255,000	139,000	1,500,000	1,505,000	174,000
1,005,000	1,010,000	108,600	1,255,000	1,260,000	139,700	1,505,000	1,510,000	174,700
1,010,000	1,015,000	109,200	1,260,000	1,265,000	140,400	1,510,000	1,515,000	175,400
1,015,000	1,020,000	109,800	1,265,000	1,270,000	141,100	1,515,000	1,520,000	176,100
1,020,000	1,025,000	110,400	1,270,000	1,275,000	141,800	1,520,000	1,525,000	176,800
1,025,000	1,030,000	111,000	1,275,000	1,280,000	142,500	1,525,000	1,530,000	177,500
1,030,000	1,035,000	111,600	1,280,000	1,285,000	143,200	1,530,000	1,535,000	178,200
1,035,000	1,040,000	112,200	1,285,000	1,290,000	143,900	1,535,000	1,540,000	178,900
1,040,000	1,045,000	112,800	1,290,000	1,295,000	144,600	1,540,000	1,545,000	179,600
1,045,000	1,050,000	113,400	1,295,000	1,300,000	145,300	1,545,000	1,550,000	180,300
1,050,000	1,055,000	114,000	1,300,000	1,305,000	146,000	1,550,000	1,555,000	181,000
1,055,000	1,060,000	114,600	1,305,000	1,310,000	146,700	1,555,000	1,560,000	181,700
1,060,000	1,065,000	115,200	1,310,000	1,315,000	147,400	1,560,000	1,565,000	182,400
1,065,000	1,070,000	115,800	1,315,000	1,320,000	148,100	1,565,000	1,570,000	183,100
1,070,000	1,075,000	116,400	1,320,000	1,325,000	148,800	1,570,000	1,575,000	183,800
1,075,000	1,080,000	117,000	1,325,000	1,330,000	149,500	1,575,000	1,580,000	184,500
1,080,000	1,085,000	117,600	1,330,000	1,335,000	150,200	1,580,000	1,585,000	185,200
1,085,000	1,090,000	118,200	1,335,000	1,340,000	150,900	1,585,000	1,590,000	185,900
1,090,000	1,095,000	118,800	1,340,000	1,345,000	151,600	1,590,000	1,595,000	186,600
1,095,000	1,100,000	119,400	1,345,000	1,350,000	152,300	1,595,000	1,600,000	187,300
1,100,000	1,105,000	120,000	1,350,000	1,355,000	153,000	1,600,000	1,605,000	188,000

昭和四十九年三月二十六日 衆議院会議録第二十号(一) 所得税法及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の一部を改正する法律案

(四)

課税給与所得金額		税 額	課税給与所得金額		税 額	課税給与所得金額		税 額
以 上	未 満		以 上	未 満		以 上	未 満	
円	円	円	円	円	円	円	円	課税給与所得金額に16%を乗じて算出した金額から72,000円を控除した金額
1,605,000	1,610,000	188,700	1,805,000	1,810,000	216,800	2,000,000	2,400,000	
1,610,000	1,615,000	189,400	1,810,000	1,815,000	217,600			
1,615,000	1,620,000	190,100	1,815,000	1,820,000	218,400			
1,620,000	1,625,000	190,800	1,820,000	1,825,000	219,200			
1,625,000	1,630,000	191,500	1,825,000	1,830,000	220,000			
1,630,000	1,635,000	192,200	1,830,000	1,835,000	220,800	2,400,000	3,000,000	課税給与所得金額に18%を乗じて算出した金額から120,000円を控除した金額
1,635,000	1,640,000	192,900	1,835,000	1,840,000	221,600			
1,640,000	1,645,000	193,600	1,840,000	1,845,000	222,400			
1,645,000	1,650,000	194,300	1,845,000	1,850,000	223,200			
1,650,000	1,655,000	195,000	1,850,000	1,855,000	224,000			
1,655,000	1,660,000	195,700	1,855,000	1,860,000	224,800	3,000,000	4,000,000	課税給与所得金額に21%を乗じて算出した金額から210,000円を控除した金額
1,660,000	1,665,000	196,400	1,860,000	1,865,000	225,600			
1,665,000	1,670,000	197,100	1,865,000	1,870,000	226,400			
1,670,000	1,675,000	197,800	1,870,000	1,875,000	227,200			
1,675,000	1,680,000	198,500	1,875,000	1,880,000	228,000			
1,680,000	1,685,000	199,200	1,880,000	1,885,000	228,800	4,000,000	5,000,000	課税給与所得金額に24%を乗じて算出した金額から330,000円を控除した金額
1,685,000	1,690,000	199,900	1,885,000	1,890,000	229,600			
1,690,000	1,695,000	200,600	1,890,000	1,895,000	230,400			
1,695,000	1,700,000	201,300	1,895,000	1,900,000	231,200			
1,700,000	1,705,000	202,000	1,900,000	1,905,000	232,000			
1,705,000	1,710,000	202,700	1,905,000	1,910,000	232,800	5,000,000	5,910,000	課税給与所得金額に27%を乗じて算出した金額から480,000円を控除した金額
1,710,000	1,715,000	203,400	1,910,000	1,915,000	233,600			
1,715,000	1,720,000	204,100	1,915,000	1,920,000	234,400			
1,720,000	1,725,000	204,800	1,920,000	1,925,000	235,200			
1,725,000	1,730,000	205,500	1,925,000	1,930,000	236,000			
1,730,000	1,735,000	206,200	1,930,000	1,935,000	236,800	5,910,000 円	1,115,700 円	
1,735,000	1,740,000	206,900	1,935,000	1,940,000	237,600			
1,740,000	1,745,000	207,600	1,940,000	1,945,000	238,400			
1,745,000	1,750,000	208,300	1,945,000	1,950,000	239,200			
1,750,000	1,755,000	209,000	1,950,000	1,955,000	240,000			
1,755,000	1,760,000	209,700	1,955,000	1,960,000	240,800			
1,760,000	1,765,000	210,400	1,960,000	1,965,000	241,600			
1,765,000	1,770,000	211,100	1,965,000	1,970,000	242,400			
1,770,000	1,775,000	211,800	1,970,000	1,975,000	243,200			
1,775,000	1,780,000	212,500	1,975,000	1,980,000	244,000			
1,780,000	1,785,000	213,200	1,980,000	1,985,000	244,800			
1,785,000	1,790,000	213,900	1,985,000	1,990,000	245,600			
1,790,000	1,795,000	214,600	1,990,000	1,995,000	246,400			
1,795,000	1,800,000	215,300	1,995,000	2,000,000	247,200			
1,800,000	1,805,000	216,000						

(注) この表において「課税給与所得金額」とは、第百九十条第二号(年末調整)に規定する給与所得控除後の給与等の金額から同号イからニまでに掲げる金額の合計額を控除した金額をいう。

(備考) 税額の求め方は、次のとおりである。

(一) まず、この表の付表によりその年中の給与等の金額に応じて求めた同表の給与所得控除後の給与等の金額から、次に掲げる金額を控除した金額を求める。

- (1) その年中の給与等の金額から控除される社会保険料がある場合には、その金額
- (2) 給与所得者の保険料控除申告書により申告された社会保険料の金額がある場合には、その金額
- (3) 給与所得者の保険料控除申告書により申告された小規模企業共済等掛金(第七十五条第一項(小規模企業共済等掛金控除)に規定する小規模企業共済等掛金をいう。)の額がある場合には、その金額

- (4) 給与所得者の保険料控除申告書により申告された生命保険料(第七十六条第一項(生命保険料控除)に規定する生命保険料をいう。以下同じ。)の金額がある場合には、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に掲げる金額
- (イ) その生命保険料の金額の合計額が25,000円までの場合 当該合計額
 - (ロ) その生命保険料の金額の合計額が25,000円を超え50,000円までの場合 当該合計額の2分の1に相当する金額と12,500円との合計額
 - (ハ) その生命保険料の金額の合計額が50,000円を超え100,000円までの場合 当該合計額の4分の1に相当する金額と25,000円との合計額
 - (ニ) その生命保険料の金額の合計額が100,000円を超える場合 50,000円
- (5) 給与所得者の保険料控除申告書により申告された損害保険料(第七十七条第一項(損害保険料控除)に規定する損害保険料をいう。以下同じ。)の金額がある場合には、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に掲げる金額
- (イ) その損害保険料の金額のすべてが第七十七条第一項第一号に規定する契約(ハ)において「短期契約」という。)に係るものである場合 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に掲げる金額
 - (a) その損害保険料の金額の合計額が2,000円までの場合 当該合計額
 - (b) その損害保険料の金額の合計額が2,000円を超え4,000円までの場合 当該合計額の2分の1に相当する金額と1,000円との合計額
 - (c) その損害保険料の金額の合計額が4,000円を超える場合 3,000円
 - (ロ) その損害保険料の金額のすべてが第七十七条第一項第二号に規定する契約(ハ)において「長期契約」という。)に係るものである場合 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に掲げる金額
 - (a) その損害保険料の金額の合計額が10,000円までの場合 当該合計額
 - (b) その損害保険料の金額の合計額が10,000円を超え20,000円までの場合 当該合計額の2分の1に相当する金額と5,000円との合計額
 - (c) その損害保険料の金額の合計額が20,000円を超える場合 15,000円
 - (ハ) その損害保険料の金額のうちに短期契約に係るものと長期契約に係るものがある場合 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に掲げる金額
 - (a) その損害保険料の金額のうち、短期契約に係るものにつき(イ)に準じて求めた金額と長期契約に係るものにつき(ロ)に準じて求めた金額との合計額が15,000円までの場合 当該合計額
 - (b) (a)の合計額が15,000円を超える場合 15,000円
- (ニ) 給与所得者の扶養控除等申告書にその居住者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生に該当する旨の記載がある場合(当該勤労学生が第二条第一項第三十二号ロ又はハ(定義)に掲げる者に該当する場合には、当該申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるほか、第百九十四条第三項(給与所得者の扶養控除等申告書)に規定する書類の提出又は提示があつた場合)には、これらの一に該当するごとに160,000円(その者が特別障害者に該当する旨の記載がある場合には、240,000円)を、当該申告書にその居住者の扶養親族等のうちに障害者がある旨の記載がある場合には、その障害者1人につき160,000円(その者が特別障害者に該当する旨の記載がある場合には、240,000円)を、(一)により求めた金額から控除した金額を求める。
- (三) 次に、(一)及び(二)により求めた金額から、
- (1) 給与所得者の扶養控除等申告書により申告された控除対象配偶者がある場合において、
 - (イ) 当該申告書により申告された扶養親族があるときは、配偶者控除の額、第八十四条第一項及び第二項(扶養控除)の規定による扶養控除の額並びに基礎控除の額の合計額を控除し、
 - (ロ) 当該申告書により申告された扶養親族がないときは、配偶者控除の額及び基礎控除の額の合計額を控除し、
 - (2) 給与所得者の扶養控除等申告書により申告された控除対象配偶者がいない場合において、
 - (イ) 当該申告書により申告された扶養親族があるときは、第八十四条第一項及び第二項の規定による扶養控除の額並びに基礎控除の額の合計額を控除し、
 - (ロ) 当該申告書により申告された扶養親族がないときは、基礎控除の額を控除し、
 それぞれその残額を求める。
- (四) (三)により求めた残額に応じ、「課税給与所得金額」欄の該当する行を求め、その行の「税額」欄に記載され

ている金額が、その求める税額である。

- (四) (一)から(三)までにより税額を求める場合において、(三)により求めた残額が2,000,000円以上の居住者のその残額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた後の金額をその残額とみなすものとし、その居住者の税額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額をもつてその求める税額とする。

別表第七の付表

(一)

給 与 等 の 金 額		給与所得控	給 与 等 の 金 額		給与所得控	給 与 等 の 金 額		給与所得控
以 上 未 満		除後の給与 等の金額	以 上 未 満		除後の給与 等の金額	以 上 未 満		除後の給与 等の金額
円	円	円	円	円	円	円	円	円
501,000	円未満	0	1,330,000	1,332,000	798,000	1,430,000	1,432,000	858,000
			1,332,000	1,334,000	799,200	1,432,000	1,434,000	859,200
			1,334,000	1,336,000	800,400	1,434,000	1,436,000	860,400
			1,336,000	1,338,000	801,600	1,436,000	1,438,000	861,600
			1,338,000	1,340,000	802,800	1,438,000	1,440,000	862,800
501,000	1,250,000	給与等の金額から 500,000円を 控除した金額	1,340,000	1,342,000	804,000	1,440,000	1,442,000	864,000
			1,342,000	1,344,000	805,200	1,442,000	1,444,000	865,200
			1,344,000	1,346,000	806,400	1,444,000	1,446,000	866,400
			1,346,000	1,348,000	807,600	1,446,000	1,448,000	867,600
			1,348,000	1,350,000	808,800	1,448,000	1,450,000	868,800
1,250,000	1,252,000	750,000	1,350,000	1,352,000	810,000	1,450,000	1,452,000	870,000
1,252,000	1,254,000	751,200	1,352,000	1,354,000	811,200	1,452,000	1,454,000	871,200
1,254,000	1,256,000	752,400	1,354,000	1,356,000	812,400	1,454,000	1,456,000	872,400
1,256,000	1,258,000	753,600	1,356,000	1,358,000	813,600	1,456,000	1,458,000	873,600
1,258,000	1,260,000	754,800	1,358,000	1,360,000	814,800	1,458,000	1,460,000	874,800
1,260,000	1,262,000	756,000	1,360,000	1,362,000	816,000	1,460,000	1,462,000	876,000
1,262,000	1,264,000	757,200	1,362,000	1,364,000	817,200	1,462,000	1,464,000	877,200
1,264,000	1,266,000	758,400	1,364,000	1,366,000	818,400	1,464,000	1,466,000	878,400
1,266,000	1,268,000	759,600	1,366,000	1,368,000	819,600	1,466,000	1,468,000	879,600
1,268,000	1,270,000	760,800	1,368,000	1,370,000	820,800	1,468,000	1,470,000	880,800
1,270,000	1,272,000	762,000	1,370,000	1,372,000	822,000	1,470,000	1,472,000	882,000
1,272,000	1,274,000	763,200	1,372,000	1,374,000	823,200	1,472,000	1,474,000	883,200
1,274,000	1,276,000	764,400	1,374,000	1,376,000	824,400	1,474,000	1,476,000	884,400
1,276,000	1,278,000	765,600	1,376,000	1,378,000	825,600	1,476,000	1,478,000	885,600
1,278,000	1,280,000	766,800	1,378,000	1,380,000	826,800	1,478,000	1,480,000	886,800
1,280,000	1,282,000	768,000	1,380,000	1,382,000	828,000	1,480,000	1,482,000	888,000
1,282,000	1,284,000	769,200	1,382,000	1,384,000	829,200	1,482,000	1,484,000	889,200
1,284,000	1,286,000	770,400	1,384,000	1,386,000	830,400	1,484,000	1,486,000	890,400
1,286,000	1,288,000	771,600	1,386,000	1,388,000	831,600	1,486,000	1,488,000	891,600
1,288,000	1,290,000	772,800	1,388,000	1,390,000	832,800	1,488,000	1,490,000	892,800
1,290,000	1,292,000	774,000	1,390,000	1,392,000	834,000	1,490,000	1,492,000	894,000
1,292,000	1,294,000	775,200	1,392,000	1,394,000	835,200	1,492,000	1,494,000	895,200
1,294,000	1,296,000	776,400	1,394,000	1,396,000	836,400	1,494,000	1,496,000	896,400
1,296,000	1,298,000	777,600	1,396,000	1,398,000	837,600	1,496,000	1,498,000	897,600
1,298,000	1,300,000	778,800	1,398,000	1,400,000	838,800	1,498,000	1,500,000	898,800
1,300,000	1,302,000	780,000	1,400,000	1,402,000	840,000	1,500,000	1,502,000	900,000
1,302,000	1,304,000	781,200	1,402,000	1,404,000	841,200	1,502,000	1,504,000	901,400
1,304,000	1,306,000	782,400	1,404,000	1,406,000	842,400	1,504,000	1,506,000	902,800
1,306,000	1,308,000	783,600	1,406,000	1,408,000	843,600	1,506,000	1,508,000	904,200
1,308,000	1,310,000	784,800	1,408,000	1,410,000	844,800	1,508,000	1,510,000	905,600
1,310,000	1,312,000	786,000	1,410,000	1,412,000	846,000	1,510,000	1,512,000	907,000
1,312,000	1,314,000	787,200	1,412,000	1,414,000	847,200	1,512,000	1,514,000	908,400
1,314,000	1,316,000	788,400	1,414,000	1,416,000	848,400	1,514,000	1,516,000	909,800
1,316,000	1,318,000	789,600	1,416,000	1,418,000	849,600	1,516,000	1,518,000	911,200
1,318,000	1,320,000	790,800	1,418,000	1,420,000	850,800	1,518,000	1,520,000	912,600
1,320,000	1,322,000	792,000	1,420,000	1,422,000	852,000	1,520,000	1,522,000	914,000
1,322,000	1,324,000	793,200	1,422,000	1,424,000	853,200	1,522,000	1,524,000	915,400
1,324,000	1,326,000	794,400	1,424,000	1,426,000	854,400	1,524,000	1,526,000	916,800
1,326,000	1,328,000	795,600	1,426,000	1,428,000	855,600	1,526,000	1,528,000	918,200
1,328,000	1,330,000	796,800	1,428,000	1,430,000	856,800	1,528,000	1,530,000	919,600

昭和四十九年三月二十六日 衆議院會議録第二十号(一) 所得税法及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の一部を改正する法律案

(二)

給 与 等 の 金 額		給与所得控	給 与 等 の 金 額		給与所得控	給 与 等 の 金 額		給与所得控
以	上	除後の給与 等の金額	以	上	除後の給与 等の金額	以	上	除後の給与 等の金額
円	円	円	円	円	円	円	円	円
1,530,000	1,532,000	921,000	1,630,000	1,632,000	991,000	1,730,000	1,732,000	1,061,000
1,532,000	1,534,000	922,400	1,632,000	1,634,000	992,400	1,732,000	1,734,000	1,062,400
1,534,000	1,536,000	923,800	1,634,000	1,636,000	993,800	1,734,000	1,736,000	1,063,800
1,536,000	1,538,000	925,200	1,636,000	1,638,000	995,200	1,736,000	1,738,000	1,065,200
1,538,000	1,540,000	926,600	1,638,000	1,640,000	996,600	1,738,000	1,740,000	1,066,600
1,540,000	1,542,000	928,000	1,640,000	1,642,000	998,000	1,740,000	1,742,000	1,068,000
1,542,000	1,544,000	929,400	1,642,000	1,644,000	999,400	1,742,000	1,744,000	1,069,400
1,544,000	1,546,000	930,800	1,644,000	1,646,000	1,000,800	1,744,000	1,746,000	1,070,800
1,546,000	1,548,000	932,200	1,646,000	1,648,000	1,002,200	1,746,000	1,748,000	1,072,200
1,548,000	1,550,000	933,600	1,648,000	1,650,000	1,003,600	1,748,000	1,750,000	1,073,600
1,550,000	1,552,000	935,000	1,650,000	1,652,000	1,005,000	1,750,000	1,752,000	1,075,000
1,552,000	1,554,000	936,400	1,652,000	1,654,000	1,006,400	1,752,000	1,754,000	1,076,400
1,554,000	1,556,000	937,800	1,654,000	1,656,000	1,007,800	1,754,000	1,756,000	1,077,800
1,556,000	1,558,000	939,200	1,656,000	1,658,000	1,009,200	1,756,000	1,758,000	1,079,200
1,558,000	1,560,000	940,600	1,658,000	1,660,000	1,010,600	1,758,000	1,760,000	1,080,600
1,560,000	1,562,000	942,000	1,660,000	1,662,000	1,012,000	1,760,000	1,762,000	1,082,000
1,562,000	1,564,000	943,400	1,662,000	1,664,000	1,013,400	1,762,000	1,764,000	1,083,400
1,564,000	1,566,000	944,800	1,664,000	1,666,000	1,014,800	1,764,000	1,766,000	1,084,800
1,566,000	1,568,000	946,200	1,666,000	1,668,000	1,016,200	1,766,000	1,768,000	1,086,200
1,568,000	1,570,000	947,600	1,668,000	1,670,000	1,017,600	1,768,000	1,770,000	1,087,600
1,570,000	1,572,000	949,000	1,670,000	1,672,000	1,019,000	1,770,000	1,772,000	1,089,000
1,572,000	1,574,000	950,400	1,672,000	1,674,000	1,020,400	1,772,000	1,774,000	1,090,400
1,574,000	1,576,000	951,800	1,674,000	1,676,000	1,021,800	1,774,000	1,776,000	1,091,800
1,576,000	1,578,000	953,200	1,676,000	1,678,000	1,023,200	1,776,000	1,778,000	1,093,200
1,578,000	1,580,000	954,600	1,678,000	1,680,000	1,024,600	1,778,000	1,780,000	1,094,600
1,580,000	1,582,000	956,000	1,680,000	1,682,000	1,026,000	1,780,000	1,782,000	1,096,000
1,582,000	1,584,000	957,400	1,682,000	1,684,000	1,027,400	1,782,000	1,784,000	1,097,400
1,584,000	1,586,000	958,800	1,684,000	1,686,000	1,028,800	1,784,000	1,786,000	1,098,800
1,586,000	1,588,000	960,200	1,686,000	1,688,000	1,030,200	1,786,000	1,788,000	1,100,200
1,588,000	1,590,000	961,600	1,688,000	1,690,000	1,031,600	1,788,000	1,790,000	1,101,600
1,590,000	1,592,000	963,000	1,690,000	1,692,000	1,033,000	1,790,000	1,792,000	1,103,000
1,592,000	1,594,000	964,400	1,692,000	1,694,000	1,034,400	1,792,000	1,794,000	1,104,400
1,594,000	1,596,000	965,800	1,694,000	1,696,000	1,035,800	1,794,000	1,796,000	1,105,800
1,596,000	1,598,000	967,200	1,696,000	1,698,000	1,037,200	1,796,000	1,798,000	1,107,200
1,598,000	1,600,000	968,600	1,698,000	1,700,000	1,038,600	1,798,000	1,800,000	1,108,600
1,600,000	1,602,000	970,000	1,700,000	1,702,000	1,040,000	1,800,000	1,802,000	1,110,000
1,602,000	1,604,000	971,400	1,702,000	1,704,000	1,041,400	1,802,000	1,804,000	1,111,400
1,604,000	1,606,000	972,800	1,704,000	1,706,000	1,042,800	1,804,000	1,806,000	1,112,800
1,606,000	1,608,000	974,200	1,706,000	1,708,000	1,044,200	1,806,000	1,808,000	1,114,200
1,608,000	1,610,000	975,600	1,708,000	1,710,000	1,045,600	1,808,000	1,810,000	1,115,600
1,610,000	1,612,000	977,000	1,710,000	1,712,000	1,047,000	1,810,000	1,812,000	1,117,000
1,612,000	1,614,000	978,400	1,712,000	1,714,000	1,048,400	1,812,000	1,814,000	1,118,400
1,614,000	1,616,000	979,800	1,714,000	1,716,000	1,049,800	1,814,000	1,816,000	1,119,800
1,616,000	1,618,000	981,200	1,716,000	1,718,000	1,051,200	1,816,000	1,818,000	1,121,200
1,618,000	1,620,000	982,600	1,718,000	1,720,000	1,052,600	1,818,000	1,820,000	1,122,600
1,620,000	1,622,000	984,000	1,720,000	1,722,000	1,054,000	1,820,000	1,822,000	1,124,000
1,622,000	1,624,000	985,400	1,722,000	1,724,000	1,055,400	1,822,000	1,824,000	1,125,400
1,624,000	1,626,000	986,800	1,724,000	1,726,000	1,056,800	1,824,000	1,826,000	1,126,800
1,626,000	1,628,000	988,200	1,726,000	1,728,000	1,058,200	1,826,000	1,828,000	1,128,200
1,628,000	1,630,000	989,600	1,728,000	1,730,000	1,059,600	1,828,000	1,830,000	1,129,600

(三)

給 与 等 の 金 額		給与所得控	給 与 等 の 金 額		給与所得控	給 与 等 の 金 額		給与所得控
以 上 未 満		除後の給与 等の金額	以 上 未 満		除後の給与 等の金額	以 上 未 満		除後の給与 等の金額
円	円	円	円	円	円	円	円	円
1,830,000	1,832,000	1,131,000	1,930,000	1,932,000	1,201,000	2,030,000	2,032,000	1,271,000
1,832,000	1,834,000	1,132,400	1,932,000	1,934,000	1,202,400	2,032,000	2,034,000	1,272,400
1,834,000	1,836,000	1,133,800	1,934,000	1,936,000	1,203,800	2,034,000	2,036,000	1,273,800
1,836,000	1,838,000	1,135,200	1,936,000	1,938,000	1,205,200	2,036,000	2,038,000	1,275,200
1,838,000	1,840,000	1,136,600	1,938,000	1,940,000	1,206,600	2,038,000	2,040,000	1,276,600
1,840,000	1,842,000	1,138,000	1,940,000	1,942,000	1,208,000	2,040,000	2,042,000	1,278,000
1,842,000	1,844,000	1,139,400	1,942,000	1,944,000	1,209,400	2,042,000	2,044,000	1,279,400
1,844,000	1,846,000	1,140,800	1,944,000	1,946,000	1,210,800	2,044,000	2,046,000	1,280,800
1,846,000	1,848,000	1,142,200	1,946,000	1,948,000	1,212,200	2,046,000	2,048,000	1,282,200
1,848,000	1,850,000	1,143,600	1,948,000	1,950,000	1,213,600	2,048,000	2,050,000	1,283,600
1,850,000	1,852,000	1,145,000	1,950,000	1,952,000	1,215,000	2,050,000	2,052,000	1,285,000
1,852,000	1,854,000	1,146,400	1,952,000	1,954,000	1,216,400	2,052,000	2,054,000	1,286,400
1,854,000	1,856,000	1,147,800	1,954,000	1,956,000	1,217,800	2,054,000	2,056,000	1,287,800
1,856,000	1,858,000	1,149,200	1,956,000	1,958,000	1,219,200	2,056,000	2,058,000	1,289,200
1,858,000	1,860,000	1,150,600	1,958,000	1,960,000	1,220,600	2,058,000	2,060,000	1,290,600
1,860,000	1,862,000	1,152,000	1,960,000	1,962,000	1,222,000	2,060,000	2,062,000	1,292,000
1,862,000	1,864,000	1,153,400	1,962,000	1,964,000	1,223,400	2,062,000	2,064,000	1,293,400
1,864,000	1,866,000	1,154,800	1,964,000	1,966,000	1,224,800	2,064,000	2,066,000	1,294,800
1,866,000	1,868,000	1,156,200	1,966,000	1,968,000	1,226,200	2,066,000	2,068,000	1,296,200
1,868,000	1,870,000	1,157,600	1,968,000	1,970,000	1,227,600	2,068,000	2,070,000	1,297,600
1,870,000	1,872,000	1,159,000	1,970,000	1,972,000	1,229,000	2,070,000	2,072,000	1,299,000
1,872,000	1,874,000	1,160,400	1,972,000	1,974,000	1,230,400	2,072,000	2,074,000	1,300,400
1,874,000	1,876,000	1,161,800	1,974,000	1,976,000	1,231,800	2,074,000	2,076,000	1,301,800
1,876,000	1,878,000	1,163,200	1,976,000	1,978,000	1,233,200	2,076,000	2,078,000	1,303,200
1,878,000	1,880,000	1,164,600	1,978,000	1,980,000	1,234,600	2,078,000	2,080,000	1,304,600
1,880,000	1,882,000	1,166,000	1,980,000	1,982,000	1,236,000	2,080,000	2,082,000	1,306,000
1,882,000	1,884,000	1,167,400	1,982,000	1,984,000	1,237,400	2,082,000	2,084,000	1,307,400
1,884,000	1,886,000	1,168,800	1,984,000	1,986,000	1,238,800	2,084,000	2,086,000	1,308,800
1,886,000	1,888,000	1,170,200	1,986,000	1,988,000	1,240,200	2,086,000	2,088,000	1,310,200
1,888,000	1,890,000	1,171,600	1,988,000	1,990,000	1,241,600	2,088,000	2,090,000	1,311,600
1,890,000	1,892,000	1,173,000	1,990,000	1,992,000	1,243,000	2,090,000	2,092,000	1,313,000
1,892,000	1,894,000	1,174,400	1,992,000	1,994,000	1,244,400	2,092,000	2,094,000	1,314,400
1,894,000	1,896,000	1,175,800	1,994,000	1,996,000	1,245,800	2,094,000	2,096,000	1,315,800
1,896,000	1,898,000	1,177,200	1,996,000	1,998,000	1,247,200	2,096,000	2,098,000	1,317,200
1,898,000	1,900,000	1,178,600	1,998,000	2,000,000	1,248,600	2,098,000	2,100,000	1,318,600
1,900,000	1,902,000	1,180,000	2,000,000	2,002,000	1,250,000	2,100,000	2,102,000	1,320,000
1,902,000	1,904,000	1,181,400	2,002,000	2,004,000	1,251,400	2,102,000	2,104,000	1,321,400
1,904,000	1,906,000	1,182,800	2,004,000	2,006,000	1,252,800	2,104,000	2,106,000	1,322,800
1,906,000	1,908,000	1,184,200	2,006,000	2,008,000	1,254,200	2,106,000	2,108,000	1,324,200
1,908,000	1,910,000	1,185,600	2,008,000	2,010,000	1,255,600	2,108,000	2,110,000	1,325,600
1,910,000	1,912,000	1,187,000	2,010,000	2,012,000	1,257,000	2,110,000	2,112,000	1,327,000
1,912,000	1,914,000	1,188,400	2,012,000	2,014,000	1,258,400	2,112,000	2,114,000	1,328,400
1,914,000	1,916,000	1,189,800	2,014,000	2,016,000	1,259,800	2,114,000	2,116,000	1,329,800
1,916,000	1,918,000	1,191,200	2,016,000	2,018,000	1,261,200	2,116,000	2,118,000	1,331,200
1,918,000	1,920,000	1,192,600	2,018,000	2,020,000	1,262,600	2,118,000	2,120,000	1,332,600
1,920,000	1,922,000	1,194,000	2,020,000	2,022,000	1,264,000	2,120,000	2,122,000	1,334,000
1,922,000	1,924,000	1,195,400	2,022,000	2,024,000	1,265,400	2,122,000	2,124,000	1,335,400
1,924,000	1,926,000	1,196,800	2,024,000	2,026,000	1,266,800	2,124,000	2,126,000	1,336,800
1,926,000	1,928,000	1,198,200	2,026,000	2,028,000	1,268,200	2,126,000	2,128,000	1,338,200
1,928,000	1,930,000	1,199,600	2,028,000	2,030,000	1,269,600	2,128,000	2,130,000	1,339,600

昭和四十九年三月二十六日 衆議院会議録第二十号(二) 所得税法及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の一部を改正する法律案

(四)

給 与 等 の 金 額		給与所得控	給 与 等 の 金 額		給与所得控	給 与 等 の 金 額		給与所得控
		除後の給与			除後の給与			除後の給与
以	上 未 満	等の金額	以	上 未 満	等の金額	以	上 未 満	等の金額
円	円	円	円	円	円	円	円	円
2,130,000	2,132,000	1,341,000	2,230,000	2,232,000	1,411,000	2,330,000	2,332,000	1,481,000
2,132,000	2,134,000	1,342,400	2,232,000	2,234,000	1,412,400	2,332,000	2,334,000	1,482,400
2,134,000	2,136,000	1,343,800	2,234,000	2,236,000	1,413,800	2,334,000	2,336,000	1,483,800
2,136,000	2,138,000	1,345,200	2,236,000	2,238,000	1,415,200	2,336,000	2,338,000	1,485,200
2,138,000	2,140,000	1,346,600	2,238,000	2,240,000	1,416,600	2,338,000	2,340,000	1,486,600
2,140,000	2,142,000	1,348,000	2,240,000	2,242,000	1,418,000	2,340,000	2,342,000	1,488,000
2,142,000	2,144,000	1,349,400	2,242,000	2,244,000	1,419,400	2,342,000	2,344,000	1,489,400
2,144,000	2,146,000	1,350,800	2,244,000	2,246,000	1,420,800	2,344,000	2,346,000	1,490,800
2,146,000	2,148,000	1,352,200	2,246,000	2,248,000	1,422,200	2,346,000	2,348,000	1,492,200
2,148,000	2,150,000	1,353,600	2,248,000	2,250,000	1,423,600	2,348,000	2,350,000	1,493,600
2,150,000	2,152,000	1,355,000	2,250,000	2,252,000	1,425,000	2,350,000	2,352,000	1,495,000
2,152,000	2,154,000	1,356,400	2,252,000	2,254,000	1,426,400	2,352,000	2,354,000	1,496,400
2,154,000	2,156,000	1,357,800	2,254,000	2,256,000	1,427,800	2,354,000	2,356,000	1,497,800
2,156,000	2,158,000	1,359,200	2,256,000	2,258,000	1,429,200	2,356,000	2,358,000	1,499,200
2,158,000	2,160,000	1,360,600	2,258,000	2,260,000	1,430,600	2,358,000	2,360,000	1,500,600
2,160,000	2,162,000	1,362,000	2,260,000	2,262,000	1,432,000	2,360,000	2,362,000	1,502,000
2,162,000	2,164,000	1,363,400	2,262,000	2,264,000	1,433,400	2,362,000	2,364,000	1,503,400
2,164,000	2,166,000	1,364,800	2,264,000	2,266,000	1,434,800	2,364,000	2,366,000	1,504,800
2,166,000	2,168,000	1,366,200	2,266,000	2,268,000	1,436,200	2,366,000	2,368,000	1,506,200
2,168,000	2,170,000	1,367,600	2,268,000	2,270,000	1,437,600	2,368,000	2,370,000	1,507,600
2,170,000	2,172,000	1,369,000	2,270,000	2,272,000	1,439,000	2,370,000	2,372,000	1,509,000
2,172,000	2,174,000	1,370,400	2,272,000	2,274,000	1,440,400	2,372,000	2,374,000	1,510,400
2,174,000	2,176,000	1,371,800	2,274,000	2,276,000	1,441,800	2,374,000	2,376,000	1,511,800
2,176,000	2,178,000	1,373,200	2,276,000	2,278,000	1,443,200	2,376,000	2,378,000	1,513,200
2,178,000	2,180,000	1,374,600	2,278,000	2,280,000	1,444,600	2,378,000	2,380,000	1,514,600
2,180,000	2,182,000	1,376,000	2,280,000	2,282,000	1,446,000	2,380,000	2,382,000	1,516,000
2,182,000	2,184,000	1,377,400	2,282,000	2,284,000	1,447,400	2,382,000	2,384,000	1,517,400
2,184,000	2,186,000	1,378,800	2,284,000	2,286,000	1,448,800	2,384,000	2,386,000	1,518,800
2,186,000	2,188,000	1,380,200	2,286,000	2,288,000	1,450,200	2,386,000	2,388,000	1,520,200
2,188,000	2,190,000	1,381,600	2,288,000	2,290,000	1,451,600	2,388,000	2,390,000	1,521,600
2,190,000	2,192,000	1,383,000	2,290,000	2,292,000	1,453,000	2,390,000	2,392,000	1,523,000
2,192,000	2,194,000	1,384,400	2,292,000	2,294,000	1,454,400	2,392,000	2,394,000	1,524,400
2,194,000	2,196,000	1,385,800	2,294,000	2,296,000	1,455,800	2,394,000	2,396,000	1,525,800
2,196,000	2,198,000	1,387,200	2,296,000	2,298,000	1,457,200	2,396,000	2,398,000	1,527,200
2,198,000	2,200,000	1,388,600	2,298,000	2,300,000	1,458,600	2,398,000	2,400,000	1,528,600
2,200,000	2,202,000	1,390,000	2,300,000	2,302,000	1,460,000	2,400,000	2,402,000	1,530,000
2,202,000	2,204,000	1,391,400	2,302,000	2,304,000	1,461,400	2,402,000	2,404,000	1,531,400
2,204,000	2,206,000	1,392,800	2,304,000	2,306,000	1,462,800	2,404,000	2,406,000	1,532,800
2,206,000	2,208,000	1,394,200	2,306,000	2,308,000	1,464,200	2,406,000	2,408,000	1,534,200
2,208,000	2,210,000	1,395,600	2,308,000	2,310,000	1,465,600	2,408,000	2,410,000	1,535,600
2,210,000	2,212,000	1,397,000	2,310,000	2,312,000	1,467,000	2,410,000	2,412,000	1,537,000
2,212,000	2,214,000	1,398,400	2,312,000	2,314,000	1,468,400	2,412,000	2,414,000	1,538,400
2,214,000	2,216,000	1,399,800	2,314,000	2,316,000	1,469,800	2,414,000	2,416,000	1,539,800
2,216,000	2,218,000	1,401,200	2,316,000	2,318,000	1,471,200	2,416,000	2,418,000	1,541,200
2,218,000	2,220,000	1,402,600	2,318,000	2,320,000	1,472,600	2,418,000	2,420,000	1,542,600
2,220,000	2,222,000	1,404,000	2,320,000	2,322,000	1,474,000	2,420,000	2,422,000	1,544,000
2,222,000	2,224,000	1,405,400	2,322,000	2,324,000	1,475,400	2,422,000	2,424,000	1,545,400
2,224,000	2,226,000	1,406,800	2,324,000	2,326,000	1,476,800	2,424,000	2,426,000	1,546,800
2,226,000	2,228,000	1,408,200	2,326,000	2,328,000	1,478,200	2,426,000	2,428,000	1,548,200
2,228,000	2,230,000	1,409,600	2,328,000	2,330,000	1,479,600	2,428,000	2,430,000	1,549,600

(五)

給 与 等 の 金 額		給与所得控	給 与 等 の 金 額		給与所得控	給 与 等 の 金 額		給与所得控
以 上 未 満		除後の給与 等の金額	以 上 未 満		除後の給与 等の金額	以 上 未 満		除後の給与 等の金額
円	円	円	円	円	円	円	円	円
2,430,000	2,432,000	1,551,000	2,530,000	2,532,000	1,621,000	2,630,000	2,632,000	1,691,000
2,432,000	2,434,000	1,552,400	2,532,000	2,534,000	1,622,400	2,632,000	2,634,000	1,692,400
2,434,000	2,436,000	1,553,800	2,534,000	2,536,000	1,623,800	2,634,000	2,636,000	1,693,800
2,436,000	2,438,000	1,555,200	2,536,000	2,538,000	1,625,200	2,636,000	2,638,000	1,695,200
2,438,000	2,440,000	1,556,600	2,538,000	2,540,000	1,626,600	2,638,000	2,640,000	1,696,600
2,440,000	2,442,000	1,558,000	2,540,000	2,542,000	1,628,000	2,640,000	2,642,000	1,698,000
2,442,000	2,444,000	1,559,400	2,542,000	2,544,000	1,629,400	2,642,000	2,644,000	1,699,400
2,444,000	2,446,000	1,560,800	2,544,000	2,546,000	1,630,800	2,644,000	2,646,000	1,700,800
2,446,000	2,448,000	1,562,200	2,546,000	2,548,000	1,632,200	2,646,000	2,648,000	1,702,200
2,448,000	2,450,000	1,563,600	2,548,000	2,550,000	1,633,600	2,648,000	2,650,000	1,703,600
2,450,000	2,452,000	1,565,000	2,550,000	2,552,000	1,635,000	2,650,000	2,652,000	1,705,000
2,452,000	2,454,000	1,566,400	2,552,000	2,554,000	1,636,400	2,652,000	2,654,000	1,706,400
2,454,000	2,456,000	1,567,800	2,554,000	2,556,000	1,637,800	2,654,000	2,656,000	1,707,800
2,456,000	2,458,000	1,569,200	2,556,000	2,558,000	1,639,200	2,656,000	2,658,000	1,709,200
2,458,000	2,460,000	1,570,600	2,558,000	2,560,000	1,640,600	2,658,000	2,660,000	1,710,600
2,460,000	2,462,000	1,572,000	2,560,000	2,562,000	1,642,000	2,660,000	2,662,000	1,712,000
2,462,000	2,464,000	1,573,400	2,562,000	2,564,000	1,643,400	2,662,000	2,664,000	1,713,400
2,464,000	2,466,000	1,574,800	2,564,000	2,566,000	1,644,800	2,664,000	2,666,000	1,714,800
2,466,000	2,468,000	1,576,200	2,566,000	2,568,000	1,646,200	2,666,000	2,668,000	1,716,200
2,468,000	2,470,000	1,577,600	2,568,000	2,570,000	1,647,600	2,668,000	2,670,000	1,717,600
2,470,000	2,472,000	1,579,000	2,570,000	2,572,000	1,649,000	2,670,000	2,672,000	1,719,000
2,472,000	2,474,000	1,580,400	2,572,000	2,574,000	1,650,400	2,672,000	2,674,000	1,720,400
2,474,000	2,476,000	1,581,800	2,574,000	2,576,000	1,651,800	2,674,000	2,676,000	1,721,800
2,476,000	2,478,000	1,583,200	2,576,000	2,578,000	1,653,200	2,676,000	2,678,000	1,723,200
2,478,000	2,480,000	1,584,600	2,578,000	2,580,000	1,654,600	2,678,000	2,680,000	1,724,600
2,480,000	2,482,000	1,586,000	2,580,000	2,582,000	1,656,000	2,680,000	2,682,000	1,726,000
2,482,000	2,484,000	1,587,400	2,582,000	2,584,000	1,657,400	2,682,000	2,684,000	1,727,400
2,484,000	2,486,000	1,588,800	2,584,000	2,586,000	1,658,800	2,684,000	2,686,000	1,728,800
2,486,000	2,488,000	1,590,200	2,586,000	2,588,000	1,660,200	2,686,000	2,688,000	1,730,200
2,488,000	2,490,000	1,591,600	2,588,000	2,590,000	1,661,600	2,688,000	2,690,000	1,731,600
2,490,000	2,492,000	1,593,000	2,590,000	2,592,000	1,663,000	2,690,000	2,692,000	1,733,000
2,492,000	2,494,000	1,594,400	2,592,000	2,594,000	1,664,400	2,692,000	2,694,000	1,734,400
2,494,000	2,496,000	1,595,800	2,594,000	2,596,000	1,665,800	2,694,000	2,696,000	1,735,800
2,496,000	2,498,000	1,597,200	2,596,000	2,598,000	1,667,200	2,696,000	2,698,000	1,737,200
2,498,000	2,500,000	1,598,600	2,598,000	2,600,000	1,668,600	2,698,000	2,700,000	1,738,600
2,500,000	2,502,000	1,600,000	2,600,000	2,602,000	1,670,000	2,700,000	2,702,000	1,740,000
2,502,000	2,504,000	1,601,400	2,602,000	2,604,000	1,671,400	2,702,000	2,704,000	1,741,400
2,504,000	2,506,000	1,602,800	2,604,000	2,606,000	1,672,800	2,704,000	2,706,000	1,742,800
2,506,000	2,508,000	1,604,200	2,606,000	2,608,000	1,674,200	2,706,000	2,708,000	1,744,200
2,508,000	2,510,000	1,605,600	2,608,000	2,610,000	1,675,600	2,708,000	2,710,000	1,745,600
2,510,000	2,512,000	1,607,000	2,610,000	2,612,000	1,677,000	2,710,000	2,712,000	1,747,000
2,512,000	2,514,000	1,608,400	2,612,000	2,614,000	1,678,400	2,712,000	2,714,000	1,748,400
2,514,000	2,516,000	1,609,800	2,614,000	2,616,000	1,679,800	2,714,000	2,716,000	1,749,800
2,516,000	2,518,000	1,611,200	2,616,000	2,618,000	1,681,200	2,716,000	2,718,000	1,751,200
2,518,000	2,520,000	1,612,600	2,618,000	2,620,000	1,682,600	2,718,000	2,720,000	1,752,600
2,520,000	2,522,000	1,614,000	2,620,000	2,622,000	1,684,000	2,720,000	2,722,000	1,754,000
2,522,000	2,524,000	1,615,400	2,622,000	2,624,000	1,685,400	2,722,000	2,724,000	1,755,400
2,524,000	2,526,000	1,616,800	2,624,000	2,626,000	1,686,800	2,724,000	2,726,000	1,756,800
2,526,000	2,528,000	1,618,200	2,626,000	2,628,000	1,688,200	2,726,000	2,728,000	1,758,200
2,528,000	2,530,000	1,619,600	2,628,000	2,630,000	1,689,600	2,728,000	2,730,000	1,759,600

昭和四十九年三月二十六日 衆議院会議録第二十号(一) 所得税法及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の一部を改正する法律案

(六)

給 与 等 の 金 額		給与所得控	給 与 等 の 金 額		給与所得控	給 与 等 の 金 額		給与所得控
以	上	満	以	上	満	以	上	満
円	円	円	円	円	円	円	円	円
2,730,000	2,732,000	1,761,000	2,830,000	2,832,000	1,831,000	2,930,000	2,932,000	1,901,000
2,732,000	2,734,000	1,762,400	2,832,000	2,834,000	1,832,400	2,932,000	2,934,000	1,902,400
2,734,000	2,736,000	1,763,800	2,834,000	2,836,000	1,833,800	2,934,000	2,936,000	1,903,800
2,736,000	2,738,000	1,765,200	2,836,000	2,838,000	1,835,200	2,936,000	2,938,000	1,905,200
2,738,000	2,740,000	1,766,600	2,838,000	2,840,000	1,836,600	2,938,000	2,940,000	1,906,600
2,740,000	2,742,000	1,768,000	2,840,000	2,842,000	1,838,000	2,940,000	2,942,000	1,908,000
2,742,000	2,744,000	1,769,400	2,842,000	2,844,000	1,839,400	2,942,000	2,944,000	1,909,400
2,744,000	2,746,000	1,770,800	2,844,000	2,846,000	1,840,800	2,944,000	2,946,000	1,910,800
2,746,000	2,748,000	1,772,200	2,846,000	2,848,000	1,842,200	2,946,000	2,948,000	1,912,200
2,748,000	2,750,000	1,773,600	2,848,000	2,850,000	1,843,600	2,948,000	2,950,000	1,913,600
2,750,000	2,752,000	1,775,000	2,850,000	2,852,000	1,845,000	2,950,000	2,952,000	1,915,000
2,752,000	2,754,000	1,776,400	2,852,000	2,854,000	1,846,400	2,952,000	2,954,000	1,916,400
2,754,000	2,756,000	1,777,800	2,854,000	2,856,000	1,847,800	2,954,000	2,956,000	1,917,800
2,756,000	2,758,000	1,779,200	2,856,000	2,858,000	1,849,200	2,956,000	2,958,000	1,919,200
2,758,000	2,760,000	1,780,600	2,858,000	2,860,000	1,850,600	2,958,000	2,960,000	1,920,600
2,760,000	2,762,000	1,782,000	2,860,000	2,862,000	1,852,000	2,960,000	2,962,000	1,922,000
2,762,000	2,764,000	1,783,400	2,862,000	2,864,000	1,853,400	2,962,000	2,964,000	1,923,400
2,764,000	2,766,000	1,784,800	2,864,000	2,866,000	1,854,800	2,964,000	2,966,000	1,924,800
2,766,000	2,768,000	1,786,200	2,866,000	2,868,000	1,856,200	2,966,000	2,968,000	1,926,200
2,768,000	2,770,000	1,787,600	2,868,000	2,870,000	1,857,600	2,968,000	2,970,000	1,927,600
2,770,000	2,772,000	1,789,000	2,870,000	2,872,000	1,859,000	2,970,000	2,972,000	1,929,000
2,772,000	2,774,000	1,790,400	2,872,000	2,874,000	1,860,400	2,972,000	2,974,000	1,930,400
2,774,000	2,776,000	1,791,800	2,874,000	2,876,000	1,861,800	2,974,000	2,976,000	1,931,800
2,776,000	2,778,000	1,793,200	2,876,000	2,878,000	1,863,200	2,976,000	2,978,000	1,933,200
2,778,000	2,780,000	1,794,600	2,878,000	2,880,000	1,864,600	2,978,000	2,980,000	1,934,600
2,780,000	2,782,000	1,796,000	2,880,000	2,882,000	1,866,000	2,980,000	2,982,000	1,936,000
2,782,000	2,784,000	1,797,400	2,882,000	2,884,000	1,867,400	2,982,000	2,984,000	1,937,400
2,784,000	2,786,000	1,798,800	2,884,000	2,886,000	1,868,800	2,984,000	2,986,000	1,938,800
2,786,000	2,788,000	1,800,200	2,886,000	2,888,000	1,870,200	2,986,000	2,988,000	1,940,200
2,788,000	2,790,000	1,801,600	2,888,000	2,890,000	1,871,600	2,988,000	2,990,000	1,941,600
2,790,000	2,792,000	1,803,000	2,890,000	2,892,000	1,873,000	2,990,000	2,992,000	1,943,000
2,792,000	2,794,000	1,804,400	2,892,000	2,894,000	1,874,400	2,992,000	2,994,000	1,944,400
2,794,000	2,796,000	1,805,800	2,894,000	2,896,000	1,875,800	2,994,000	2,996,000	1,945,800
2,796,000	2,798,000	1,807,200	2,896,000	2,898,000	1,877,200	2,996,000	2,998,000	1,947,200
2,798,000	2,800,000	1,808,600	2,898,000	2,900,000	1,878,600	2,998,000	3,000,000	1,948,600
2,800,000	2,802,000	1,810,000	2,900,000	2,902,000	1,880,000	3,000,000	6,000,000	給与等の金額に 80%を乗じて算 出した金額から 450,000円を控 除した金額
2,802,000	2,804,000	1,811,400	2,902,000	2,904,000	1,881,400			
2,804,000	2,806,000	1,812,800	2,904,000	2,906,000	1,882,800			
2,806,000	2,808,000	1,814,200	2,906,000	2,908,000	1,884,200			
2,808,000	2,810,000	1,815,600	2,908,000	2,910,000	1,885,600			
2,810,000	2,812,000	1,817,000	2,910,000	2,912,000	1,887,000	6,000,000	8,000,000	給与等の金額に 90%を乗じて算 出した金額から 1,050,000円を控 除した金額
2,812,000	2,814,000	1,818,400	2,912,000	2,914,000	1,888,400			
2,814,000	2,816,000	1,819,800	2,914,000	2,916,000	1,889,800			
2,816,000	2,818,000	1,821,200	2,916,000	2,918,000	1,891,200			
2,818,000	2,820,000	1,822,600	2,918,000	2,920,000	1,892,600			
2,820,000	2,822,000	1,824,000	2,920,000	2,922,000	1,894,000	8,000,000 円		6,150,000 円
2,822,000	2,824,000	1,825,400	2,922,000	2,924,000	1,895,400			
2,824,000	2,826,000	1,826,800	2,924,000	2,926,000	1,896,800			
2,826,000	2,828,000	1,828,200	2,926,000	2,928,000	1,898,200			
2,828,000	2,830,000	1,829,600	2,928,000	2,930,000	1,899,600			

(備考) 給与所得控除後の給与等の金額を求めるには、その年中の給与等の金額に応じ、「給与等の金額」欄の該当する行を求めるものとし、その行の「給与所得控除後の給与等の金額」欄に記載されている金額が、その給与等の金額についての給与所得控除後の給与等の金額である。この場合において、給与等の金額が3,000,000円以上の居住者の給与所得控除後の給与等の金額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額をもつてその求める給与所得控除後の給与等の金額とする。

別表第八 退職所得の源泉徴収税額表

(一)

退職所得控除額控 除後の退職手当等 の金額		税 額	退職所得控除額控 除後の退職手当等 の金額		税 額	退職所得控除額控 除後の退職手当等 の金額		税 額
以 上	未 満		以 上	未 満		以 上	未 満	
円 2,000	円未満	円 0	円 100,000	円 102,000	円 5,000	円 274,000	円 278,000	円 13,700
2,000	4,000	100	102,000	104,000	5,100	278,000	282,000	13,900
4,000	6,000	200	104,000	106,000	5,200	282,000	286,000	14,100
6,000	8,000	300	106,000	108,000	5,300	286,000	290,000	14,300
8,000	10,000	400	108,000	110,000	5,400	290,000	294,000	14,500
10,000	12,000	500	110,000	112,000	5,500	294,000	298,000	14,700
12,000	14,000	600	112,000	114,000	5,600	298,000	302,000	14,900
14,000	16,000	700	114,000	116,000	5,700	302,000	306,000	15,100
16,000	18,000	800	116,000	118,000	5,800	306,000	310,000	15,300
18,000	20,000	900	118,000	120,000	5,900	310,000	314,000	15,500
20,000	22,000	1,000	120,000	122,000	6,000	314,000	318,000	15,700
22,000	24,000	1,100	122,000	124,000	6,100	318,000	322,000	15,900
24,000	26,000	1,200	124,000	126,000	6,200	322,000	326,000	16,100
26,000	28,000	1,300	126,000	130,000	6,300	326,000	330,000	16,300
28,000	30,000	1,400	130,000	134,000	6,500	330,000	334,000	16,500
30,000	32,000	1,500	134,000	138,000	6,700	334,000	338,000	16,700
32,000	34,000	1,600	138,000	142,000	6,900	338,000	342,000	16,900
34,000	36,000	1,700	142,000	146,000	7,100	342,000	346,000	17,100
36,000	38,000	1,800	146,000	150,000	7,300	346,000	350,000	17,300
38,000	40,000	1,900	150,000	154,000	7,500	350,000	354,000	17,500
40,000	42,000	2,000	154,000	158,000	7,700	354,000	358,000	17,700
42,000	44,000	2,100	158,000	162,000	7,900	358,000	362,000	17,900
44,000	46,000	2,200	162,000	166,000	8,100	362,000	366,000	18,100
46,000	48,000	2,300	166,000	170,000	8,300	366,000	370,000	18,300
48,000	50,000	2,400	170,000	174,000	8,500	370,000	374,000	18,500
50,000	52,000	2,500	174,000	178,000	8,700	374,000	378,000	18,700
52,000	54,000	2,600	178,000	182,000	8,900	378,000	382,000	18,900
54,000	56,000	2,700	182,000	186,000	9,100	382,000	386,000	19,100
56,000	58,000	2,800	186,000	190,000	9,300	386,000	390,000	19,300
58,000	60,000	2,900	190,000	194,000	9,500	390,000	396,000	19,500
60,000	62,000	3,000	194,000	198,000	9,700	396,000	402,000	19,800
62,000	64,000	3,100	198,000	202,000	9,900	402,000	408,000	20,100
64,000	66,000	3,200	202,000	206,000	10,100	408,000	414,000	20,400
66,000	68,000	3,300	206,000	210,000	10,300	414,000	420,000	20,700
68,000	70,000	3,400	210,000	214,000	10,500	420,000	426,000	21,000
70,000	72,000	3,500	214,000	218,000	10,700	426,000	432,000	21,300
72,000	74,000	3,600	218,000	222,000	10,900	432,000	438,000	21,600
74,000	76,000	3,700	222,000	226,000	11,100	438,000	444,000	21,900
76,000	78,000	3,800	226,000	230,000	11,300	444,000	450,000	22,200
78,000	80,000	3,900	230,000	234,000	11,500	450,000	456,000	22,500
80,000	82,000	4,000	234,000	238,000	11,700	456,000	462,000	22,800
82,000	84,000	4,100	238,000	242,000	11,900	462,000	468,000	23,100
84,000	86,000	4,200	242,000	246,000	12,100	468,000	474,000	23,400
86,000	88,000	4,300	246,000	250,000	12,300	474,000	480,000	23,700
88,000	90,000	4,400	250,000	254,000	12,500	480,000	486,000	24,000
90,000	92,000	4,500	254,000	258,000	12,700	486,000	492,000	24,300
92,000	94,000	4,600	258,000	262,000	12,900	492,000	498,000	24,600
94,000	96,000	4,700	262,000	266,000	13,100	498,000	504,000	24,900
96,000	98,000	4,800	266,000	270,000	13,300	504,000	510,000	25,200
98,000	100,000	4,900	270,000	274,000	13,500	510,000	516,000	25,500

(二)

退職所得控除額控 除後の退職手当等 の金額		税 額	退職所得控除額控 除後の退職手当等 の金額		税 額	退職所得控除額控 除後の退職手当等 の金額		税 額
以 上	未 満		以 上	未 満		以 上	未 満	
円	円	円	円	円	円	円	円	円
516,000	522,000	25,800	828,000	836,000	41,400	1,228,000	1,236,000	61,600
522,000	528,000	26,100	836,000	844,000	41,800	1,236,000	1,244,000	62,100
528,000	534,000	26,400	844,000	852,000	42,200	1,244,000	1,252,000	62,600
534,000	540,000	26,700	852,000	860,000	42,600	1,252,000	1,260,000	63,100
540,000	546,000	27,000	860,000	868,000	43,000	1,260,000	1,268,000	63,600
546,000	552,000	27,300	868,000	876,000	43,400	1,268,000	1,276,000	64,000
552,000	558,000	27,600	876,000	884,000	43,800	1,276,000	1,284,000	64,500
558,000	564,000	27,900	884,000	892,000	44,200	1,284,000	1,292,000	65,000
564,000	570,000	28,200	892,000	900,000	44,600	1,292,000	1,300,000	65,500
570,000	576,000	28,500	900,000	908,000	45,000	1,300,000	1,310,000	66,000
576,000	582,000	28,800	908,000	916,000	45,400	1,310,000	1,320,000	66,600
582,000	588,000	29,100	916,000	924,000	45,800	1,320,000	1,330,000	67,200
588,000	594,000	29,400	924,000	932,000	46,200	1,330,000	1,340,000	67,800
594,000	600,000	29,700	932,000	940,000	46,600	1,340,000	1,350,000	68,400
600,000	606,000	30,000	940,000	948,000	47,000	1,350,000	1,360,000	69,000
606,000	612,000	30,300	948,000	956,000	47,400	1,360,000	1,370,000	69,600
612,000	618,000	30,600	956,000	964,000	47,800	1,370,000	1,380,000	70,200
618,000	624,000	30,900	964,000	972,000	48,200	1,380,000	1,390,000	70,800
624,000	630,000	31,200	972,000	980,000	48,600	1,390,000	1,400,000	71,400
630,000	636,000	31,500	980,000	988,000	49,000	1,400,000	1,410,000	72,000
636,000	642,000	31,800	988,000	996,000	49,400	1,410,000	1,420,000	72,600
642,000	648,000	32,100	996,000	1,004,000	49,800	1,420,000	1,430,000	73,200
648,000	654,000	32,400	1,004,000	1,012,000	50,200	1,430,000	1,440,000	73,800
654,000	660,000	32,700	1,012,000	1,020,000	50,600	1,440,000	1,450,000	74,400
660,000	666,000	33,000	1,020,000	1,028,000	51,000	1,450,000	1,460,000	75,000
666,000	672,000	33,300	1,028,000	1,036,000	51,400	1,460,000	1,470,000	75,600
672,000	678,000	33,600	1,036,000	1,044,000	51,800	1,470,000	1,480,000	76,200
678,000	684,000	33,900	1,044,000	1,052,000	52,200	1,480,000	1,490,000	76,800
684,000	690,000	34,200	1,052,000	1,060,000	52,600	1,490,000	1,500,000	77,400
690,000	696,000	34,500	1,060,000	1,068,000	53,000	1,500,000	1,510,000	78,000
696,000	702,000	34,800	1,068,000	1,076,000	53,400	1,510,000	1,520,000	78,600
702,000	708,000	35,100	1,076,000	1,084,000	53,800	1,520,000	1,530,000	79,200
708,000	714,000	35,400	1,084,000	1,092,000	54,200	1,530,000	1,540,000	79,800
714,000	720,000	35,700	1,092,000	1,100,000	54,600	1,540,000	1,550,000	80,400
720,000	726,000	36,000	1,100,000	1,108,000	55,000	1,550,000	1,560,000	81,000
726,000	732,000	36,300	1,108,000	1,116,000	55,400	1,560,000	1,570,000	81,600
732,000	738,000	36,600	1,116,000	1,124,000	55,800	1,570,000	1,580,000	82,200
738,000	744,000	36,900	1,124,000	1,132,000	56,200	1,580,000	1,590,000	82,800
744,000	750,000	37,200	1,132,000	1,140,000	56,600	1,590,000	1,600,000	83,400
750,000	756,000	37,500	1,140,000	1,148,000	57,000	1,600,000	1,610,000	84,000
756,000	762,000	37,800	1,148,000	1,156,000	57,400	1,610,000	1,620,000	84,600
762,000	768,000	38,100	1,156,000	1,164,000	57,800	1,620,000	1,630,000	85,200
768,000	774,000	38,400	1,164,000	1,172,000	58,200	1,630,000	1,640,000	85,800
774,000	780,000	38,700	1,172,000	1,180,000	58,600	1,640,000	1,650,000	86,400
780,000	788,000	39,000	1,180,000	1,188,000	59,000	1,650,000	1,660,000	87,000
788,000	796,000	39,400	1,188,000	1,196,000	59,400	1,660,000	1,670,000	87,600
796,000	804,000	39,800	1,196,000	1,204,000	59,800	1,670,000	1,680,000	88,200
804,000	812,000	40,200	1,204,000	1,212,000	60,200	1,680,000	1,690,000	88,800
812,000	820,000	40,600	1,212,000	1,220,000	60,700	1,690,000	1,700,000	89,400
820,000	828,000	41,000	1,220,000	1,228,000	61,200	1,700,000	1,710,000	90,000

昭和四十九年三月二十六日 衆議院會議録第二十号(二) 所得税法及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の一部を改正する法律案

(三)

退職所得控除額控 除後の退職手当等 の金額		税 額	退職所得控除額控 除後の退職手当等 の金額		税 額	退職所得控除額控 除後の退職手当等 の金額		税 額
以 上	未 満		以 上	未 満		以 上	未 満	
円	円	円	円	円	円	円	円	円
1,710,000	1,720,000	90,600	2,210,000	2,220,000	120,600	2,710,000	2,720,000	153,700
1,720,000	1,730,000	91,200	2,220,000	2,230,000	121,200	2,720,000	2,730,000	154,400
1,730,000	1,740,000	91,800	2,230,000	2,240,000	121,800	2,730,000	2,740,000	155,100
1,740,000	1,750,000	92,400	2,240,000	2,250,000	122,400	2,740,000	2,750,000	155,800
1,750,000	1,760,000	93,000	2,250,000	2,260,000	123,000	2,750,000	2,760,000	156,500
1,760,000	1,770,000	93,600	2,260,000	2,270,000	123,600	2,760,000	2,770,000	157,200
1,770,000	1,780,000	94,200	2,270,000	2,280,000	124,200	2,770,000	2,780,000	157,900
1,780,000	1,790,000	94,800	2,280,000	2,290,000	124,800	2,780,000	2,790,000	158,600
1,790,000	1,800,000	95,400	2,290,000	2,300,000	125,400	2,790,000	2,800,000	159,300
1,800,000	1,810,000	96,000	2,300,000	2,310,000	126,000	2,800,000	2,810,000	160,000
1,810,000	1,820,000	96,600	2,310,000	2,320,000	126,600	2,810,000	2,820,000	160,700
1,820,000	1,830,000	97,200	2,320,000	2,330,000	127,200	2,820,000	2,830,000	161,400
1,830,000	1,840,000	97,800	2,330,000	2,340,000	127,800	2,830,000	2,840,000	162,100
1,840,000	1,850,000	98,400	2,340,000	2,350,000	128,400	2,840,000	2,850,000	162,800
1,850,000	1,860,000	99,000	2,350,000	2,360,000	129,000	2,850,000	2,860,000	163,500
1,860,000	1,870,000	99,600	2,360,000	2,370,000	129,600	2,860,000	2,870,000	164,200
1,870,000	1,880,000	100,200	2,370,000	2,380,000	130,200	2,870,000	2,880,000	164,900
1,880,000	1,890,000	100,800	2,380,000	2,390,000	130,800	2,880,000	2,890,000	165,600
1,890,000	1,900,000	101,400	2,390,000	2,400,000	131,400	2,890,000	2,900,000	166,300
1,900,000	1,910,000	102,000	2,400,000	2,410,000	132,000	2,900,000	2,910,000	167,000
1,910,000	1,920,000	102,600	2,410,000	2,420,000	132,700	2,910,000	2,920,000	167,700
1,920,000	1,930,000	103,200	2,420,000	2,430,000	133,400	2,920,000	2,930,000	168,400
1,930,000	1,940,000	103,800	2,430,000	2,440,000	134,100	2,930,000	2,940,000	169,100
1,940,000	1,950,000	104,400	2,440,000	2,450,000	134,800	2,940,000	2,950,000	169,800
1,950,000	1,960,000	105,000	2,450,000	2,460,000	135,500	2,950,000	2,960,000	170,500
1,960,000	1,970,000	105,600	2,460,000	2,470,000	136,200	2,960,000	2,970,000	171,200
1,970,000	1,980,000	106,200	2,470,000	2,480,000	136,900	2,970,000	2,980,000	171,900
1,980,000	1,990,000	106,800	2,480,000	2,490,000	137,600	2,980,000	2,990,000	172,600
1,990,000	2,000,000	107,400	2,490,000	2,500,000	138,300	2,990,000	3,000,000	173,300
2,000,000	2,010,000	108,000	2,500,000	2,510,000	139,000	3,000,000	3,010,000	174,000
2,010,000	2,020,000	108,600	2,510,000	2,520,000	139,700	3,010,000	3,020,000	174,700
2,020,000	2,030,000	109,200	2,520,000	2,530,000	140,400	3,020,000	3,030,000	175,400
2,030,000	2,040,000	109,800	2,530,000	2,540,000	141,100	3,030,000	3,040,000	176,100
2,040,000	2,050,000	110,400	2,540,000	2,550,000	141,800	3,040,000	3,050,000	176,800
2,050,000	2,060,000	111,000	2,550,000	2,560,000	142,500	3,050,000	3,060,000	177,500
2,060,000	2,070,000	111,600	2,560,000	2,570,000	143,200	3,060,000	3,070,000	178,200
2,070,000	2,080,000	112,200	2,570,000	2,580,000	143,900	3,070,000	3,080,000	178,900
2,080,000	2,090,000	112,800	2,580,000	2,590,000	144,600	3,080,000	3,090,000	179,600
2,090,000	2,100,000	113,400	2,590,000	2,600,000	145,300	3,090,000	3,100,000	180,300
2,100,000	2,110,000	114,000	2,600,000	2,610,000	146,000	3,100,000	3,110,000	181,000
2,110,000	2,120,000	114,600	2,610,000	2,620,000	146,700	3,110,000	3,120,000	181,700
2,120,000	2,130,000	115,200	2,620,000	2,630,000	147,400	3,120,000	3,130,000	182,400
2,130,000	2,140,000	115,800	2,630,000	2,640,000	148,100	3,130,000	3,140,000	183,100
2,140,000	2,150,000	116,400	2,640,000	2,650,000	148,800	3,140,000	3,150,000	183,800
2,150,000	2,160,000	117,000	2,650,000	2,660,000	149,500	3,150,000	3,160,000	184,500
2,160,000	2,170,000	117,600	2,660,000	2,670,000	150,200	3,160,000	3,170,000	185,200
2,170,000	2,180,000	118,200	2,670,000	2,680,000	150,900	3,170,000	3,180,000	185,900
2,180,000	2,190,000	118,800	2,680,000	2,690,000	151,600	3,180,000	3,190,000	186,600
2,190,000	2,200,000	119,400	2,690,000	2,700,000	152,300	3,190,000	3,200,000	187,300
2,200,000	2,210,000	120,000	2,700,000	2,710,000	153,000	3,200,000	3,210,000	188,000

(四)

退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税 額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税 額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税 額
以	上 未 満		以	上 未 満		以	上 未 満	
円	円	円	円	円	円	円	円	
3,210,000	3,220,000	188,700	3,710,000	3,720,000	224,800	10,000,000	12,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に13.5%を乗じて算出した金額から480,000円を控除した金額
3,220,000	3,230,000	189,400	3,720,000	3,730,000	225,600			
3,230,000	3,240,000	190,100	3,730,000	3,740,000	226,400			
3,240,000	3,250,000	190,800	3,740,000	3,750,000	227,200			
3,250,000	3,260,000	191,500	3,750,000	3,760,000	228,000			
3,260,000	3,270,000	192,200	3,760,000	3,770,000	228,800	12,000,000	14,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に15%を乗じて算出した金額から660,000円を控除した金額
3,270,000	3,280,000	192,900	3,770,000	3,780,000	229,600			
3,280,000	3,290,000	193,600	3,780,000	3,790,000	230,400			
3,290,000	3,300,000	194,300	3,790,000	3,800,000	231,200			
3,300,000	3,310,000	195,000	3,800,000	3,810,000	232,000			
3,310,000	3,320,000	195,700	3,810,000	3,820,000	232,800	14,000,000	16,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に17%を乗じて算出した金額から940,000円を控除した金額
3,320,000	3,330,000	196,400	3,820,000	3,830,000	233,600			
3,330,000	3,340,000	197,100	3,830,000	3,840,000	234,400			
3,340,000	3,350,000	197,800	3,840,000	3,850,000	235,200			
3,350,000	3,360,000	198,500	3,850,000	3,860,000	236,000			
3,360,000	3,370,000	199,200	3,860,000	3,870,000	236,800	16,000,000	20,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に19%を乗じて算出した金額から1,260,000円を控除した金額
3,370,000	3,380,000	199,900	3,870,000	3,880,000	237,600			
3,380,000	3,390,000	200,600	3,880,000	3,890,000	238,400			
3,390,000	3,400,000	201,300	3,890,000	3,900,000	239,200			
3,400,000	3,410,000	202,000	3,900,000	3,910,000	240,000			
3,410,000	3,420,000	202,700	3,910,000	3,920,000	240,800	20,000,000	24,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に21%を乗じて算出した金額から1,660,000円を控除した金額
3,420,000	3,430,000	203,400	3,920,000	3,930,000	241,600			
3,430,000	3,440,000	204,100	3,930,000	3,940,000	242,400			
3,440,000	3,450,000	204,800	3,940,000	3,950,000	243,200			
3,450,000	3,460,000	205,500	3,950,000	3,960,000	244,000			
3,460,000	3,470,000	206,200	3,960,000	3,970,000	244,800	24,000,000	30,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に23%を乗じて算出した金額から2,140,000円を控除した金額
3,470,000	3,480,000	206,900	3,970,000	3,980,000	245,600			
3,480,000	3,490,000	207,600	3,980,000	3,990,000	246,400			
3,490,000	3,500,000	208,300	3,990,000	4,000,000	247,200			
3,500,000	3,510,000	209,000						
3,510,000	3,520,000	209,700	4,000,000	4,800,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に8%を乗じて算出した金額から72,000円を控除した金額	30,000,000	40,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に25%を乗じて算出した金額から2,740,000円を控除した金額
3,520,000	3,530,000	210,400						
3,530,000	3,540,000	211,100						
3,540,000	3,550,000	211,800						
3,550,000	3,560,000	212,500						
3,560,000	3,570,000	213,200	4,800,000	6,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に9%を乗じて算出した金額から120,000円を控除した金額	40,000,000	60,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に27.5%を乗じて算出した金額から3,740,000円を控除した金額
3,570,000	3,580,000	213,900						
3,580,000	3,590,000	214,600						
3,590,000	3,600,000	215,300						
3,600,000	3,610,000	216,000						
3,610,000	3,620,000	216,800	6,000,000	8,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に10.5%を乗じて算出した金額から210,000円を控除した金額	60,000,000	80,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に30%を乗じて算出した金額から5,240,000円を控除した金額
3,620,000	3,630,000	217,600						
3,630,000	3,640,000	218,400						
3,640,000	3,650,000	219,200						
3,650,000	3,660,000	220,000						
3,660,000	3,670,000	220,800	8,000,000	10,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に12%を乗じて算出した金額から330,000円を控除した金額	80,000,000	120,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に32.5%を乗じて算出した金額から7,240,000円を控除した金額
3,670,000	3,680,000	221,600						
3,680,000	3,690,000	222,400						
3,690,000	3,700,000	223,200						
3,700,000	3,710,000	224,000						

昭和四十九年三月二十六日 衆議院会議録第二十号(一) 所得税法及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の一部を改正する法律案

(五)

退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税 額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税 額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税 額
以 上	未 満		以 上	未 満		以 上	未 満	
120,000,000 円	160,000,000 円	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に35%を乗じて算出した金額から10,240,000 円を控除した金額	160,000,000 円以上		退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に37.5%を乗じて算出した金額から14,240,000 円を控除した金額			

(注) この表において「退職所得控除額控除後の退職手当等の金額」とは、退職手当等の金額から第二百一条第二項（退職所得に係る徴収税額）に規定する退職所得控除額を控除した残額をいう。

(備考) 税額を求めるには、まず、退職手当等の金額からこの表の付表により第三十条第三項第一号（退職所得控除額）に規定する勤続年数に準ずる勤続年数及び同条第四項第三号に掲げる場合に該当するかどうかに応じて求めた同表の退職所得控除額（同項第一号に掲げる場合に該当するときは、同項の規定に準じて計算した金額）を控除した金額を求め、次に、その金額に応じて「退職所得控除額控除後の退職手当等の金額」欄の該当する行を求めるものとし、その行の「税額」欄に記載されている金額が、その求める税額である。この場合において、退職所得控除額控除後の退職手当等の金額が4,000,000 円以上の居住者の退職所得控除額控除後の退職手当等の金額の2分の1に相当する金額に1,000 円未満の端数があるときは、その端数の金額に2を乗じて計算した金額を退職所得控除額控除後の退職手当等の金額から控除した後の金額を退職所得控除額控除後の退職手当等の金額とみなすものとし、その居住者の税額に100 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額をもつてその求める税額とする。

別表第八の付表

勤 続 年 数	退 職 所 得 控 除 額		勤 続 年 数	退 職 所 得 控 除 額	
	一般退職の場合	障害退職の場合		一般退職の場合	障害退職の場合
2年以下	千円 400	千円 1,400	24 年	千円 5,600	千円 6,600
			25 年	6,000	7,000
			26 年	6,400	7,400
3 年	600	1,600	27 年	6,800	7,800
4 年	800	1,800	28 年	7,200	8,200
5 年	1,000	2,000	29 年	7,600	8,600
6 年	1,200	2,200	30 年	8,000	9,000
7 年	1,400	2,400	31 年	8,400	9,400
8 年	1,600	2,600	32 年	8,800	9,800
9 年	1,800	2,800	33 年	9,200	10,200
10 年	2,000	3,000	34 年	9,600	10,600
11 年	2,200	3,200	35 年	10,000	11,000
12 年	2,400	3,400	36 年	10,400	11,400
13 年	2,600	3,600	37 年	10,800	11,800
14 年	2,800	3,800	38 年	11,200	12,200
15 年	3,000	4,000	39 年	11,600	12,600
16 年	3,200	4,200	40 年	12,000	13,000
17 年	3,400	4,400			
18 年	3,600	4,600	41年以上	12,000千円に、勤続年 数が40年を超える1年 ごとに400千円を加算 した金額	13,000千円に、勤続年 数が40年を超える1年 ごとに400千円を加算 した金額
19 年	3,800	4,800			
20 年	4,000	5,000			
21 年	4,400	5,400			
22 年	4,800	5,800			
23 年	5,200	6,200			

(注) この表における用語については、次に定めるところによる。

(一) 「勤続年数」とは、第二百一条第二項(退職所得に係る徴収税額)に規定する勤続年数に準ずる勤続年数をいう。

(二) 「障害退職の場合」とは、第三十条第四項第三号(障害退職の控除額)に掲げる場合に該当する場合をいう。

(三) 「一般退職の場合」とは、障害退職の場合以外の退職の場合をいう。

(備考)

(一) 退職所得控除額を求めるには、(二)に該当する場合を除き、退職手当等に係る勤続年数に応じ「勤続年数」欄の該当する行を求めるものとし、一般退職の場合にあつてはその行の「退職所得控除額」の「一般退職の場合」欄に記載されている金額が、障害退職の場合にあつてはその行の「退職所得控除額」の「障害退職の場合」欄に記載されている金額が、それぞれその退職手当等に係る退職所得控除額である。

(二) 第三十条第四項第一号に掲げる場合に該当するときは、同項の規定に準じて計算した金額が、その退職手当等に係る退職所得控除額である。

(災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の一部改正)

第二条 災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律(昭和二十二年法律第七十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「二百万円」を「四百万円」に、「百万円」を「二百万円」に、「百五十万円」を「二百五十万円」に、「こえる」を「超える」に改める。

第三条第二項及び第三項中「二百万円」を「四百万円」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和四十九年四月一日から施行する。

(経過措置の原則)

第二条 この附則に別段の定めがあるものを除き、第一条の規定による改正後の所得税法(以下「新法」という。)の規定は、昭和四十九年分以後の所得税について適用し、昭和四十八年分以前の所得税については、なお従前の例による。

(昭和四十九年分の所得税の所得控除等及び税額の計算に係る特例)

第三条 昭和四十九年分の給与所得の金額は、同年中の新法第二十八条第一項(給与所得)に規定する給与等(以下「給与等」という。)の収入金額を附則別表第五の付表の給与等の金額として、同表により当該金額に応じて求めた同表の給与所得控除後の給与等の金額に相当する金額によるものとする。

2 昭和四十九年分の所得税については、次の表の上欄に掲げる新法の規定中同表の中欄に掲げる

る字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第五十七条第三項第一号(事業に専従する親族がある場合の必要経費の特例等)	三十万円	二十七万五千円
第七十九条第一項及び第二項(障害者控除)	十六万円 二十四万円	十五万二千五百円 二十二万七千五百円
第八十条第一項(老年者控除)、第八十一条第一項(寡婦控除)及び第八十二条第一項(勤労学生控除)	十六万円	十五万二千五百円
第八十三条第一項(配偶者控除)	二十四万円	二十三万二千五百円
第八十四条第一項(扶養控除)	二十四万円	二十三万二千五百円 二十二万二千五百円(居住者に配偶者がなく、かつ、老人扶養親族以外の扶養親族を有する場合には、その扶養親族のうち一人については、二十二万五千円)
第八十四条第二項	二十八万円	二十五万七千五百円
第八十六条第一項(基礎控除)	二十四万円	二十三万二千五百円
第九十条第二項(変動所得及び臨時所得の平均課税)	二百万円以下 別表第二	二百万円未満 所得税法及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の一部を改正する法律(昭和四十九年法律第 号。以下「改正法」という。)附則別表第一
第九十条第二号(年末調整)	別表第七の付表	改正法附則別表第五の付表
第二百一条第一項(退職所得に係る源泉徴収税額)	別表第七 別表第八	改正法附則別表第五 改正法附則別表第六

3

昭和四十九年分の課税総所得金額、課税退職所得金額若しくは課税山林所得金額に係る所得税の額又は新法第九十条第一項第一号に掲げる税額は、次の各号に掲げる税額の区分に応じ当該各号に掲げる税額によるものとする。

一 課税総所得金額又は課税退職所得金額に係る所得税の額 当該課税総所得金額又は課税退職所得金額に応じ附則別表第一に定める税額

二 課税山林所得金額に係る所得税の額 当該

課税山林所得金額に応じ附則別表第二に定める税額

三 新法第九十条第一項第一号に掲げる税額

同号に規定する調整所得金額に応じ附則別表第一に定める税額

(少額預金の利子所得等の非課税に関する経過措置)

第四条 新法第十条(少額預金の利子所得等の非課税)の規定は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)以後に預入し、信託し、又は購入する同条第一項に規定する預貯金、合同運用信託又は有価証券について適用する。

2 国内に住所を有する個人が、施行日前に預入し、信託し、又は購入した第一条の規定による改正前の所得税法(以下「旧法」という。)第十条第一項に規定する預貯金、合同運用信託又は有価証券で同日において同条に規定する要件を満たすものを有する場合には、当該預貯金、合同運用信託又は有価証券については、その者が同日において新法第十条の要件に従って預入し、信託し、又は購入したものとみなして、同条の規定を適用する。

3 前項に規定する個人が、施行日において新法第十条第一項に規定する預貯金、合同運用信託又は有価証券で昭和四十八年十二月一日から施行日の前日までの間に同項に規定する金融機関の営業所等において預入し、信託し、又は購入したものの(前項の規定の適用を受けるものを除く。以下この条において「旧預貯金等」という。)を有

政令で定める。

(青色申告の承認の申請等に係る経過措置)

第五条 新法第五十七条第二項(事業に専従する親族がある場合の必要経費の特例等)及び第四百四十四条(青色申告の承認の申請)(新法第六百六十六條(非居住者に対する準用)において準用する場合を含む。)の規定(これらの規定に規定する事業又は業務を開始した場合に係る部分に限る。)は、施行日以後に当該事業又は業務を開始する場合について適用し、同日前に当該事業又は業務を開始した場合については、なお従前の例による。

(昭和四十九年分及び昭和五十年分の所得税に係る予定納税基準額の計算の特例)

第六条 居住者の昭和四十九年分の所得税については、新法第四十四条第一項(予定納税額の納付)に規定する予定納税基準額(以下「予定納税基準額」という。)は、次項の規定の適用がある場合を除き、第一号に掲げる金額に第二号に掲げる率を乗じて計算した金額によるものとする。

一 その者の昭和四十八年分の課税総所得金額に係る所得税の額(当該課税総所得金額の計算の基礎となつた各種所得の金額のうち譲渡所得の金額、一時所得の金額、雑所得の金額又は雑所得に該当しない臨時所得の金額があつた場合には、旧法第四十四条第一項第一号の規定に基づき政令の規定に準じてこれらの金額がなかつたものとみなして計算した額とし、同年分の所得税について第二条の規定に

よる改正前の災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律第二条(所得税の軽減又は免除)の規定の適用があつた場合には、同条の規定の適用がなかつたものとして計算した額とする。)から、当該各種所得につき源泉徴収をされた又はされるべき所得税の額(一時所得の金額、雑所得の金額及び雑所得に該当しない臨時所得の金額に係るものを除く。)を控除した金額

二 前号に掲げる金額の計算の基礎となつた課税総所得金額(昭和四十八年分の所得税について旧法第九十条第一項(変動所得及び臨時所得の平均課税)の規定の適用があつた場合には、同項第一号に規定する調整所得金額とし、同年分の課税総所得金額の計算の基礎となつた各種所得の金額のうち譲渡所得の金額、一時所得の金額、雑所得の金額又は雑所得に該当しない臨時所得の金額があつた場合には、旧法第四十四条第一項第一号の規定に基づき政令の規定に準じてこれらの金額がなかつたものとみなして計算した金額とする。以下次項までにおいて「課税総所得金額等」という。)と当該課税総所得金額等の計算の基礎となつた旧法第五十七条第三項(事業に専従する親族がある場合の必要経費の特例等)に規定する事業専従者、控除対象配偶者及び扶養親族の有無並びにこれらの者の数に応じ附則別表第三により求めた率

円以上である居住者の昭和四十九年分の所得税に係る予定納税基準額は、その者の前項第一号に掲げる金額から百五十万円を控除した金額によるものとする。

3 昭和四十八年分の所得税につき旧法第九十七条第一項(合算対象世帯員がある場合の税額)の規定の適用があつた場合における昭和四十九年分の予定納税基準額の計算については、政令で定める。

4 非居住者の昭和四十九年分の所得税に係る予定納税基準額は、前三項の規定に準じて計算したところによる。

5 前各項の規定は、居住者又は非居住者の昭和五十年分の所得税に係る予定納税基準額の計算について準用する。この場合において、第一項中「昭和四十八年分」とあるのは「昭和四十九年分」と、「旧法」とあるのは「新法」と、「改正前」とあるのは「改正後」と、「附則別表第三」とあるのは「附則別表第四」と、第二項中「昭和四十八年分」とあるのは「昭和四十九年分」と、「百五十万円」とあるのは「五十万円」と、第三項中「昭和四十八年分」とあるのは「昭和四十九年分」と、「旧法」とあるのは「新法」と、それぞれ読み替へるものとする。

(昭和五十年分の純損失の繰戻しによる還付に係る特例)

第七条 昭和五十年において純損失の金額がある場合における新法第四十条第一項(純損失の繰戻しによる還付の請求)又は第四百四十一条第

する場合において、当該旧預貯金等に係る利子又は収益の分配(施行日以後に支払を受けるべきものに限り)につき同日以後最初に支払を受ける日(その日が昭和四十九年十二月三十一日以後である場合には、同日とし、施行日以後これらの日前に当該金融機関の営業所等において新法第十条第一項に規定する預貯金、合同運用信託又は有価証券で同項の規定の適用を受けようとするものを預入し、信託し、又は購入する場合)には、その最初に預入し、信託し、又は購入する日とする。)までに、同条第三項に規定する非課税貯蓄申告書又は同条第四項に規定する申告書を当該金融機関の営業所等を経由してこれらの規定に規定する税務署長に、当該旧預貯金等に係る同条第一項に規定する非課税貯蓄申込書を当該金融機関の営業所等に、それぞれ提出したとき(当該旧預貯金等が同項第二号に規定する無記名の受益証券に係る貸付信託又は同項第三号に規定する有価証券である場合には、その提出の際これらの規定に規定する保管の委託又は登録がされるときに限る。)は、当該利子又は収益の分配については、当該旧預貯金等は施行日に当該金融機関の営業所等において預入し、信託し、又は購入したものと、これらの申告書及び申込書は同日に提出されたものと、当該保管の委託又は登録は同日に行われたものと、それぞれみなして同条の規定を適用する。

4 前項に定めるもののほか、旧預貯金等に係る新法第十条の規定の適用に必要事項は、

一項(相続人等の純損失の繰戻しによる還付の請求(これらの規定を新法第六十六條(非居住者に対する準用)において準用する場合を含む。))の規定の適用については、これらの規定による還付金の計算の基礎となる所得税の額は、附則第三條第三項(昭和四十九年分の所得税の所得控除等及び税額の計算に係る特例)の規定(同条第二項の規定により読み替えられた新法第九十條第二項(変動所得及び臨時所得の平均課税)の規定を含む。))を適用して計算した所得税の額による。

(給与所得及び退職所得に係る源泉徴収に関する経過措置)

第八條 新法第四編第二章第一節(給与所得に係る源泉徴収義務及び徴収税額)の規定及び新法別表第四から別表第六までは、施行日以後に支払うべき給与等について適用し、同日前に支払うべき給与等については、なお従前の例による。

2 附則第三條第二項(昭和四十九年分の所得税の所得控除等及び税額の計算に係る特例)の規定により読み替えられた新法第九十條(年末調整)の規定並びに附則別表第五及び同表の付表は、昭和四十九年中に支払うべき給与等での最後に支払をする日が施行日以後である場合について適用し、その最後に支払をする日が施行日前である場合については、なお従前の例による。

3 附則第三條第二項の規定により読み替えられた

た新法第二百一條(退職所得に係る源泉徴収税額)の規定並びに附則別表第六及び新法別表第八の付表は、昭和四十九年中に支払うべき新法第九十條(退職所得に係る源泉徴収義務)に規定する退職手当等(以下「退職手当等」という。)で施行日以後に支払われるものについて適用し、同年中に支払うべき退職手当等で同日前に支払われたものについては、なお従前の例による。

(施行日前に出国をした者に係る更正の請求)

第九條 施行日前に昭和四十九年分の所得税につき旧法第二百七條(年の中途中途で出国をする場合の確定申告)(旧法第六十六條(非居住者に対する準用)において準用する場合を含む。))の規定による申告書を提出した者及び同日前に同年分の所得税につき国税通則法(昭和三十七年法律第六十六號)第二十五條(決定)の規定による決定を受けた者は、当該申告書に記載された事項又は当該決定に係る事項(これらの事項につき同日前に同法第二十四條(更正)又は第二十六條(再更正)の規定による更正があつた場合には、当該更正後の事項)につき新法の規定の適用により異動を生ずることとなつたときは、その異動を生ずることとなつた事項について、昭和五十年三月三十一日までに、税務署長に対し、国税通則法第二十三條第一項(更正の請求)の更正の請求をすることが出来る。

2 前項の更正の請求に基づき国税通則法第二十四條又は第二十六條の規定による更正があつた

場合において、新法第五十九條第二項(更正又は決定による源泉徴収税額等の還付)(新法第六十八條(非居住者に対する準用)において準用する場合を含む。))の規定による還付金について国税通則法第五十八條第一項(還付加算金に規定する還付加算金を計算するときは、その計算の基礎となる同項の期間は、施行日からその還付のための支払決定をする日又はその還付金につき同法第五十七條第一項(充當)の規定による充當(以下「充當」という。))をする日(同日前に充當をするのに適することとなつた日がある場合には、その適することとなつた日)までの期間とする。

(施行日前に支払われた退職所得に係る源泉徴収税額の還付)

第十條 昭和四十九年中に支払うべき退職手当等で施行日前に支払われたものにつき旧法第九十九條から第二百二條まで(退職所得に係る源泉徴収)の規定により徴収された所得税の額が、当該退職手当等につき附則第三條第二項(昭和四十九年分の所得税の所得控除等及び税額の計算に係る特例)の規定により読み替えられた新法第二百一條及び新法第二百二條の規定を適用した場合における所得税の額を超えるときは、当該退職手当等の支払を受けた居住者は、政令で定めるところにより、同年六月三十日までに、納税地の所轄税務署長に対し、その超える金額の還付を請求することが出来る。

2 前項に規定する退職手当等につき同項の規定による還付の請求があつた場合には、その居住者の昭和四十九年分の所得税についての申告、更正又は決定、納付、徴収(退職手当等に係る源泉徴収を除く。))及び還付(当該請求に係る還

付を除く。))に関する規定の適用並びに同年中に支払うべき退職手当等で施行日以後に支払われるものに対する新法第二百一條第一項第二号の規定の適用については、当該請求に係る退職手当等について旧法第九十九條から第二百二條までの規定により徴収された所得税の額から当該請求により還付すべき金額を控除した金額の所得税の徴収が行われたものとみなす。

3 第一項の規定による還付金について国税通則法第五十八條第一項(還付加算金)に規定する還付加算金を計算する場合には、その計算の基礎となる同項の期間は、第一項の規定による還付の請求があつた日から一月を経過する日の翌日からその還付のための支払決定をする日又はその還付金につき充當をする日(同日前に充當をするのに適することとなつた日がある場合には、その適することとなつた日)までの期間とする。

(災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第十一條 第二條の規定による改正後の災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律第二條及び第三條の規定は、昭和四十九年分以後の所得税について適用し、昭和四十八年分以前の所得税については、なお従前の例による。

(所得税法の一部を改正する法律の一部改正)

第十二條 所得税法の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第八號)の一部を次のように改正する。

附則第五條の見出し中「及び昭和四十九年分」を削り、同条第五項を削る。
附則別表第三を削る。

附則別表第一 昭和49年分の所得税の簡易税額表

(一)

課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額 (イ)		税額(ロ)	(ウ)の(イ)に対する割合	課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額 (イ)		税額(ロ)	(ウ)の(イ)に対する割合	課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額 (イ)		税額(ロ)	(ウ)の(イ)に対する割合
以	上			以	上			以	上		
円	円未満	円	%	円	円	円	%	円	円	円	%
1,000	円未満	0	0	50,000	51,000	5,000	10	137,000	139,000	13,700	10
1,000	2,000	100	10	51,000	52,000	5,100	10	139,000	141,000	13,900	10
2,000	3,000	200	10	52,000	53,000	5,200	10	141,000	143,000	14,100	10
3,000	4,000	300	10	53,000	54,000	5,300	10	143,000	145,000	14,300	10
4,000	5,000	400	10	54,000	55,000	5,400	10	145,000	147,000	14,500	10
5,000	6,000	500	10	55,000	56,000	5,500	10	147,000	149,000	14,700	10
6,000	7,000	600	10	56,000	57,000	5,600	10	149,000	151,000	14,900	10
7,000	8,000	700	10	57,000	58,000	5,700	10	151,000	153,000	15,100	10
8,000	9,000	800	10	58,000	59,000	5,800	10	153,000	155,000	15,300	10
9,000	10,000	900	10	59,000	60,000	5,900	10	155,000	157,000	15,500	10
10,000	11,000	1,000	10	60,000	61,000	6,000	10	157,000	159,000	15,700	10
11,000	12,000	1,100	10	61,000	62,000	6,100	10	159,000	161,000	15,900	10
12,000	13,000	1,200	10	62,000	63,000	6,200	10	161,000	163,000	16,100	10
13,000	14,000	1,300	10	63,000	65,000	6,300	10	163,000	165,000	16,300	10
14,000	15,000	1,400	10	65,000	67,000	6,500	10	165,000	167,000	16,500	10
15,000	16,000	1,500	10	67,000	69,000	6,700	10	167,000	169,000	16,700	10
16,000	17,000	1,600	10	69,000	71,000	6,900	10	169,000	171,000	16,900	10
17,000	18,000	1,700	10	71,000	73,000	7,100	10	171,000	173,000	17,100	10
18,000	19,000	1,800	10	73,000	75,000	7,300	10	173,000	175,000	17,300	10
19,000	20,000	1,900	10	75,000	77,000	7,500	10	175,000	177,000	17,500	10
20,000	21,000	2,000	10	77,000	79,000	7,700	10	177,000	179,000	17,700	10
21,000	22,000	2,100	10	79,000	81,000	7,900	10	179,000	181,000	17,900	10
22,000	23,000	2,200	10	81,000	83,000	8,100	10	181,000	183,000	18,100	10
23,000	24,000	2,300	10	83,000	85,000	8,300	10	183,000	185,000	18,300	10
24,000	25,000	2,400	10	85,000	87,000	8,500	10	185,000	187,000	18,500	10
25,000	26,000	2,500	10	87,000	89,000	8,700	10	187,000	189,000	18,700	10
26,000	27,000	2,600	10	89,000	91,000	8,900	10	189,000	191,000	18,900	10
27,000	28,000	2,700	10	91,000	93,000	9,100	10	191,000	193,000	19,100	10
28,000	29,000	2,800	10	93,000	95,000	9,300	10	193,000	195,000	19,300	10
29,000	30,000	2,900	10	95,000	97,000	9,500	10	195,000	198,000	19,500	10
30,000	31,000	3,000	10	97,000	99,000	9,700	10	198,000	201,000	19,800	10
31,000	32,000	3,100	10	99,000	101,000	9,900	10	201,000	204,000	20,100	10
32,000	33,000	3,200	10	101,000	103,000	10,100	10	204,000	207,000	20,400	10
33,000	34,000	3,300	10	103,000	105,000	10,300	10	207,000	210,000	20,700	10
34,000	35,000	3,400	10	105,000	107,000	10,500	10	210,000	213,000	21,000	10
35,000	36,000	3,500	10	107,000	109,000	10,700	10	213,000	216,000	21,300	10
36,000	37,000	3,600	10	109,000	111,000	10,900	10	216,000	219,000	21,600	10
37,000	38,000	3,700	10	111,000	113,000	11,100	10	219,000	222,000	21,900	10
38,000	39,000	3,800	10	113,000	115,000	11,300	10	222,000	225,000	22,200	10
39,000	40,000	3,900	10	115,000	117,000	11,500	10	225,000	228,000	22,500	10
40,000	41,000	4,000	10	117,000	119,000	11,700	10	228,000	231,000	22,800	10
41,000	42,000	4,100	10	119,000	121,000	11,900	10	231,000	234,000	23,100	10
42,000	43,000	4,200	10	121,000	123,000	12,100	10	234,000	237,000	23,400	10
43,000	44,000	4,300	10	123,000	125,000	12,300	10	237,000	240,000	23,700	10
44,000	45,000	4,400	10	125,000	127,000	12,500	10	240,000	243,000	24,000	10
45,000	46,000	4,500	10	127,000	129,000	12,700	10	243,000	246,000	24,300	10
46,000	47,000	4,600	10	129,000	131,000	12,900	10	246,000	249,000	24,600	10
47,000	48,000	4,700	10	131,000	133,000	13,100	10	249,000	252,000	24,900	10
48,000	49,000	4,800	10	133,000	135,000	13,300	10	252,000	255,000	25,200	10
49,000	50,000	4,900	10	135,000	137,000	13,500	10	255,000	258,000	25,500	10

昭和四十九年三月二十六日 衆議院会議録第二十号(一) 所得税法及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の一部を改正する法律案

(二)

課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額 (イ)		税額(ロ)	(ロ)の(イ)に対する割合	課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額 (イ)		税額(ロ)	(ロ)の(イ)に対する割合	課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額 (イ)		税額(ロ)	(ロ)の(イ)に対する割合
以 上	未 満			以 上	未 満			以 上	未 満		
円	円	円	%	円	円	円	%	円	円	円	%
258,000	261,000	25,800	10	414,000	418,000	41,400	10	614,000	618,000	62,600	10
261,000	264,000	26,100	10	418,000	422,000	41,800	10	618,000	622,000	63,100	10
264,000	267,000	26,400	10	422,000	426,000	42,300	10	622,000	626,000	63,600	10
267,000	270,000	26,700	10	426,000	430,000	42,700	10	626,000	630,000	64,100	10
270,000	273,000	27,000	10	430,000	434,000	43,100	10	630,000	634,000	64,600	10
273,000	276,000	27,300	10	434,000	438,000	43,500	10	634,000	638,000	65,000	10
276,000	279,000	27,600	10	438,000	442,000	43,900	10	638,000	642,000	65,500	10
279,000	282,000	27,900	10	442,000	446,000	44,400	10	642,000	646,000	66,000	10
282,000	285,000	28,200	10	446,000	450,000	44,800	10	646,000	650,000	66,500	10
285,000	288,000	28,500	10	450,000	454,000	45,200	10	650,000	655,000	67,000	10
288,000	291,000	28,800	10	454,000	458,000	45,600	10	655,000	660,000	67,600	10
291,000	294,000	29,100	10	458,000	462,000	46,000	10	660,000	665,000	68,200	10
294,000	297,000	29,400	10	462,000	466,000	46,500	10	665,000	670,000	68,800	10
297,000	300,000	29,700	10	466,000	470,000	46,900	10	670,000	675,000	69,400	10
300,000	303,000	30,000	10	470,000	474,000	47,300	10	675,000	680,000	70,000	10
303,000	306,000	30,300	10	474,000	478,000	47,700	10	680,000	685,000	70,600	10
306,000	309,000	30,600	10	478,000	482,000	48,100	10	685,000	690,000	71,200	10
309,000	312,000	30,900	10	482,000	486,000	48,600	10	690,000	695,000	71,800	10
312,000	315,000	31,200	10	486,000	490,000	49,000	10	695,000	700,000	72,400	10
315,000	318,000	31,500	10	490,000	494,000	49,400	10	700,000	705,000	73,000	10
318,000	321,000	31,800	10	494,000	498,000	49,800	10	705,000	710,000	73,600	10
321,000	324,000	32,100	10	498,000	502,000	50,200	10	710,000	715,000	74,200	10
324,000	327,000	32,400	10	502,000	506,000	50,700	10	715,000	720,000	74,800	10
327,000	330,000	32,700	10	506,000	510,000	51,100	10	720,000	725,000	75,400	10
330,000	333,000	33,000	10	510,000	514,000	51,500	10	725,000	730,000	76,000	10
333,000	336,000	33,300	10	514,000	518,000	51,900	10	730,000	735,000	76,600	10
336,000	339,000	33,600	10	518,000	522,000	52,300	10	735,000	740,000	77,200	10
339,000	342,000	33,900	10	522,000	526,000	52,800	10	740,000	745,000	77,800	10
342,000	345,000	34,200	10	526,000	530,000	53,200	10	745,000	750,000	78,400	10
345,000	348,000	34,500	10	530,000	534,000	53,600	10	750,000	755,000	79,000	10
348,000	351,000	34,800	10	534,000	538,000	54,000	10	755,000	760,000	79,600	10
351,000	354,000	35,100	10	538,000	542,000	54,400	10	760,000	765,000	80,200	10
354,000	357,000	35,400	10	542,000	546,000	54,900	10	765,000	770,000	80,800	10
357,000	360,000	35,700	10	546,000	550,000	55,300	10	770,000	775,000	81,400	10
360,000	363,000	36,000	10	550,000	554,000	55,700	10	775,000	780,000	82,000	10
363,000	366,000	36,300	10	554,000	558,000	56,100	10	780,000	785,000	82,600	10
366,000	369,000	36,600	10	558,000	562,000	56,500	10	785,000	790,000	83,200	10
369,000	372,000	36,900	10	562,000	566,000	57,000	10	790,000	795,000	83,800	10
372,000	375,000	37,200	10	566,000	570,000	57,400	10	795,000	800,000	84,400	10
375,000	378,000	37,500	10	570,000	574,000	57,800	10	800,000	805,000	85,000	10
378,000	381,000	37,800	10	574,000	578,000	58,200	10	805,000	810,000	85,600	10
381,000	384,000	38,100	10	578,000	582,000	58,600	10	810,000	815,000	86,200	10
384,000	387,000	38,400	10	582,000	586,000	59,100	10	815,000	820,000	86,800	10
387,000	390,000	38,700	10	586,000	590,000	59,500	10	820,000	825,000	87,500	10
390,000	394,000	39,000	10	590,000	594,000	59,900	10	825,000	830,000	88,100	10
394,000	398,000	39,400	10	594,000	598,000	60,300	10	830,000	835,000	88,700	10
398,000	402,000	39,800	10	598,000	602,000	60,700	10	835,000	840,000	89,300	10
402,000	406,000	40,200	10	602,000	606,000	61,200	10	840,000	845,000	90,000	10
406,000	410,000	40,600	10	606,000	610,000	61,700	10	845,000	850,000	90,600	10
410,000	414,000	41,000	10	610,000	614,000	62,200	10	850,000	855,000	91,200	10

(三)

課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額 (イ)		税額(ロ)	(ウ)の(イ)に対する割合	課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額 (イ)		税額(ロ)	(ウ)の(イ)に対する割合	課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額 (イ)		税額(ロ)	(ウ)の(イ)に対する割合
以 上	未 満			以 上	未 満			以 上	未 満		
円	円	円	%	円	円	円	%	円	円	円	%
855,000	860,000	91,800	10	1,105,000	1,110,000	123,100	11	1,355,000	1,360,000	157,400	11
860,000	865,000	92,500	10	1,110,000	1,115,000	123,700	11	1,360,000	1,365,000	158,200	11
865,000	870,000	93,100	10	1,115,000	1,120,000	124,300	11	1,365,000	1,370,000	158,900	11
870,000	875,000	93,700	10	1,120,000	1,125,000	125,000	11	1,370,000	1,375,000	159,600	11
875,000	880,000	94,300	10	1,125,000	1,130,000	125,600	11	1,375,000	1,380,000	160,300	11
880,000	885,000	95,000	10	1,130,000	1,135,000	126,200	11	1,380,000	1,385,000	161,100	11
885,000	890,000	95,600	10	1,135,000	1,140,000	126,800	11	1,385,000	1,390,000	161,800	11
890,000	895,000	96,200	10	1,140,000	1,145,000	127,500	11	1,390,000	1,395,000	162,500	11
895,000	900,000	96,800	10	1,145,000	1,150,000	128,100	11	1,395,000	1,400,000	163,200	11
900,000	905,000	97,500	10	1,150,000	1,155,000	128,700	11	1,400,000	1,405,000	164,000	11
905,000	910,000	98,100	10	1,155,000	1,160,000	129,300	11	1,405,000	1,410,000	164,700	11
910,000	915,000	98,700	10	1,160,000	1,165,000	130,000	11	1,410,000	1,415,000	165,400	11
915,000	920,000	99,300	10	1,165,000	1,170,000	130,600	11	1,415,000	1,420,000	166,100	11
920,000	925,000	100,000	10	1,170,000	1,175,000	131,200	11	1,420,000	1,425,000	166,900	11
925,000	930,000	100,600	10	1,175,000	1,180,000	131,800	11	1,425,000	1,430,000	167,600	11
930,000	935,000	101,200	10	1,180,000	1,185,000	132,500	11	1,430,000	1,435,000	168,300	11
935,000	940,000	101,800	10	1,185,000	1,190,000	133,100	11	1,435,000	1,440,000	169,000	11
940,000	945,000	102,500	10	1,190,000	1,195,000	133,700	11	1,440,000	1,445,000	169,800	11
945,000	950,000	103,100	10	1,195,000	1,200,000	134,300	11	1,445,000	1,450,000	170,500	11
950,000	955,000	103,700	10	1,200,000	1,205,000	135,000	11	1,450,000	1,455,000	171,200	11
955,000	960,000	104,300	10	1,205,000	1,210,000	135,700	11	1,455,000	1,460,000	171,900	11
960,000	965,000	105,000	10	1,210,000	1,215,000	136,400	11	1,460,000	1,465,000	172,700	11
965,000	970,000	105,600	10	1,215,000	1,220,000	137,100	11	1,465,000	1,470,000	173,400	11
970,000	975,000	106,200	10	1,220,000	1,225,000	137,900	11	1,470,000	1,475,000	174,100	11
975,000	980,000	106,800	10	1,225,000	1,230,000	138,600	11	1,475,000	1,480,000	174,800	11
980,000	985,000	107,500	10	1,230,000	1,235,000	139,300	11	1,480,000	1,485,000	175,600	11
985,000	990,000	108,100	10	1,235,000	1,240,000	140,000	11	1,485,000	1,490,000	176,300	11
990,000	995,000	108,700	10	1,240,000	1,245,000	140,800	11	1,490,000	1,495,000	177,000	11
995,000	1,000,000	109,300	10	1,245,000	1,250,000	141,500	11	1,495,000	1,500,000	177,700	11
1,000,000	1,005,000	110,000	11	1,250,000	1,255,000	142,200	11	1,500,000	1,505,000	178,500	11
1,005,000	1,010,000	110,600	11	1,255,000	1,260,000	142,900	11	1,505,000	1,510,000	179,200	11
1,010,000	1,015,000	111,200	11	1,260,000	1,265,000	143,700	11	1,510,000	1,515,000	179,900	11
1,015,000	1,020,000	111,800	11	1,265,000	1,270,000	144,400	11	1,515,000	1,520,000	180,600	11
1,020,000	1,025,000	112,500	11	1,270,000	1,275,000	145,100	11	1,520,000	1,525,000	181,400	11
1,025,000	1,030,000	113,100	11	1,275,000	1,280,000	145,800	11	1,525,000	1,530,000	182,100	11
1,030,000	1,035,000	113,700	11	1,280,000	1,285,000	146,600	11	1,530,000	1,535,000	182,800	11
1,035,000	1,040,000	114,300	11	1,285,000	1,290,000	147,300	11	1,535,000	1,540,000	183,500	11
1,040,000	1,045,000	115,000	11	1,290,000	1,295,000	148,000	11	1,540,000	1,545,000	184,300	11
1,045,000	1,050,000	115,600	11	1,295,000	1,300,000	148,700	11	1,545,000	1,550,000	185,000	11
1,050,000	1,055,000	116,200	11	1,300,000	1,305,000	149,500	11	1,550,000	1,555,000	185,700	11
1,055,000	1,060,000	116,800	11	1,305,000	1,310,000	150,200	11	1,555,000	1,560,000	186,400	11
1,060,000	1,065,000	117,500	11	1,310,000	1,315,000	150,900	11	1,560,000	1,565,000	187,200	12
1,065,000	1,070,000	118,100	11	1,315,000	1,320,000	151,600	11	1,565,000	1,570,000	187,900	12
1,070,000	1,075,000	118,700	11	1,320,000	1,325,000	152,400	11	1,570,000	1,575,000	188,600	12
1,075,000	1,080,000	119,300	11	1,325,000	1,330,000	153,100	11	1,575,000	1,580,000	189,300	12
1,080,000	1,085,000	120,000	11	1,330,000	1,335,000	153,800	11	1,580,000	1,585,000	190,100	12
1,085,000	1,090,000	120,600	11	1,335,000	1,340,000	154,500	11	1,585,000	1,590,000	190,800	12
1,090,000	1,095,000	121,200	11	1,340,000	1,345,000	155,300	11	1,590,000	1,595,000	191,500	12
1,095,000	1,100,000	121,800	11	1,345,000	1,350,000	156,000	11	1,595,000	1,600,000	192,200	12
1,100,000	1,105,000	122,500	11	1,350,000	1,355,000	156,700	11	1,600,000	1,605,000	193,000	12

昭和四十九年三月二十六日 衆議院会議録第二十号(一) 所得税法及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の一部を改正する法律案

(四)

課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額 (イ)		税額(ロ)	(ロ)の(イ)に対する割合	課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額 (イ)		税額(ロ)	(ロ)の(イ)に対する割合	課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額 (イ)		税額(ロ)	(ロ)の(イ)に対する割合
以 上	未 満			以 上	未 満			以 上	未 満		
円	円	円	%	円	円	円	%	円	円	円	
1,605,000	1,610,000	193,700	12	1,855,000	1,860,000	232,000	12	3,200,000	3,800,000	(イ)の金額に22.5%を乗じて算出した金額から236,400円を控除した金額	
1,610,000	1,615,000	194,500	12	1,860,000	1,865,000	232,900	12				
1,615,000	1,620,000	195,200	12	1,865,000	1,870,000	233,700	12				
1,620,000	1,625,000	196,000	12	1,870,000	1,875,000	234,500	12				
1,625,000	1,630,000	196,700	12	1,875,000	1,880,000	235,300	12				
1,630,000	1,635,000	197,500	12	1,880,000	1,885,000	236,200	12	3,800,000	4,000,000	(イ)の金額に23.2%を乗じて算出した金額から263,000円を控除した金額	
1,635,000	1,640,000	198,200	12	1,885,000	1,890,000	237,000	12				
1,640,000	1,645,000	199,000	12	1,890,000	1,895,000	237,800	12				
1,645,000	1,650,000	199,700	12	1,895,000	1,900,000	238,600	12				
1,650,000	1,655,000	200,500	12	1,900,000	1,905,000	239,500	12				
1,655,000	1,660,000	201,200	12	1,905,000	1,910,000	240,300	12	4,000,000	4,400,000	(イ)の金額に25.5%を乗じて算出した金額から355,000円を控除した金額	
1,660,000	1,665,000	202,000	12	1,910,000	1,915,000	241,100	12				
1,665,000	1,670,000	202,700	12	1,915,000	1,920,000	241,900	12				
1,670,000	1,675,000	203,500	12	1,920,000	1,925,000	242,800	12				
1,675,000	1,680,000	204,200	12	1,925,000	1,930,000	243,600	12				
1,680,000	1,685,000	205,000	12	1,930,000	1,935,000	244,400	12	4,400,000	5,000,000	(イ)の金額に26.5%を乗じて算出した金額から399,000円を控除した金額	
1,685,000	1,690,000	205,700	12	1,935,000	1,940,000	245,200	12				
1,690,000	1,695,000	206,500	12	1,940,000	1,945,000	246,100	12				
1,695,000	1,700,000	207,200	12	1,945,000	1,950,000	246,900	12				
1,700,000	1,705,000	208,000	12	1,950,000	1,955,000	247,700	12				
1,705,000	1,710,000	208,700	12	1,955,000	1,960,000	248,500	12	5,000,000	6,000,000	(イ)の金額に29.7%を乗じて算出した金額から559,000円を控除した金額	
1,710,000	1,715,000	209,500	12	1,960,000	1,965,000	249,400	12				
1,715,000	1,720,000	210,200	12	1,965,000	1,970,000	250,200	12				
1,720,000	1,725,000	211,000	12	1,970,000	1,975,000	251,000	12				
1,725,000	1,730,000	211,700	12	1,975,000	1,980,000	251,800	12				
1,730,000	1,735,000	212,500	12	1,980,000	1,985,000	252,700	12	6,000,000	7,000,000	(イ)の金額に33%を乗じて算出した金額から757,000円を控除した金額	
1,735,000	1,740,000	213,200	12	1,985,000	1,990,000	253,500	12				
1,740,000	1,745,000	214,000	12	1,990,000	1,995,000	254,300	12				
1,745,000	1,750,000	214,700	12	1,995,000	2,000,000	255,100	12				
1,750,000	1,755,000	215,500	12								
1,755,000	1,760,000	216,200	12	2,000,000	2,400,000	(イ)の金額に17.2%を乗じて算出した金額から88,000円を控除した金額		7,000,000	8,000,000	(イ)の金額に37%を乗じて算出した金額から1,037,000円を控除した金額	
1,760,000	1,765,000	217,000	12								
1,765,000	1,770,000	217,700	12								
1,770,000	1,775,000	218,500	12								
1,775,000	1,780,000	219,200	12								
1,780,000	1,785,000	220,000	12	2,400,000	2,600,000	(イ)の金額に18.7%を乗じて算出した金額から124,000円を控除した金額		8,000,000	9,000,000	(イ)の金額に40%を乗じて算出した金額から1,277,000円を控除した金額	
1,785,000	1,790,000	220,700	12								
1,790,000	1,795,000	221,500	12								
1,795,000	1,800,000	222,200	12								
1,800,000	1,805,000	223,000	12								
1,805,000	1,810,000	223,800	12	2,600,000	3,000,000	(イ)の金額に19.5%を乗じて算出した金額から144,800円を控除した金額		9,000,000	10,000,000	(イ)の金額に41%を乗じて算出した金額から1,367,000円を控除した金額	
1,810,000	1,815,000	224,600	12								
1,815,000	1,820,000	225,400	12								
1,820,000	1,825,000	226,300	12								
1,825,000	1,830,000	227,100	12								
1,830,000	1,835,000	227,900	12	3,000,000	3,200,000	(イ)の金額に21.7%を乗じて算出した金額から210,800円を控除した金額		10,000,000	12,000,000	(イ)の金額に44%を乗じて算出した金額から1,667,000円を控除した金額	
1,835,000	1,840,000	228,700	12								
1,840,000	1,845,000	229,600	12								
1,845,000	1,850,000	230,400	12								
1,850,000	1,855,000	231,200	12								

(五)

課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額 (イ)		税額(ロ)	(ロ)の(イ)に対する割合	課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額 (イ)		税額(ロ)	(ロ)の(イ)に対する割合	課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額 (イ)		税額(ロ)	(ロ)の(イ)に対する割合
以 上	未 満			以 上	未 満			以 上	未 満		
円 12,000,000	円 15,000,000	(イ)の金額に48.2%を乗じて算出した金額から2,171,000円を控除した金額		円 30,000,000	円 40,000,000	(イ)の金額に60%を乗じて算出した金額から4,761,000円を控除した金額		80,000,000 円以上		(イ)の金額に75%を乗じて算出した金額から13,761,000円を控除した金額	
15,000,000	20,000,000	(イ)の金額に51.2%を乗じて算出した金額から2,621,000円を控除した金額		40,000,000	60,000,000	(イ)の金額に65%を乗じて算出した金額から6,761,000円を控除した金額					
20,000,000	30,000,000	(イ)の金額に56.2%を乗じて算出した金額から3,621,000円を控除した金額		60,000,000	80,000,000	(イ)の金額に70%を乗じて算出した金額から9,761,000円を控除した金額					

(注) この表において「調整所得金額」とは、新法第九十条第一項第一号（変動所得及び臨時所得の平均課税）に規定する調整所得金額をいう。

(備考)

- (1) 課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額に係る税額を求めるには、課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額に応じ、「課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額(イ)」欄の該当する行を求めるものとし、その行の「税額(ロ)」欄に記載されている金額が、その求める税額である。
- (2) 附則第三条第二項（昭和四十九年分の所得税の所得控除等及び税額の計算に係る特例）の規定により読み替えられた新法第九十条第二項に規定する割合を求めるには、調整所得金額に応じ、「課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額(イ)」欄の該当する行を求めるものとし、その行の「(ロ)の(イ)に対する割合」欄に記載されている率が、その求める割合である。

附則別表第二 昭和49年分の山林所得に係る得税の簡易税額表

(一)

課税山林所得金額		税 額	課税山林所得金額		税 額	課税山林所得金額		税 額
以 上	未 満		以 上	未 満		以 上	未 満	
円 1,000	円未満	円 0	円 50,000	円 51,000	円 5,000	円 137,000	円 139,000	円 13,700
1,000	2,000	100	51,000	52,000	5,100	139,000	141,000	13,900
2,000	3,000	200	52,000	53,000	5,200	141,000	143,000	14,100
3,000	4,000	300	53,000	54,000	5,300	143,000	145,000	14,300
4,000	5,000	400	54,000	55,000	5,400	145,000	147,000	14,500
5,000	6,000	500	55,000	56,000	5,500	147,000	149,000	14,700
6,000	7,000	600	56,000	57,000	5,600	149,000	151,000	14,900
7,000	8,000	700	57,000	58,000	5,700	151,000	153,000	15,100
8,000	9,000	800	58,000	59,000	5,800	153,000	155,000	15,300
9,000	10,000	900	59,000	60,000	5,900	155,000	157,000	15,500
10,000	11,000	1,000	60,000	61,000	6,000	157,000	159,000	15,700
11,000	12,000	1,100	61,000	62,000	6,100	159,000	161,000	15,900
12,000	13,000	1,200	62,000	63,000	6,200	161,000	163,000	16,100
13,000	14,000	1,300	63,000	65,000	6,300	163,000	165,000	16,300
14,000	15,000	1,400	65,000	67,000	6,500	165,000	167,000	16,500
15,000	16,000	1,500	67,000	69,000	6,700	167,000	169,000	16,700
16,000	17,000	1,600	69,000	71,000	6,900	169,000	171,000	16,900
17,000	18,000	1,700	71,000	73,000	7,100	171,000	173,000	17,100
18,000	19,000	1,800	73,000	75,000	7,300	173,000	175,000	17,300
19,000	20,000	1,900	75,000	77,000	7,500	175,000	177,000	17,500
20,000	21,000	2,000	77,000	79,000	7,700	177,000	179,000	17,700
21,000	22,000	2,100	79,000	81,000	7,900	179,000	181,000	17,900
22,000	23,000	2,200	81,000	83,000	8,100	181,000	183,000	18,100
23,000	24,000	2,300	83,000	85,000	8,300	183,000	185,000	18,300
24,000	25,000	2,400	85,000	87,000	8,500	185,000	187,000	18,500
25,000	26,000	2,500	87,000	89,000	8,700	187,000	189,000	18,700
26,000	27,000	2,600	89,000	91,000	8,900	189,000	191,000	18,900
27,000	28,000	2,700	91,000	93,000	9,100	191,000	193,000	19,100
28,000	29,000	2,800	93,000	95,000	9,300	193,000	195,000	19,300
29,000	30,000	2,900	95,000	97,000	9,500	195,000	198,000	19,500
30,000	31,000	3,000	97,000	99,000	9,700	198,000	201,000	19,800
31,000	32,000	3,100	99,000	101,000	9,900	201,000	204,000	20,100
32,000	33,000	3,200	101,000	103,000	10,100	204,000	207,000	20,400
33,000	34,000	3,300	103,000	105,000	10,300	207,000	210,000	20,700
34,000	35,000	3,400	105,000	107,000	10,500	210,000	213,000	21,000
35,000	36,000	3,500	107,000	109,000	10,700	213,000	216,000	21,300
36,000	37,000	3,600	109,000	111,000	10,900	216,000	219,000	21,600
37,000	38,000	3,700	111,000	113,000	11,100	219,000	222,000	21,900
38,000	39,000	3,800	113,000	115,000	11,300	222,000	225,000	22,200
39,000	40,000	3,900	115,000	117,000	11,500	225,000	228,000	22,500
40,000	41,000	4,000	117,000	119,000	11,700	228,000	231,000	22,800
41,000	42,000	4,100	119,000	121,000	11,900	231,000	234,000	23,100
42,000	43,000	4,200	121,000	123,000	12,100	234,000	237,000	23,400
43,000	44,000	4,300	123,000	125,000	12,300	237,000	240,000	23,700
44,000	45,000	4,400	125,000	127,000	12,500	240,000	243,000	24,000
45,000	46,000	4,500	127,000	129,000	12,700	243,000	246,000	24,300
46,000	47,000	4,600	129,000	131,000	12,900	246,000	249,000	24,600
47,000	48,000	4,700	131,000	133,000	13,100	249,000	252,000	24,900
48,000	49,000	4,800	133,000	135,000	13,300	252,000	255,000	25,200
49,000	50,000	4,900	135,000	137,000	13,500	255,000	258,000	25,500

(二)

課税山林所得金額		税 額	課税山林所得金額		税 額	課税山林所得金額		税 額
以 上	未 満		以 上	未 満		以 上	未 満	
円	円	円	円	円	円	円	円	円
258,000	261,000	25,800	414,000	418,000	41,400	614,000	618,000	61,400
261,000	264,000	26,100	418,000	422,000	41,800	618,000	622,000	61,800
264,000	267,000	26,400	422,000	426,000	42,200	622,000	626,000	62,200
267,000	270,000	26,700	426,000	430,000	42,600	626,000	630,000	62,600
270,000	273,000	27,000	430,000	434,000	43,000	630,000	634,000	63,000
273,000	276,000	27,300	434,000	438,000	43,400	634,000	638,000	63,400
276,000	279,000	27,600	438,000	442,000	43,800	638,000	642,000	63,800
279,000	282,000	27,900	442,000	446,000	44,200	642,000	646,000	64,200
282,000	285,000	28,200	446,000	450,000	44,600	646,000	650,000	64,600
285,000	288,000	28,500	450,000	454,000	45,000	650,000	655,000	65,000
288,000	291,000	28,800	454,000	458,000	45,400	655,000	660,000	65,500
291,000	294,000	29,100	458,000	462,000	45,800	660,000	665,000	66,000
294,000	297,000	29,400	462,000	466,000	46,200	665,000	670,000	66,500
297,000	300,000	29,700	466,000	470,000	46,600	670,000	675,000	67,000
300,000	303,000	30,000	470,000	474,000	47,000	675,000	680,000	67,500
303,000	306,000	30,300	474,000	478,000	47,400	680,000	685,000	68,000
306,000	309,000	30,600	478,000	482,000	47,800	685,000	690,000	68,500
309,000	312,000	30,900	482,000	486,000	48,200	690,000	695,000	69,000
312,000	315,000	31,200	486,000	490,000	48,600	695,000	700,000	69,500
315,000	318,000	31,500	490,000	494,000	49,000	700,000	705,000	70,000
318,000	321,000	31,800	494,000	498,000	49,400	705,000	710,000	70,500
321,000	324,000	32,100	498,000	502,000	49,800	710,000	715,000	71,000
324,000	327,000	32,400	502,000	506,000	50,200	715,000	720,000	71,500
327,000	330,000	32,700	506,000	510,000	50,600	720,000	725,000	72,000
330,000	333,000	33,000	510,000	514,000	51,000	725,000	730,000	72,500
333,000	336,000	33,300	514,000	518,000	51,400	730,000	735,000	73,000
336,000	339,000	33,600	518,000	522,000	51,800	735,000	740,000	73,500
339,000	342,000	33,900	522,000	526,000	52,200	740,000	745,000	74,000
342,000	345,000	34,200	526,000	530,000	52,600	745,000	750,000	74,500
345,000	348,000	34,500	530,000	534,000	53,000	750,000	755,000	75,000
348,000	351,000	34,800	534,000	538,000	53,400	755,000	760,000	75,500
351,000	354,000	35,100	538,000	542,000	53,800	760,000	765,000	76,000
354,000	357,000	35,400	542,000	546,000	54,200	765,000	770,000	76,500
357,000	360,000	35,700	546,000	550,000	54,600	770,000	775,000	77,000
360,000	363,000	36,000	550,000	554,000	55,000	775,000	780,000	77,500
363,000	366,000	36,300	554,000	558,000	55,400	780,000	785,000	78,000
366,000	369,000	36,600	558,000	562,000	55,800	785,000	790,000	78,500
369,000	372,000	36,900	562,000	566,000	56,200	790,000	795,000	79,000
372,000	375,000	37,200	566,000	570,000	56,600	795,000	800,000	79,500
375,000	378,000	37,500	570,000	574,000	57,000	800,000	805,000	80,000
378,000	381,000	37,800	574,000	578,000	57,400	805,000	810,000	80,500
381,000	384,000	38,100	578,000	582,000	57,800	810,000	815,000	81,000
384,000	387,000	38,400	582,000	586,000	58,200	815,000	820,000	81,500
387,000	390,000	38,700	586,000	590,000	58,600	820,000	825,000	82,000
390,000	394,000	39,000	590,000	594,000	59,000	825,000	830,000	82,500
394,000	398,000	39,400	594,000	598,000	59,400	830,000	835,000	83,000
398,000	402,000	39,800	598,000	602,000	59,800	835,000	840,000	83,500
402,000	406,000	40,200	602,000	606,000	60,200	840,000	845,000	84,000
406,000	410,000	40,600	606,000	610,000	60,600	845,000	850,000	84,500
410,000	414,000	41,000	610,000	614,000	61,000	850,000	855,000	85,000

昭和四十九年三月二十六日 衆議院會議録第二十号(二) 所得税法及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の一部を改正する法律案

六七四

(三)

課税山林所得金額		税 額	課税山林所得金額		税 額	課税山林所得金額		税 額
以 上	未 満		以 上	未 満		以 上	未 満	
円	円	円	円	円	円	円	円	円
855,000	860,000	85,500	1,105,000	1,110,000	110,500	1,355,000	1,360,000	135,500
860,000	865,000	86,000	1,110,000	1,115,000	111,000	1,360,000	1,365,000	136,000
865,000	870,000	86,500	1,115,000	1,120,000	111,500	1,365,000	1,370,000	136,500
870,000	875,000	87,000	1,120,000	1,125,000	112,000	1,370,000	1,375,000	137,000
875,000	880,000	87,500	1,125,000	1,130,000	112,500	1,375,000	1,380,000	137,500
880,000	885,000	88,000	1,130,000	1,135,000	113,000	1,380,000	1,385,000	138,000
885,000	890,000	88,500	1,135,000	1,140,000	113,500	1,385,000	1,390,000	138,500
890,000	895,000	89,000	1,140,000	1,145,000	114,000	1,390,000	1,395,000	139,000
895,000	900,000	89,500	1,145,000	1,150,000	114,500	1,395,000	1,400,000	139,500
900,000	905,000	90,000	1,150,000	1,155,000	115,000	1,400,000	1,405,000	140,000
905,000	910,000	90,500	1,155,000	1,160,000	115,500	1,405,000	1,410,000	140,500
910,000	915,000	91,000	1,160,000	1,165,000	116,000	1,410,000	1,415,000	141,000
915,000	920,000	91,500	1,165,000	1,170,000	116,500	1,415,000	1,420,000	141,500
920,000	925,000	92,000	1,170,000	1,175,000	117,000	1,420,000	1,425,000	142,000
925,000	930,000	92,500	1,175,000	1,180,000	117,500	1,425,000	1,430,000	142,500
930,000	935,000	93,000	1,180,000	1,185,000	118,000	1,430,000	1,435,000	143,000
935,000	940,000	93,500	1,185,000	1,190,000	118,500	1,435,000	1,440,000	143,500
940,000	945,000	94,000	1,190,000	1,195,000	119,000	1,440,000	1,445,000	144,000
945,000	950,000	94,500	1,195,000	1,200,000	119,500	1,445,000	1,450,000	144,500
950,000	955,000	95,000	1,200,000	1,205,000	120,000	1,450,000	1,455,000	145,000
955,000	960,000	95,500	1,205,000	1,210,000	120,500	1,455,000	1,460,000	145,500
960,000	965,000	96,000	1,210,000	1,215,000	121,000	1,460,000	1,465,000	146,000
965,000	970,000	96,500	1,215,000	1,220,000	121,500	1,465,000	1,470,000	146,500
970,000	975,000	97,000	1,220,000	1,225,000	122,000	1,470,000	1,475,000	147,000
975,000	980,000	97,500	1,225,000	1,230,000	122,500	1,475,000	1,480,000	147,500
980,000	985,000	98,000	1,230,000	1,235,000	123,000	1,480,000	1,485,000	148,000
985,000	990,000	98,500	1,235,000	1,240,000	123,500	1,485,000	1,490,000	148,500
990,000	995,000	99,000	1,240,000	1,245,000	124,000	1,490,000	1,495,000	149,000
995,000	1,000,000	99,500	1,245,000	1,250,000	124,500	1,495,000	1,500,000	149,500
1,000,000	1,005,000	100,000	1,250,000	1,255,000	125,000	1,500,000	1,505,000	150,000
1,005,000	1,010,000	100,500	1,255,000	1,260,000	125,500	1,505,000	1,510,000	150,500
1,010,000	1,015,000	101,000	1,260,000	1,265,000	126,000	1,510,000	1,515,000	151,000
1,015,000	1,020,000	101,500	1,265,000	1,270,000	126,500	1,515,000	1,520,000	151,500
1,020,000	1,025,000	102,000	1,270,000	1,275,000	127,000	1,520,000	1,525,000	152,000
1,025,000	1,030,000	102,500	1,275,000	1,280,000	127,500	1,525,000	1,530,000	152,500
1,030,000	1,035,000	103,000	1,280,000	1,285,000	128,000	1,530,000	1,535,000	153,000
1,035,000	1,040,000	103,500	1,285,000	1,290,000	128,500	1,535,000	1,540,000	153,500
1,040,000	1,045,000	104,000	1,290,000	1,295,000	129,000	1,540,000	1,545,000	154,000
1,045,000	1,050,000	104,500	1,295,000	1,300,000	129,500	1,545,000	1,550,000	154,500
1,050,000	1,055,000	105,000	1,300,000	1,305,000	130,000	1,550,000	1,555,000	155,000
1,055,000	1,060,000	105,500	1,305,000	1,310,000	130,500	1,555,000	1,560,000	155,500
1,060,000	1,065,000	106,000	1,310,000	1,315,000	131,000	1,560,000	1,565,000	156,000
1,065,000	1,070,000	106,500	1,315,000	1,320,000	131,500	1,565,000	1,570,000	156,500
1,070,000	1,075,000	107,000	1,320,000	1,325,000	132,000	1,570,000	1,575,000	157,000
1,075,000	1,080,000	107,500	1,325,000	1,330,000	132,500	1,575,000	1,580,000	157,500
1,080,000	1,085,000	108,000	1,330,000	1,335,000	133,000	1,580,000	1,585,000	158,000
1,085,000	1,090,000	108,500	1,335,000	1,340,000	133,500	1,585,000	1,590,000	158,500
1,090,000	1,095,000	109,000	1,340,000	1,345,000	134,000	1,590,000	1,595,000	159,000
1,095,000	1,100,000	109,500	1,345,000	1,350,000	134,500	1,595,000	1,600,000	159,500
1,100,000	1,105,000	110,000	1,350,000	1,355,000	135,000	1,600,000	1,605,000	160,000

(四)

課税山林所得金額		税 額	課税山林所得金額		税 額	課税山林所得金額		税 額
以 上	未 満		以 上	未 満		以 上	未 満	
円	円	円	円	円	円	円	円	
1,605,000	1,610,000	160,500	1,855,000	1,860,000	185,500	8,000,000	9,000,000	課税山林所得金額に15%を乗じて算出した金額から235,000円を控除した金額
1,610,000	1,615,000	161,000	1,860,000	1,865,000	186,000			
1,615,000	1,620,000	161,500	1,865,000	1,870,000	186,500			
1,620,000	1,625,000	162,000	1,870,000	1,875,000	187,000			
1,625,000	1,630,000	162,500	1,875,000	1,880,000	187,500			
1,630,000	1,635,000	163,000	1,880,000	1,885,000	188,000	9,000,000	10,000,000	課税山林所得金額に15.5%を乗じて算出した金額から370,000円を控除した金額
1,635,000	1,640,000	163,500	1,885,000	1,890,000	188,500			
1,640,000	1,645,000	164,000	1,890,000	1,895,000	189,000			
1,645,000	1,650,000	164,500	1,895,000	1,900,000	189,500			
1,650,000	1,655,000	165,000	1,900,000	1,905,000	190,000			
1,655,000	1,660,000	165,500	1,905,000	1,910,000	190,500	10,000,000	12,000,000	課税山林所得金額に17.2%を乗じて算出した金額から440,000円を控除した金額
1,660,000	1,665,000	166,000	1,910,000	1,915,000	191,000			
1,665,000	1,670,000	166,500	1,915,000	1,920,000	191,500			
1,670,000	1,675,000	167,000	1,920,000	1,925,000	192,000			
1,675,000	1,680,000	167,500	1,925,000	1,930,000	192,500			
1,680,000	1,685,000	168,000	1,930,000	1,935,000	193,000	12,000,000	13,000,000	課税山林所得金額に18.7%を乗じて算出した金額から620,000円を控除した金額
1,685,000	1,690,000	168,500	1,935,000	1,940,000	193,500			
1,690,000	1,695,000	169,000	1,940,000	1,945,000	194,000			
1,695,000	1,700,000	169,500	1,945,000	1,950,000	194,500			
1,700,000	1,705,000	170,000	1,950,000	1,955,000	195,000			
1,705,000	1,710,000	170,500	1,955,000	1,960,000	195,500	13,000,000	15,000,000	課税山林所得金額に19.5%を乗じて算出した金額から724,000円を控除した金額
1,710,000	1,715,000	171,000	1,960,000	1,965,000	196,000			
1,715,000	1,720,000	171,500	1,965,000	1,970,000	196,500			
1,720,000	1,725,000	172,000	1,970,000	1,975,000	197,000			
1,725,000	1,730,000	172,500	1,975,000	1,980,000	197,500			
1,730,000	1,735,000	173,000	1,980,000	1,985,000	198,000	15,000,000	16,000,000	課税山林所得金額に21.7%を乗じて算出した金額から1,054,000円を控除した金額
1,735,000	1,740,000	173,500	1,985,000	1,990,000	198,500			
1,740,000	1,745,000	174,000	1,990,000	1,995,000	199,000			
1,745,000	1,750,000	174,500	1,995,000	2,000,000	199,500			
1,750,000	1,755,000	175,000						
1,755,000	1,760,000	175,500	2,000,000	3,000,000	課税山林所得金額に10.5%を乗じて算出した金額から10,000円を控除した金額	16,000,000	19,000,000	課税山林所得金額に22.5%を乗じて算出した金額から1,182,000円を控除した金額
1,760,000	1,765,000	176,000						
1,765,000	1,770,000	176,500						
1,770,000	1,775,000	177,000						
1,775,000	1,780,000	177,500						
1,780,000	1,785,000	178,000	3,000,000	4,000,000	課税山林所得金額に12%を乗じて算出した金額から55,000円を控除した金額	19,000,000	20,000,000	課税山林所得金額に23.2%を乗じて算出した金額から1,315,000円を控除した金額
1,785,000	1,790,000	178,500						
1,790,000	1,795,000	179,000						
1,795,000	1,800,000	179,500						
1,800,000	1,805,000	180,000						
1,805,000	1,810,000	180,500	4,000,000	6,000,000	課税山林所得金額に12.5%を乗じて算出した金額から75,000円を控除した金額	20,000,000	22,000,000	課税山林所得金額に25.5%を乗じて算出した金額から1,775,000円を控除した金額
1,810,000	1,815,000	181,000						
1,815,000	1,820,000	181,500						
1,820,000	1,825,000	182,000						
1,825,000	1,830,000	182,500						
1,830,000	1,835,000	183,000	6,000,000	8,000,000	課税山林所得金額に14.5%を乗じて算出した金額から195,000円を控除した金額	22,000,000	25,000,000	課税山林所得金額に26.5%を乗じて算出した金額から1,995,000円を控除した金額
1,835,000	1,840,000	183,500						
1,840,000	1,845,000	184,000						
1,845,000	1,850,000	184,500						
1,850,000	1,855,000	185,000						

昭和四十九年三月二十六日 衆議院会議録第二十号(一) 所得税法及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の一部を改正する法律案

(五)

課税山林所得金額		税 額	課税山林所得金額		税 額	課税山林所得金額		税 額
以	上 未 満		以	上 未 満		以	上 未 満	
25,000,000	30,000,000	課税山林所得金額に29.7%を乗じて算出した金額から2,795,000円を控除した金額	50,000,000	60,000,000	課税山林所得金額に44%を乗じて算出した金額から8,335,000円を控除した金額	200,000,000	300,000,000	課税山林所得金額に68%を乗じて算出した金額から39,805,000円を控除した金額
30,000,000	35,000,000	課税山林所得金額に33%を乗じて算出した金額から3,785,000円を控除した金額	60,000,000	75,000,000	課税山林所得金額に48.2%を乗じて算出した金額から10,855,000円を控除した金額	300,000,000	400,000,000	課税山林所得金額に70%を乗じて算出した金額から48,805,000円を控除した金額
35,000,000	40,000,000	課税山林所得金額に37%を乗じて算出した金額から5,185,000円を控除した金額	75,000,000	100,000,000	課税山林所得金額に51.2%を乗じて算出した金額から13,105,000円を控除した金額	400,000,000 円以上		課税山林所得金額に78%を乗じて算出した金額から68,805,000円を控除した金額
40,000,000	45,000,000	課税山林所得金額に40%を乗じて算出した金額から6,385,000円を控除した金額	100,000,000	150,000,000	課税山林所得金額に56.2%を乗じて算出した金額から18,105,000円を控除した金額			
45,000,000	50,000,000	課税山林所得金額に41%を乗じて算出した金額から6,835,000円を控除した金額	150,000,000	200,000,000	課税山林所得金額に60%を乗じて算出した金額から23,805,000円を控除した金額			

(備考) 課税山林所得金額に係る税額を求めるには、課税山林所得金額に応じ、「課税山林所得金額」欄の該当する行を求めるものとし、その行の「税額」欄に記載されている金額が、その求める税額である。

族 等 の 数				税 総 所 得 金 額 等			
4 人		5 人		6 人		7 人 以 上	
以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満
千円 570	千円未満	千円 695	千円未満	千円 695	千円未満	千円 695	千円未満
				695	840	695	1,040
570	700	695	940	840	1,160	1,040	1,430
700	1,070	940	1,530	1,160	1,970	1,430	2,770
1,070	1,550	1,530	2,510	1,970	6,520	2,770	8,280
1,550	10,690	2,510	11,410	6,520	12,490	8,280	13,240
10,690	18,100	11,410	18,840	12,490	19,590	13,240	20,710
18,100	30,000	18,840	30,000	19,590	30,000	20,710	30,000

得税に係る予定納税基準額の計算の特例)に規定する課税総所得金額等をいう。

の必要経費の特例等)の規定の適用を受けた同項に規定する事業専従者、旧法第八十三条(配偶者控除)の規定のう。

一号に掲げる金額から150万円を控除した金額が昭和49年分の所得税に係る予定納税基準額である。

附則別表第三 昭和49年分の所得税に係る予定納税基準額の算出率の表

昭和48年分の課税総所得金額等に係る所得税の額に乘すべき率	扶 養 親											
	0 人		1 人		2 人		3 人					
	昭和48年分の課											
	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満		
%	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
0	375	千円未満	375	千円未満	426	千円未満	486	千円未満				
40												
50												
60								486		730		
70						426	540	730		980		
75						540	8,250	980		9,360		
80	375	15,560	375	15,850	8,250	16,600	9,360	17,350				
85	15,560	30,000	15,850	30,000	16,600	30,000	17,350	30,000				

(注)

(一) この表は、昭和48年分の課税総所得金額等が3,000万円未満である者について適用する表である。

(二) この表における用語については、次に定めるところによる。

(1) 「昭和48年分の課税総所得金額等」とは、附則第六条第一項第二号（昭和四十九年分及び昭和五十年分の所

(2) 「扶養親族等の数」とは、昭和48年分の所得税につき旧法第五十七条第三項（事業に専従する親族がある場合適用を受けた控除対象配偶者及び旧法第八十四条（扶養控除）の規定の適用を受けた扶養親族の数の合計をい

(三) 昭和48年分の課税総所得金額等が3,000万円以上である者については、この表によらず、附則第六条第一項第

族		等		の		数																	
4		人		5		人		6		人		7		人		以		上					
税		総		所		得		金		額		等											
以		上		未		満		以		上		未		満		以		上		未		満	
千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円	
375		千円未満		402		千円未満		430		千円未満		430		千円未満		430		千円未満		430		千円未満	
								430				480				430				570			
				402		500		480				680				570				810			
375		540		500		790		680				950				810				1,130			
540		1,000		790		1,500		950				2,160				1,130				3,420			
1,000		21,200		1,500		21,890		2,160				22,570				3,420				23,250			
21,200		30,000		21,890		30,000		22,570				30,000				23,250				30,000			

る予定納税基準額の計算の特例)において準用する同条第一項第二号に規定する課税総所得金額等をいう。

及び税額の計算に係る特例)の規定により読み替えられた新法第五十七条第三項(事業に専従する親族がある場合の必
られた新法第八十三条(配偶者控除)の規定の適用を受けた控除対象配偶者及び附則第三条第二項の規定により読み

において準用する同条第一項第一号に掲げる金額から50万円を控除した金額が昭和50年分の所得税に係る予定納税基準

附則別表第四 昭和50年分の所得税に係る予定納税基準額の算出率の表

昭和49年分の課税総所得金額等に係る所得税の額に乘すべき率	扶 養 親											
	0 人		1 人		2 人		3 人					
	昭 和 4 9 年 分 の 課											
	以	上	未	満	以	上	未	満	以	上	未	満
0 %	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
0	336	千円未満		336	千円未満		336	千円未満		354	千円未満	
70												
75												
80												
85										354		730
90	336	18,670		336	18,940		336	19,680		730		20,520
95	18,670	30,000		18,940	30,000		19,680	30,000		20,520		30,000

(注)

(一) この表は、昭和49年分の課税総所得金額等が3,000万円未満である者について適用する表である。

(二) この表における用語については、次に定めるところによる。

(1) 「昭和49年分の課税総所得金額等」とは、附則第六条第五項（昭和四十九年分及び昭和五十年分の所得税に係

(2) 「扶養親族等の数」とは、昭和49年分の所得税につき附則第三条第二項（昭和四十九年分の所得税の所得控除等要経費の特例等）の規定の適用を受けた同項に規定する事業専従者、附則第三条第二項の規定により読み替え替えられた新法第八十四条（扶養控除）の規定の適用を受けた扶養親族の数の合計をいう。

(三) 昭和49年分の課税総所得金額等が3,000万円以上である者については、この表によらず、附則第六条第五項に額である。

附則別表第五 昭和49年分の年末調整のための給与所得の源泉徴収税額表

(一)

課税給与所得金額		税 額	課税給与所得金額		税 額	課税給与所得金額		税 額
以 上	未 満		以 上	未 満		以 上	未 満	
円	円	円	円	円	円	円	円	円
1,000	円未満	0	50,000	51,000	5,000	137,000	139,000	13,700
1,000	2,000	100	51,000	52,000	5,100	139,000	141,000	13,900
2,000	3,000	200	52,000	53,000	5,200	141,000	143,000	14,100
3,000	4,000	300	53,000	54,000	5,300	143,000	145,000	14,300
4,000	5,000	400	54,000	55,000	5,400	145,000	147,000	14,500
5,000	6,000	500	55,000	56,000	5,500	147,000	149,000	14,700
6,000	7,000	600	56,000	57,000	5,600	149,000	151,000	14,900
7,000	8,000	700	57,000	58,000	5,700	151,000	153,000	15,100
8,000	9,000	800	58,000	59,000	5,800	153,000	155,000	15,300
9,000	10,000	900	59,000	60,000	5,900	155,000	157,000	15,500
10,000	11,000	1,000	60,000	61,000	6,000	157,000	159,000	15,700
11,000	12,000	1,100	61,000	62,000	6,100	159,000	161,000	15,900
12,000	13,000	1,200	62,000	63,000	6,200	161,000	163,000	16,100
13,000	14,000	1,300	63,000	65,000	6,300	163,000	165,000	16,300
14,000	15,000	1,400	65,000	67,000	6,500	165,000	167,000	16,500
15,000	16,000	1,500	67,000	69,000	6,700	167,000	169,000	16,700
16,000	17,000	1,600	69,000	71,000	6,900	169,000	171,000	16,900
17,000	18,000	1,700	71,000	73,000	7,100	171,000	173,000	17,100
18,000	19,000	1,800	73,000	75,000	7,300	173,000	175,000	17,300
19,000	20,000	1,900	75,000	77,000	7,500	175,000	177,000	17,500
20,000	21,000	2,000	77,000	79,000	7,700	177,000	179,000	17,700
21,000	22,000	2,100	79,000	81,000	7,900	179,000	181,000	17,900
22,000	23,000	2,200	81,000	83,000	8,100	181,000	183,000	18,100
23,000	24,000	2,300	83,000	85,000	8,300	183,000	185,000	18,300
24,000	25,000	2,400	85,000	87,000	8,500	185,000	187,000	18,500
25,000	26,000	2,500	87,000	89,000	8,700	187,000	189,000	18,700
26,000	27,000	2,600	89,000	91,000	8,900	189,000	191,000	18,900
27,000	28,000	2,700	91,000	93,000	9,100	191,000	193,000	19,100
28,000	29,000	2,800	93,000	95,000	9,300	193,000	195,000	19,300
29,000	30,000	2,900	95,000	97,000	9,500	195,000	198,000	19,500
30,000	31,000	3,000	97,000	99,000	9,700	198,000	201,000	19,800
31,000	32,000	3,100	99,000	101,000	9,900	201,000	204,000	20,100
32,000	33,000	3,200	101,000	103,000	10,100	204,000	207,000	20,400
33,000	34,000	3,300	103,000	105,000	10,300	207,000	210,000	20,700
34,000	35,000	3,400	105,000	107,000	10,500	210,000	213,000	21,000
35,000	36,000	3,500	107,000	109,000	10,700	213,000	216,000	21,300
36,000	37,000	3,600	109,000	111,000	10,900	216,000	219,000	21,600
37,000	38,000	3,700	111,000	113,000	11,100	219,000	222,000	21,900
38,000	39,000	3,800	113,000	115,000	11,300	222,000	225,000	22,200
39,000	40,000	3,900	115,000	117,000	11,500	225,000	228,000	22,500
40,000	41,000	4,000	117,000	119,000	11,700	228,000	231,000	22,800
41,000	42,000	4,100	119,000	121,000	11,900	231,000	234,000	23,100
42,000	43,000	4,200	121,000	123,000	12,100	234,000	237,000	23,400
43,000	44,000	4,300	123,000	125,000	12,300	237,000	240,000	23,700
44,000	45,000	4,400	125,000	127,000	12,500	240,000	243,000	24,000
45,000	46,000	4,500	127,000	129,000	12,700	243,000	246,000	24,300
46,000	47,000	4,600	129,000	131,000	12,900	246,000	249,000	24,600
47,000	48,000	4,700	131,000	133,000	13,100	249,000	252,000	24,900
48,000	49,000	4,800	133,000	135,000	13,300	252,000	255,000	25,200
49,000	50,000	4,900	135,000	137,000	13,500	255,000	258,000	25,500

昭和四十九年三月二十六日 衆議院会議録第二十号(二) 所得税法及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の一部を改正する法律案

(二)

課税給与所得金額		税 額	課税給与所得金額		税 額	課税給与所得金額		税 額
以 上	未 満		以 上	未 満		以 上	未 満	
円	円	円	円	円	円	円	円	円
258,000	261,000	25,800	414,000	418,000	41,400	614,000	618,000	62,600
261,000	264,000	26,100	418,000	422,000	41,800	618,000	622,000	63,100
264,000	267,000	26,400	422,000	426,000	42,300	622,000	626,000	63,600
267,000	270,000	26,700	426,000	430,000	42,700	626,000	630,000	64,100
270,000	273,000	27,000	430,000	434,000	43,100	630,000	634,000	64,600
273,000	276,000	27,300	434,000	438,000	43,500	634,000	638,000	65,000
276,000	279,000	27,600	438,000	442,000	43,900	638,000	642,000	65,500
279,000	282,000	27,900	442,000	446,000	44,400	642,000	646,000	66,000
282,000	285,000	28,200	446,000	450,000	44,800	646,000	650,000	66,500
285,000	288,000	28,500	450,000	454,000	45,200	650,000	655,000	67,000
288,000	291,000	28,800	454,000	458,000	45,600	655,000	660,000	67,600
291,000	294,000	29,100	458,000	462,000	46,000	660,000	665,000	68,200
294,000	297,000	29,400	462,000	466,000	46,500	665,000	670,000	68,800
297,000	300,000	29,700	466,000	470,000	46,900	670,000	675,000	69,400
300,000	303,000	30,000	470,000	474,000	47,300	675,000	680,000	70,000
303,000	306,000	30,300	474,000	478,000	47,700	680,000	685,000	70,600
306,000	309,000	30,600	478,000	482,000	48,100	685,000	690,000	71,200
309,000	312,000	30,900	482,000	486,000	48,600	690,000	695,000	71,800
312,000	315,000	31,200	486,000	490,000	49,000	695,000	700,000	72,400
315,000	318,000	31,500	490,000	494,000	49,400	700,000	705,000	73,000
318,000	321,000	31,800	494,000	498,000	49,800	705,000	710,000	73,600
321,000	324,000	32,100	498,000	502,000	50,200	710,000	715,000	74,200
324,000	327,000	32,400	502,000	506,000	50,700	715,000	720,000	74,800
327,000	330,000	32,700	506,000	510,000	51,100	720,000	725,000	75,400
330,000	333,000	33,000	510,000	514,000	51,500	725,000	730,000	76,000
333,000	336,000	33,300	514,000	518,000	51,900	730,000	735,000	76,600
336,000	339,000	33,600	518,000	522,000	52,300	735,000	740,000	77,200
339,000	342,000	33,900	522,000	526,000	52,800	740,000	745,000	77,800
342,000	345,000	34,200	526,000	530,000	53,200	745,000	750,000	78,400
345,000	348,000	34,500	530,000	534,000	53,600	750,000	755,000	79,000
348,000	351,000	34,800	534,000	538,000	54,000	755,000	760,000	79,600
351,000	354,000	35,100	538,000	542,000	54,400	760,000	765,000	80,200
354,000	357,000	35,400	542,000	546,000	54,900	765,000	770,000	80,800
357,000	360,000	35,700	546,000	550,000	55,300	770,000	775,000	81,400
360,000	363,000	36,000	550,000	554,000	55,700	775,000	780,000	82,000
363,000	366,000	36,300	554,000	558,000	56,100	780,000	785,000	82,600
366,000	369,000	36,600	558,000	562,000	56,500	785,000	790,000	83,200
369,000	372,000	36,900	562,000	566,000	57,000	790,000	795,000	83,800
372,000	375,000	37,200	566,000	570,000	57,400	795,000	800,000	84,400
375,000	378,000	37,500	570,000	574,000	57,800	800,000	805,000	85,000
378,000	381,000	37,800	574,000	578,000	58,200	805,000	810,000	85,600
381,000	384,000	38,100	578,000	582,000	58,600	810,000	815,000	86,200
384,000	387,000	38,400	582,000	586,000	59,100	815,000	820,000	86,800
387,000	390,000	38,700	586,000	590,000	59,500	820,000	825,000	87,500
390,000	394,000	39,000	590,000	594,000	59,900	825,000	830,000	88,100
394,000	398,000	39,400	594,000	598,000	60,300	830,000	835,000	88,700
398,000	402,000	39,800	598,000	602,000	60,700	835,000	840,000	89,300
402,000	406,000	40,200	602,000	606,000	61,200	840,000	845,000	90,000
406,000	410,000	40,600	606,000	610,000	61,700	845,000	850,000	90,600
410,000	414,000	41,000	610,000	614,000	62,200	850,000	855,000	91,200

昭和四十九年三月二十六日 衆議院會議録第二十号(一) 所得税法及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の一部を改正する法律案

(三)

課税給与所得金額		税 額	課税給与所得金額		税 額	課税給与所得金額		税 額
以 上	未 満		以 上	未 満		以 上	未 満	
円	円	円	円	円	円	円	円	円
855,000	860,000	91,800	1,105,000	1,110,000	123,100	1,355,000	1,360,000	157,400
860,000	865,000	92,500	1,110,000	1,115,000	123,700	1,360,000	1,365,000	158,200
865,000	870,000	93,100	1,115,000	1,120,000	124,300	1,365,000	1,370,000	158,900
870,000	875,000	93,700	1,120,000	1,125,000	125,000	1,370,000	1,375,000	159,600
875,000	880,000	94,300	1,125,000	1,130,000	125,600	1,375,000	1,380,000	160,300
880,000	885,000	95,000	1,130,000	1,135,000	126,200	1,380,000	1,385,000	161,100
885,000	890,000	95,600	1,135,000	1,140,000	126,800	1,385,000	1,390,000	161,800
890,000	895,000	96,200	1,140,000	1,145,000	127,500	1,390,000	1,395,000	162,500
895,000	900,000	96,800	1,145,000	1,150,000	128,100	1,395,000	1,400,000	163,200
900,000	905,000	97,500	1,150,000	1,155,000	128,700	1,400,000	1,405,000	164,000
905,000	910,000	98,100	1,155,000	1,160,000	129,300	1,405,000	1,410,000	164,700
910,000	915,000	98,700	1,160,000	1,165,000	130,000	1,410,000	1,415,000	165,400
915,000	920,000	99,300	1,165,000	1,170,000	130,600	1,415,000	1,420,000	166,100
920,000	925,000	100,000	1,170,000	1,175,000	131,200	1,420,000	1,425,000	166,900
925,000	930,000	100,600	1,175,000	1,180,000	131,800	1,425,000	1,430,000	167,600
930,000	935,000	101,200	1,180,000	1,185,000	132,500	1,430,000	1,435,000	168,300
935,000	940,000	101,800	1,185,000	1,190,000	133,100	1,435,000	1,440,000	169,000
940,000	945,000	102,500	1,190,000	1,195,000	133,700	1,440,000	1,445,000	169,800
945,000	950,000	103,100	1,195,000	1,200,000	134,300	1,445,000	1,450,000	170,500
950,000	955,000	103,700	1,200,000	1,205,000	135,000	1,450,000	1,455,000	171,200
955,000	960,000	104,300	1,205,000	1,210,000	135,700	1,455,000	1,460,000	171,900
960,000	965,000	105,000	1,210,000	1,215,000	136,400	1,460,000	1,465,000	172,700
965,000	970,000	105,600	1,215,000	1,220,000	137,100	1,465,000	1,470,000	173,400
970,000	975,000	106,200	1,220,000	1,225,000	137,900	1,470,000	1,475,000	174,100
975,000	980,000	106,800	1,225,000	1,230,000	138,600	1,475,000	1,480,000	174,800
980,000	985,000	107,500	1,230,000	1,235,000	139,300	1,480,000	1,485,000	175,600
985,000	990,000	108,100	1,235,000	1,240,000	140,000	1,485,000	1,490,000	176,300
990,000	995,000	108,700	1,240,000	1,245,000	140,800	1,490,000	1,495,000	177,000
995,000	1,000,000	109,300	1,245,000	1,250,000	141,500	1,495,000	1,500,000	177,700
1,000,000	1,005,000	110,000	1,250,000	1,255,000	142,200	1,500,000	1,505,000	178,500
1,005,000	1,010,000	110,600	1,255,000	1,260,000	142,900	1,505,000	1,510,000	179,200
1,010,000	1,015,000	111,200	1,260,000	1,265,000	143,700	1,510,000	1,515,000	179,900
1,015,000	1,020,000	111,800	1,265,000	1,270,000	144,400	1,515,000	1,520,000	180,600
1,020,000	1,025,000	112,500	1,270,000	1,275,000	145,100	1,520,000	1,525,000	181,400
1,025,000	1,030,000	113,100	1,275,000	1,280,000	145,800	1,525,000	1,530,000	182,100
1,030,000	1,035,000	113,700	1,280,000	1,285,000	146,600	1,530,000	1,535,000	182,800
1,035,000	1,040,000	114,300	1,285,000	1,290,000	147,300	1,535,000	1,540,000	183,500
1,040,000	1,045,000	115,000	1,290,000	1,295,000	148,000	1,540,000	1,545,000	184,300
1,045,000	1,050,000	115,600	1,295,000	1,300,000	148,700	1,545,000	1,550,000	185,000
1,050,000	1,055,000	116,200	1,300,000	1,305,000	149,500	1,550,000	1,555,000	185,700
1,055,000	1,060,000	116,800	1,305,000	1,310,000	150,200	1,555,000	1,560,000	186,400
1,060,000	1,065,000	117,500	1,310,000	1,315,000	150,900	1,560,000	1,565,000	187,200
1,065,000	1,070,000	118,100	1,315,000	1,320,000	151,600	1,565,000	1,570,000	187,900
1,070,000	1,075,000	118,700	1,320,000	1,325,000	152,400	1,570,000	1,575,000	188,600
1,075,000	1,080,000	119,300	1,325,000	1,330,000	153,100	1,575,000	1,580,000	189,300
1,080,000	1,085,000	120,000	1,330,000	1,335,000	153,800	1,580,000	1,585,000	190,100
1,085,000	1,090,000	120,600	1,335,000	1,340,000	154,500	1,585,000	1,590,000	190,800
1,090,000	1,095,000	121,200	1,340,000	1,345,000	155,300	1,590,000	1,595,000	191,500
1,095,000	1,100,000	121,800	1,345,000	1,350,000	156,000	1,595,000	1,600,000	192,200
1,100,000	1,105,000	122,500	1,350,000	1,355,000	156,700	1,600,000	1,605,000	193,000

昭和四十九年三月二十六日 衆議院會議録第二十号(一) 所得税法及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の一部を改正する法律案

(四)

課税給与所得金額		税 額	課税給与所得金額		税 額	課税給与所得金額		税 額
以 上	未 満		以 上	未 満		以 上	未 満	
円	円	円	円	円	円	円	円	
1,605,000	1,610,000	193,700	1,830,000	1,835,000	227,900	2,600,000	3,000,000	課税給与所得金額に19.5%を乗じて算出した金額から144,800円を控除した金額
1,610,000	1,615,000	194,500	1,835,000	1,840,000	228,700			
1,615,000	1,620,000	195,200	1,840,000	1,845,000	229,600			
1,620,000	1,625,000	196,000	1,845,000	1,850,000	230,400			
1,625,000	1,630,000	196,700	1,850,000	1,855,000	231,200			
1,630,000	1,635,000	197,500	1,855,000	1,860,000	232,000	3,000,000	3,200,000	課税給与所得金額に21.7%を乗じて算出した金額から210,300円を控除した金額
1,635,000	1,640,000	198,200	1,860,000	1,865,000	232,900			
1,640,000	1,645,000	199,000	1,865,000	1,870,000	233,700			
1,645,000	1,650,000	199,700	1,870,000	1,875,000	234,500			
1,650,000	1,655,000	200,500	1,875,000	1,880,000	235,300			
1,655,000	1,660,000	201,200	1,880,000	1,885,000	236,200	3,200,000	3,800,000	課税給与所得金額に22.5%を乗じて算出した金額から236,400円を控除した金額
1,660,000	1,665,000	202,000	1,885,000	1,890,000	237,000			
1,665,000	1,670,000	202,700	1,890,000	1,895,000	237,800			
1,670,000	1,675,000	203,500	1,895,000	1,900,000	238,600			
1,675,000	1,680,000	204,200	1,900,000	1,905,000	239,500			
1,680,000	1,685,000	205,000	1,905,000	1,910,000	240,300	3,800,000	4,000,000	課税給与所得金額に23.2%を乗じて算出した金額から263,000円を控除した金額
1,685,000	1,690,000	205,700	1,910,000	1,915,000	241,100			
1,690,000	1,695,000	206,500	1,915,000	1,920,000	241,900			
1,695,000	1,700,000	207,200	1,920,000	1,925,000	242,800			
1,700,000	1,705,000	208,000	1,925,000	1,930,000	243,600			
1,705,000	1,710,000	208,700	1,930,000	1,935,000	244,400	4,000,000	4,400,000	課税給与所得金額に25.5%を乗じて算出した金額から355,000円を控除した金額
1,710,000	1,715,000	209,500	1,935,000	1,940,000	245,200			
1,715,000	1,720,000	210,200	1,940,000	1,945,000	246,100			
1,720,000	1,725,000	211,000	1,945,000	1,950,000	246,900			
1,725,000	1,730,000	211,700	1,950,000	1,955,000	247,700			
1,730,000	1,735,000	212,500	1,955,000	1,960,000	248,500	4,400,000	5,000,000	課税給与所得金額に26.5%を乗じて算出した金額から399,000円を控除した金額
1,735,000	1,740,000	213,200	1,960,000	1,965,000	249,400			
1,740,000	1,745,000	214,000	1,965,000	1,970,000	250,200			
1,745,000	1,750,000	214,700	1,970,000	1,975,000	251,000			
1,750,000	1,755,000	215,500	1,975,000	1,980,000	251,800			
1,755,000	1,760,000	216,200	1,980,000	1,985,000	252,700	5,000,000	6,000,000	課税給与所得金額に29.7%を乗じて算出した金額から559,000円を控除した金額
1,760,000	1,765,000	217,000	1,985,000	1,990,000	253,500			
1,765,000	1,770,000	217,700	1,990,000	1,995,000	254,300			
1,770,000	1,775,000	218,500	1,995,000	2,000,000	255,100			
1,775,000	1,780,000	219,200						
1,780,000	1,785,000	220,000	2,000,000	2,400,000	課税給与所得金額に17.2%を乗じて算出した金額から88,000円を控除した金額	6,000,000	6,247,000	課税給与所得金額に33%を乗じて算出した金額から757,000円を控除した金額
1,785,000	1,790,000	220,700						
1,790,000	1,795,000	221,500						
1,795,000	1,800,000	222,200						
1,800,000	1,805,000	223,000						
1,805,000	1,810,000	223,800	2,400,000	2,600,000	課税給与所得金額に18.7%を乗じて算出した金額から124,000円を控除した金額	6,247,000 円	1,304,500 円	
1,810,000	1,815,000	224,600						
1,815,000	1,820,000	225,400						
1,820,000	1,825,000	226,300						
1,825,000	1,830,000	227,100						

(注) この表において「課税給与所得金額」とは、附則第三条第二項（昭和四十九年分の所得税の所得控除等及び税額の計算に係る特例）の規定により読み替えられた新法第百九十条第二号（年末調整）に規定する給与所得控除後の給与等の金額から同号イからニまでに掲げる金額の合計額を控除した金額をいう。

(備考) 税額の求め方は、次のとおりである。

(一) まず、この表の付表によりその年中の給与等の金額に応じて求めた同表の給与所得控除後の給与等の金額から、次に掲げる金額を控除した金額を求める。

- (1) その年中の給与等の金額から控除される社会保険料がある場合には、その金額
- (2) 給与所得者の保険料控除申告書により申告された社会保険料の金額がある場合には、その金額
- (3) 給与所得者の保険料控除申告書により申告された小規模企業共済等掛金(新法第七十五条第一項(小規模企業共済等掛金控除)に規定する小規模企業共済等掛金をいう。)の額がある場合には、その金額
- (4) 給与所得者の保険料控除申告書により申告された生命保険料(新法第七十六条第一項(生命保険料控除)に規定する生命保険料をいう。以下同じ。)の金額がある場合には、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に掲げる金額

- (イ) その生命保険料の金額の合計額が25,000円までの場合 当該合計額
- (ロ) その生命保険料の金額の合計額が25,000円を超え50,000円までの場合 当該合計額の2分の1に相当する金額と12,500円との合計額
- (ハ) その生命保険料の金額の合計額が50,000円を超え100,000円までの場合 当該合計額の4分の1に相当する金額と25,000円との合計額

(ニ) その生命保険料の金額の合計額が100,000円を超える場合 50,000円

(5) 給与所得者の保険料控除申告書により申告された損害保険料(新法第七十七条第一項(損害保険料控除)に規定する損害保険料をいう。以下同じ。)の金額がある場合には、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に掲げる金額

(イ) その損害保険料の金額のすべてが新法第七十七条第一項第一号に規定する契約((イ)において「短期契約」という。)に係るものである場合 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に掲げる金額

- (a) その損害保険料の金額の合計額が2,000円までの場合 当該合計額
- (b) その損害保険料の金額の合計額が2,000円を超え4,000円までの場合 当該合計額の2分の1に相当する金額と1,000円との合計額

(c) その損害保険料の金額の合計額が4,000円を超える場合 3,000円

(ロ) その損害保険料の金額のすべてが新法第七十七条第一項第二号に規定する契約((イ)において「長期契約」という。)に係るものである場合 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に掲げる金額

- (a) その損害保険料の金額の合計額が10,000円までの場合 当該合計額
- (b) その損害保険料の金額の合計額が10,000円を超え20,000円までの場合 当該合計額の2分の1に相当する金額と5,000円との合計額

(c) その損害保険料の金額の合計額が20,000円を超える場合 15,000円

(ハ) その損害保険料の金額のうち短期契約に係るものと長期契約に係るものがある場合 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に掲げる金額

- (a) その損害保険料の金額のうち、短期契約に係るものにつき(イ)に準じて求めた金額と長期契約に係るものにつき(ロ)に準じて求めた金額との合計額が15,000円までの場合 当該合計額

(b) (a)の合計額が15,000円を超える場合 15,000円

(ニ) 給与所得者の扶養控除等申告書にその居住者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生に該当する旨の記載がある場合(当該勤労学生が新法第二条第一項第三十二号ロ又はハ(定義)に掲げる者に該当する場合には、当該申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるほか、新法第九十四条第三項(給与所得者の扶養控除等申告書)に規定する書類の提出又は提示があつた場合)には、これらの一に該当するごとに152,500円(その者が特別障害者に該当する旨の記載がある場合には、227,500円)を、当該申告書にその居住者の扶養親族等のうちに障害者がある旨の記載がある場合には、その障害者1人につき152,500円(その者が特別障害者に該当する旨の記載がある場合には、227,500円)を、(一)により求めた金額から控除した金額を求める。

(三) 次に、(一)及び(ニ)により求めた金額から、

(1) 給与所得者の扶養控除等申告書により申告された控除対象配偶者がある場合において、

- (イ) 当該申告書により申告された扶養親族があるときは、配偶者控除の額、附則第三条第二項の規定により読み替えられた新法第八十四条第一項及び第二項(扶養控除)の規定による扶養控除の額並びに基礎控除の額の合計額を控除し、

- (ロ) 当該申告書により申告された扶養親族がないときは、配偶者控除の額及び基礎控除の額の合計額を控除し、
- (2) 給与所得者の扶養控除等申告書により申告された控除対象配偶者が不在の場合において、
- (イ) 当該申告書により申告された扶養親族があるときは、附則第三条第二項の規定により読み替えられた新法第八十四条第一項及び第二項の規定による扶養控除の額並びに基礎控除の額の合計額を控除し、
- (ロ) 当該申告書により申告された扶養親族がないときは、基礎控除の額を控除し、
- それぞれその残額を求める。
- 四 (三)により求めた残額に応じ、「課税給与所得金額」欄の該当する行を求め、その行の「税額」欄に記載されている金額が、その求める税額である。
- 五 (一)から四までにより税額を求める場合において、(三)により求めた残額が2,000,000円以上の居住者のその残額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた後の金額をその残額とみなすものとし、その居住者の税額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額をもつてその求める税額とする。

附則別表第五の付表

(一)

給与等の金額		給与所得控	給与等の金額		給与所得控	給与等の金額		給与所得控
除後の給与		等 の 金 額	除後の給与		等 の 金 額	除後の給与		等 の 金 額
以	上		以	上		以	上	
未	満		未	満		未	満	
等 の 金 額	等 の 金 額		等 の 金 額	等 の 金 額		等 の 金 額	等 の 金 額	
円 438,500	円 未満	円 0	円 1,330,000	円 1,332,000	円 864,500	円 1,430,000	円 1,432,000	円 929,500
			1,332,000	1,334,000	865,800	1,432,000	1,434,000	930,800
			1,334,000	1,336,000	867,100	1,434,000	1,436,000	932,100
			1,336,000	1,338,000	868,400	1,436,000	1,438,000	933,400
			1,338,000	1,340,000	869,700	1,438,000	1,440,000	934,700
438,500	1,250,000	給与等の金額から 437,500円を 控除した金額	1,340,000	1,342,000	871,000	1,440,000	1,442,000	936,000
			1,342,000	1,344,000	872,300	1,442,000	1,444,000	937,300
			1,344,000	1,346,000	873,600	1,444,000	1,446,000	938,600
			1,346,000	1,348,000	874,900	1,446,000	1,448,000	939,900
			1,348,000	1,350,000	876,200	1,448,000	1,450,000	941,200
1,250,000	1,252,000	812,500	1,350,000	1,352,000	877,500	1,450,000	1,452,000	942,500
1,252,000	1,254,000	813,800	1,352,000	1,354,000	878,800	1,452,000	1,454,000	943,800
1,254,000	1,256,000	815,100	1,354,000	1,356,000	880,100	1,454,000	1,456,000	945,100
1,256,000	1,258,000	816,400	1,356,000	1,358,000	881,400	1,456,000	1,458,000	946,400
1,258,000	1,260,000	817,700	1,358,000	1,360,000	882,700	1,458,000	1,460,000	947,700
1,260,000	1,262,000	819,000	1,360,000	1,362,000	884,000	1,460,000	1,462,000	949,000
1,262,000	1,264,000	820,300	1,362,000	1,364,000	885,300	1,462,000	1,464,000	950,300
1,264,000	1,266,000	821,600	1,364,000	1,366,000	886,600	1,464,000	1,466,000	951,600
1,266,000	1,268,000	822,900	1,366,000	1,368,000	887,900	1,466,000	1,468,000	952,900
1,268,000	1,270,000	824,200	1,368,000	1,370,000	889,200	1,468,000	1,470,000	954,200
1,270,000	1,272,000	825,500	1,370,000	1,372,000	890,500	1,470,000	1,472,000	955,500
1,272,000	1,274,000	826,800	1,372,000	1,374,000	891,800	1,472,000	1,474,000	956,800
1,274,000	1,276,000	828,100	1,374,000	1,376,000	893,100	1,474,000	1,476,000	958,100
1,276,000	1,278,000	829,400	1,376,000	1,378,000	894,400	1,476,000	1,478,000	959,400
1,278,000	1,280,000	830,700	1,378,000	1,380,000	895,700	1,478,000	1,480,000	960,700
1,280,000	1,282,000	832,000	1,380,000	1,382,000	897,000	1,480,000	1,482,000	962,000
1,282,000	1,284,000	833,300	1,382,000	1,384,000	898,300	1,482,000	1,484,000	963,300
1,284,000	1,286,000	834,600	1,384,000	1,386,000	899,600	1,484,000	1,486,000	964,600
1,286,000	1,288,000	835,900	1,386,000	1,388,000	900,900	1,486,000	1,488,000	965,900
1,288,000	1,290,000	837,200	1,388,000	1,390,000	902,200	1,488,000	1,490,000	967,200
1,290,000	1,292,000	838,500	1,390,000	1,392,000	903,500	1,490,000	1,492,000	968,500
1,292,000	1,294,000	839,800	1,392,000	1,394,000	904,800	1,492,000	1,494,000	969,800
1,294,000	1,296,000	841,100	1,394,000	1,396,000	906,100	1,494,000	1,496,000	971,100
1,296,000	1,298,000	842,400	1,396,000	1,398,000	907,400	1,496,000	1,498,000	972,400
1,298,000	1,300,000	843,700	1,398,000	1,400,000	908,700	1,498,000	1,500,000	973,700
1,300,000	1,302,000	845,000	1,400,000	1,402,000	910,000	1,500,000	1,502,000	975,000
1,302,000	1,304,000	846,300	1,402,000	1,404,000	911,300	1,502,000	1,504,000	976,500
1,304,000	1,306,000	847,600	1,404,000	1,406,000	912,600	1,504,000	1,506,000	978,000
1,306,000	1,308,000	848,900	1,406,000	1,408,000	913,900	1,506,000	1,508,000	979,500
1,308,000	1,310,000	850,200	1,408,000	1,410,000	915,200	1,508,000	1,510,000	981,000
1,310,000	1,312,000	851,500	1,410,000	1,412,000	916,500	1,510,000	1,512,000	982,500
1,312,000	1,314,000	852,800	1,412,000	1,414,000	917,800	1,512,000	1,514,000	984,000
1,314,000	1,316,000	854,100	1,414,000	1,416,000	919,100	1,514,000	1,516,000	985,500
1,316,000	1,318,000	855,400	1,416,000	1,418,000	920,400	1,516,000	1,518,000	987,000
1,318,000	1,320,000	856,700	1,418,000	1,420,000	921,700	1,518,000	1,520,000	988,500
1,320,000	1,322,000	858,000	1,420,000	1,422,000	923,000	1,520,000	1,522,000	990,000
1,322,000	1,324,000	859,300	1,422,000	1,424,000	924,300	1,522,000	1,524,000	991,500
1,324,000	1,326,000	860,600	1,424,000	1,426,000	925,600	1,524,000	1,526,000	993,000
1,326,000	1,328,000	861,900	1,426,000	1,428,000	926,900	1,526,000	1,528,000	994,500
1,328,000	1,330,000	863,200	1,428,000	1,430,000	928,200	1,528,000	1,530,000	996,000

昭和四十九年三月二十六日 衆議院会議録第二十号(一) 所得税法及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の一部を改正する法律案

(二)

給 与 等 の 金 額		給与所得控	給 与 等 の 金 額		給与所得控	給 与 等 の 金 額		給与所得控
以	上	未	満	以	上	未	満	除後の給与 等の金額
円	円	円	円	円	円	円	円	円
1,530,000	1,532,000	997,500	1,630,000	1,632,000	1,072,500	1,730,000	1,732,000	1,147,500
1,532,000	1,534,000	999,000	1,632,000	1,634,000	1,074,000	1,732,000	1,734,000	1,149,000
1,534,000	1,536,000	1,000,500	1,634,000	1,636,000	1,075,500	1,734,000	1,736,000	1,150,500
1,536,000	1,538,000	1,002,000	1,636,000	1,638,000	1,077,000	1,736,000	1,738,000	1,152,000
1,538,000	1,540,000	1,003,500	1,638,000	1,640,000	1,078,500	1,738,000	1,740,000	1,153,500
1,540,000	1,542,000	1,005,000	1,640,000	1,642,000	1,080,000	1,740,000	1,742,000	1,155,000
1,542,000	1,544,000	1,006,500	1,642,000	1,644,000	1,081,500	1,742,000	1,744,000	1,156,500
1,544,000	1,546,000	1,008,000	1,644,000	1,646,000	1,083,000	1,744,000	1,746,000	1,158,000
1,546,000	1,548,000	1,009,500	1,646,000	1,648,000	1,084,500	1,746,000	1,748,000	1,159,500
1,548,000	1,550,000	1,011,000	1,648,000	1,650,000	1,086,000	1,748,000	1,750,000	1,161,000
1,550,000	1,552,000	1,012,500	1,650,000	1,652,000	1,087,500	1,750,000	1,752,000	1,162,500
1,552,000	1,554,000	1,014,000	1,652,000	1,654,000	1,089,000	1,752,000	1,754,000	1,164,000
1,554,000	1,556,000	1,015,500	1,654,000	1,656,000	1,090,500	1,754,000	1,756,000	1,165,500
1,556,000	1,558,000	1,017,000	1,656,000	1,658,000	1,092,000	1,756,000	1,758,000	1,167,000
1,558,000	1,560,000	1,018,500	1,658,000	1,660,000	1,093,500	1,758,000	1,760,000	1,168,500
1,560,000	1,562,000	1,020,000	1,660,000	1,662,000	1,095,000	1,760,000	1,762,000	1,170,000
1,562,000	1,564,000	1,021,500	1,662,000	1,664,000	1,096,500	1,762,000	1,764,000	1,171,500
1,564,000	1,566,000	1,023,000	1,664,000	1,666,000	1,098,000	1,764,000	1,766,000	1,173,000
1,566,000	1,568,000	1,024,500	1,666,000	1,668,000	1,099,500	1,766,000	1,768,000	1,174,500
1,568,000	1,570,000	1,026,000	1,668,000	1,670,000	1,101,000	1,768,000	1,770,000	1,176,000
1,570,000	1,572,000	1,027,500	1,670,000	1,672,000	1,102,500	1,770,000	1,772,000	1,177,500
1,572,000	1,574,000	1,029,000	1,672,000	1,674,000	1,104,000	1,772,000	1,774,000	1,179,000
1,574,000	1,576,000	1,030,500	1,674,000	1,676,000	1,105,500	1,774,000	1,776,000	1,180,500
1,576,000	1,578,000	1,032,000	1,676,000	1,678,000	1,107,000	1,776,000	1,778,000	1,182,000
1,578,000	1,580,000	1,033,500	1,678,000	1,680,000	1,108,500	1,778,000	1,780,000	1,183,500
1,580,000	1,582,000	1,035,000	1,680,000	1,682,000	1,110,000	1,780,000	1,782,000	1,185,000
1,582,000	1,584,000	1,036,500	1,682,000	1,684,000	1,111,500	1,782,000	1,784,000	1,186,500
1,584,000	1,586,000	1,038,000	1,684,000	1,686,000	1,113,000	1,784,000	1,786,000	1,188,000
1,586,000	1,588,000	1,039,500	1,686,000	1,688,000	1,114,500	1,786,000	1,788,000	1,189,500
1,588,000	1,590,000	1,041,000	1,688,000	1,690,000	1,116,000	1,788,000	1,790,000	1,191,000
1,590,000	1,592,000	1,042,500	1,690,000	1,692,000	1,117,500	1,790,000	1,792,000	1,192,500
1,592,000	1,594,000	1,044,000	1,692,000	1,694,000	1,119,000	1,792,000	1,794,000	1,194,000
1,594,000	1,596,000	1,045,500	1,694,000	1,696,000	1,120,500	1,794,000	1,796,000	1,195,500
1,596,000	1,598,000	1,047,000	1,696,000	1,698,000	1,122,000	1,796,000	1,798,000	1,197,000
1,598,000	1,600,000	1,048,500	1,698,000	1,700,000	1,123,500	1,798,000	1,800,000	1,198,500
1,600,000	1,602,000	1,050,000	1,700,000	1,702,000	1,125,000	1,800,000	1,802,000	1,200,000
1,602,000	1,604,000	1,051,500	1,702,000	1,704,000	1,126,500	1,802,000	1,804,000	1,201,500
1,604,000	1,606,000	1,053,000	1,704,000	1,706,000	1,128,000	1,804,000	1,806,000	1,203,000
1,606,000	1,608,000	1,054,500	1,706,000	1,708,000	1,129,500	1,806,000	1,808,000	1,204,500
1,608,000	1,610,000	1,056,000	1,708,000	1,710,000	1,131,000	1,808,000	1,810,000	1,206,000
1,610,000	1,612,000	1,057,500	1,710,000	1,712,000	1,132,500	1,810,000	1,812,000	1,207,500
1,612,000	1,614,000	1,059,000	1,712,000	1,714,000	1,134,000	1,812,000	1,814,000	1,209,000
1,614,000	1,616,000	1,060,500	1,714,000	1,716,000	1,135,500	1,814,000	1,816,000	1,210,500
1,616,000	1,618,000	1,062,000	1,716,000	1,718,000	1,137,000	1,816,000	1,818,000	1,212,000
1,618,000	1,620,000	1,063,500	1,718,000	1,720,000	1,138,500	1,818,000	1,820,000	1,213,500
1,620,000	1,622,000	1,065,000	1,720,000	1,722,000	1,140,000	1,820,000	1,822,000	1,215,000
1,622,000	1,624,000	1,066,500	1,722,000	1,724,000	1,141,500	1,822,000	1,824,000	1,216,500
1,624,000	1,626,000	1,068,000	1,724,000	1,726,000	1,143,000	1,824,000	1,826,000	1,218,000
1,626,000	1,628,000	1,069,500	1,726,000	1,728,000	1,144,500	1,826,000	1,828,000	1,219,500
1,628,000	1,630,000	1,071,000	1,728,000	1,730,000	1,146,000	1,828,000	1,830,000	1,221,000

(三)

給 与 等 の 金 額		給与所得控	給 与 等 の 金 額		給与所得控	給 与 等 の 金 額		給与所得控
除後の給与		等の金額	除後の給与		等の金額	除後の給与		等の金額
以 上	未 満		以 上	未 満		以 上	未 満	
円	円	円	円	円	円	円	円	円
1,830,000	1,832,000	1,222,500	1,930,000	1,932,000	1,297,500	2,030,000	2,032,000	1,372,500
1,832,000	1,834,000	1,224,000	1,932,000	1,934,000	1,299,000	2,032,000	2,034,000	1,374,000
1,834,000	1,836,000	1,225,500	1,934,000	1,936,000	1,300,500	2,034,000	2,036,000	1,375,500
1,836,000	1,838,000	1,227,000	1,936,000	1,938,000	1,302,000	2,036,000	2,038,000	1,377,000
1,838,000	1,840,000	1,228,500	1,938,000	1,940,000	1,303,500	2,038,000	2,040,000	1,378,500
1,840,000	1,842,000	1,230,000	1,940,000	1,942,000	1,305,000	2,040,000	2,042,000	1,380,000
1,842,000	1,844,000	1,231,500	1,942,000	1,944,000	1,306,500	2,042,000	2,044,000	1,381,500
1,844,000	1,846,000	1,233,000	1,944,000	1,946,000	1,308,000	2,044,000	2,046,000	1,383,000
1,846,000	1,848,000	1,234,500	1,946,000	1,948,000	1,309,500	2,046,000	2,048,000	1,384,500
1,848,000	1,850,000	1,236,000	1,948,000	1,950,000	1,311,000	2,048,000	2,050,000	1,386,000
1,850,000	1,852,000	1,237,500	1,950,000	1,952,000	1,312,500	2,050,000	2,052,000	1,387,500
1,852,000	1,854,000	1,239,000	1,952,000	1,954,000	1,314,000	2,052,000	2,054,000	1,389,000
1,854,000	1,856,000	1,240,500	1,954,000	1,956,000	1,315,500	2,054,000	2,056,000	1,390,500
1,856,000	1,858,000	1,242,000	1,956,000	1,958,000	1,317,000	2,056,000	2,058,000	1,392,000
1,858,000	1,860,000	1,243,500	1,958,000	1,960,000	1,318,500	2,058,000	2,060,000	1,393,500
1,860,000	1,862,000	1,245,000	1,960,000	1,962,000	1,320,000	2,060,000	2,062,000	1,395,000
1,862,000	1,864,000	1,246,500	1,962,000	1,964,000	1,321,500	2,062,000	2,064,000	1,396,500
1,864,000	1,866,000	1,248,000	1,964,000	1,966,000	1,323,000	2,064,000	2,066,000	1,398,000
1,866,000	1,868,000	1,249,500	1,966,000	1,968,000	1,324,500	2,066,000	2,068,000	1,399,500
1,868,000	1,870,000	1,251,000	1,968,000	1,970,000	1,326,000	2,068,000	2,070,000	1,401,000
1,870,000	1,872,000	1,252,500	1,970,000	1,972,000	1,327,500	2,070,000	2,072,000	1,402,500
1,872,000	1,874,000	1,254,000	1,972,000	1,974,000	1,329,000	2,072,000	2,074,000	1,404,000
1,874,000	1,876,000	1,255,500	1,974,000	1,976,000	1,330,500	2,074,000	2,076,000	1,405,500
1,876,000	1,878,000	1,257,000	1,976,000	1,978,000	1,332,000	2,076,000	2,078,000	1,407,000
1,878,000	1,880,000	1,258,500	1,978,000	1,980,000	1,333,500	2,078,000	2,080,000	1,408,500
1,880,000	1,882,000	1,260,000	1,980,000	1,982,000	1,335,000	2,080,000	2,082,000	1,410,000
1,882,000	1,884,000	1,261,500	1,982,000	1,984,000	1,336,500	2,082,000	2,084,000	1,411,500
1,884,000	1,886,000	1,263,000	1,984,000	1,986,000	1,338,000	2,084,000	2,086,000	1,413,000
1,886,000	1,888,000	1,264,500	1,986,000	1,988,000	1,339,500	2,086,000	2,088,000	1,414,500
1,888,000	1,890,000	1,266,000	1,988,000	1,990,000	1,341,000	2,088,000	2,090,000	1,416,000
1,890,000	1,892,000	1,267,500	1,990,000	1,992,000	1,342,500	2,090,000	2,092,000	1,417,500
1,892,000	1,894,000	1,269,000	1,992,000	1,994,000	1,344,000	2,092,000	2,094,000	1,419,000
1,894,000	1,896,000	1,270,500	1,994,000	1,996,000	1,345,500	2,094,000	2,096,000	1,420,500
1,896,000	1,898,000	1,272,000	1,996,000	1,998,000	1,347,000	2,096,000	2,098,000	1,422,000
1,898,000	1,900,000	1,273,500	1,998,000	2,000,000	1,348,500	2,098,000	2,100,000	1,423,500
1,900,000	1,902,000	1,275,000	2,000,000	2,002,000	1,350,000	2,100,000	2,102,000	1,425,000
1,902,000	1,904,000	1,276,500	2,002,000	2,004,000	1,351,500	2,102,000	2,104,000	1,426,500
1,904,000	1,906,000	1,278,000	2,004,000	2,006,000	1,353,000	2,104,000	2,106,000	1,428,000
1,906,000	1,908,000	1,279,500	2,006,000	2,008,000	1,354,500	2,106,000	2,108,000	1,429,500
1,908,000	1,910,000	1,281,000	2,008,000	2,010,000	1,356,000	2,108,000	2,110,000	1,431,000
1,910,000	1,912,000	1,282,500	2,010,000	2,012,000	1,357,500	2,110,000	2,112,000	1,432,500
1,912,000	1,914,000	1,284,000	2,012,000	2,014,000	1,359,000	2,112,000	2,114,000	1,434,000
1,914,000	1,916,000	1,285,500	2,014,000	2,016,000	1,360,500	2,114,000	2,116,000	1,435,500
1,916,000	1,918,000	1,287,000	2,016,000	2,018,000	1,362,000	2,116,000	2,118,000	1,437,000
1,918,000	1,920,000	1,288,500	2,018,000	2,020,000	1,363,500	2,118,000	2,120,000	1,438,500
1,920,000	1,922,000	1,290,000	2,020,000	2,022,000	1,365,000	2,120,000	2,122,000	1,440,000
1,922,000	1,924,000	1,291,500	2,022,000	2,024,000	1,366,500	2,122,000	2,124,000	1,441,500
1,924,000	1,926,000	1,293,000	2,024,000	2,026,000	1,368,000	2,124,000	2,126,000	1,443,000
1,926,000	1,928,000	1,294,500	2,026,000	2,028,000	1,369,500	2,126,000	2,128,000	1,444,500
1,928,000	1,930,000	1,296,000	2,028,000	2,030,000	1,371,000	2,128,000	2,130,000	1,446,000

昭和四十九年三月二十六日 衆議院會議録第二十号(一) 所得税法及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の一部を改正する法律案

(四)

給 与 等 の 金 額			給与所得控 除後の給与 等の金額	給 与 等 の 金 額			給与所得控 除後の給与 等の金額	給 与 等 の 金 額			給与所得控 除後の給与 等の金額
以	上	未 満		以	上	未 満		以	上	未 満	
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
2,130,000	2,132,000	1,447,500	2,230,000	2,232,000	1,522,500	2,330,000	2,332,000	1,597,500			
2,132,000	2,134,000	1,449,000	2,232,000	2,234,000	1,524,000	2,332,000	2,334,000	1,599,000			
2,134,000	2,136,000	1,450,500	2,234,000	2,236,000	1,525,500	2,334,000	2,336,000	1,600,500			
2,136,000	2,138,000	1,452,000	2,236,000	2,238,000	1,527,000	2,336,000	2,338,000	1,602,000			
2,138,000	2,140,000	1,453,500	2,238,000	2,240,000	1,528,500	2,338,000	2,340,000	1,603,500			
2,140,000	2,142,000	1,455,000	2,240,000	2,242,000	1,530,000	2,340,000	2,342,000	1,605,000			
2,142,000	2,144,000	1,456,500	2,242,000	2,244,000	1,531,500	2,342,000	2,344,000	1,606,500			
2,144,000	2,146,000	1,458,000	2,244,000	2,246,000	1,533,000	2,344,000	2,346,000	1,608,000			
2,146,000	2,148,000	1,459,500	2,246,000	2,248,000	1,534,500	2,346,000	2,348,000	1,609,500			
2,148,000	2,150,000	1,461,000	2,248,000	2,250,000	1,536,000	2,348,000	2,350,000	1,611,000			
2,150,000	2,152,000	1,462,500	2,250,000	2,252,000	1,537,500	2,350,000	2,352,000	1,612,500			
2,152,000	2,154,000	1,464,000	2,252,000	2,254,000	1,539,000	2,352,000	2,354,000	1,614,000			
2,154,000	2,156,000	1,465,500	2,254,000	2,256,000	1,540,500	2,354,000	2,356,000	1,615,500			
2,156,000	2,158,000	1,467,000	2,256,000	2,258,000	1,542,000	2,356,000	2,358,000	1,617,000			
2,158,000	2,160,000	1,468,500	2,258,000	2,260,000	1,543,500	2,358,000	2,360,000	1,618,500			
2,160,000	2,162,000	1,470,000	2,260,000	2,262,000	1,545,000	2,360,000	2,362,000	1,620,000			
2,162,000	2,164,000	1,471,500	2,262,000	2,264,000	1,546,500	2,362,000	2,364,000	1,621,500			
2,164,000	2,166,000	1,473,000	2,264,000	2,266,000	1,548,000	2,364,000	2,366,000	1,623,000			
2,166,000	2,168,000	1,474,500	2,266,000	2,268,000	1,549,500	2,366,000	2,368,000	1,624,500			
2,168,000	2,170,000	1,476,000	2,268,000	2,270,000	1,551,000	2,368,000	2,370,000	1,626,000			
2,170,000	2,172,000	1,477,500	2,270,000	2,272,000	1,552,500	2,370,000	2,372,000	1,627,500			
2,172,000	2,174,000	1,479,000	2,272,000	2,274,000	1,554,000	2,372,000	2,374,000	1,629,000			
2,174,000	2,176,000	1,480,500	2,274,000	2,276,000	1,555,500	2,374,000	2,376,000	1,630,500			
2,176,000	2,178,000	1,482,000	2,276,000	2,278,000	1,557,000	2,376,000	2,378,000	1,632,000			
2,178,000	2,180,000	1,483,500	2,278,000	2,280,000	1,558,500	2,378,000	2,380,000	1,633,500			
2,180,000	2,182,000	1,485,000	2,280,000	2,282,000	1,560,000	2,380,000	2,382,000	1,635,000			
2,182,000	2,184,000	1,486,500	2,282,000	2,284,000	1,561,500	2,382,000	2,384,000	1,636,500			
2,184,000	2,186,000	1,488,000	2,284,000	2,286,000	1,563,000	2,384,000	2,386,000	1,638,000			
2,186,000	2,188,000	1,489,500	2,286,000	2,288,000	1,564,500	2,386,000	2,388,000	1,639,500			
2,188,000	2,190,000	1,491,000	2,288,000	2,290,000	1,566,000	2,388,000	2,390,000	1,641,000			
2,190,000	2,192,000	1,492,500	2,290,000	2,292,000	1,567,500	2,390,000	2,392,000	1,642,500			
2,192,000	2,194,000	1,494,000	2,292,000	2,294,000	1,569,000	2,392,000	2,394,000	1,644,000			
2,194,000	2,196,000	1,495,500	2,294,000	2,296,000	1,570,500	2,394,000	2,396,000	1,645,500			
2,196,000	2,198,000	1,497,000	2,296,000	2,298,000	1,572,000	2,396,000	2,398,000	1,647,000			
2,198,000	2,200,000	1,498,500	2,298,000	2,300,000	1,573,500	2,398,000	2,400,000	1,648,500			
2,200,000	2,202,000	1,500,000	2,300,000	2,302,000	1,575,000	2,400,000	2,402,000	1,650,000			
2,202,000	2,204,000	1,501,500	2,302,000	2,304,000	1,576,500	2,402,000	2,404,000	1,651,500			
2,204,000	2,206,000	1,503,000	2,304,000	2,306,000	1,578,000	2,404,000	2,406,000	1,653,000			
2,206,000	2,208,000	1,504,500	2,306,000	2,308,000	1,579,500	2,406,000	2,408,000	1,654,500			
2,208,000	2,210,000	1,506,000	2,308,000	2,310,000	1,581,000	2,408,000	2,410,000	1,656,000			
2,210,000	2,212,000	1,507,500	2,310,000	2,312,000	1,582,500	2,410,000	2,412,000	1,657,500			
2,212,000	2,214,000	1,509,000	2,312,000	2,314,000	1,584,000	2,412,000	2,414,000	1,659,000			
2,214,000	2,216,000	1,510,500	2,314,000	2,316,000	1,585,500	2,414,000	2,416,000	1,660,500			
2,216,000	2,218,000	1,512,000	2,316,000	2,318,000	1,587,000	2,416,000	2,418,000	1,662,000			
2,218,000	2,220,000	1,513,500	2,318,000	2,320,000	1,588,500	2,418,000	2,420,000	1,663,500			
2,220,000	2,222,000	1,515,000	2,320,000	2,322,000	1,590,000	2,420,000	2,422,000	1,665,000			
2,222,000	2,224,000	1,516,500	2,322,000	2,324,000	1,591,500	2,422,000	2,424,000	1,666,500			
2,224,000	2,226,000	1,518,000	2,324,000	2,326,000	1,593,000	2,424,000	2,426,000	1,668,000			
2,226,000	2,228,000	1,519,500	2,326,000	2,328,000	1,594,500	2,426,000	2,428,000	1,669,500			
2,228,000	2,230,000	1,521,000	2,328,000	2,330,000	1,596,000	2,428,000	2,430,000	1,671,000			

(五)

給 与 等 の 金 額		給与所得控	給 与 等 の 金 額		給与所得控	給 与 等 の 金 額		給与所得控
以 上 未 満		除後の給与 等の金額	以 上 未 満		除後の給与 等の金額	以 上 未 満		除後の給与 等の金額
円	円	円	円	円	円	円	円	円
2,430,000	2,432,000	1,672,500	2,530,000	2,532,000	1,747,500	2,630,000	2,632,000	1,822,500
2,432,000	2,434,000	1,674,000	2,532,000	2,534,000	1,749,000	2,632,000	2,634,000	1,824,000
2,434,000	2,436,000	1,675,500	2,534,000	2,536,000	1,750,500	2,634,000	2,636,000	1,825,500
2,436,000	2,438,000	1,677,000	2,536,000	2,538,000	1,752,000	2,636,000	2,638,000	1,827,000
2,438,000	2,440,000	1,678,500	2,538,000	2,540,000	1,753,500	2,638,000	2,640,000	1,828,500
2,440,000	2,442,000	1,680,000	2,540,000	2,542,000	1,755,000	2,640,000	2,642,000	1,830,000
2,442,000	2,444,000	1,681,500	2,542,000	2,544,000	1,756,500	2,642,000	2,644,000	1,831,500
2,444,000	2,446,000	1,683,000	2,544,000	2,546,000	1,758,000	2,644,000	2,646,000	1,833,000
2,446,000	2,448,000	1,684,500	2,546,000	2,548,000	1,759,500	2,646,000	2,648,000	1,834,500
2,448,000	2,450,000	1,686,000	2,548,000	2,550,000	1,761,000	2,648,000	2,650,000	1,836,000
2,450,000	2,452,000	1,687,500	2,550,000	2,552,000	1,762,500	2,650,000	2,652,000	1,837,500
2,452,000	2,454,000	1,689,000	2,552,000	2,554,000	1,764,000	2,652,000	2,654,000	1,839,000
2,454,000	2,456,000	1,690,500	2,554,000	2,556,000	1,765,500	2,654,000	2,656,000	1,840,500
2,456,000	2,458,000	1,692,000	2,556,000	2,558,000	1,767,000	2,656,000	2,658,000	1,842,000
2,458,000	2,460,000	1,693,500	2,558,000	2,560,000	1,768,500	2,658,000	2,660,000	1,843,500
2,460,000	2,462,000	1,695,000	2,560,000	2,562,000	1,770,000	2,660,000	2,662,000	1,845,000
2,462,000	2,464,000	1,696,500	2,562,000	2,564,000	1,771,500	2,662,000	2,664,000	1,846,500
2,464,000	2,466,000	1,698,000	2,564,000	2,566,000	1,773,000	2,664,000	2,666,000	1,848,000
2,466,000	2,468,000	1,699,500	2,566,000	2,568,000	1,774,500	2,666,000	2,668,000	1,849,500
2,468,000	2,470,000	1,701,000	2,568,000	2,570,000	1,776,000	2,668,000	2,670,000	1,851,000
2,470,000	2,472,000	1,702,500	2,570,000	2,572,000	1,777,500	2,670,000	2,672,000	1,852,500
2,472,000	2,474,000	1,704,000	2,572,000	2,574,000	1,779,000	2,672,000	2,674,000	1,854,000
2,474,000	2,476,000	1,705,500	2,574,000	2,576,000	1,780,500	2,674,000	2,676,000	1,855,500
2,476,000	2,478,000	1,707,000	2,576,000	2,578,000	1,782,000	2,676,000	2,678,000	1,857,000
2,478,000	2,480,000	1,708,500	2,578,000	2,580,000	1,783,500	2,678,000	2,680,000	1,858,500
2,480,000	2,482,000	1,710,000	2,580,000	2,582,000	1,785,000	2,680,000	2,682,000	1,860,000
2,482,000	2,484,000	1,711,500	2,582,000	2,584,000	1,786,500	2,682,000	2,684,000	1,861,500
2,484,000	2,486,000	1,713,000	2,584,000	2,586,000	1,788,000	2,684,000	2,686,000	1,863,000
2,486,000	2,488,000	1,714,500	2,586,000	2,588,000	1,789,500	2,686,000	2,688,000	1,864,500
2,488,000	2,490,000	1,716,000	2,588,000	2,590,000	1,791,000	2,688,000	2,690,000	1,866,000
2,490,000	2,492,000	1,717,500	2,590,000	2,592,000	1,792,500	2,690,000	2,692,000	1,867,500
2,492,000	2,494,000	1,719,000	2,592,000	2,594,000	1,794,000	2,692,000	2,694,000	1,869,000
2,494,000	2,496,000	1,720,500	2,594,000	2,596,000	1,795,500	2,694,000	2,696,000	1,870,500
2,496,000	2,498,000	1,722,000	2,596,000	2,598,000	1,797,000	2,696,000	2,698,000	1,872,000
2,498,000	2,500,000	1,723,500	2,598,000	2,600,000	1,798,500	2,698,000	2,700,000	1,873,500
2,500,000	2,502,000	1,725,000	2,600,000	2,602,000	1,800,000	2,700,000	2,702,000	1,875,000
2,502,000	2,504,000	1,726,500	2,602,000	2,604,000	1,801,500	2,702,000	2,704,000	1,876,500
2,504,000	2,506,000	1,728,000	2,604,000	2,606,000	1,803,000	2,704,000	2,706,000	1,878,000
2,506,000	2,508,000	1,729,500	2,606,000	2,608,000	1,804,500	2,706,000	2,708,000	1,879,500
2,508,000	2,510,000	1,731,000	2,608,000	2,610,000	1,806,000	2,708,000	2,710,000	1,881,000
2,510,000	2,512,000	1,732,500	2,610,000	2,612,000	1,807,500	2,710,000	2,712,000	1,882,500
2,512,000	2,514,000	1,734,000	2,612,000	2,614,000	1,809,000	2,712,000	2,714,000	1,884,000
2,514,000	2,516,000	1,735,500	2,614,000	2,616,000	1,810,500	2,714,000	2,716,000	1,885,500
2,516,000	2,518,000	1,737,000	2,616,000	2,618,000	1,812,000	2,716,000	2,718,000	1,887,000
2,518,000	2,520,000	1,738,500	2,618,000	2,620,000	1,813,500	2,718,000	2,720,000	1,888,500
2,520,000	2,522,000	1,740,000	2,620,000	2,622,000	1,815,000	2,720,000	2,722,000	1,890,000
2,522,000	2,524,000	1,741,500	2,622,000	2,624,000	1,816,500	2,722,000	2,724,000	1,891,500
2,524,000	2,526,000	1,743,000	2,624,000	2,626,000	1,818,000	2,724,000	2,726,000	1,893,000
2,526,000	2,528,000	1,744,500	2,626,000	2,628,000	1,819,500	2,726,000	2,728,000	1,894,500
2,528,000	2,530,000	1,746,000	2,628,000	2,630,000	1,821,000	2,728,000	2,730,000	1,896,000

昭和四十九年三月二十六日 衆議院會議録第二十号(二) 所得税法及び災害被害者に対する租税の減免 徴収猶予等に関する法律の一部を改正する法律案

(六)

給 与 等 の 金 額		給与所得控	給 与 等 の 金 額		給与所得控	給 与 等 の 金 額		給与所得控	
以 上 未 満		除後の給与 等の金額	以 上 未 満		除後の給与 等の金額	以 上 未 満		除後の給与 等の金額	
円	円	円	円	円	円	円	円	円	
2,730,000	2,732,000	1,897,500	2,830,000	2,832,000	1,972,500	2,930,000	2,932,000	2,047,500	
2,732,000	2,734,000	1,899,000	2,832,000	2,834,000	1,974,000	2,932,000	2,934,000	2,049,000	
2,734,000	2,736,000	1,900,500	2,834,000	2,836,000	1,975,500	2,934,000	2,936,000	2,050,500	
2,736,000	2,738,000	1,902,000	2,836,000	2,838,000	1,977,000	2,936,000	2,938,000	2,052,000	
2,738,000	2,740,000	1,903,500	2,838,000	2,840,000	1,978,500	2,938,000	2,940,000	2,053,500	
2,740,000	2,742,000	1,905,000	2,840,000	2,842,000	1,980,000	2,940,000	2,942,000	2,055,000	
2,742,000	2,744,000	1,906,500	2,842,000	2,844,000	1,981,500	2,942,000	2,944,000	2,056,500	
2,744,000	2,746,000	1,908,000	2,844,000	2,846,000	1,983,000	2,944,000	2,946,000	2,058,000	
2,746,000	2,748,000	1,909,500	2,846,000	2,848,000	1,984,500	2,946,000	2,948,000	2,059,500	
2,748,000	2,750,000	1,911,000	2,848,000	2,850,000	1,986,000	2,948,000	2,950,000	2,061,000	
2,750,000	2,752,000	1,912,500	2,850,000	2,852,000	1,987,500	2,950,000	2,952,000	2,062,500	
2,752,000	2,754,000	1,914,000	2,852,000	2,854,000	1,989,000	2,952,000	2,954,000	2,064,000	
2,754,000	2,756,000	1,915,500	2,854,000	2,856,000	1,990,500	2,954,000	2,956,000	2,065,500	
2,756,000	2,758,000	1,917,000	2,856,000	2,858,000	1,992,000	2,956,000	2,958,000	2,067,000	
2,758,000	2,760,000	1,918,500	2,858,000	2,860,000	1,993,500	2,958,000	2,960,000	2,068,500	
2,760,000	2,762,000	1,920,000	2,860,000	2,862,000	1,995,000	2,960,000	2,962,000	2,070,000	
2,762,000	2,764,000	1,921,500	2,862,000	2,864,000	1,996,500	2,962,000	2,964,000	2,071,500	
2,764,000	2,766,000	1,923,000	2,864,000	2,866,000	1,998,000	2,964,000	2,966,000	2,073,000	
2,766,000	2,768,000	1,924,500	2,866,000	2,868,000	1,999,500	2,966,000	2,968,000	2,074,500	
2,768,000	2,770,000	1,926,000	2,868,000	2,870,000	2,001,000	2,968,000	2,970,000	2,076,000	
2,770,000	2,772,000	1,927,500	2,870,000	2,872,000	2,002,500	2,970,000	2,972,000	2,077,500	
2,772,000	2,774,000	1,929,000	2,872,000	2,874,000	2,004,000	2,972,000	2,974,000	2,079,000	
2,774,000	2,776,000	1,930,500	2,874,000	2,876,000	2,005,500	2,974,000	2,976,000	2,080,500	
2,776,000	2,778,000	1,932,000	2,876,000	2,878,000	2,007,000	2,976,000	2,978,000	2,082,000	
2,778,000	2,780,000	1,933,500	2,878,000	2,880,000	2,008,500	2,978,000	2,980,000	2,083,500	
2,780,000	2,782,000	1,935,000	2,880,000	2,882,000	2,010,000	2,980,000	2,982,000	2,085,000	
2,782,000	2,784,000	1,936,500	2,882,000	2,884,000	2,011,500	2,982,000	2,984,000	2,086,500	
2,784,000	2,786,000	1,938,000	2,884,000	2,886,000	2,013,000	2,984,000	2,986,000	2,088,000	
2,786,000	2,788,000	1,939,500	2,886,000	2,888,000	2,014,500	2,986,000	2,988,000	2,089,500	
2,788,000	2,790,000	1,941,000	2,888,000	2,890,000	2,016,000	2,988,000	2,990,000	2,091,000	
2,790,000	2,792,000	1,942,500	2,890,000	2,892,000	2,017,500	2,990,000	2,992,000	2,092,500	
2,792,000	2,794,000	1,944,000	2,892,000	2,894,000	2,019,000	2,992,000	2,994,000	2,094,000	
2,794,000	2,796,000	1,945,500	2,894,000	2,896,000	2,020,500	2,994,000	2,996,000	2,095,500	
2,796,000	2,798,000	1,947,000	2,896,000	2,898,000	2,022,000	2,996,000	2,998,000	2,097,000	
2,798,000	2,800,000	1,948,500	2,898,000	2,900,000	2,023,500	2,998,000	3,000,000	2,098,500	
2,800,000	2,802,000	1,950,000	2,900,000	2,902,000	2,025,000	3,000,000	6,000,000	給与等の金額に 84%を乗じて算 出した金額から 420,000円を控 除した金額	
2,802,000	2,804,000	1,951,500	2,902,000	2,904,000	2,026,500				
2,804,000	2,806,000	1,953,000	2,904,000	2,906,000	2,028,000				
2,806,000	2,808,000	1,954,500	2,906,000	2,908,000	2,029,500				
2,808,000	2,810,000	1,956,000	2,908,000	2,910,000	2,031,000				
2,810,000	2,812,000	1,957,500	2,910,000	2,912,000	2,032,500	6,000,000 円以上		給与等の金額に 93%を乗じて算 出した金額から 960,000円を控 除した金額	
2,812,000	2,814,000	1,959,000	2,912,000	2,914,000	2,034,000				
2,814,000	2,816,000	1,960,500	2,914,000	2,916,000	2,035,500				
2,816,000	2,818,000	1,962,000	2,916,000	2,918,000	2,037,000				
2,818,000	2,820,000	1,963,500	2,918,000	2,920,000	2,038,500				
2,820,000	2,822,000	1,965,000	2,920,000	2,922,000	2,040,000				
2,822,000	2,824,000	1,966,500	2,922,000	2,924,000	2,041,500				
2,824,000	2,826,000	1,968,000	2,924,000	2,926,000	2,043,000				
2,826,000	2,828,000	1,969,500	2,926,000	2,928,000	2,044,500				
2,828,000	2,830,000	1,971,000	2,928,000	2,930,000	2,046,000				

(備考) 給与所得控除後の給与等の金額を求めるには、その年中の給与等の金額に応じ、「給与等の金額」欄の該当する行を求めるものとし、その行の「給与所得控除後の給与等の金額」欄に記載されている金額が、その給与等の金額についての給与所得控除後の給与等の金額である。この場合において、給与等の金額が3,000,000円以上の居住者の給与所得控除後の給与等の金額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額をもつてその求める給与所得控除後の給与等の金額とする。

附則別表第六 昭和49年分の退職所得の源泉徴収税額表

(一)

退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税 額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税 額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税 額
以 上	未 満		以 上	未 満		以 上	未 満	
円 2,000	円 円未満	円 0	円 100,000	円 102,000	円 5,000	円 274,000	円 278,000	円 13,700
2,000	4,000	100	102,000	104,000	5,100	278,000	282,000	13,900
4,000	6,000	200	104,000	106,000	5,200	282,000	286,000	14,100
6,000	8,000	300	106,000	108,000	5,300	286,000	290,000	14,300
8,000	10,000	400	108,000	110,000	5,400	290,000	294,000	14,500
10,000	12,000	500	110,000	112,000	5,500	294,000	298,000	14,700
12,000	14,000	600	112,000	114,000	5,600	298,000	302,000	14,900
14,000	16,000	700	114,000	116,000	5,700	302,000	306,000	15,100
16,000	18,000	800	116,000	118,000	5,800	306,000	310,000	15,300
18,000	20,000	900	118,000	120,000	5,900	310,000	314,000	15,500
20,000	22,000	1,000	120,000	122,000	6,000	314,000	318,000	15,700
22,000	24,000	1,100	122,000	124,000	6,100	318,000	322,000	15,900
24,000	26,000	1,200	124,000	126,000	6,200	322,000	326,000	16,100
26,000	28,000	1,300	126,000	130,000	6,300	326,000	330,000	16,300
28,000	30,000	1,400	130,000	134,000	6,500	330,000	334,000	16,500
30,000	32,000	1,500	134,000	138,000	6,700	334,000	338,000	16,700
32,000	34,000	1,600	138,000	142,000	6,900	338,000	342,000	16,900
34,000	36,000	1,700	142,000	146,000	7,100	342,000	346,000	17,100
36,000	38,000	1,800	146,000	150,000	7,300	346,000	350,000	17,300
38,000	40,000	1,900	150,000	154,000	7,500	350,000	354,000	17,500
40,000	42,000	2,000	154,000	158,000	7,700	354,000	358,000	17,700
42,000	44,000	2,100	158,000	162,000	7,900	358,000	362,000	17,900
44,000	46,000	2,200	162,000	166,000	8,100	362,000	366,000	18,100
46,000	48,000	2,300	166,000	170,000	8,300	366,000	370,000	18,300
48,000	50,000	2,400	170,000	174,000	8,500	370,000	374,000	18,500
50,000	52,000	2,500	174,000	178,000	8,700	374,000	378,000	18,700
52,000	54,000	2,600	178,000	182,000	8,900	378,000	382,000	18,900
54,000	56,000	2,700	182,000	186,000	9,100	382,000	386,000	19,100
56,000	58,000	2,800	186,000	190,000	9,300	386,000	390,000	19,300
58,000	60,000	2,900	190,000	194,000	9,500	390,000	396,000	19,500
60,000	62,000	3,000	194,000	198,000	9,700	396,000	402,000	19,800
62,000	64,000	3,100	198,000	202,000	9,900	402,000	408,000	20,100
64,000	66,000	3,200	202,000	206,000	10,100	408,000	414,000	20,400
66,000	68,000	3,300	206,000	210,000	10,300	414,000	420,000	20,700
68,000	70,000	3,400	210,000	214,000	10,500	420,000	426,000	21,000
70,000	72,000	3,500	214,000	218,000	10,700	426,000	432,000	21,300
72,000	74,000	3,600	218,000	222,000	10,900	432,000	438,000	21,600
74,000	76,000	3,700	222,000	226,000	11,100	438,000	444,000	21,900
76,000	78,000	3,800	226,000	230,000	11,300	444,000	450,000	22,200
78,000	80,000	3,900	230,000	234,000	11,500	450,000	456,000	22,500
80,000	82,000	4,000	234,000	238,000	11,700	456,000	462,000	22,800
82,000	84,000	4,100	238,000	242,000	11,900	462,000	468,000	23,100
84,000	86,000	4,200	242,000	246,000	12,100	468,000	474,000	23,400
86,000	88,000	4,300	246,000	250,000	12,300	474,000	480,000	23,700
88,000	90,000	4,400	250,000	254,000	12,500	480,000	486,000	24,000
90,000	92,000	4,500	254,000	258,000	12,700	486,000	492,000	24,300
92,000	94,000	4,600	258,000	262,000	12,900	492,000	498,000	24,600
94,000	96,000	4,700	262,000	266,000	13,100	498,000	504,000	24,900
96,000	98,000	4,800	266,000	270,000	13,300	504,000	510,000	25,200
98,000	100,000	4,900	270,000	274,000	13,500	510,000	516,000	25,500

(二)

退職所得控除額控 除後の退職手当等 の金額		税 額	退職所得控除額控 除後の退職手当等 の金額		税 額	退職所得控除額控 除後の退職手当等 の金額		税 額
以	上 未 満		以	上 未 満		以	上 未 満	
円	円	円	円	円	円	円	円	円
516,000	522,000	25,800	828,000	836,000	41,400	1,228,000	1,236,000	62,600
522,000	528,000	26,100	836,000	844,000	41,800	1,236,000	1,244,000	63,100
528,000	534,000	26,400	844,000	852,000	42,300	1,244,000	1,252,000	63,600
534,000	540,000	26,700	852,000	860,000	42,700	1,252,000	1,260,000	64,100
540,000	546,000	27,000	860,000	868,000	43,100	1,260,000	1,268,000	64,600
546,000	552,000	27,300	868,000	876,000	43,500	1,268,000	1,276,000	65,000
552,000	558,000	27,600	876,000	884,000	43,900	1,276,000	1,284,000	65,500
558,000	564,000	27,900	884,000	892,000	44,400	1,284,000	1,292,000	66,000
564,000	570,000	28,200	892,000	900,000	44,800	1,292,000	1,300,000	66,500
570,000	576,000	28,500	900,000	908,000	45,200	1,300,000	1,310,000	67,000
576,000	582,000	28,800	908,000	916,000	45,600	1,310,000	1,320,000	67,600
582,000	588,000	29,100	916,000	924,000	46,000	1,320,000	1,330,000	68,200
588,000	594,000	29,400	924,000	932,000	46,500	1,330,000	1,340,000	68,800
594,000	600,000	29,700	932,000	940,000	46,900	1,340,000	1,350,000	69,400
600,000	606,000	30,000	940,000	948,000	47,300	1,350,000	1,360,000	70,000
606,000	612,000	30,300	948,000	956,000	47,700	1,360,000	1,370,000	70,600
612,000	618,000	30,600	956,000	964,000	48,100	1,370,000	1,380,000	71,200
618,000	624,000	30,900	964,000	972,000	48,600	1,380,000	1,390,000	71,800
624,000	630,000	31,200	972,000	980,000	49,000	1,390,000	1,400,000	72,400
630,000	636,000	31,500	980,000	988,000	49,400	1,400,000	1,410,000	73,000
636,000	642,000	31,800	988,000	996,000	49,800	1,410,000	1,420,000	73,600
642,000	648,000	32,100	996,000	1,004,000	50,200	1,420,000	1,430,000	74,200
648,000	654,000	32,400	1,004,000	1,012,000	50,700	1,430,000	1,440,000	74,800
654,000	660,000	32,700	1,012,000	1,020,000	51,100	1,440,000	1,450,000	75,400
660,000	666,000	33,000	1,020,000	1,028,000	51,500	1,450,000	1,460,000	76,000
666,000	672,000	33,300	1,028,000	1,036,000	51,900	1,460,000	1,470,000	76,600
672,000	678,000	33,600	1,036,000	1,044,000	52,300	1,470,000	1,480,000	77,200
678,000	684,000	33,900	1,044,000	1,052,000	52,800	1,480,000	1,490,000	77,800
684,000	690,000	34,200	1,052,000	1,060,000	53,200	1,490,000	1,500,000	78,400
690,000	696,000	34,500	1,060,000	1,068,000	53,600	1,500,000	1,510,000	79,000
696,000	702,000	34,800	1,068,000	1,076,000	54,000	1,510,000	1,520,000	79,600
702,000	708,000	35,100	1,076,000	1,084,000	54,400	1,520,000	1,530,000	80,200
708,000	714,000	35,400	1,084,000	1,092,000	54,900	1,530,000	1,540,000	80,800
714,000	720,000	35,700	1,092,000	1,100,000	55,300	1,540,000	1,550,000	81,400
720,000	726,000	36,000	1,100,000	1,108,000	55,700	1,550,000	1,560,000	82,000
726,000	732,000	36,300	1,108,000	1,116,000	56,100	1,560,000	1,570,000	82,600
732,000	738,000	36,600	1,116,000	1,124,000	56,500	1,570,000	1,580,000	83,200
738,000	744,000	36,900	1,124,000	1,132,000	57,000	1,580,000	1,590,000	83,800
744,000	750,000	37,200	1,132,000	1,140,000	57,400	1,590,000	1,600,000	84,400
750,000	756,000	37,500	1,140,000	1,148,000	57,800	1,600,000	1,610,000	85,000
756,000	762,000	37,800	1,148,000	1,156,000	58,200	1,610,000	1,620,000	85,600
762,000	768,000	38,100	1,156,000	1,164,000	58,600	1,620,000	1,630,000	86,200
768,000	774,000	38,400	1,164,000	1,172,000	59,100	1,630,000	1,640,000	86,800
774,000	780,000	38,700	1,172,000	1,180,000	59,500	1,640,000	1,650,000	87,500
780,000	788,000	39,000	1,180,000	1,188,000	59,900	1,650,000	1,660,000	88,100
788,000	796,000	39,400	1,188,000	1,196,000	60,300	1,660,000	1,670,000	88,700
796,000	804,000	39,800	1,196,000	1,204,000	60,700	1,670,000	1,680,000	89,300
804,000	812,000	40,200	1,204,000	1,212,000	61,200	1,680,000	1,690,000	90,000
812,000	820,000	40,600	1,212,000	1,220,000	61,700	1,690,000	1,700,000	90,600
820,000	828,000	41,000	1,220,000	1,228,000	62,200	1,700,000	1,710,000	91,200

昭和四十九年三月二十六日 衆議院會議録第二十号(二) 所得税法及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の一部を改正する法律案

(三)

退職所得控除額控 除後の退職手当等 の金額		税 額	退職所得控除額控 除後の退職手当等 の金額		税 額	退職所得控除額控 除後の退職手当等 の金額		税 額
以 上	未 満		以 上	未 満		以 上	未 満	
円	円	円	円	円	円	円	円	円
1,710,000	1,720,000	91,800	2,210,000	2,220,000	123,100	2,710,000	2,720,000	157,400
1,720,000	1,730,000	92,500	2,220,000	2,230,000	123,700	2,720,000	2,730,000	158,200
1,730,000	1,740,000	93,100	2,230,000	2,240,000	124,300	2,730,000	2,740,000	158,900
1,740,000	1,750,000	93,700	2,240,000	2,250,000	125,000	2,740,000	2,750,000	159,600
1,750,000	1,760,000	94,300	2,250,000	2,260,000	125,600	2,750,000	2,760,000	160,300
1,760,000	1,770,000	95,000	2,260,000	2,270,000	126,200	2,760,000	2,770,000	161,100
1,770,000	1,780,000	95,600	2,270,000	2,280,000	126,800	2,770,000	2,780,000	161,800
1,780,000	1,790,000	96,200	2,280,000	2,290,000	127,500	2,780,000	2,790,000	162,500
1,790,000	1,800,000	96,800	2,290,000	2,300,000	128,100	2,790,000	2,800,000	163,200
1,800,000	1,810,000	97,500	2,300,000	2,310,000	128,700	2,800,000	2,810,000	164,000
1,810,000	1,820,000	98,100	2,310,000	2,320,000	129,300	2,810,000	2,820,000	164,700
1,820,000	1,830,000	98,700	2,320,000	2,330,000	130,000	2,820,000	2,830,000	165,400
1,830,000	1,840,000	99,300	2,330,000	2,340,000	130,600	2,830,000	2,840,000	166,100
1,840,000	1,850,000	100,000	2,340,000	2,350,000	131,200	2,840,000	2,850,000	166,900
1,850,000	1,860,000	100,600	2,350,000	2,360,000	131,800	2,850,000	2,860,000	167,600
1,860,000	1,870,000	101,200	2,360,000	2,370,000	132,500	2,860,000	2,870,000	168,300
1,870,000	1,880,000	101,800	2,370,000	2,380,000	133,100	2,870,000	2,880,000	169,000
1,880,000	1,890,000	102,500	2,380,000	2,390,000	133,700	2,880,000	2,890,000	169,800
1,890,000	1,900,000	103,100	2,390,000	2,400,000	134,300	2,890,000	2,900,000	170,500
1,900,000	1,910,000	103,700	2,400,000	2,410,000	135,000	2,900,000	2,910,000	171,200
1,910,000	1,920,000	104,300	2,410,000	2,420,000	135,700	2,910,000	2,920,000	171,900
1,920,000	1,930,000	105,000	2,420,000	2,430,000	136,400	2,920,000	2,930,000	172,700
1,930,000	1,940,000	105,600	2,430,000	2,440,000	137,100	2,930,000	2,940,000	173,400
1,940,000	1,950,000	106,200	2,440,000	2,450,000	137,900	2,940,000	2,950,000	174,100
1,950,000	1,960,000	106,800	2,450,000	2,460,000	138,600	2,950,000	2,960,000	174,800
1,960,000	1,970,000	107,500	2,460,000	2,470,000	139,300	2,960,000	2,970,000	175,600
1,970,000	1,980,000	108,100	2,470,000	2,480,000	140,000	2,970,000	2,980,000	176,300
1,980,000	1,990,000	108,700	2,480,000	2,490,000	140,800	2,980,000	2,990,000	177,000
1,990,000	2,000,000	109,300	2,490,000	2,500,000	141,500	2,990,000	3,000,000	177,700
2,000,000	2,010,000	110,000	2,500,000	2,510,000	142,200	3,000,000	3,010,000	178,500
2,010,000	2,020,000	110,600	2,510,000	2,520,000	142,900	3,010,000	3,020,000	179,200
2,020,000	2,030,000	111,200	2,520,000	2,530,000	143,700	3,020,000	3,030,000	179,900
2,030,000	2,040,000	111,800	2,530,000	2,540,000	144,400	3,030,000	3,040,000	180,600
2,040,000	2,050,000	112,500	2,540,000	2,550,000	145,100	3,040,000	3,050,000	181,400
2,050,000	2,060,000	113,100	2,550,000	2,560,000	145,800	3,050,000	3,060,000	182,100
2,060,000	2,070,000	113,700	2,560,000	2,570,000	146,600	3,060,000	3,070,000	182,800
2,070,000	2,080,000	114,300	2,570,000	2,580,000	147,300	3,070,000	3,080,000	183,500
2,080,000	2,090,000	115,000	2,580,000	2,590,000	148,000	3,080,000	3,090,000	184,300
2,090,000	2,100,000	115,600	2,590,000	2,600,000	148,700	3,090,000	3,100,000	185,000
2,100,000	2,110,000	116,200	2,600,000	2,610,000	149,500	3,100,000	3,110,000	185,700
2,110,000	2,120,000	116,800	2,610,000	2,620,000	150,200	3,110,000	3,120,000	186,400
2,120,000	2,130,000	117,500	2,620,000	2,630,000	150,900	3,120,000	3,130,000	187,200
2,130,000	2,140,000	118,100	2,630,000	2,640,000	151,600	3,130,000	3,140,000	187,900
2,140,000	2,150,000	118,700	2,640,000	2,650,000	152,400	3,140,000	3,150,000	188,600
2,150,000	2,160,000	119,300	2,650,000	2,660,000	153,100	3,150,000	3,160,000	189,300
2,160,000	2,170,000	120,000	2,660,000	2,670,000	153,800	3,160,000	3,170,000	190,100
2,170,000	2,180,000	120,600	2,670,000	2,680,000	154,500	3,170,000	3,180,000	190,800
2,180,000	2,190,000	121,200	2,680,000	2,690,000	155,300	3,180,000	3,190,000	191,500
2,190,000	2,200,000	121,800	2,690,000	2,700,000	156,000	3,190,000	3,200,000	192,200
2,200,000	2,210,000	122,500	2,700,000	2,710,000	156,700	3,200,000	3,210,000	193,000

(四)

退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税 額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税 額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税 額
以 上	未 満		以 上	未 満		以 上	未 満	
円	円	円	円	円	円	円	円	
3,210,000	3,220,000	193,700	3,710,000	3,720,000	232,000	6,400,000	7,600,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に11.25%を乗じて算出した金額から236,400円を控除した金額
3,220,000	3,230,000	194,500	3,720,000	3,730,000	232,900			
3,230,000	3,240,000	195,200	3,730,000	3,740,000	233,700			
3,240,000	3,250,000	196,000	3,740,000	3,750,000	234,500			
3,250,000	3,260,000	196,700	3,750,000	3,760,000	235,300			
3,260,000	3,270,000	197,500	3,760,000	3,770,000	236,200	7,600,000	8,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に11.6%を乗じて算出した金額から263,000円を控除した金額
3,270,000	3,280,000	198,200	3,770,000	3,780,000	237,000			
3,280,000	3,290,000	199,000	3,780,000	3,790,000	237,800			
3,290,000	3,300,000	199,700	3,790,000	3,800,000	238,600			
3,300,000	3,310,000	200,500	3,800,000	3,810,000	239,500			
3,310,000	3,320,000	201,200	3,810,000	3,820,000	240,300	8,000,000	8,800,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に12.75%を乗じて算出した金額から355,000円を控除した金額
3,320,000	3,330,000	202,000	3,820,000	3,830,000	241,100			
3,330,000	3,340,000	202,700	3,830,000	3,840,000	241,900			
3,340,000	3,350,000	203,500	3,840,000	3,850,000	242,800			
3,350,000	3,360,000	204,200	3,850,000	3,860,000	243,600			
3,360,000	3,370,000	205,000	3,860,000	3,870,000	244,400	8,800,000	10,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に13.25%を乗じて算出した金額から399,000円を控除した金額
3,370,000	3,380,000	205,700	3,870,000	3,880,000	245,200			
3,380,000	3,390,000	206,500	3,880,000	3,890,000	246,100			
3,390,000	3,400,000	207,200	3,890,000	3,900,000	246,900			
3,400,000	3,410,000	208,000	3,900,000	3,910,000	247,700			
3,410,000	3,420,000	208,700	3,910,000	3,920,000	248,500	10,000,000	12,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に14.85%を乗じて算出した金額から559,000円を控除した金額
3,420,000	3,430,000	209,500	3,920,000	3,930,000	249,400			
3,430,000	3,440,000	210,200	3,930,000	3,940,000	250,200			
3,440,000	3,450,000	211,000	3,940,000	3,950,000	251,000			
3,450,000	3,460,000	211,700	3,950,000	3,960,000	251,800			
3,460,000	3,470,000	212,500	3,960,000	3,970,000	252,700	12,000,000	14,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に16.5%を乗じて算出した金額から757,000円を控除した金額
3,470,000	3,480,000	213,200	3,970,000	3,980,000	253,500			
3,480,000	3,490,000	214,000	3,980,000	3,990,000	254,300			
3,490,000	3,500,000	214,700	3,990,000	4,000,000	255,100			
3,500,000	3,510,000	215,500						
3,510,000	3,520,000	216,200	4,000,000	4,800,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に8.6%を乗じて算出した金額から88,000円を控除した金額	14,000,000	16,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に18.5%を乗じて算出した金額から1,037,000円を控除した金額
3,520,000	3,530,000	217,000						
3,530,000	3,540,000	217,700						
3,540,000	3,550,000	218,500						
3,550,000	3,560,000	219,200						
3,560,000	3,570,000	220,000	4,800,000	5,200,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に9.35%を乗じて算出した金額から124,000円を控除した金額	16,000,000	18,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に20%を乗じて算出した金額から1,277,000円を控除した金額
3,570,000	3,580,000	220,700						
3,580,000	3,590,000	221,500						
3,590,000	3,600,000	222,200						
3,600,000	3,610,000	223,000						
3,610,000	3,620,000	223,800	5,200,000	6,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に9.75%を乗じて算出した金額から144,800円を控除した金額	18,000,000	20,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に20.5%を乗じて算出した金額から1,367,000円を控除した金額
3,620,000	3,630,000	224,600						
3,630,000	3,640,000	225,400						
3,640,000	3,650,000	226,300						
3,650,000	3,660,000	227,100						
3,660,000	3,670,000	227,900	6,000,000	6,400,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に10.85%を乗じて算出した金額から210,800円を控除した金額	20,000,000	24,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に22%を乗じて算出した金額から1,667,000円を控除した金額
3,670,000	3,680,000	228,700						
3,680,000	3,690,000	229,600						
3,690,000	3,700,000	230,400						
3,700,000	3,710,000	231,200						

昭和四十九年三月二十六日 衆議院会議録第二十号(一) 所得税法及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の一部を改正する法律案

(五)

退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税 額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税 額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税 額
以 上	未 満		以 上	未 満		以 上	未 満	
24,000,000 円	30,000,000 円	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に24.1%を乗じて算出した金額から2,171,000円を控除した金額	60,000,000 円	80,000,000 円	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に30%を乗じて算出した金額から4,761,000円を控除した金額	160,000,000 円以上		退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に37.5%を乗じて算出した金額から13,761,000円を控除した金額
30,000,000	40,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に25.5%を乗じて算出した金額から2,621,000円を控除した金額	80,000,000	120,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に32.5%を乗じて算出した金額から6,761,000円を控除した金額			
40,000,000	60,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に28.1%を乗じて算出した金額から3,621,000円を控除した金額	120,000,000	160,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に35%を乗じて算出した金額から9,761,000円を控除した金額			

(注) この表において「退職所得控除額控除後の退職手当等の金額」とは、退職手当等の金額から新法第二百一条第二項（退職所得に係る徴収税額）に規定する退職所得控除額を控除した残額をいう。

(備考) 税額を求めるには、まず、退職手当等の金額から新法別表第八の付表により新法第三十条第三項第一号（退職所得控除額）に規定する勤続年数に準ずる勤続年数及び同条第四項第三号に掲げる場合に該当するかどうかに応じて求めた同表の退職所得控除額（同項第一号に掲げる場合に該当するときは、同項の規定に準じて計算した金額）を控除した金額を求め、次に、その金額に応じて「退職所得控除額控除後の退職手当等の金額」欄の該当する行を求めるものとし、その行の「税額」欄に記載されている金額が、その求める税額である。この場合において、退職所得控除額控除後の退職手当等の金額が4,000,000円以上の居住者の退職所得控除額控除後の退職手当等の金額の2分の1に相当する金額に1,000円未満の端数があるときは、その端数の金額に2を乗じて計算した金額を退職所得控除額控除後の退職手当等の金額から控除した後の金額を退職所得控除額控除後の退職手当等の金額とみなすものとし、その居住者の税額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額をもつてその求める税額とする。

昭和四十九年三月二十六日 衆議院會議録第二十号(一) 法人税法の一部を改正する法律案 租税特別措置法の一部を改正する法律案

七〇〇

理由
今次の税制改正の一環として、最近における所得税負担の状況にかえり、基礎控除額、配偶者控除額、扶養控除額、障害者控除額等の引上げ、給与所得控除の拡充、税率の緩和及び退職所得控除額の引上げによりその負担の軽減を図り、少額貯蓄非課税制度の非課税元本の限度額並びに生命保険料控除及び損害保険料控除の控除限度額を引き上げるほか、新規開業者の青色申告の承認申請期限を延長する等所要の規定の整備合理化を図るとともに、最近における所得水準の上昇等にかえり、所得税の減免及び源泉徴収所得税の徴収額予を受けることができる災害被害者の所得限度額を引き上げる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

法人税法の一部を改正する法律案

国会に提出する。

昭和四十九年二月二十八日

内閣総理大臣 田中 角榮

法人税法の一部を改正する法律
法人税法(昭和四十九年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

第六十六条第一項中「百分の三十五」を「百分の四十」に改め、同条第二項及び第四項中「三百万円」を「七百万円」に改める。

第六十七条第三項第二号及び第四項中「五百万円」を「千万円」に改める。

第七十一条第一項中「こえる」を「超える」に、「五万円」を「十万円」に改める。

第九十九条第一項中「百分の三十」を「百分の三十五」に改める。

第二百二条第一項中「行なわれる」を「行われる」に、「百分の三十五」を「百分の四十」に、「こえる」を「超える」に改める。

第二百五十五条第一項中「百分の三十」を「百分の三十五」に改める。

第四百四十三条第一項中「百分の三十五」を「百分の四十」に改め、同条第二項及び第四項中「三百万円」を「七百万円」に改める。

附則
1 この法律は、昭和四十九年四月一日から施行する。

2 改正後の法人税法(以下「新法」という。)第六十六條(各事業年度の所得に対する法人税の税率)、第九十九條(解散の場合の清算所得に対する法人税の税率)、第二百二條(清算中の所得に係る予納申告)、第二百五五條(合併の場合の清算所得に対する法人税の税率)及び第四百四三條(外国法人に係る各事業年度の所得に対する法人税の税率)の規定は、法人(新法第二八條八号(定義)に規定する人格のない社団等を含む。以下この項において同じ。)の昭和四十九年五月一日以後に終了する事業年度の所得に対する法人税及び同日以後の解散又は合併による清算所得に対する法人税(清算所得に対する法人税を課せられる法人の清算中の事業年度の所得に係る法人税及び残余財産の一部分配により納付すべき法人税を含む。以下この項において同じ。)について適用し、法人の同日以前に終了した事業年度の所得に対する法人税及び同日以前の解散又は合併による清算所得に対する法人税については、なお従前の例による。この場合において、昭和四十九年五月一日から昭和五十年四月三十日までの間に終了する事業年度の所得に対する法人税に係る新法第六十六條第二項及び第四項並びに第四百四三條第二項及び第四項の規定の適用については、これらの規定中「七百万円」とあるのは、「六百万円」とする。

3 新法第六十七條(同族会社の特別税率)の規定は、法人のこの法律の施行の日(以下「施行日」という。)以後に開始する事業年度の所得に対する法人税について適用し、法人の同日以前に開始した事業年度の所得に対する法人税については、なお従前の例による。

4 新法第七十一條(中間申告)(新法第四百四十五條第一項(外国法人に対する準用)において準用する場合を含む。)の規定は、施行日以後に提出期限の到来するこれらの規定による申告書に係る法人税について適用し、同日前に提出期限の到来した改正前の法人税法第七十一條(同法第四百四十五條第一項において準用する場合を含む。)の規定による申告書に係る法人税については、なお従前の例による。

理由
今次の税制改正の一環として、法人の税負担水準の現況にかんがみ基本税率を引き上げ、中小企

業の現況にかんがみ軽減税率の適用範囲を拡大するとともに、中小企業の内部留保の充実に資するため同族会社の留保所得に対する課税についての控除額を引き上げるほか、中間申告書の提出不要限度額を引き上げる等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

租税特別措置法の一部を改正する法律案

国会に提出する。

昭和四十九年二月十二日

内閣総理大臣 田中 角榮

租税特別措置法の一部を改正する法律
租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二十條の五」を「第二十條の六」に、「第四十一條」を「第四十一條・第四十二條の二」に、「第四十一條の六」を「第四十一條の三・第四十一條の七」に、「第四十一條の七」を「第四十一條の八」に、「法人税率等の特別(第四十二條・第四十三條の三)を(配当等に充てた所得に係る法人税の軽減等の特別(第四十二條・第四十三條の二)に、「第四十二條の四」を「第四十二條の三」に、「第六十五條の三・第六十五條の四」を「第六十五條の三・第六十五條の五」に、「第六十五條の五」を「第六十五條の六」に、「第六十五條の六」を「第六十五條の七」に、「第六十五條の七」を「第六十五條の八」に、「第六十五條の八」を「第六十五條の九」に、「第三節 揮発油税法及び地方道路税法の特例(第八十九條の二)」を「第三節 揮発油税法及び地方道路税法の特例(第九十條の二)」に、「第三節の二 自動車重量税法の特例(第九十條の二)」を「第三節の二 自動車重量税法の特例(第九十條の三)」に改める。

五 資源の有効利用の促進に資する廃棄物再生処理用の機械その他の設備のうちその設置をすることが緊急に必要なものとして政令で定めるものを事業の用に供する個人

八十九條・第九十條の二)に、「第九十條の三」を「第九十條の五」に改める。
「第九十條の六」に改める。
第一条中「地方道路税法」の下に「自動車重量税法」を、「昭和三十三年法律第四十四号」の下に「自動車重量税法(昭和四十六年法律第八十九号)」を加える。

第四条第二項中、同条第六項中「百五十万円」とあるのは「百万円」とを削る。
第四条の二第二項の表中「百五十万円」を「三百万円」に、「百万円」を「五十万円」に改める。

第七條の見出し中「税率の軽減」を「非課税」に改め、同条中「昭和四十七年四月一日から昭和四十九年三月三十一日まで」を「昭和四十九年四月一日から昭和五十年三月三十一日まで」に、「行なう」を「行う」に、「対する所得税法第七十條、第七十九條及び第二十三條第一項の規定の適用については、これらの規定に規定する百分の二十の税率は、百分の十の税率とする」とを、「対する所得税を課さない」に、「同法」を「所得税法」に改める。

第八條の五第一項中「二万五千元」を「五万円」に、「五万円」を「十万円」に改める。
第十條第一項中「昭和四十九年」を「昭和五十一年」に、「こえる」を「超える」に、「百分の十二」を「百分の十五」に改める。

第十一條第一項中「第八号」を「第九号」に改め、同項の表の第四号中「労働災害」を「火災による人身の被害又は労働災害」に、「設備」を「減価償却資産」に改め、同表中「第九号」を「第十号」とし、第六号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、第五号を第六号とし、同号の前に次の一号を加える。

「又は第十四條から第十六條まで」に改める。
第十三條の二第一項中「その年(第一号に規定する承認又は第二号に規定する認定のあつた日の属する年から当該年の一月一日以後五年を経過した日の前日の属する年までの年に限る。)」を「適用年」に、「第十五條又は第十六條」を「又は第十四條から第十六條まで」に改め、同項第一号中「その

当該機械その他の設備 三分の一

「又は第十四條から第十六條まで」に改める。
第十三條の二第一項中「その年(第一号に規定する承認又は第二号に規定する認定のあつた日の属する年から当該年の一月一日以後五年を経過した日の前日の属する年までの年に限る。)」を「適用年」に、「第十五條又は第十六條」を「又は第十四條から第十六條まで」に改め、同項第一号中「その

年の「適用年の」に、「当該計画」を「計画」に改め、「特定業種の下に」(当該特定業種のうち繊維工業構造改善臨時措置法(昭和四十二年法律第八十二号)第二条第一項に規定する繊維工業に該当する業種を除く。)を加え、同項第二号中「その年の」を「適用年の」に、「昭和四十九年三月三十一日」を「昭和五十一年三月三十一日」に改め、同号を同項第三号とし、同号の前に次の一号を加える。

二 当該個人が、適用年の十二月三十一日において繊維工業構造改善臨時措置法第七条第一項に規定する中小企業者で昭和四十九年四月一日から昭和五十一年三月三十一日までの間に同法第四条第一項に規定する構造改善事業計画(同項に規定する設備の近代化及び生産又は経営の規模又は方式の適正化に関する事業)について計画が定められているものに限る。に係る同条第一項又は第二項の承認を受けた同条第一項第一号に規定する特定組合(以下この号において「特定組合」という。)の構成員(当該特定組合が二以上の特定組合を会員とする法人である場合には当該法人を直接又は間接に構成する会員の構成員とし、これらの者のうち当該構造改善事業計画を実施する者として政令で定めるものに限る。)であるものに該当し、かつ、その年において同法第二条第一項に規定する繊維工業に属する事業で当該構造改善事業計画に係るものを主として営む場合として政令で定める場合、機械及び装置並びに工場用の建物及びその附属設備(当該個人が、その年において、特定繊維工業構造改善臨時措置法の一部を改正する法律(昭和四十九年法律第 号)の施行の日前に中小企業近代化促進法第五条の二第一項に規定する特定業種であつた業種に属する事業を主として営む場合として政令で定める場合に該当する場合)は、これらの減価償却資産のうち当該承認の日以後に取得し、又は

製作し、若しくは建設したものに限る。

第十三条の二第三項を同条第四項とし、同条第三項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同項の前に次の一項を加える。

2 前項に規定する適用年とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に掲げる年をいう。

一 前項第一号又は第三号に掲げる場合 同項第一号に規定する承認又は同項第三号に規定する認定のあつた日の属する年から当該年の一月一日以後五年を経過した日の前日の属する年までの各年

二 前項第二号に掲げる場合 同号に規定する承認のあつた日の属する年から昭和五十三年までの各年

第十四条の見出し中「新築貸家住宅」を「新築貸家住宅等」に改め、同条第三項を同条第五項とし、同条第二項中「前項」を「第三項」に、「同項」を「これらの項」に改め、「貸家住宅」の下に「又は店舗等」を加え、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 青色申告書を提出する個人が、昭和四十九年四月一日から昭和五十一年三月三十一日までの間に、所得税法の施行地において、新築した中高層の店舗等併設住宅で政令で定めるものの店舗等(当該店舗等併設住宅の住宅以外の部分として政令で定めるものをいう。以下この条において同じ。)を取得し、又は当該店舗等併設住宅を新築して、当該店舗等併設住宅の店舗等を当該個人の事業(事業に準ずるものとして政令で定めるものを含む。以下この項において同じ。)の用に供した場合、その事業の用に供した日以後五年以内の日の属する各年分の不動産所得の金額又は事業所得の金額の計算上当該店舗等(その年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入する償却費の額の計算に關し第十一条又は第十二条の二の規定の適用を受けるものを除く。)の償却費として必要経費に算入する金額

は、その事業の用に供した日以後五年以内でその用に供している期間に限り、同法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該店舗等について同項の規定により計算した償却費の額で当該期間に係るものの百分の二百に相当する金額以下(金額で当該個人が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該店舗等の償却費として同項の規定により必要経費に算入される金額を下することはできない)。

3 第十三条第二項の規定は、前項の規定の適用を受ける店舗等の償却費の額を計算する場合について準用する。この場合において、同条第二項中「その合計償却限度額」とあるのは、「第十四条第二項本文の規定により必要経費に算入することができ償却費の限度額」と読み替へるものとする。

第十五条の見出し中「耐火建築物等」を「特定備蓄施設等」に改め、同条第一項を次のように改める。

青色申告書を提出する個人で次の表の各号の上欄に掲げるものが、昭和四十九年四月一日から

個人	
個	人
一 倉庫業法(昭和三十一年法律第二百一十一号)第二条第二項に規定する倉庫業の用に供する倉庫用の建物及びその附属設備で、政令で定めるものを事業の用に供する個人	資 産
二 穀物用サイロで政令で定めるものを事業の用に供する個人	設備

第十五条第二項中「耐火建築物等」を「特定備蓄施設等」に改める。

第十六条第一項中「政令で定めるもの」の下に「(第十二条から第十二条の三までの規定の適用を受けるものを除く。)」を加える。

昭和五十一年三月三十一日までの間に、所得税法の施行地において、当該各号の下欄に掲げる建物及びその附属設備又は構築物(以下この条において「特定備蓄施設等」という。)で建設の後使用されたことのないものを取得し、又は当該特定備蓄施設等を建設して、これを当該個人の事業(事業に準ずるものとして政令で定めるものを含む。以下この項において同じ。)の用に供した場合には、その事業の用に供した日以後五年以内の日の属する各年分の不動産所得の金額又は事業所得の金額の計算上当該特定備蓄施設等の償却費として必要経費に算入する金額は、その事業の用に供した日以後五年以内でその用に供している期間に限り、同法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該特定備蓄施設等について同項の規定により計算した償却費の額で当該期間に係るものの百分の百五十に相当する金額以下(金額で当該個人が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該特定備蓄施設等の償却費として同項の規定により必要経費に算入される金額を下することはできない)。

時措置法第四条第一項に規定する構造改善事業計画(同項に規定する新商品又は新技術の開発に関する事業)について計画が定められているものに限る。に係る同条第一項若しくは第二項の承認を受けた同条第一項第一号に規定する特定組合に対し、同法第七条第二項に規定する負担金を支出した場合」を加える。

第十八条の二第二項中「第十四条第二項及び第

昭和四十九年三月二十六日 衆議院會議録第二十号(一) 租税特別措置法の一部を改正する法律案

三項」を「第十四条第四項及び第五項」に改める。
第二十条第一項中「昭和四十九年三月三十一日」を「昭和五十年三月三十一日」に改める。

第二十条第二項中「昭和四十九年三月三十一日」を「昭和五十年三月三十一日」に改める。
第二十条第三項中「又は昭和四十九年」を「から昭和五十年までの各年」に改める。

第二十条第四項中「昭和五十年三月一日」を「昭和五十年七月十九日」に、「昭和五十年三月二日」を「昭和五十年七月二十日」に改め、同条第三項第二号中「昭和五十年二月二十九日」を「昭和五十年七月十八日」に改める。

第二十条第五項中「昭和四十九年三月三十一日」を「昭和五十年三月三十一日」に改め、第二章第二節第二款同条の次に次の一条を加える。
(金属鉱業等鉱害防止準備金)

第二十条の六 青色申告書を提出する個人で金属鉱業等鉱害対策特別措置法(昭和四十八年法律第二十六号)第二条第二項に規定する探掘権者又は租掘権者であるものが、昭和四十九年から昭和五十年までの各年(事業を廃止した日の属する年を除く)において、同法第七条第一項に規定する特定施設(以下この条において「特定施設」という)の使用の終了後における鉱害の防止に要する費用の支出に備えるため、当該特定施設ごとに、当該特定施設につきその年において同法第七条第一項及び第二項の規定により金属鉱業事業団に鉱害防止積立金として積み立てた金額(同法第十条第二項又は第三項の規定により積み立てたものとみなされた金額を含む)に相当する金額以下の金額を金属鉱業等鉱害防止準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額は、その年分の事業所得の金額の計算上、必要経費に算入する。

2 前項の金属鉱業等鉱害防止準備金を積み立てている個人が鉱害防止積立金の積立をしていない特定施設について金属鉱業等鉱害対策特別措置法第二条第四項に規定する鉱害防止事業を実施する場合において、同法第九条の規定により当該特定施設に係る鉱害防止積立金の取戻しをしたときは、その取戻しをした日における当該特定施設に係る金属鉱業等鉱害防止準備金の金額(その日までこの項又は次項の規定により総収入金額に算入された、又は算入されるべきこととなつた金額がある場合には、当該金額を控除した金額。以下この条において同じ)のうちその取戻しをした鉱害防止積立金の額に相当する金額は、その取戻しをした日の属する年分の事業所得の金額の計算上、総収入金額に算入する。

3 第一項の金属鉱業等鉱害防止準備金を積み立てている個人が次の各号に掲げる場合に該当することとなつた場合には、当該各号に掲げる金額に相当する金額は、その該当することとなつた日の属する年分の事業所得の金額の計算上、総収入金額に算入する。
一 前項の取戻しをした場合以外の場合において、金属鉱業等鉱害対策特別措置法第九条の規定により特定施設に係る鉱害防止積立金の全部又は一部の取戻しをした場合、その取戻しをした日における当該特定施設に係る金属鉱業等鉱害防止準備金の金額のうちその取戻しをした鉱害防止積立金の額に相当する金額は、その有しないこととなつた日における当該特定施設に係る金属鉱業等鉱害防止準備金の金額に相当する金額

4 第一項の金属鉱業等鉱害防止準備金を積み立てている個人が青色申告書の提出の承認を取り消され、又は青色申告書による申告をやめる旨の届出書の提出をした場合には、その承認の取消しの基因となつた事実のあつた日又はその届出書の提出をした日(その届出書の提出をした日が青色申告書による申告をやめた年の翌年である場合には、そのやめた年の十二月三十一日)における金属鉱業等鉱害防止準備金の金額は、政令で定めるところにより、その日の属する年分及びその翌年分の事業所得の金額の計算上、総収入金額に算入する。この場合において、当該金属鉱業等鉱害防止準備金の金額については、前二項及び第六項の規定は、適用しない。

5 第十九条第五項の規定は、第一項の規定を適用する場合について準用する。
6 第二十条第十二項から第十四項までの規定は、第一項の金属鉱業等鉱害防止準備金を積み立てている個人の死亡により当該個人の相続人が金属鉱業等鉱害対策特別措置法第一条に規定する金属鉱業等を承継した場合について準用する。
第二十一条第一項中「昭和四十九年三月三十一日」を「昭和五十年三月三十一日」に、「こえる」を「超える」に改める。
第二十二条第一項中「昭和四十九年三月三十一日」を「昭和五十年三月三十一日」に改める。
第二十五条第一項中「個人が」を「個人が、昭和四十二年六月一日から昭和五十二年三月三十一日までの間に」、「昭和四十二年六月一日から昭和五十二年三月三十一日までの間に」を「昭和五十二年三月三十一日までの間に」に改める。
「家畜取引法に」、「場合」を「場合又はその飼育した乳用雌牛(肉用牛のうち乳牛の雌から生産された雌牛で生産後一年未満のものをいう。以下この条において同じ)を政令で定める農業協同組合若しくは農業協同組合連合会に委託して売却した場合に改め、同条第二項中「行なわれた」を「行われ、又は乳用雌牛の売却が同項の農業協同組合若しくは農業協同組合連合会に委託して行われ

た」に改める。
第二十五条の二第二項第一号中「百分の二十三・六」を「百分の二十三・九」に、「三百万円をこえる」を「七百万円をこえる」に、「百分の二十九・六」を「百分の三十四・一」に改め、同条第三項第一号中「百分の七十三」を「百分の七十二」に、「三百万円をこえる」を「七百万円をこえる」に、「百分の六十六」を「百分の六十」に改め、同項第三号中「第四編第二章」の下に「第一節及び第三節」を加え、同条第四項中「一月以内」を「二月以内」に改め、同条第五項第二号中「三百万円」を「七百万円」に、「こえる」を「超える」に、「百分の三十六・七五」を「百分の四十」に改める。
第二十八条の見出し中「中小企業構造改善準備金」を「中小企業構造改善準備金」に改める。
第二十八条の二を次のように改める。
第二十八条の二 削除
第二十八条の三第一項中「行為」の下に「(以下この項において「法令の制定等」という)を加え、(国又は地方公共団体の補助金(これに準ずるものを含む)で政令で定めるものを「国若しくは地方公共団体の補助金(これに準ずるものを含む)又は残存事業者等(当該事業と同種の事業を営む者で当該法令の制定等があつた後においても引き続きその事業を営むもの及びその者が構成する団体をいう)の拠出した補償金で、政令で定めるもの」に改める。
第二十八条の五の見出し中「通貨調整後に取得したを削り、同条第一項中「昭和四十九年三月三十一日」を「昭和五十年三月三十一日」に改め、同項第一号中「昭和四十六年十二月二十日以後に行なつたこと」を削り、「有するもの」の下に「(以下この項において「長期外貨建債権」という)を加え、「当該長期外貨建債権」を「当該長期外貨建債権高」に改め、「金額の合計額」の下に「(次号において「期末換算債権金額」という)を加え、「こえる」を「超える」に改め、「部分の金額」の下に「又は物品の購入、役務の受入れ、金銭の

借入れその他これらに準ずる取引により生じた長期外貨建債務で、同日において有するもの(以下この項において「長期外貨建債務残高」という。))同日における帳簿価額の合計額が、当該長期外貨建債務残高の金額を同日における外国為替の売買相場で換算した本邦通貨表示の金額の合計額(次号において「期末換算債務金額」という。)に満たない場合のその満たない部分の金額(当該超過部分の金額と当該満たない部分の金額とがある場合には、これらの金額の合計金額)を加え、同項第二号を次のように改める。

二 長期外貨建債務残高のその年の十二月三十一日における帳簿価額の合計額が、当該長期外貨建債務残高に係る期末換算債務金額に満たない場合のその満たない部分の金額又は長期外貨建債務残高の同日における帳簿価額の合計額が、当該長期外貨建債務残高に係る期末換算債務金額を超える場合のその超過部分の金額

第二十八条の五第二項中「行なわれる」を「行われる」に改め、「金銭債務」の下に「外国為替の売買相場の変動による損失を生ずるおそれがないものその他の政令で定めるものを除く。」を加え、同条第五項中「準備金の金額」の下に「のうち政令で定める金額」を加える。

第二十八条の六第二項第三号中「日本住宅公団」の下に「宅地開発公団」を加え、「行なう」を「行う」に改める。

第二十九条第一項から第四項までの規定中「昭和四十九年十二月三十一日」を「昭和五十年十二月三十一日」に改める。

第三十条第一項中「その控除した金額」の下に「又は山林所得を生ずべき業務につきその年において生じた同法第七十条第三項に規定する被災事業用資産の損失の金額」を加え、「当該金額」を「これらの金額」に改める。

第三十二条第三項中「第一項の規定は、」及び「第六号又は第七号」を削り、「証明がされたも

の」の下に「に係る第一項の規定の適用」を加え、「適用しない」を「同項第一号中「百分の四十」とあるのは「百分の二十」と、同項第二号中「計算した金額の百分の百十に相当する金額」とあるのは「計算した金額」とする」に改める。

第三十三条第一項第三号の三中「都市計画法」の下に「第五十二条の四第一項(同法第五十七條の五)において準用する場合を含む。」又は「加え、同項第八号中「建築基準法」の下に「昭和二十五年法律第二百一十一号」を加え、「行なう」を「行う」に改める。

第三十四条第一項中「若しくは第三十二条又は所得税法第三十三条を」又は「第三十二条に改め、又は第三号の規定により適用される所得税法第三十三条を削り、「これらの規定」を「同項の規定」に改め、第三号を削り、同条第二項第一号中「地方公共団体」の下に「宅地開発公団」を加え、「行なう」を「行う」に改める。

第三十四条の二第一項中「若しくは第三十二条又は所得税法第三十三条を」又は「第三十二条に改め、又は第三号の規定により適用される所得税法第三十三条を削り、「これらの規定」を「同項の規定」に改め、第三号を削り、同条第二項第一号中「都市計画法第八号第一項第一号の用途地域」に関する都市計画が定められた地域その他これに準ずる地域として政令で定める地域内において、」を削り、「日本住宅公団」の下に「宅地開発公団」を加え、「行なう当該地域の用途の区分に応じた一団地(その面積が十ヘクタール以上のものに限る。)の宅地造成のために」を「行う住宅の建設又は宅地の造成を目的とする事業の用に供するために」に改め、同項第一号の二を削り、同項第二号中「行なう」を「行う」に、「場合又は」を「場合、」に、「若しくは同法による住宅地区改良事業に準ずる事業として」を「又は地方公共団体が住宅若しくは生活関連施設の整備改善を図るために行う事業で、」に、「事業の用」を「ものの用」に改め、同項第三号中「行なわれる」を「行われる」に、「昭和四十九年十二月三十一日」を「昭和五十年十二月三十一日」に

改め、同項第四号中「第四条第一項の届出に係る土地が同法」を削り、同項に次の三号を加える。

七 農業協同組合法(昭和二十二年法律第百三十二号)第十条の十二に規定する宅地等供給事業のうち同法第十条第五項第三号に掲げるもの又は中小企業振興事業団法(昭和四十二年法律第五十六号)第二十条第一項第二号に規定する中小企業構造の高度化に寄与する事業の用に供する土地の造成に関する事業で、その施行区域の面積が十ヘクタール以上であることその他政令で定める要件に該当するものとして都道府県知事が指定したものの用に供するために買い取られる場合

八 生産緑地法(昭和四十九年法律第 号)第六条第一項に規定する生産緑地地区内にある土地が、同法第十一条第一項、第十二条第二項又は第十五条第二項の規定に基づき、地方公共団体、土地開発公社その他政令で定める法人に買い取られる場合

九 国土総合開発法(昭和四十九年法律第 号)第十三条第一項の規定により特別規制地域として指定された区域内の土地等が同法第二十条第二項の規定により買い取られる場合

次に掲げる資産
イ 減価償却資産(ロに掲げるものを除く。)で所得税法の施行地にある事業の用に供されるもの
ロ 船舶(船舶法明治三十二年法律第四十六号)第一条に規定する日本船舶に限る。次号において同じ。

第三十七條第一項の表の第十一号中「農業振興地域の整備に関する法律第四條第一項」を「沖縄県の区域のうち農業振興地域の整備に関する法律第四條第一項」に、「又は」を「若しくは」に改め、「農用地区域等内にある土地等」の下に「又は土地改良法第八十七條の二第一項の規定により国が行う同項第二号の事業により造成された埋立地若しくは干拓地の区域内にある土地等」を加え、同表中同号を第十三号とし、同号の前に次の一号を加える。

十二 公的資金による住宅の建設と併せて生活環境施設を整備することが必要であると認められる区域として政令で定めるところにより都道府県知事が指定した区域(既

又は同法第二十四条第一項の規定により特定総合開発地域として指定された区域内の土地が同法第二十九条第一項の協議に基づき地方公共団体、土地開発公社その他政令で定める法人に買い取られる場合

第三十四条の三第一項中「若しくは第三十二条又は所得税法第三十三条を」又は「第三十二条に改め、又は第三号の規定により適用される所得税法第三十三条を削り、「これらの規定」を「同項の規定」に改め、第三号を削る。

第三十五条第一項中「若しくは第三十二条又は所得税法第三十三条を」又は「第三十二条に改め、又は第三号の規定により適用される所得税法第三十三条を削り、「これらの規定」を「同項の規定」に改め、第三号を削る。

第三十七條第一項中「第十二号」を「第十四号」に改め、「個人の事業の用」の下に「(同表の第十四号又は第十五号の下欄に掲げる船舶については、その個人の事業の用。以下この条及び次条において同じ。)」を加え、「こえる」を「超える」に改め、同項の表の第十二号の上欄中「こえて」を「超えて」に改め、同号の下欄を次のように改め、同表中同号を第十四号とする。

所得税法の施行地内にある建物で中高層の貸家住宅として政令で定めるもの、当該建物の敷地

昭和四十九年三月二十六日 衆議院會議録第二十号(一) 租税特別措置法の一部を改正する法律案

成市街地等内において指定されたものに限る。内にある木造の貸家住宅(その附属設備を含む)、当該住宅の敷地の用に供されている土地等又はこれらの資産に係る構築物で、当該区域内における生活環境施設の整備に関する事業の用に供するため地方公共団体に対して譲渡されるもの

第三十七条第一項の表中第十号を第十一号とし、第七号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、同表の第六号中「第八号」を「第九号」に改め、同表同号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 次に掲げる区域(以下この号において「航空機騒音障害区域」という。)内にある土地等、建物又は構築物 イ 公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律第九条第一項に規定する第二種区域	航空機騒音障害区域以外に地域内に第一号の下欄のイ又はロに掲げる資産
ロ 防衛施設周辺の整備等に関する法律第五条第一項の規定により防衛施設庁長官が指定した区域	

第三十七条第一項の表に次の一号を加える。

十五 船舶

船舶

第四十条第一項中「に係る財産が当該事業の用に供される」を「が教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与する」に改め、同条第二項中「供されないこと」を「供されないこととなつたとき」に、「が前項に規定する要件に該当しないこととなつた」を「につき政令で定める事実が生じた」に改める。

「第四十一条の七及び第四十一条の八 削除」を削る。

第四十一条の六第三項中「第四十一条の四第一項」を「第四十一条の五第一項」に改め、同条第五項中「第四十一条の三第一項及び第四十一条の四第一項」を「第四十一条の三、第四十一条の四第一項及び第四十一条の五第一項」に改め、第二章第五節中同条を第四十一条の七とする。

第四十一条の五第一項中「第四十一条の二第二項の規定による住宅貯蓄契約」を「財形住宅貯蓄契約」に改め、同条第四項各号中「第四十一条の四

第一項」を「第四十一条の五第一項」に改め、同条を第四十一条の五とする。

第四十一条の三第一項中「昭和四十九年十二月三十一日」を「昭和五十二年十二月三十一日」に、「その積立て等が積立期間七年をこえる住宅貯蓄契約に基づいて行なわれる場合には、積立期間の初日の属する年以後七年以内において行なわれる」を「積立期間の初日の属する月の初日以後七年(長期財形住宅貯蓄契約に基づいて行なわれる積立て等にあつては、十年)以内において行なわれる」に改め、同項第二号中「前号」を「前二号」に、「こえる」を「超える」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号中「第四十一条の二第一項に規定する勤労者財産形成貯蓄契約」を「長期財形住宅貯蓄契約以外の財形住宅貯蓄契約」に、「こえる」を「超える」に改め、同号を同項第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 当該住宅貯蓄契約が長期財形住宅貯蓄契約に該当する場合、その年中に積立て等をした金額の百分の八に相当する金額(その金額が四万円を超える場合には、四万円)

第四十一条の三第二項中「第四十一条の六第一項」を「第四十一条の七第一項」に改め、同条第三項中「第四十一条の二第四項」を「第四十一条の三第六項」に改め、同条第四項中「第四十一条の三第一項」を「第四十一条の四第一項」に改め、同条を第四十一条の四とする。

第四十一条の二第二項各号列記以外の部分を次のように改める。

この款において「住宅貯蓄契約」とは、一般貯蓄契約で住宅の用に供する家屋又はその敷地の取得を目的とするものうち、次に掲げる要件を満たすもの及び財形住宅貯蓄契約をいう。

第四十一条の二第一項第三号中「こえる」を「超える」に、「次項第二号」を「第三項第二号」に改め、同項第六号中「若しくは貸付金の返済」を「貸付金の返済若しくは賦払」に改める。

第四十一条の二第四項を同条第六項とし、同条

第三項を同条第五項とし、同項の前に次の一項を加える。

4 この款において「長期財形住宅貯蓄契約」とは、財形住宅貯蓄契約のうち七年以上の期間にわたつて積立て等をするものであることの要件を満たすものをいう。

第四十一条の二第二項中「住宅貯蓄契約には」を「この款において「財形住宅貯蓄契約」とは」に、「含むものとする」というに改め、同項第一号中「前項第一号」を「第一項第一号」に改め、同項第二号を次のように改め、同項第三号中「頭金の支払」の下に「貸付金の返済若しくは賦払」を加え、同項を同条第三項とする。

二 住宅の用に供する家屋及びその敷地の取得のための対価から頭金を控除した残額に相当する金額は、次に掲げる方法のうちいずれかの方法により支払うものであること。

イ 当該勤労者財産形成貯蓄契約を締結した第四十一条の二第一項に規定する勤労者に係る同項に規定する資金の支払者又は当該支払者が構成員となつている勤労者財産形成促進進法第九条第一項第一号に規定する事業主団体(当該勤労者が国家公務員、地方公務員又は公共企業体の職員である場合には、同法第十五条第二項に規定する共済組合等。以下この号において「支払者等」という。)から第一項第四号に掲げる要件を満たす貸付けを受けて支払う方法

ロ 貯蓄取扱機関から、又はそのあつせんにより金融機関から第一項第四号に掲げる要件を満たす貸付けを受けて支払う方法

ハ 支払者等及び貯蓄取扱機関から第一項第四号に掲げる要件を満たす貸付けを受けて支払う方法

ニ 支払者等から及び貯蓄取扱機関のあつせんにより金融機関から第一項第四号に掲げる要件を満たす貸付けを受けて支払う方法

ホ 当該家屋又はその敷地を支払者等又は貯

蓄取扱機関から取得する場合には、当該支払者等又は貯蓄取扱機関に対し第一項第四号に掲げる要件を満たす賦払の方法により支払う方法

第四十一条の二第二項の次に次の一項を加え、同条を第四十一条の三とする。

2 前項に規定する一般貯蓄契約とは、次に掲げる契約で第四十条の二第二項に規定する勤労者財産形成貯蓄契約に該当しないものをいう。

一 地方住宅供給公社と締結した地方住宅供給公社法(昭和四十年法律第百二十四号)第二十一条第二項に規定する住宅の積立分譲に関する契約

二 住宅金融公庫と締結した住宅金融公庫法(昭和二十五年法律第百五十六号)第二十七条の三第二項に規定する宅地債券の購入に関する契約

三 沖縄振興開発金融公庫と締結した沖縄振興開発金融公庫法(昭和四十七年法律第三十一号)第二十七条第一項に規定する宅地債券の購入に関する契約

四 日本住宅公団と締結した日本住宅公団法(昭和三十年法律第五十三号)第四十九条第二項に規定する特別住宅債券又は宅地債券の購入に関する契約

五 宅地開発公団と締結した宅地開発公団法(昭和四十九年法律第 号)第三十四条第二項に規定する宅地債券の購入に関する契約

六 金融機関その他預貯金の受入れをする者で政令で定めるものと締結した政令で定める預貯金の預入、合同運用信託(貸付信託を除く)の信託又は貸付信託の受益証券若しくは公社債の購入に関する契約

七 政令で定める保険会社と締結した生命保険契約又は損害保険契約で保険期間の満了後に満期保険金又は満期返戻金を一時に支払う旨の定めのあるもの

第四十一条第一項中「二万円」を「三万円」に、「こ

える」を「超える」に改め、第二章第五節第一款中同条の次に次の一条を加える。

(年末調整に係る住宅取得控除)

第四十一条の二 前条第一項に規定する居住の用に供した日の属する年分又はその翌年分の所得税につき同項の規定の適用を受けた居住者が、

同日の属する年の翌年又は翌々年に所得税法第百九十条の規定の適用を受ける同条に規定する給与等の支払を受けるべき場合において、この項の規定の適用を受けようとする旨その他大蔵省令で定める事項を記載した申告書に第五項の規定により交付された証明書を添付して、これをその給与等の支払者を経由してその給与等に

係る所得税の同法第十七条の規定による納税地(同法第十八条第二項の規定による指定があつた場合には、その指定をされた納税地)の所轄税務署長に提出したときは、その年のその給与等に対する同法第百九十条の規定の適用については、同条第二号に掲げる税額は、当該税額に

相当する金額から前条第一項の規定により控除された金額に相当する金額(当該申告書に記載された金額に限るものとし、当該金額が当該税額を超える場合には、当該税額に相当する金額とする)を控除した金額に相当する金額とする。

2 前項に規定する申告書は、同項の給与等の支払者からその年最後に給与等の支払を受ける日の前日までに提出しなければならない。

3 第一項の場合において、同項に規定する申告書をその提出の際に經由すべき同項の給与等の支払者が受け取つたときは、当該申告書は、その受け取つた日に同項に規定する税務署長に提出されたものとみなす。

4 第一項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一 所得税法第二条第一項第四十五号の規定の適用については、同号中「第六章まで(源泉徴収)」とあるのは、「第六章まで(源泉徴収)及

び租税特別措置法第四十一条の二第一項(年末調整に係る住宅取得控除)とする。

二 所得税法第百二十条第一項の規定の適用については、同項中「配当控除の額」とあるのは、「配当控除の額と租税特別措置法第四十一条の二第二項(年末調整に係る住宅取得控除)の規定により控除される金額との合計額」とする。

5 税務署長は、政令で定めるところにより、前条第一項に規定する居住の用に供した日の属する年分又はその翌年分の所得税につき同項の規定の適用を受けた居住者からその適用に係る金額その他の事項についての証明書の交付の申請があつた場合には、これを交付しなければならない。

第二章第六節中第四十一条の九の前に次の一条を加える。

第四十一条の八 個人が、昭和四十九年四月一日から昭和五十一年十二月三十一日までの間(以下この条において「指定期間」という)に、その有する山林で第三十条の二第一項に規定する森林の施業に関する計画(以下この条において「施業計画」という)が定められているものを法人の設立のために出資した場合において、その出資した日の属する年の十二月三十一日までに当該法人の当該山林に係る施業計画が定められているとき又は当該年の翌年一月一日からその出資した日以後一年を経過する日までの間(次項において「計画作成猶予期間」という)に当該法人の当該山林に係る施業計画が定められる見込みである旨を当該個人が大蔵省令で定めるところにより納税地の所轄税務署長に届け出たときは、当該出資の日属する年分の所得税法第百二十条第一項の規定による申告書の提出により同法第百二十八条に規定する第三期において納付すべき所得税の額のうち、当該出資した山林に係る山林所得の金額に対応する部分の金額と

して政令で定めるところにより計算した金額に相当する所得税(以下この条において「納期延長分の所得税」という)については、当該申告書の提出期限までに当該納期延長分の所得税の額に相当する担保を提供した場合に限り、同法第百二十八条の規定にかかわらず、当該個人の死亡によりその相続人(包括受遺者を含む。以下この条において同じ)が相続の開始があつたことを知つた日の翌日から四月を経過する日まで、その納期限を延長する。ただし、その死亡の日前において、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当することとなつた場合には、当該各号に掲げる日から二月を経過する日まで、当該期限を延長する。

一 当該山林の出資により取得した株式若しくは出資に係る持分の譲渡若しくは贈与又は当該法人の資本若しくは出資の減少若しくは株式の消却(金銭その他の資産の交付を伴うものに限る)により当該個人の有する当該株式又は持分に対応する部分の資本の金額又は出資金額(以下この号において「株式対応資本金額等」という)の減少があつた場合において、当該減少した金額(当該減少の時にこれら

の事由により当該個人の株式対応資本金額等の減少があつた場合には、当該減少した金額を加算した金額)が、当該山林の出資の時ににおける当該個人の株式対応資本金額等の百分の二十に相当する金額を超えるとき。その事実が生じた日

二 当該個人が当該法人から退社又は脱退をした場合。その事実が生じた日

三 当該法人が解散(合併による解散を除く)をした場合。その事実が生じた日

四 当該法人の施業計画について政令で定める事情が生じた場合。その事情が生じた日

前項の届出をした個人に係る同項の法人の山林につき計画作成猶予期間内に施業計画が定められた場合において、当該個人が、大蔵省令で

七〇五

定めるところにより、当該法人からその旨の通知を受けて、当該期間の末日から二月を経過する日まで、これを同項に規定する税務署長に届け出たときは、又は当該山林につき計画作成期期間内に施業計画が定められなかった場合は、同項の規定にかかわらず、同日をもって同項の規定による納期限とする。

3 第一項の規定の適用に係る山林の全部又は一部につき同項に規定する死亡の日(同日前に同項各号に規定する事実が生じた場合には、当該各号に掲げる日)の属する年の前年十二月三十一日以前に同項の法人による譲渡(伐採を含む。)又は贈与があつた場合には、納期延長分の所得税の額のうちその年中に当該譲渡又は贈与があつた山林に対応する部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額に相当する所得税については、同項の規定にかかわらず、当該譲渡又は贈与があつた日の属する年の翌年三月十五日(同項の出資をした日の属する年中にされた当該譲渡又は贈与に係る所得税にあつては、その年の翌年三月十五日)をもつて同項の規定による納期限とする。

4 第一項の規定は、同項の出資をした日の属する年分の所得税法第二百二十条第一項の規定による申告書に、第一項の規定の適用を受けようとする旨の記載があり、かつ、当該出資に係る山林の明細及び納期延長分の所得税の額の計算に関する明細を記載した書類その他大蔵省令で定める書類の添付がある場合に限り、適用する。

5 第一項から前項までの規定は、第一号に掲げる場合における同号に掲げる所得税の納期限の延長について、第二号に掲げる場合における同号に掲げる所得税の納期限の延長について、それぞれ準用する。

一 指定期間内に、その有する山林で施業計画が定められているものを法人の設立のために出資した個人が、その出資をした日の属する

年の翌年一月一日からその出資をした日の属する年分の所得税法第二百二十条第一項の規定による申告書の提出期限までの間に当該申告書を出さないで死亡し、又は同日の属する年の中途において死亡した場合において、当該個人の相続人(当該山林の出資に係る株式又は出資のうち民法第九百条から第九百二条までの規定による相続分によりあつて計算した株数又は口数以上の株数又は口数の株式又は出資をその相続又は包括遺贈により取得した者に限る。以下この条において「特例対象相続人」という。)が当該個人の当該年分の所得税につき所得税法第二百二十四条第一項(同法第二百二十五条第五項において準用する場合を含む。)又は第二百二十五条第一項の規定による申告書とその提出期限までに提出したとき、当該個人に係る当該年分の同法第二百二十九条に規定する所得税の額で当該特例対象相続人に係るものうち、その出資した山林に係る山林所得の金額に対応する部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額に相当する所得税

二 第一項(この項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けていた個人が死亡した場合において、当該個人の特例対象相続人が相続の開始があつたことを知つた日の翌日から四月を経過する日まで、この項の規定の適用を受ける旨を記載した書類その他大蔵省令で定める書類を第一項に規定する税務署長に提出したとき、当該個人の納期延長分の所得税(既に第三項(この項において準用する場合を含む。)の規定により納期限の到来したものを除く。次項及び第八項において同じ。)のうち当該特例対象相続人に係るもの

前項において準用する第一項の規定の適用を受ける特例対象相続人が、相続又は包括遺贈に係る財産の分割があつたことにより特例対象相続人に該当しないこととなつた場合には、当該

特例対象相続人に係る納期延長分の所得税については、同項の規定にかかわらず、その該当しないこととなつた日から二月を経過する日をもつて同項の規定による納期限とする。

7 第一項(第五項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受ける個人は、第一項(第五項において準用する場合を含む。)の規定による納期限がまだ確定していない間、第一項の申告書又は第五項第一号の申告書若しくは同項第二号の書類の提出期限の翌日から起算して毎三年を経過する日(その日がその年三月十五日以前であるときは、同日とし、三月十五日後であるときは、翌年三月十五日とする。)まで、政令で定めるところにより、引き続き第一項(第五項において準用する場合を含む。)以下の条において同じ。)の規定の適用を受けたい旨を記載した書類その他の書類を第一項に規定する税務署長に提出しなければならない。

8 前項の書類が同項に規定する期限までに提出されない場合には、当該期限までにその提出がなかつたことについて税務署長においてやむを得ない事情があると認める場合を除き、納期延長分の所得税については、第一項の規定にかかわらず、当該期限をもつて同項の規定による納期限とする。

9 第一項の場合において、個人が同項に規定する担保について国税通則法第五十一条第一項の規定による命令に応じないときは、税務署長は、第一項の規定による納期限を繰り上げるこ

とができる。この場合においては、同法第四十九条第二項及び第三項の規定を準用する。

10 第一項の規定による納期限の延長があつた場合における納期延長分の所得税に係る国税徴収法第二十条第十号に規定する法定納期限については、同号の規定にかかわらず、当該所得税につき第一項の規定を適用しないものとした場合における所得税法第二百二十八条(第五項第一号の場合にあつては、同法第二百二十九条)の規定に

よる納付の期限をもつて当該納期限とする。

11 第七項から前項までに定めるもののほか、第一項に規定する法人に対し同項の個人が山林以外の財産の出資をした場合又は当該法人が合併した場合には、同項第一号に規定する譲渡又は贈与の有無の判定、特例対象相続人につき同号に規定する事実が生じたかどうかの判定についての特例、当該法人が第三項に規定する譲渡又は贈与をした場合における税務署長及び山林を出資した個人に対する通知その他第一項から第六項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

「第一節 法人税率等の特例」を「第一節 配当等に充てた所得に係る法人税の軽減等の特例」に改める。

第四十二条を削る。

第四十二条の二第一項中「こえる」を「超える」に、「百分の二十六」を「百分の三十」に、「三百万円」を「七百万円」に改め、同条第二項中「三百万円」を「七百万円」に改め、同条第三項中「第四十二条の二第一項」を「第四十二条第一項」に改め、同条を第四十二条とする。

第四十二条の三を第四十二条の二とする。

第四十二条の四第一項中「昭和四十九年三月三十一日」を「昭和五十二年三月三十一日」に、「こえる」を「超える」に、「百分の一」を「百分の一・二五」に改め、同条第六項中「第四十二条の四」を「第四十二条の三」に改め、第三章第一節の二中間条を第四十二条の三とする。

第四十三条第一項中「第十二号」を「第十三号」に改め、同項の表の第四号中「労働災害」を「火災による人身の被害又は労働災害」に、「設備」を「滅火設備」に改め、同表第十四号を第十五号とし、第十三号を第十四号とし、第十二号を第十三号とし、同表の第十一号中「大都市」の下に「(人口の集中その他の状況がこれに類する都市を含む。)」を加え、同号を同表の第十二号とし、同表中第十号を第十一号とし、第六号から第九号まで

を一号ずつ繰り下げ、第五号を第六号とし、同号の前に次の一号を加える。

五 資源の有効利用の促進に資する廃棄物再生処理用の機械その他の設備のうちその設置をすることが緊急に必要なものとして政令で定めるものを事業の用に供する法人

第四十五条第一項の表の第二号中「指定された地区」の下に「うち政令で定める地区」を加える。

第四十五条の二第一項中「昭和四十九年三月三十一日」を「昭和五十一年三月三十一日」に改め、「第四十九条第一項、第五十一条、第五十一条の二」を削る。

第四十五条の三第一項各号列記以外の部分中「各事業年度(第一号に規定する承認又は第二号に規定する認定のあつた日を含む事業年度からその事業年度開始の日以後五年を経過した日の前日を含む事業年度までの各事業年度に限る。)」を「適用事業年度に」、「当該事業年度に」、「当該適用事業年度に」、「第四十八条から第五十一条の二まで」を「第四十七条から第四十九条まで若しくは第五十一条に改め、同項第一号中「各事業年度」を「適用事業年度に」、「当該計画」を「計画に」、「当該事業年度」を「当該適用事業年度に改め、「特定業種」の下に「(当該特定業種のうち繊維工業構造改善臨時措置法第二項第一項に規定する繊維工業に該当する業種を除く。)」を加え、同項第二号中「各事業年度」を「適用事業年度に」、「昭和四十九年三月三十一日」を「昭和五十一年三月三十一日」に、「当該事業年度」を「当該適用事業年度に改め、同号を同項第三号とし、同号の前に次の一号を加える。

二 当該法人が、適用事業年度終了の日において繊維工業構造改善臨時措置法第七條第一項に規定する中小企業者で昭和四十九年四月一日から昭和五十一年三月三十一日までの間に同法第四條第一項に規定する構造改善事業計画(同項に規定する設備の近代化及び生産又は経営の規模又は方式の適正化に関する事業について計画が定められているものに限る。)に係る同条第一項又は第二項の承認を受けた

昭和四十九年三月二十六日 衆議院會議録第二十号(二) 租税特別措置法の一部を改正する法律案

同条第一項第一号に規定する特定組合(以下この号において「特定組合」という。)の構成員(当該特定組合が二以上の特定組合を会員とする法人である場合には当該法人を直接又は間接に構成する会員の構成員とし、これらの者のうち当該構造改善事業計画を実施する者として政令で定めるものに限る。)であるものに該当し、かつ、当該適用事業年度において同法第二條第一項に規定する繊維工業に属する事業で当該構造改善事業計画に係るものを主として営む場合として政令で定める場合機械及び装置並びに工場用の建物及びその附属設備(当該法人が、当該適用事業年度において、特定繊維工業構造改善臨時措置法の一部を改正する法律の施行の日前に中小企業近代化促進法第五條の二第一項に規定する特定業種であつた業種に属する事業を主として営む場合として政令で定める場合に該当する場合合には、これらの減価償却資産のうち当該承認の日以後に取得し、又は製作し、若しくは建設したものに限る。)

第四十五條の三第二項中「前項」を「第一項に改め、同項を同条第三項とし、同項の前に次の一項を加える。

2 前項に規定する適用事業年度とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に掲げる事業年度をいう。

一 前項第一号又は第三号に掲げる場合 同項第一号に規定する承認又は同項第三号に規定する認定のあつた日を含む事業年度からその事業年度開始の日以後五年を経過した日の前日を含む事業年度までの各事業年度

二 前項第二号に掲げる場合 同号に規定する

承認のあつた日から昭和五十四年三月三十一日までの期間内に終了する各事業年度

第四十六條第一項中「第四十八條から第四十九條まで」を「第四十七條から第四十九條まで若しくは」に改め、「若しくは第五十一条の二」を削る。

第四十六條の二を削る。

第四十七條の見出し中「新築貸家住宅」を「新築貸家住宅等」に改め、同条第二項中「前項」を「前二項に」、「同項」を「これらの項に改め、「ただし」の下に「第一項に規定する貸家住宅に係る同項の規定の適用については」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 青色申告書を提出する法人が、昭和四十九年四月一日から昭和五十一年三月三十一日までの間に、法人税法の施行地において、新築した中高層の店舗等併設住宅で政令で定めるものの店舗等(当該店舗等併設住宅の住宅以外の部分として政令で定めるものをいう。以下この項において同じ。)を取得し、又は当該店舗等併設住宅を新築して、当該店舗等併設住宅の店舗等を当該法人の事業の用に供した場合に、その事業の用に供した日以後五年以内の日を含む各事業年度の当該店舗等(当該事業年度における償却額の計算に關し第四十三條、第四十五條又はこれらの規定に係る第五十二條の四第一項の規定の適用を受けるものを除く。)の償却限度額は、その事業の用に供した日以後五年以内でその用に供している期間に限り、同法第三十一條第一項の規定(第五十二條の三の規定の適用を受ける場合には、同条の規定を含む。)にかかわらず、当該店舗等の普通償却限度額(第五十二條

租税特別措置法の一部を改正する法律案

の三の規定の適用を受ける場合には、同条第一項に規定する政令で定める金額)と特別償却限度額(当該普通償却限度額の百分の百に相当する金額をいう。)との合計額(第五十二條の三の規定の適用を受ける場合には、同条第一項に規定する特別償却不足額に相当する金額を加算した金額)とする。

第四十八條を次のように改める。

第四十八條 青色申告書を提出する法人で次の表の各号の上欄に掲げるものが、当該各号の中欄に掲げる期間内に、法人税法の施行地において、当該各号の下欄に掲げる建物及びその附属設備又は構築物(以下この項において「特定備蓄施設等」という。)で建設の後使用されたことのないものを取得し、又は当該特定備蓄施設等を建設して、これを当該法人の事業の用に供した場合に、その事業の用に供した日以後五年以内の日を含む各事業年度の当該特定備蓄施設等の償却限度額は、その事業の用に供した日以後五年以内でその用に供している期間に限り、同法第三十一條第一項の規定(第五十二條の三の規定の適用を受ける場合には、同条の規定を含む。)にかかわらず、当該特定備蓄施設等の普通償却限度額(第五十二條の三の規定の適用を受ける場合には、同条第一項に規定する特別償却不足額に相当する金額を加算した金額)とする。

第三項の規定の適用を受ける場合には、同条第一項に規定する政令で定める金額)と特別償却限度額(当該普通償却限度額の百分の百に相当する金額をいう。)との合計額(第五十二條の三の規定の適用を受ける場合には、同条第一項に規定する特別償却不足額に相当する金額を加算した金額)とする。

第四十八條を次のように改める。

第四十八條 青色申告書を提出する法人で次の表の各号の上欄に掲げるものが、当該各号の中欄に掲げる期間内に、法人税法の施行地において、当該各号の下欄に掲げる建物及びその附属設備又は構築物(以下この項において「特定備蓄施設等」という。)で建設の後使用されたことのないものを取得し、又は当該特定備蓄施設等を建設して、これを当該法人の事業の用に供した場合に、その事業の用に供した日以後五年以内の日を含む各事業年度の当該特定備蓄施設等の償却限度額は、その事業の用に供した日以後五年以内でその用に供している期間に限り、同法第三十一條第一項の規定(第五十二條の三の規定の適用を受ける場合には、同条の規定を含む。)にかかわらず、当該特定備蓄施設等の普通償却限度額(第五十二條の三の規定の適用を受ける場合には、同条第一項に規定する特別償却不足額に相当する金額を加算した金額)とする。

法	人	期	間	資	産
一 石油業法(昭和三十七年法律第百二十八号)第二條第四項に規定する石油精製業を営む法人又は石油の貯蔵の業務を専ら当該法人の委託を受けて行う法人(これらの法人のうち原油の備蓄		昭和四十九年四月一日から昭和五十一年三月三十一日まで		石油貯蔵施設その設置をすることが原油の備蓄を増強するために緊急に必要な	

昭和四十九年三月二十六日 衆議院會議録第二十号(一) 租税特別措置法の一部を改正する法律案

に著しく寄与するものとして政令で定めるものに限る。		ものとして政令で定めるもの
二 倉庫業法第二条第二項に規定する倉庫業の用に供する倉庫用の建物及びその附属設備で、政令で定めるものを事業の用に供する法人	昭和四十九年四月一日から昭和五十一年三月三十一日まで	当該倉庫用の建物及びその附属設備
三 穀物用サイロで政令で定めるものを事業の用に供する法人	昭和四十九年四月一日から昭和五十一年三月三十一日まで	当該穀物用サイロ
四 自動車ターミナル法(昭和三十四年法律第百三十六号)第三条第二号に規定するトラックターミナル事業を営む法人	昭和四十九年四月一日から昭和五十一年三月三十一日まで	同法第二条第四項に規定するトラックターミナルの荷扱場並びに荷扱場の建物及びその附属設備で、政令で定めるもの

2 第四十三条第二項の規定は、前項の規定を適用する場合について準用する。
第四十八条の二を削る。
第四十九条第一項中「政令で定めるもの」の下に「(第四十三条から第四十五条の二まで又はこれらの規定に係る第五十二条の四第一項の規定の適用を受けるものを除く。)」を加える。
第五十一条を削る。
第五十一条の二の見出しを「(中小企業構造改善等事業用共同施設の特別償却)」に改め、同条第一項中「第五十六条の三第一項の下請中小企業振興準備金」を「第五十六条の二第一項の中小企業構造改善準備金」に、「特定下請組合」を「特定組合」に、「振興事業計画に定める同項に規定する」を「事業計画に定める」に改め、同条第二項中「第四十五条」を「第四十五条の二」に、「前条」を「第四十九条」に改め、同条第三項中「第五十六条の三第二項」を「第五十六条の二第二項」に、「こゝを」を「超える」に改め、同条を第五十一条とする。

第五十一条の三を第五十一条の二とする。
第五十二条の見出し中「鉱工業技術研究組合」を「鉱工業技術研究組合等」に改め、同条第一項中「支出した場合」の下に「又は繊維工業構造改善臨時措置法第四条第一項に規定する構造改善事業計画(同項に規定する新商品又は新技術の開発に関する事業について計画が定められているものに限る。)」に係る同条第一項若しくは第二項の承認を受けた同条第一項第一号に規定する特定組合に対し、同法第七条第二項に規定する負担金を支出した場合」を加える。
第五十二条の二第二項を次のように改める。
2 前項の規定は、確定申告書等に同項に規定する損金の額に算入される金額の計算に関する明細書の添付がない場合には、適用しない。ただし、当該添付がない確定申告書等の提出があつた場合においても、その添付がなかつたことにつき税務署長がやむを得ない事情があると認められる場合において、当該明細書の提出があつたときは、この限りでない。
第五十二条の三中「第五十一条の二」を「第五十一条」に改める。
第五十二条の四第一項中「第五十一条の二」を「第五十一条」に改め、同条第三項中「あるとき」を「第四十三条の二又は第四十五条の三から第四十九条までの規定に係るものであるとき」に、「第一項」を「これらの規定に規定する」に、「同項」を「第一項」に改める。
第五十三条第二項中「補助原材料その他のたな卸資産の下に」に区分し、同号の有価証券のうち上場株式以外の有価証券については、当該有価証券を株式とその他の有価証券とを加える。
第五十四条第一項中「こゝを」を「超える」に、「昭和四十九年三月三十一日」を「昭和五十年三月三十一日」に改める。
第五十五条第一項中「昭和四十九年三月三十一日」を「昭和五十年三月三十一日」に改める。
第五十六条の二の見出しを「(中小企業構造改善準備金等)」に改め、同条第一項を次のように改める。
青色申告書を提出する法人で次の表の各号の上欄に掲げるもの(以下この条において「特定組合」とする)は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

法 人	計 画	準 備 金
一 中小企業近代化資金等助成法(昭和三十一年法律第百十五号)第二条第三項に規定する特定組合(次号の適用を受ける同号に規定する特定下請組合に該当するもの及び第三号の適用を受ける同号に規定する協同組合等に該当するものを除く。)	同法第十八条第一項の承認に係る中小企業構造改善事業計画	中小企業構造改善準備金
二 下請中小企業振興法(昭和四十五年法律第百四十五号)第五条第一項に規定する特定下請組合(次号の適用を受ける同号に規定する協同組合等に該当するものを除く。)	同項の承認に係る下請中小企業振興事業計画	下請中小企業振興準備金
三 伝統的工芸品産業の振興に関する法律(昭和四十九年法律第 号)第三条第一項に規定する協同組合等	同項の認定に係る伝統的工芸品産業に関する振興計画	伝統的工芸品産業振興準備金

七〇八

合」という。が、各事業年度(解散(合併)による解散を除く。)の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。において、当該各号の中欄に掲げる計画(以下この条において「事業計画」という。)で昭和四十九年四月一日から昭和五十一年三月三十一日までの間に当該各号の中欄の承認又は認定(以下この条において「承認等」という。)を受けたものに定める費用の支出に充てるため、当該事業計画に定める基準によりその組合員等(当該特定組合の組合員その他の政令で定める者をいう。以下この条において同じ。)に賦課し、かつ、当該賦課に基づいて納付された金額(以下この条において「納付金」という。)の合計額に相当する金額のうち政令で定めるところにより計算した金額以下の金額を損金経理の方法(確定した決算において剰余金の処分により積立金として積み立てる方法を含む。)により当該各号の下欄に掲げる準備金(以下この条において「中小企業構造改善等準備金」という。)として積み立てたときは、当該積み立てた金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

第五、六条の二第二項中「中小企業構造改善準備金」を「中小企業構造改善等準備金」に、「構造改善事業計画」を「事業計画」に改め、同条第三項中「中小企業構造改善準備金」を「中小企業構造改善等準備金」に、「構造改善事業計画」を「事業計画」に改め、同条第四項中「中小企業構造改善準備金」を「中小企業構造改善等準備金」に改め、同条第六項中「中小企業構造改善準備金」を「中小企業構造改善等準備金」に、「構造改善事業計画」を「事業計画」に改める。

第五十六条の三を次のように改める。

(金屬鈹業等鈹害防止準備金)

第五十六條の三 青色申告書を提出する法人で金属鉱業等鉱害対策特別措置法第二条第二項に規定する採掘権者又は租鉱権者であるものが、昭和四十九年四月一日から昭和五十一年三月三十一日までの期間内の日を含む各事業年度（解散

（合併による解散を除く。）の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。）において、同法第七条第一項に規定する特定施設（以下この条において「特定施設」という。）の使用の終了後における鉅害の防止に要する費用の支出に備えるため、当該特定施設ごとに、当該特定施設につき当該事業年度において同法第七条第一項及び第二項の規定により金属鉅害事業団に鉅害防止積立金として積み立てた金額（同法第十条第二項又は第三項の規定により積み立てたものとみなされた金額を含む。）に相当する金額以下の金額を損金経理の方法（確定した決算において利益又は剰余金の処分により積立金として積み立てる方法を含む。）により金属鉅害等鉅害防止準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額は、当該積立てをした事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

2 前項の金属鉱業等鉱害防止準備金を

ている法人が鉱害防止積立金の積立てをしている特定施設について金属鉱業等鉱害対策特別措

置法第二条第四項に規定する鉅害防止事業を実施する場合において、同法第九条の規定により当該特定施設に係る鉅害防止積立金の取戻しをしたときは、その取戻しをした日における当該特定施設に係る金属鋳業等鉅害防止準備金の金額（その日までこの項又は次項の規定により益金の額に算入された、又は算入されるべきこととなつた金額がある場合には、当該金額を控除した金額。以下この条において同じ。）のうちその取戻しをした鉅害防止積立金の額に相当する金額は、その取戻しをした日を含む事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

3 第一項の金属鉱業等鉱害防止準備金を積

てゐる法人が次の各号に掲げる場合に該当することとなつた場合には、当該各号に掲げる金額に相当する金額は、その該当することとなつた日を含む事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

一 前項の取戻しをした場合以外の場合において、金属鉱業等鉱害対策特別措置法第九条の規定により特定施設に係る鉱害防止積立金の全部又は一部の取戻しをした場合、その取戻しをした日における当該特定施設に係る金属鉱業等鉱害防止準備金の金額のうちその取戻しをした鉱害防止積立金の額に相当する金額

二 金属鉱業等鉱害対策特別措置法第十条の規

定により特定施設に係る飲害防止積立金を有

しないこととなつた場合（次号に該当する場合を除く。）その有しないこととなつた日における当該特定施設に係る金属鉱業等鉱害防止準備金の金額

三 解散した場合 当該解散の日における金属

鉱業等鉱害防止準備金の金額（合併により解

散した場合において合併法人に引き継がれたものを除く。）

四 前項、前三号及び次項の場合、以外の場合において金属鉱業等鉱害防止準備金の金額を取り崩した場合、その取り崩した日における当該

金属鉱業等鉱害防止準備金の金額のうちその
取り崩した金額に相当する金額

4 第一項の金属鉱業等鉱害防止進

てゐる法人が青色申告書の提出の承認を取り消され、又は青色申告書による申告をやめる旨の届出書の提出をした場合には、その承認の取消しの基因となつた事実のあつた日又はその届出書の提出をした日（その届出書の提出をし

た日が青色申告書による申告をやめた事業年度

終了の日後である場合には、同日における金属鉱業等鉱害防止準備金の金額は、政令で定めるところにより、その日を含む事業年度から当該事業年度開始の日以後二年を経過した日の前日を含む事業年度までの各事業年度の所得の金額の

計算上、益金の額に算入する。この場合において

は、当該金、銀、銅、鉄等、鉛、鋅、錫、防止押搾機金の金額については、前二項及び第六項の規定は、適用しない。

第五十三条第六項の規定は、第一項の規定を適用する場合について準用する。

第五十四條第十二項及び第十三項の規定は、

第一項の金銀銅業等銀貨防止準備金を積み立て
ている法人が合併した場合について準用する。
第五十六條の四第一項中「第八号」を「第九号」に
改める。
第五十六條の五第一項中「第九号」を「第十号」に
改める。

改めらるゝ

第五十六条の六第六項中「第十一号」を「第十二号」に改める。

第五十六条の八第一項中「昭和四十九年三月三十一日」を「昭和五十一年三月三十一日」に改める。

第五十六條の十一項中「昭和四十九年三月三

第五十六条の十一第一項中「昭和四十九年三月三十一日」を「昭和五十二年三月三十一日」に、「百分の七十一」を「百分の五十二」に、「百分の二十五」を「百分の二十五」に改め

「百分の二十」に改め、同条第八項中「昭和四十九年三月三十一日」を「昭和五十二年三月三十一日」

に改める。

第五十六条の十二第二項中「昭和五十年三月一日」を「昭和五十年七月十九日」に、「昭和五十年三月二日」を「昭和五十年七月二十日」に改め、同条第三項第二号中「昭和五十一年二月二十九日」を「昭和五十一年七月十八日」に改める。

第五十七條第二項中「昭和四十九年三月三十一

日」を「昭和五十年三月三十一日」に改める。
第五十七條の四第一項中「昭和二十二年法律第百三十二号」を削り、「行なう」を「行う」に改める。
第五十七條の七中「こえる」を「超える」に、「昭

和四十九年三月三十一日」を「昭和五十一年三月三

十一日」に改める。

第五十八条第一項中「昭和四十九年三月三十一日」を「昭和五十一年三月三十一日」に、「いえる」を「超える」に改める。

第五十八条の二第二項中「昭和四十九年三月三十一日」を「昭和五十一年三月三十一日」に、「いえる」を「超える」に改める。

十一日」を「昭和五十二年三月三十一日」に改め

第六十二條第一項中「千分の二・五」を「千分の二」に、「こえる」を超えろ」に改める。

第六十三條第一項中「第四十二條の二第一項」を「第四十二條第一項」に改め、同條第三項第三号中

「日本住宅公団」の下に、「宅地開発公団」を加え、

「行なう」を「行う」に改め、同条第四項中「第六十五條の四」を「第六十五條の五」に、「第六十五條の六から第六十五條の八まで」を「第六十五條の七から第六十五條の九まで」に、「第六十五條の五」を「第六十五條の六」に、「第六十五條の六第四項」を

「第六十五条の七第四項」に、「第六十五条の七」を

第六十五條の八」に改め、同条第六項第二号中「第四十二條の四」を「第四十二條の三」に改める。

第六十四條第一項第三号の三中「都市計画法」の下に「第五十二條の四第一項（同法第五十七條の五

条第六項中「第五十一條の二」を「第五十一條」に改める。

第六十五條の三第一項中、「次条」を、「以下この款に」、「この条及び次条をこの款に」、「こえる」を超えるに、「こえ」、「を超え」に、「第六十五條の六から第六十五條の八まで」を「第六十五條の七から第六十五條の九まで」に改め、同項第一号中、「地方公共団体の下に」、「宅地開発公社」を加え、「行なう」を行うに改める。

第六十五條の四第一項中「こえる」を「超える」に、「こえ」を「超え」に、「第六十五條の六から第六十五條の八まで」を「第六十五條の七から第六十五條の九まで」に改め、同項第一号中「都市計画法第八條第一項第一号の用途地域に関する都市計画が定められた地域その他これに準ずる地

地（その面積が十ヘクタール以上のものに限る。）
え、「行なう当該地域の用途の区分に応じた一団
り、「日本住宅公団」の下に、「宅地開発公団」を加
域として政令で定める地域内において、」を削
城として政令で定める地域内において、」を削

の宅地造成のため」を「行う住宅の建設又は宅地の造成を目的とする事業の用に供するために」に改め、同項第二号中「行なう」を「行う」に、「場合又はを」場合、に、「若しくは同法による住宅地区

改良事業に準ずる事業として」を又は地方公共団体が住宅若しくは生活関連施設の整備改善を図るために行う事業で」に、「事業の用」を「ものの用」に改め、同項第三号中「行なわれる」を「行われる」

に、「昭和四十九年十二月三十一日」を「昭和五十年十二月三十一日」に改め、同項第四号中「第四条第一項の届出に係る土地が同法」を削り、同項に次の三号を加える。

七 農業協同組合法第十条の十二に規定する宅
地等供給事業のうち同法第十条第五項第三号
に掲げるもの又は中小企業振興事業団法第二
十条第一項第二号に規定する中小企業構造の

次に掲げる資産
イ 減価償却資産（ロに掲げるものを除く。）で法人税法の施行地にある事業の用に供されるもの
ロ 船舶（船舶法第一条に規定する日本船舶に限る。次号において同じ。）

高度化に寄与する事業の用に供する土地の造成に関する事業で、その施行区域の面積が十ヘクタール以上であることその他政令で定める要件に該当するものとして都道府県知事が指定したものの用に供するために買い取られる場合

八 生産緑地法第六条第一項に規定する生産緑地地区内にある土地が、同法第十一条第一項、第十二条第二項又は第十五条第二項の規定に基づき、地方公共団体、土地開発公社その他政令で定める法人に買い取られる場合

九 国土総合開発法第十三条第一項の規定により特別規制地域として指定された区域内の土地等が同法第二十条第二項の規定により買収られる場合又は同法第二十四条第一項の規定により特定総合開発地域として指定された区域内の土地が同法第二十九条第一項の協議に基づき地方公共団体、土地開発公社その他政令で定める法人に買収られる場合

第六十五条の八中「第六十五条の六第一項」を第六十五条の七第一項に改め、第三章第六節第一款中同条を第六十五条の九とする。

第六十五條の七第一項中「当該各号の上欄に掲げる資産を当該各号の上欄ごとに区分し、当該区分ごとに、当該及び(当該区分ごとの当該資産が、以上あるときは、その対価の額の合計額)を削

第六十五條の六第一項中「法人の事業の用」の下
 「(同表の第十四号又は第十五号の下欄に掲げる
 船については、その法人の事業の用。以下この
 及び次条において同じ。)」を加え、同項の表の
 十二号の上欄中「こえて」を「超えて」に改め、同
 の下欄を次のように改め、同表中同号を第十四
 とする。

第六十五条の六第一項の表の第十一号中「農業振興地域」の整備に関する法律第四第一項を「沖繩県の区域のうち農業振興地域の整備に関する法律第四第一項」に、「又は」を「若しくは」に改め、「農用地区域等」にある土地等」の下に「又は土地改良法第八十七条の二第一項の規定により国が行う同項第二号の事業により造成された埋立地若しくは干拓地の区域内にある土地等」を加え、同表中同号を第十三号とし、同号の前に次の一号を加える。

十二 公的資金による住宅の建設と併せて生活環境施設を整備することが必要であると認められる区域として政令で定めるところにより都道府県知事が指定した区域（既成市街地等内において指定されたものに限る。）内にある木造の貸家住宅（その附属設備を含む）、当該住宅の敷地の用に供されている土地等又はこれらの資産に係る構築物で、当該区域内における生活環境施設の整備に関する事業の用に供するため地方公共団体に対して譲渡をされるもの

法人税法の施行地内にある建物で中高層の貸家住宅として政令で定められている土地等又はこれらの資産に係る構築物

第六十五条の六第二項の表中第十号を第十一号とし、第七号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、同表の第六号中「第八号」を「第九号」に改め、同表中同号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

大 次に掲げる区域(以下この号において「航空機騒音
障害区域」という。)内にある土地等、建物又は構築
物

航空機騒音障害区域以外の地域内に
ある第一号の下欄のイ又はロに掲げ
る資産

イ 公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律第九条第一項に規定する

第二種区域
防衛施設周辺の整備等に関する法律第五条第一項の規定により防衛施設庁長官が指定した区域

第六十五条の六第一項の表に次の一号を加える。

十五
船舶

船舶

第六十五條の六第七項中「第五十一條の二」を同項第四号を次のように改め、同条を第六十五條第五十一條に改め、同条第十項第二号中「第十の七とする。

四「差益割合」とは、当該事業年度において譲渡をした第一項の表の上欄に掲げる資産の当該譲渡に係る対価の額のうちに、当該対価の額から当該資産の譲渡直前の帳簿価額（当該譲渡に要した経費がある場合には、当該経費の額を加算した金額）を控除した金額の占める

割合をいう。

第六十五條の五中「第六十五條の第三項」の下に「第六十五條の第四項」を加え、「こゝを」を「超える」に改め、第三章第六節第三款中同条を第六十五條の六とする。

第三章第六節第二款中第六十五條の四の次に次の一条を加える。

(農地保有の合理化のために農地等を譲渡した場合の所得の特別控除)

第六十五條の五 農地法第二條第七項に規定する農業生産法人の有する土地等が農業振興地域の整備に関する法律第二十三條第一項に規定する勧告に係る協議、調停又はあつせんにより譲渡した場合その他農地保有の合理化のために土地等を譲渡した場合として政令で定める場合に該当することとなつた場合において、当該農業生産法人が当該譲渡することとなつた土地等の譲渡により取得した対価の額又は資産(以下この項において「交換取得資産」という。)の価額(当該譲渡により取得した交換取得資産の価額がその譲渡した土地等の価額を超える場合において、その差額に相当する金額を当該譲渡に際して支出したときは、当該差額に相当する金額を控除した金額)が、当該譲渡した土地等の譲渡直前の帳簿価額と当該譲渡した土地等の譲渡に要した経費で当該対価又は交換取得資産に係るものとして政令で定めるところにより計算した金額との合計額を超え、かつ、当該農業生産法人が当該事業年度のうちに同一の年に属する期間中にその譲渡することとなつた土地等のいずれについても第六十五條の七から第六十五條の九までの規定の適用を受けないときは、その超える部分の金額と二百五十万円(当該譲渡の日の属する年における譲渡により取得した対価の額又は交換取得資産の価額につき、この項の規定により損金の額に算入した、又は損金の額に算入する金額があるときは、当該金額を控除した金額)とのいずれか低い金額を当該譲渡の日を含む事

業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

2 前項の規定は、確定申告書等に同項の規定により損金の額に算入される金額の損金算入に関する申告の記載があり、かつ、当該確定申告書等による損金の額に算入される金額の計算に関する明細書その他大蔵省令で定める書類の添付がある場合に限り、適用する。

3 第六十五條の第三項及び第五項の規定は、第一項の規定を適用する場合について、準用する。

第六十六條第一項第六号中「昭和四十九年三月三十一日」を「昭和五十一年三月三十一日」に改め、同項第八号中「行なう」を「行ふ」に、「同法第四條に規定する卸売市場整備基本方針が定められた日から二年以内を昭和四十九年四月一日から昭和五十一年三月三十一日までの間」に改める。

第六十六條の三第一項第三号及び第四号中「昭和四十九年三月三十一日」を「昭和五十一年三月三十一日」に改める。

第六十六條の五の見出し中「鉱工業技術研究組合」を「鉱工業技術研究組合等」に改め、同条第一項中「鉱工業技術研究組合(清算中のものを除く。が、鉱工業技術研究組合法第十三條第一項の規定により同法第三條第一項第一号に規定する試験研究の用に直接供する固定資産」を「法人(清算中のものを除く。で次の各号に掲げるものが、当該各号に掲げる資産に、「こゝを」を「超える」に改め、同項に次の各号を加える。

一 鉱工業技術研究組合 鉱工業技術研究組合法第十三條第一項の規定により同法第三條第一項第一号に規定する試験研究の用に直接供する固定資産

二 繊維工業構造改善臨時措置法第四條第一項第一号に規定する特定組合 同条第一項又は第二項の承認に係る構造改善事業計画において定められている同条第一項に規定する新商品又は新技術の開発に関する事業として行う試験研究の用に直接供する固定資産

第六十七條の三第一項中「場合」の下に「又はその飼育した乳用雄牛(肉用牛のうち乳牛の雌から生産された雄牛で生産後一年未満のものをいう。以下この条において同じ)を政令で定める農業協同組合若しくは農業協同組合連合会に委託して売却した場合」を加え、同条第二項中「行なわれ」を「行われ、又は乳用雄牛の売却が同項の農業協同組合若しくは農業協同組合連合会に委託して行われた」に改める。

第六十七條の四第一項中「行為」の下に「(以下この項において「法令の制定等」という。を加え、「国又は地方公共団体の補助金(これに準ずるものを含む。で政令で定めるもの」を「国若しくは地方公共団体の補助金(これに準ずるものを含む。又は残存事業者等(当該事業と同種の事業を営む者で当該法令の制定等があつた後においても引き続きその事業を営むもの及びその者が構成する団体をいう。の拠出した補償金で、政令で定めるもの」に改め、同条第六項中「第五十一條の二」を「第五十一條」に改める。

第六十八條の二の見出し中「通貨調整後に取得した」を削り、同条第一項中「昭和四十九年三月三十一日」を「昭和五十一年三月三十一日」に改め、「残額」の下に「(当該事業年度終了の日において、前条第四項又は第六項の規定の適用があつた後の同条第四項に規定する繰越控除残額があるときは、当該繰越控除残額のうち政令で定める金額を控除した金額)を加え、同項第一号中「昭和四十九年十二月二十日以後に行なつたこと」を削り、「有するもの」の下に「(以下この項において「長期外貨建債権残高」という。を加え、当該長期外貨建債権を「当該長期外貨建債権残高」に改め、「金額の合計額」の下に「(次号において「期末換算債権金額」という。を加え、「こゝを」を「超える」に改め、「部分の金額の下に「又は物品の購入、役務の受入れ、金銭の借入れその他これらに準ずる取引により生じた長期外貨建債務で、同日において有するもの(以下この項において「長期外貨建債務残高」という。の同日における帳簿価額の合計額が、当該長期外貨建債務残高の金額を同日における外国為替の売買相場で換算した本邦通貨表示の金額の合計額(次号において「期末換算債務金額」という。に満たない場合のその満たない部分の金額(当該超える部分の金額と当該満たない部分の金額とがある場合には、これらの金額の合計金額)を加え、同項第二号を次のように改める。

二 長期外貨建債務残高の当該事業年度終了の日における帳簿価額の合計額が、当該長期外貨建債務残高に係る期末換算債権金額に満たない場合のその満たない部分の金額又は長期外貨建債務残高の同日における帳簿価額の合計額が、当該長期外貨建債務残高に係る期末換算債務金額を超える場合のその超える部分の金額

第六十八條の二第二項中「行なわれる」を「行われる」に改め、「金銭債務」の下に「(外国為替の売買相場の変動による損失を生ずるおそれがないものその他の政令で定めるものを除く。を加え、同条第五項中「準備金の金額」の下に「のうち政令で定める金額」を加える。

第七十四條の次に次の一条を加える。
(日本勤労者住宅協会の財産形成融資に係る分譲住宅の保存登記の税率の軽減)

第七十四條の二 日本勤労者住宅協会が、雇用促進事業団から勤労者財産形成促進法第九條第一項第二号に規定する資金の貸付けを受けて、昭和四十九年四月一日から昭和五十一年三月三十一日までの間に、同号の勤労者の持家として分譲する住宅用の家屋で政令で定めるものを新築した場合において、当該家屋につき受ける所有権の保存の登記に係る登録免許税の税率は、大蔵省令で定めるところにより当該家屋の新築後一年以内に登記を受けるものに限り、登録免許税法第九條の規定にかかわらず、千分の一とする。
第七十五條の次に次の一条を加える。
(公的医療機関の看護婦養成所等の家屋の保存

昭和四十九年三月二十六日 衆議院會議録第二十号(二) 租税特別措置法の一部を改正する法律案

登記等の税率の軽減

第七十五条の二 医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第三十一条に規定する公的医療機関の開設者(地方公共団体を除く)又は社会福祉法人が、昭和四十九年四月一日から昭和五十一年三月三十一日までの間に、その設置する看護婦若しくは看護婦の養成所において直接教育の用に供する家屋として政令で定めるものを新築し、又は新築後使用されたことのない当該家屋を取得してこれを当該教育の用に供する場合に、当該家屋の所有権の保存又は移転の登記に係る登録免許税の税率は、大蔵省令で定めるところにより当該家屋の新築後一年以内に登記を受けるものに限る。登録免許税法第九条の規定にかかわらず、所有権の保存の登記にあつては千分の一とし、所有権の移転の登記にあつては千分の六とする。

第七十七条第一項中「昭和四十九年三月三十一日」を「昭和五十一年三月三十一日」に、「行なわれた」を「行なわれ」に改め、「取得した土地」の下に「(都市計画法第七十七条第一項の規定により市街化区域と定められた区域のうち、政令で定める区域以外の区域内にあるものを除く)」を加える。

第七十七条の三中「行なう」を「行う」に、「昭和四十九年三月三十一日」を「昭和五十一年三月三十一日」に改める。

第七十七条の四中「昭和五十年三月三十一日まで」を「沖繩県の区域以外の地域内にあるものについては昭和四十九年三月三十一日まで、沖繩県の区域内にあるものについては昭和五十一年三月三十一日まで、それぞれ」に改める。

第七十七條の五中「昭和四十九年三月三十一日」を「昭和五十一年三月三十一日」に改める。

第七十八條の三第一項中「昭和四十九年三月三十一日」を「昭和五十一年三月三十一日」に改め、「(昭和四十二年法律第五十六号)」を削り、同条第二項中「当該事業協同組合等が」の下に「公害防止事業団から、」を加え、「第十八条第三号の規定に

より公害防止事業団から譲渡を受けて」を「第十八条第二号の建物とともに譲渡を受けたその建物の敷地の用に供されている土地又は同条第三号の規定により譲渡を受けた土地で、当該事業協同組合等が」に改める。

第八十一条第一項中「同法第四条に規定する卸売市場整備基本方針が定められた日から二年以内」を「昭和四十九年四月一日から昭和五十一年三月三十一日までの間に、(昭和四十九年三月三十一日)」を「昭和五十一年三月三十一日」に、「これを」を「超える」に改め、同条第二項を削る。

第八十九条を第八十九條の二とし、第六章第三節中同条の前の一条を加える。

(揮発油税及び地方道路税の税率の特例)

第八十九條 昭和四十九年四月一日から昭和五十一年三月三十一日までの間に揮発油の製造場から移出され、又は保税地域から引き取られる揮発油に係る揮発油税及び地方道路税の税率は、揮発油税法第九條及び地方道路税法第四條の規定にかかわらず、揮発油一キロリットルにつき、揮発油税にあつては二万九千二百円の税率により計算した金額とし、地方道路税にあつては五千三百円の税率により計算した金額とする。

2 前項の規定による揮発油税及び地方道路税については、地方道路税法第七條第二項、第九條第二項、第十條第一項、第十二條第三項及び第十三條第一項中「二百八十七分の四十四」とあるのは「三百四十五分の五十三」と、「二百八十七分の二百四十三」とあるのは「三百四十五分の二百九十二」とし、これらの規定を適用する。

第九十條の五を第九十條の八とし、第九十條の四を第九十條の七とし、第九十條の三を第九十條の六とし、第六章第三節の次に次の一節を加える。

第三節の二 自動車重量税法の特例

(用語の意義)

第九十條の三 この節において「自動車」、「検査自動車」、「自動車検査証の交付等」、「届出軽自動車」若しくは「車両番号の指定又は「乗用自動車」、「車両重量若しくは「車両総重量」とは、それぞれ自動車重量税法第二條第一項又は第七條第二項に規定する自動車、検査自動車、自動車検査証の交付等、届出軽自動車若しくは車両番号の指定又は乗用自動車、車両重量若しくは車両総重量をいう。

2 この節において「貨物自動車」とは、貨物の運送に供する自動車で、政令で定めるものをいう。

3 この節に規定する小型自動車及び軽自動車の別は、道路運送車両法第三條に定めるところによる。

(自動車重量税率の特例)

第九十條の四 昭和四十九年五月一日から昭和五十一年四月三十日までの間に自動車検査証の交付等又は車両番号の指定を受ける検査自動車及び届出軽自動車に係る自動車重量税の税額は、自動車重量税法第七條第一項の規定にかかわらず、次に掲げる自動車の区分に応じ、一両につき、次に掲げる税率により計算した金額(道路運送車両法第六十三條に規定する臨時検査に係る自動車にあつては、当該金額に〇・五を乗じて得た金額)とする。

イ 乗用自動車(ハ及びニに掲げる自動車を除く。)

(1) 車両重量が〇・五トン以下のも
一 万円
車両重量〇・五トン又はその端数ごとに一 万円

(2) 車両重量が〇・五トンを超えるもの
一 万円
車両重量一 トン又はその端数ごとに一 万円

ロ イ、ハ及びニに掲げる自動車以外の自動車

(1) 車両総重量が一 トン以下のも
五 千円
車両総重量一 トン又はその端数ごとに五 千円

(2) 車両総重量が一 トンを超えるもの
五 千円
車両総重量一 トン又はその端数ごとに五 千円

ハ 車両総重量が二・五トン以下の貨物自動車(ニ及びホに掲げる自動車を除く。)

(1) 車両総重量が一 トン以下のもの
三 千五百円
車両総重量一 トン又はその端数ごとに三 千五百円

(2) 車両総重量が一 トンを超えるもの
百 円
車両総重量一 トン又はその端数ごとに三 千五百円

ニ 軽自動車
三 千五百円
二 千円

ホ 二輪の小型自動車
二 千円

三 届出軽自動車

イ ロに掲げる軽自動車以外の軽自動車
ロ 二輪の軽自動車

一万五百円
五千円

2 前項の規定は、道路運送法(昭和二十六年法律第八十三号)第二条第二項に規定する自動車運送事業又は通運事業法(昭和二十四年法律第二百四十一号)第二条第二項に規定する通運事業を営業者がこれらの事業の用に供する自動車及び道路運送法第二条第五項に規定する軽車両等運送事業を営業者が当該事業の用に供する軽自動車については、適用しない。

3 第一項の車両重量及び車両総重量の計算に關し必要な事項は、自動車重量税法第七条第三項に定めるところによる。

(軽自動車である検査自動車の暫定的取扱いの停止)

第九十条の五 自動車重量税法附則第十二項の規定は、昭和四十九年五月一日から昭和五十一年四月三十日までの間に道路運送車両法第六十条第一項又は第七十一条第四項の規定による自動車検査証の交付を受ける、又は受けた軽自動車である検査自動車(昭和四十九年五月一日前に車両番号の指定(同法第六十条第一項の規定による車両番号の指定を含む)を受けたことがあることが政令で定めるところにより明らかにされたものを除く。)については、適用しない。

2 前項の規定の適用を受ける軽自動車に係る自動車重量税法第七条第一項の規定の適用については、当該軽自動車のうち、乗用自動車でその車両重量が〇・五トンを超えるものにあつては、その車両重量は〇・五トン以下であるものとみなし、乗用自動車以外の自動車でその車両総重量が一トンを超えるものにあつては、その車両総重量は一トン以下であるものとみなす。

第九十二条中「第九十条の四第一項」を「第九十条の七第一項」に、「第九十条の五第一項」を「第九十条の八第一項」に改める。

附則

(施行期日)
第一条 この法律は、昭和四十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に掲げる日から施行する。

一 第十八条、第五十二条及び第六十六条の五
第一項の改正規定並びに第十三条の二及び第四十五条の三の改正規定中繊維工業構造改善臨時措置法に係る部分 特定繊維工業構造改善臨時措置法の一部を改正する法律(昭和四十九年法律第 号)の施行の日

二 第二十八条の六第二項第三号、第三十四条第二項第一号、第六十三条第三項第三号及び第六十五条の三第一項第一号の改正規定並びに第三十四条の二第二項第一号の改正規定、第四十一条の二第二項の次に一項を加える改正規定及び第六十五条の四第一項第一号の改正規定中宅地開発公団法(昭和四十九年法律第 号)の施行の日

三 第三十三条第一項第三号の三及び第六十四条第一項第三号の三の改正規定 都市計画法及び建設基準法の一部を改正する法律(昭和四十九年法律第 号)の施行の日

四 第三十四条の二第二項に三号を加える改正規定中同項第八号に係る部分及び第六十五条の四第一項に三号を加える改正規定中同項第八号に係る部分 生産緑地法(昭和四十九年法律第 号)の施行の日

五 第三十四条の二第二項に三号を加える改正規定中同項第九号に係る部分及び第六十五条の四第一項に三号を加える改正規定中同項第九号に係る部分 国土総合開発法(昭和四十九年法律第 号)の施行の日

六 第三十七条第一項の表の第五号の次に一号を加える改正規定及び第六十五条の六第一項の表の第五号の次に一号を加える改正規定中公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律第九条第一項の規定に係る部分 公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律の一部を改正する法律(昭和四十九年法律第 号)の施行の日

(所得税の特例に關する経過措置の原則)
第二条 改正後の租税特別措置法(以下「新法」という。)第二章の規定は、別段の定めがあるものを除くほか、昭和四十九年分以後の所得税について適用し、昭和四十八年分以前の所得税については、なお従前の例による。

(少額国債の利子の非課税に關する経過措置)
第三条 新法第四条の規定は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)以後に購入する同条第一項に規定する国債について適用する。

2 新法第四条第一項に規定する個人が、施行日前に購入した改正前の租税特別措置法(以下「旧法」という。)第四条第一項に規定する国債で同日において同条に規定する要件を満たすものを有する場合には、当該国債については、その者が同日において新法第四条の要件に従つて購入したものとみなして、同条の規定を適用する。

3 前項に規定する個人が、施行日において新法第四条第一項に規定する国債で昭和四十八年十二月一日から施行日の前日までの間に同項に規定する販売機関の営業所等において購入したものの(前項の規定の適用を受けるものを除く。以下この条において「旧国債」という。)を有する場合には、当該旧国債に係る利子(施行日以後に支払を受けるべきものに限る。)につき同日以後最初に支払を受ける日(その日が昭和四十九年十二月三十一日後である場合には、同日とし、施行日以後これらの日間に当該販売機関の営業所等において新法第四条第一項に規定する

国債で同項の規定の適用を受けようとするものを購入する場合には、その最初に購入する日とする。)までに、同条第二項において準用する所得税法第十条第三項に規定する特別非課税貯蓄申告書又は同条第四項に規定する申告書を当該販売機関の営業所等を経由してこれらの規定に規定する税務署長に、当該旧国債に係る新法第四条第一項に規定する特別非課税貯蓄申込書を当該販売機関の営業所等に、それぞれ提出し、かつ、その提出の際同項第一号に規定する保管の委託又は登録がされるときは、当該利子については、当該旧国債は施行日に当該販売機関の営業所等において購入したものと、これらの申告書及び申告書は同日に提出されたものと、当該保管の委託又は登録は同日に行われたものと、それぞれみなして同条の規定を適用する。

4 前項に定めるもののほか、旧国債に係る新法第四条の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

(勤労者財産形成貯蓄の利子所得等の非課税に關する経過措置)
第四条 新法第四条の二の規定は、施行日以後に預入し、信託し、又は購入する同条第一項に規定する財産形成貯蓄について適用する。

2 新法第四条の二第一項に規定する勤労者が、施行日前に預入し、信託し、又は購入した旧法第四条の二第一項に規定する財産形成貯蓄で同日において同条に規定する要件を満たすものを有する場合には、当該財産形成貯蓄については、その者が同日において新法第四条の二の要件に従つて預入し、信託し、又は購入したものとみなして、同条の規定を適用する。

3 前項に規定する勤労者が、施行日において新法第四条の二第一項に規定する財産形成貯蓄で昭和四十八年十二月一日から施行日の前日までの間に同項に規定する金融機関の営業所等において預入し、信託し、又は購入したものの(前項の規定の適用を受けるものを除く。以下この条

(住宅貯蓄控除に関する経過措置)

第十条 新法第四十一条の第三項第二号の規定は、施行日以後に締結する同項の規定による住宅貯蓄契約について適用し、同日前に締結した旧法第四十一条の第二項の規定による住宅貯蓄契約については、なお従前の例による。

2 昭和四十八年十二月三十一日以前に締結した契約に係る新法第四十一条の第三項第四号の規定の適用については、同項中「七年以上の期間」とあるのは、「昭和四十九年一月一日以後七年以上の期間」とする。

3 前二項に定めるもののほか、この法律の施行に伴う第二章第五節第二款の規定の適用に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(法人税の特例に関する経過措置の原則)

第十一条 新法第三章の規定は、別段の定めがあるものを除くほか、法人(法人税法昭和四十年法律第三十四号)第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。の施行日以後に開始する事業年度分の法人税について適用し、法人の同日前に開始した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

(法人税率の特例に関する経過措置)

第十二条 旧法第四十二条の規定は、法人の昭和四十五年五月一日から昭和四十九年四月三十日までの間に終了する事業年度分の法人税については、なおその効力を有する。

2 新法第四十二条の規定は、同条第一項に規定する内国法人の昭和四十九年五月一日以後に終了する事業年度の所得に対する法人税について適用し、当該内国法人の同日前に終了する事業年度の所得に対する法人税については、なお従前の例による。この場合において、同日から昭和五十年四月三十日までの間に終了する事業年度の所得に対する法人税に係る同条の規定の適用については、同条第一項第一号中「百分の三十」とあるのは「百分の二十八」と、「七百万円」とあるのは「六百万円」とし、同条第二項中「七百万円」とあるのは「六百万円」とする。

(法人の減価償却に関する経過措置)

第十三条 新法第四十三条第一項の表の第四号及び第五号の規定は、法人が施行日以後に取得等(取得又は製作若しくは建設をいう。以下この条において同じ。)をしてその事業の用に供する同項に規定する特定設備等について適用し、法人が同日前に取得等をした旧法第四十三条第一項の表の第四号の設備をその事業の用に供した場合は、なお従前の例による。

2 新法第四十三条第一項の表の第十二号の規定は、施行日以後に同号に規定する政令で定められる工事の施行に伴う取得又は建設に係る同号の設備について適用し、同日前に旧法第四十三条第一項の表の第十一号に規定する政令で定められた工事の施行に伴う取得又は建設に係る同号の設備については、なお従前の例による。

3 新法第四十五条の三第一項第一号の規定は、法人の特定組織工業構造改善臨時措置法の一部を改正する法律の施行の日以後に開始する事業年度の同号に掲げる資産の償却限度額の計算について適用し、法人の同日前に開始する事業年度の旧法第四十五条の三第一項第一号に掲げる資産の償却限度額の計算については、なお従前の例による。この場合において、同号に規定する中小企業構造改善計画を実施する者の判定その他同号の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

4 新法第四十五条の三第二項第二号の規定は、法人の特定組織工業構造改善臨時措置法の一部を改正する法律の施行の日以後に終了する事業年度の同号に掲げる資産の償却限度額の計算について適用する。ただし、法人が同日以後最初に終了する事業年度において、旧法第四十五条の三第一項第一号の規定の適用を受けることができないときは、当該事業年度については、この限りでない。

5 法人が昭和四十五年五月一日から昭和四十九年三月三十一日までの間に、旧法第四十六条の二第一項に規定する特定合併を行った場合における減価償却資産の償却限度額の計算については、なお従前の例による。

6 法人で政令で定める事業を営むものが昭和四十九年四月一日から昭和五十一年三月三十一日までの間に、旧法第四十六条の二第一項に規定する特定合併を行った場合には、同項中「昭和四十九年三月三十一日」とあるのは「昭和五十一年三月三十一日」とし、同条第二項中「政令で定めるものを営む法人」とあるのは「昭和四十九年改正法附則第十三条第六項に規定する政令で定める事業を営む法人」とし、同条第四項中「第五十一条の二」とあるのは「第五十一条」として、同条の規定の例による。

7 前項の規定の適用がある場合における新法第五十一条の二の規定の適用については、同条第二項中「第四十三条から前条まで」とあるのは、「第四十三條から前条まで(昭和四十九年改正法附則第十三条第六項を含む。)」とする。

8 法人が昭和四十一年四月一日から昭和四十九年三月三十一日までの間に取得し、又は建設した旧法第四十八条第一項に規定する耐火建築物等をその事業の用に供した場合における当該耐火建築物等の償却限度額の計算については、なお従前の例による。

9 法人が昭和四十九年四月一日から昭和五十一年三月三十一日までの間に取得し、又は建設する旧法第四十八条第一項に規定する耐火建築物等のうち政令で定めるものをその事業の用に供する場合については、同項中「昭和四十九年三月三十一日」とあるのは「昭和五十一年三月三十一日」とし、「建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造を有する建築物その他の政令で定めるもの」とあるのは「昭和四十九年改正法附則第十三条第九項に規定する耐火建築物等のうち政令で定めるもの」として、同条の規定の例による。

10 前項の規定の適用がある場合における新法第四十五条の三、第四十六条、第五十一条、第五十一条の二、第六十四条から第六十五条まで、第六十五条の七、第六十五条の八及び第六十七条の四の規定の適用については、新法第四十五条の三第一項、第四十六条第一項及び第五十一条第二項中「第四十七條から第四十九條まで」とあるのは「第四十七條から第四十九條まで(昭和四十九年改正法附則第十三条第九項を含む。)」と、新法第五十一条の二第二項中「第四十三條から前条まで」とあるのは「第四十三條から前条まで(昭和四十九年改正法附則第十三条第九項を含む。)」と、新法第六十四条第六項(第六十四条の二第六項及び第六十五条第六項において準用する場合を含む。)、第六十五条の七第七項(第六十五条の八第七項において準用する場合を含む。及び第六十七條の四第六項中「第四十七條から第五十一條まで」とあるのは「第四十七條から第五十一條まで(昭和四十九年改正法附則第十三条第九項を含む。)」とする。

11 法人が昭和四十三年四月一日から昭和四十九年三月三十一日までの間に取得し、又は建設した旧法第四十八条の二第二項に規定する原油備蓄施設をその備蓄の用に供した場合における当該原油備蓄施設の償却限度額の計算については、同項中「昭和五十年三月三十一日」とあるのは、「昭和四十九年三月三十一日」として、同条の規定の例による。

12 新法第五十一条の規定は、法人が施行日以後に取得等をしてその事業の用に供する同条第一項に規定する共同利用施設について適用し、法人が同日前に取得等をした旧法第五十一条第一項又は第五十一条の二第二項に規定する共同利用施設をその事業の用に供した場合における当該共同利用施設については、なお従前の例による。

13 新法第五十二条の規定は、法人が施行日以後に同条第一項に規定する費用又は負担金を支出する場合について適用し、法人が同日前に旧法第四十五条の三、第四十六條、第五十一條、第五十一條の二、第六十四條から第六十五條まで、第六十五條の七、第六十五條の八及び第六十七條の四の規定の適用については、新法第四十五條の三第一項、第四十六條第一項及び第五十一條第二項中「第四十七條から第四十九條まで」とあるのは「第四十七條から第四十九條まで(昭和四十九年改正法附則第十三條第九項を含む。)」と、新法第五十一條の二第二項中「第四十三條から前條まで」とあるのは「第四十三條から前條まで(昭和四十九年改正法附則第十三條第九項を含む。)」と、新法第六十四條第六項(第六十四條の二第六項及び第六十五條第六項において準用する場合を含む。)、第六十五條の七第七項(第六十五條の八第七項において準用する場合を含む。及び第六十七條の四第六項中「第四十七條から第五十一條まで」とあるのは「第四十七條から第五十一條まで(昭和四十九年改正法附則第十三條第九項を含む。)」とする。

昭和四十九年三月二十六日 衆議院會議録第二十号(一) 租税特別措置法の一部を改正する法律案

五十二條第一項に規定する費用を支出した場合については、なお従前の例による。

(法人の準備金に関する経過措置)

第十四條 旧法第五十六條の二第一項に規定する特定組合が昭和四十一年四月一日から昭和四十九年三月三十一日までの間に同項の承認を受けた同項に規定する構造改善事業計画に従い、当該特定組合の同項に規定する組合員等が納付する同項の納付金又は当該特定組合が積み立てる中小企業構造改善準備金については、なお従前の例による。

2 旧法第五十六條の三第一項に規定する特定下請組合が昭和四十五年五月一日から昭和四十九年三月三十一日までの間に同項の承認を受けた同項に規定する振興事業計画に従い、同項に規定する特定親事業者及び特定下請事業者が納付する同項の納付金又は当該特定下請組合が積み立てる下請中小企業振興準備金については、なお従前の例による。

3 新法第五十六條の三第一項に規定する採掘権者又は租賦権者である法人の昭和四十九年四月一日以後最初に終了する事業年度における同条の規定の適用については、同項中「当該事業年度において」とあるのは、「当該事業年度及び当該事業年度の直前の事業年度において」とする。

4 新法第五十六條の十一第一項に規定する証券業を営む法人の昭和四十九年四月一日から昭和五十一年三月三十一日までの間に開始する事業年度における同条の規定の適用については、同項第一号中「百分の五十」とあるのは「百分の六十」と、同項第二号中「百分の二十」とあるのは「百分の二十五」とする。

5 新法第五十六條の十二の規定は、法人の施行日以後に終了する事業年度分の法人税について適用し、法人の同日前に終了した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

(法人の資産の譲渡の場合の課税の特例に関する経過措置)

第十五條 新法第六十四條、第六十五條の三、第六十五條の四及び第六十五條の六の規定は、法人が昭和四十九年一月一日以後に行うこれらの規定に該当する資産の譲渡(新法第六十四條第二項の規定により収用等による譲渡があつたものとみなされる行為を含む)に係る法人税について適用し、法人が同日前行った当該資産の譲渡に係る法人税については、なお従前の例による。

2 新法第六十三條、第六十五條の五及び第六十五條の七から第六十五條の九までの規定は、法人が施行日以後に行うこれらの規定に該当する資産の譲渡に係る法人税について適用し、法人が同日前行った当該資産の譲渡に係る法人税については、なお従前の例による。

(合併の場合の清算所得の課税の特例に関する経過措置)

第十六條 旧法第六十六條第一項第八号に規定する卸売市場整備基本方針が定められた日から二年以内の同号に規定する認定を受けた法人が合併をした場合における清算所得に対する法人税については、なお従前の例による。

(鉱工業技術研究組合等の所得計算の特例に関する経過措置)

は、なお従前の例による。

(登録免許税の特例に関する経過措置)

第十九條 新法第七十七條第一項の規定は、施行日以後に行われる同項に規定する交換により取得する土地の所有権の移転の登記に係る登録免許税について適用し、同日前行われた旧法第七十七條第一項に規定する交換により取得した土地の当該登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

2 新法第七十八條の三第二項の規定は、同項の政令で定める組合員又は所属員が施行日以後に受ける同項に規定する登記に係る登録免許税について適用し、これらの者が同日前に受けた旧法第七十八條の三第二項に規定する登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

3 卸売市場法(昭和四十六年法律第三十五号)第四條に規定する卸売市場整備基本方針が定められた日から二年を経過する日までの間にされた同法第七十三條第一項の規定による認定に係る

免 除 の 規 定		追 徴 の 規 定	
揮発油税法第十四條の二第一項	同法第十四條の二第七項	日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域	日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域
揮発油税法第十六條の四第一項	同法第十六條の四第三項	日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域	日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域
輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律(昭和三十年法律第三十七号)第十一條第一項	同法第十一條第三項	日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域	日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域
輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第十二條第一項	同法第十二條第三項	日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域	日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域
輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第十三條第一項	同法第十三條第三項	日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域	日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域
租税特別措置法第九十條の二第二項	同法第九十條の二第二項	日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域	日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域

並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十七年法律第百十一号)第十條第一項(日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十九年法律第百四十九号)第三條第一項において準用する場合を含む。)

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十七年法律第百十一号)第七條(日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律第四條において準用する場合を含む。)

日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定第六條

並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律第十條第二項又は第十一條第二項(これらの規定を日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律第三條第二項において準用する場合を含む。)

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律第八條(日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律第四條において準用する場合を含む。)

日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十九年法律第百十二号)第二條

2 施行日前に揮発油の製造場から移出された揮発油で、揮発油税法第十四條第三項(同法第十五條第三項及び第十六條の三第三項並びに租税特別措置法第九十條第三項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の届出又は承認に係るもの(当該届出又は承認に係る期限が同日以後に到来するものに限り。)について、当該期限までに揮発油税法第十四條第三項に規定する書類が提出されなかつた場合における当該揮発油に係る揮発油税及び地方道路税の税額については、新法第八十九條の規定を適用する。

3 この法律の施行の際揮発油の製造場及び保税地域以外の場所(沖縄県の区域内の場所を除く。)で揮発油(揮発油税法第十六條第一項又は第十

六條の二第一項の規定の適用を受けるものを除く。)を所持する揮発油の製造者又は販売業者がある場合において、その数量(二以上の場所です持する場合には、その合計数量)が五キロリットル以上であるときは、当該揮発油については、その者が揮発油の製造者でないときはこれを揮発油の製造者とみなし、施行日に当該揮発油をその製造場から移出したものとみなして、一キロリットルにつき、四千九百円の揮発油税及び九百円の地方道路税を課する。

4 前項の場合においては、税務署長は、揮発油税にあわせて地方道路税を徴収する。この場合において、税務署長は、その所轄区域内に所在する同一人の貯蔵場所にある揮発油に係る揮発油税額及び地方道路税額を合算し、当該合算した

額の揮発油税及び地方道路税を、昭和四十九年五月から九月までの各月に等分して、それぞれその月の末日を納期限として、徴収する。

5 第三項の規定による揮発油税及び地方道路税については、地方道路税法第七條第二項、第九條第二項、第十條第一項、第十二條第三項及び第十三條第一項中「二百八十七分の四十四」とあるのは「五十八分の九」と、「二百八十七分の二百四十三」とあるのは「五十八分の四十九」として、これらの規定を適用する。

6 第三項に規定する者は、同項の規定に該当する揮発油の貯蔵場所並びに当該場所ごとの当該揮発油の所持数量及び課税標準数量(当該所持数量から揮発油税法第八條第一項の規定により控除される数量を控除した数量をいう。)を記載した申告書を、施行日から一月以内に、その貯蔵場所の所在地の所轄税務署長に提出しなければならない。

7 次の各号に掲げる場合において、当該各号に掲げる揮発油の製造者が、政令で定めるところにより、当該揮発油が第三項の規定による揮発油税額及び地方道路税額を徴収された、又は徴収されるべきものであることにつき、当該揮発油のもとし入れ又は移入に係る揮発油の製造場の所在地の所轄税務署長の確認を受けたときは、当該揮発油税額及び地方道路税額は、揮発油税法第十七條及び地方道路税法第九條の規定に準じて、当該揮発油につき当該揮発油の製造者が納付した、又は納付すべき揮発油税額及び地方道路税額(第二号に該当する場合には、同号に規定する他の揮発油の製造場からの移出により納付された、若しくは納付されるべき又は保税地域からの引取りにより納付された、若しくは納付されるべき若しくは徴収された、若しくは徴収されるべき揮発油税額及び地方道路税額)にあわせて、その者に係る揮発油税額及び地方道路税額から控除し、又はその者に還付する。

一 揮発油の製造者がその製造場から移出した揮発油で、第三項の規定により揮発油税額及び地方道路税額を徴収された、又は徴収されるべきものが当該製造場にもどし入れられた場合、同項の規定の適用がないものとした場合における当該揮発油の製造者

二 前号に該当する場合を除き、揮発油の製造者が、他の揮発油の製造場から移出され、又は保税地域から引き取られた揮発油で第三項の規定により揮発油税額及び地方道路税額を徴収された、又は徴収されるべきものを揮発油の製造場に移入し、当該揮発油をその移入した製造場から更に移出した場合、当該揮発油の製造者

(租税特別措置法の一部を改正する法律の一部改正)

第二十一條 租税特別措置法の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第十六号)の一部を次のように改正する。

附則第一條第二号及び第三号中「昭和四十八年」を「昭和四十九年」に改める。

附則第三條第三項中「昭和四十八年法律第十六号。以下「昭和四十八年改正法」を「昭和四十九年法律第 号。以下「昭和四十九年改正法」に、「新法」を「昭和四十九年新法」に、「第六号」を「第八号」に改め、同条第四項中「おける新法」を「おける租税特別措置法の一部を改正する法律(昭和四十九年法律第 号)による改正後の租税特別措置法(以下「昭和四十九年新法」という。))に、「新法」を「昭和四十九年新法」に、「前二條(昭和四十八年改正法)」を「前二條(租税特別措置法の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第十六号。以下「昭和四十八年改正法」という。))に改め、同条第六項中「新法第十一條を「昭和四十八年改正法による改正後の租税特別措置法(以下「新法」という。))第十一條」に改める。

附則第十一條第四項中「新法」を「昭和四十九

七
一
八

第二十一条第一項中「第八十一条第一項」を「第八十一条」に改める。

この法律は、公布の日から施行する。

この法律は、公布の日から施行する。

電力用炭販売株式会社等の一部を改正す

第一条 電力用炭販売株式会社法（昭和三十八年法律第四百四十四号）の一部を次のように改正す

電力用炭の価格の安定等を図り、石炭鉱業を営む会社の経理を適正化し、及び産炭地域における

内閣総理大臣 田中 角榮
一般職の職員の給与に関する法律の一部を

年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。
別表第五を次のように改める。

別表第五 教育職俸給表

イ 教育職俸給表 (一)

職務の等級 号 俸	1 等 級 俸 給 月 額	2 等 級 俸 給 月 額	3 等 級 俸 給 月 額	4 等 級 俸 給 月 額	5 等 級 俸 給 月 額
	円	円	円	円	円
1			83,600	61,600	50,300
2		97,100	87,300	65,000	52,400
3	124,900	101,500	91,000	68,500	54,800
4	130,500	105,900	94,700	72,000	57,500
5	136,100	110,300	98,500	75,500	60,200
6	141,700	114,700	102,300	79,000	62,900
7	147,300	119,100	106,300	82,500	65,800
8	152,900	123,500	110,300	86,000	69,200
9	158,600	127,900	114,400	89,500	72,600
10	164,300	132,300	118,500	93,000	76,000
11	170,000	136,700	122,600	96,500	79,400
12	175,800	140,700	126,700	100,000	82,800
13	181,600	144,500	130,800	103,500	86,200
14	187,400	148,300	134,900	106,800	89,300
15	193,200	152,100	138,900	110,100	92,400
16	199,000	155,900	142,600	113,200	95,400
17	204,800	159,600	146,300	116,000	98,400
18	210,100	163,300	150,000	118,800	101,400
19	215,400	167,000	153,700	121,600	104,300
20	220,700	170,700	157,100	124,400	107,100
21	226,000	174,400	160,800	127,200	109,900
22	231,100	178,100	164,500	130,000	112,700
23	235,600	181,800	167,900	132,800	115,200
24	239,600	185,200	171,300	135,600	117,700
25	242,900	188,600	174,000	138,200	119,800
26		191,900	176,100	140,700	121,900
27		194,500		142,700	123,500

備考 この表は、大学及びこれに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する教授、助教授、講師、助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ロ 教育職俸給表 (二)

職務の等級 号 俸	1 等 級 俸 給 月 額	2 等 級 俸 給 月 額	3 等 級 俸 給 月 額
	円	円	円
1		58,500	
2	110,800	61,600	48,400
3	115,100	64,700	50,300
4	119,400	67,800	52,200
5	123,700	70,900	54,400
6	128,000	74,000	57,200
7	132,400	77,100	60,000
8	136,800	80,200	62,800
9	141,200	83,300	65,600
10	145,600	86,400	68,500
11	150,100	89,800	71,400
12	154,600	93,400	74,300
13	159,100	97,000	77,300
14	163,600	101,000	80,300
15	168,100	105,000	83,300
16	172,600	109,100	86,300
17	177,100	113,200	89,300
18	181,600	117,300	92,300
19	186,600	121,400	95,300
20	191,600	125,400	98,000
21	196,600	129,300	100,700
22	201,600	133,200	103,400
23	205,900	137,100	106,100
24	210,200	141,000	108,700
25	213,200	144,700	111,300
26		148,800	113,900
27		151,900	116,500
28		155,500	119,100
29		159,100	121,400
30		162,700	123,700
31		166,200	125,800
32		169,300	127,800
33		172,300	129,800
34		175,100	131,700
35		177,900	133,200
36		180,600	
37		182,700	

備考 この表は、高等学校及びこれに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する校長、教諭、養護教諭、助教諭、実習助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ハ 教育職俸給表 (三)

職務の等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1	円	円	円
2	94,600	52,200	48,400
3	98,300	55,300	50,300
4	102,400	58,500	52,200
5	106,500	61,600	54,400
6	110,700	64,700	57,200
7	114,900	67,800	60,000
8	119,100	70,900	62,800
9	123,300	74,000	65,600
10	127,500	77,100	68,400
11	131,700	80,200	71,200
12	135,800	83,300	74,000
13	139,900	86,400	76,800
14	144,000	89,500	79,500
15	148,100	92,600	82,200
16	152,200	95,700	84,900
17	156,300	98,800	87,600
18	160,400	101,900	90,300
19	164,500	104,800	93,000
20	168,600	107,800	95,700
21	172,700	110,700	98,300
22	176,800	113,700	100,700
23	180,900	116,800	103,100
24	185,000	119,900	105,500
25	189,100	123,000	107,900
26	193,200	126,100	110,300
27	197,300	129,200	112,700
28	201,400	132,300	115,100
29	205,500	135,400	117,500
30	209,600	138,500	
31	213,700	141,600	
32	217,800	144,700	
33	221,900	147,800	
34	226,000	150,900	
35	230,100	154,000	
36	234,200	157,100	
37	238,300	160,200	
38	242,400	163,300	
39	246,500	166,400	

備考 この表は、中学校、小学校、幼稚園及びこれらに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する校長、園長、教諭、養護教諭、助教諭その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

昭和四十九年三月二十六日 衆議院会議録第二十号(一) 一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

二 教育職俸給表(四)

職務の等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1	169,900	105,900	83,600	67,300	52,200
2	175,700	110,300	87,300	70,500	55,300
3	181,500	114,700	91,000	73,700	58,500
4	187,300	119,100	94,700	77,000	61,600
5	193,100	123,500	98,500	80,300	65,000
6	198,900	127,900	102,300	83,600	68,200
7	204,700	132,300	106,300	87,000	71,400
8	210,100	137,300	110,300	90,500	74,600
9	215,400	142,300	114,700	94,100	77,800
10	220,700	147,300	119,100	97,800	81,000
11	226,000	152,900	123,500	101,500	84,200
12	231,100	158,600	127,900	105,500	87,400
13	235,600	164,300	132,300	109,500	90,500
14	239,700	170,000	136,700	113,700	93,600
15	243,000	175,800	140,700	117,900	96,700
16		181,600	144,500	122,100	99,800
17		187,400	148,300	126,300	102,800
18		193,200	152,100	130,400	105,800
19		199,000	155,900	134,500	108,800
20		204,000	159,600	138,500	111,600
21		207,600	163,300	142,300	114,400
22		211,200	167,000	146,100	117,200
23		214,800	170,400	149,900	119,800
24		218,400	173,800	153,700	122,400
25		222,000	177,000	157,400	124,900
26		225,200	180,200	161,100	127,300
27			183,300	164,800	129,200
28			185,800	168,200	
29				171,600	
30				174,800	
31				177,900	
32				180,800	
33				183,000	

備考 この表は、高等専門学校及びこれに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する校長、教授、助教授、講師、助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

附 則

1 (施行期日等)

この法律は、公布の日から施行し、この法律による改正後の一般職の職員の給与に関する法律(以下「改正後の法」という。)別表第五の規定は、昭和四十九年一月一日から適用する。

2 (最高号俸等の切替え等)

昭和四十九年一月一日(以下「切替日」という。)の前日において教育職俸給表の職務の等級の最高号俸又は最高号俸を超える俸給月額を受ける職員で人事院規則で定めるものの切替日における号俸又は俸給月額及びこれらを受ける期間に適用されることとなる期間は、人事院規則で定める。

3 (切替期間における異動者の号俸等)

切替日からこの法律の施行の前日までの間(以下「切替期間」という。)において、この法律による改正前の一般職の職員の給与に関する法律(以下「改正前の法」という。)の規定により、新たに俸給表の適用を受けることとなつた職員及びその属する職務の等級又はその受ける号俸若しくは俸給月額に異動のあつた職員のうち、教育職俸給表の適用を受ける職員で人事院の定めるものの改正後の法の規定による当該適用又は異動の日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間は、人事院の定めるところによる。

4 (切替日前の異動者の号俸等の調整)

切替日において教育職俸給表の適用を受ける職員のうち、切替日前に職務の等級を異にして異動した職員及び人事院の定めるこれに準ずる職員の切替日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の等級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事院の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(旧号俸等の基礎)

5 前三項の規定の適用については、改正前の法の規定の適用により職員が属していた職務の等級及びその者が受けていた号俸又は俸給月額は、改正前の法及びこれに基づく命令の規定に従つて定められたものでなければならぬ。

(給与の内払)

切替期間において教育職俸給表の適用を受ける職員が、改正前の法の規定に基づいて、切替日以後の分として支給を受けた給与は、改正後の法の規定による給与の内払とみなす。

人事院規則への委任

附則第二項から前項までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、人事院規則で定める。

防衛庁職員給与法(昭和二十七年法律第二百六十六号)第四条第二項の規定により改正後の法別表第五(ハ)を除く。附則第十項において同じ。の適用を受ける防衛庁の職員の切替日における俸給月額は、切替日の前日においてその者が属していた職務の等級におけるその者が受けていた俸給月額に対応する号俸と同一の当該職務の等級における号俸による額とする。

前項の規定により切替日における俸給月額を決定される職員に対する切替日以降における最初の防衛庁職員給与法第五条第三項において準用する改正後の法別表第五の規定の適用については、その者の切替日の前日における俸給月額を受けていた期間(総理府令で定める職員にあつては、総理府令で定める期間を増減した期間)を切替日における俸給月額を受ける期間に適用する。

切替期間において防衛庁職員給与法第四条第二項の規定により改正後の法別表第五の適用を受ける防衛庁の職員の俸給月額及びこれを受けることとなる期間並びにその者が防衛庁職員給与法の規定に基づいて切替期間中の分として既

昭和四十九年三月二十六日 衆議院會議録第二十号(一) 議案に関する報告書

に支給を受けた給与については、附則第三項、第四項又は第六項に規定する職員の場合による。

理由

人事院の国会及び内閣に対する昭和四十九年三月十八日付け勧告にかんがみ、教育職俸給表の適用を受ける国家公務員の俸給月額を改定する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

地方税法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、地方税負担の現状にかんがみ、個人の住民税、個人の事業税等について負担の軽減、合理化を行うとともに、小規模住宅用地等に係る固定資産税について負担の軽減を図るほか、市町村税源の充実等を図るため、市町村住民税、人税割及び自動車取得税の税率を引き上げる等の措置を講じようとするものであつて、その要旨は次のとおりである。

(一) 道府県民税及び市町村民税

1 個人の道府県民税及び市町村民税

(1) 個人の道府県民税及び市町村民税の所得控除を次のとおり改める。

ア 基礎控除額を十八万円(現行 十六万円)に引き上げる。

イ 配偶者控除額を十八万円(現行 十五万円)に引き上げる。

ウ 扶養控除額を十四万円(現行 十二万円)に引き上げる。

エ 寡婦控除、障害者控除、老年者控除及び勤労学生控除の額をそれぞれ十三万円(現行 十二万円)に引き上げるとともに、特別障害者控除額を十六万円(現行 十四万円)に引き上げる。

オ 老人扶養控除及び配偶者のいない世帯の一人目の扶養親族に係る控除額を十六万円(現行 十四万円)に引き上げる。

帯の一人目の扶養親族に係る控除額を十六万円(現行 十四万円)に引き上げる。

(2) 障害者、未成年者、老年者又は寡婦に

ついての非課税の範囲を、年所得五十万円(現行 四十三万円)までとする。

(3) 白色申告者の専従者控除の控除限度額を二十万円(現行 十七万円)に引き上げる。

(4) 認定中小企業者について、昭和四十八年又は昭和四十九年において生じた純損失のうち還付を受けた所得税額の計算の基礎となつた純損失についての繰越控除期間を三年から五年に延長する。

(5) 昭和四十九年度から昭和五十四年度までの間に限り、前年分の所得税につきみなし法人課税を選択した者に対する道府県民税及び市町村民税の所得割は、次のア及びイの金額を合計した金額とする。

ア 事業主報酬控除後のみなし法人所得に対して課する法人税割に相当する金額

イ 事業主報酬を給与とみなした給与所得並びにみなし法人所得から当該所得に係る法人税及び法人税割に相当する金額を控除した後の残額であるみなし配当所得について他の所得と総合して課税した所得割に相当する金額

(6) 昭和四十四年一月一日以後に取得した土地等で事業所得又は雑所得の基となるものの譲渡等による所得については、当分の間、他の所得と分離し、当該事業所得又は雑所得の金額の道府県民税にあつては百分の四に相当する金額、市町村民税にあつては百分の八に相当する金額と総合課税を行つた場合に算出される当該事業所得又は雑所得に係る道府県民税額又は市町村民税額の百分の百十に相当

する金額とのいずれか多い金額に相当する道府県民税及び市町村民税を課する。

(7) 特定市街化区域農地等を宅地の用に供するために譲渡した場合における長期譲渡所得に係る道府県民税及び市町村民税については、次に掲げる譲渡の時期の区分に応じ次に定める税率を適用する。

譲渡の時期 道府県民税 市町村民税

(8) 農業生産法人に農地等を現物出資した場合の譲渡所得に係る道府県民税及び市町村民税については、その者が当該農業生産法人の構成員でなくなつた日から二月を経過する日まで、その納期限を延長する等の措置を講ずる。

2 法人の道府県民税及び市町村民税

(1) 市町村税源の充実を資するため、道府県民税法人税割の標準税率を百分の五・二(現行 百分の五・六)に、制限税率を百分の六・二(現行 百分の六・六)に、市町村民税法人税割の標準税率を百分の十二・一(現行 百分の九・一)に、制限税率を百分の十四・五(現行 百分の十七)に改める。

(2) 認定中小企業者等について、昭和四十八年二月十四日を含む事業年度開始の日から二年以内に終了する事業年度において

て生じた欠損金に係る法人税額の還付金についての繰越控除期間を五年から七年に延長する。

(二) 事業税

1 事業主控除額を百五十万円(現行 八十万円)に引き上げる。

2 白色申告書の専従者控除の控除限度額を二十万円(現行 十七万円)に引き上げる。

3 認定中小企業者について、昭和四十八年又は昭和四十九年において生じた純損失のうち、還付を受けた所得税額の計算の基礎となつた不動産所得及び事業所得に係る純損失についての繰越控除期間を三年から五年に延長する。

4 生命保険事業の課税標準である収入金額の算定について、各事業年度の収入保険料に個人保険にあつては百分の二十四、貯蓄保険にあつては百分の七、団体保険にあつては百分の十六、団体年金保険にあつては百分の五を乗じて得た金額(現行 各事業年度の新規契約に係る初年度収入保険料に一定率を乗じて得た金額)に改める。

5 損害保険事業の課税標準である収入金額を算定する場合に収入保険料に乘すべき率について、船舶保険にあつては百分の二十五(現行 百分の二十)、運送保険及び積荷保険にあつては百分の四十五(現行 百分の二十五)に改める等合理化を図る。

6 中小法人に対する軽減税率の適用所得の範囲を次のように拡大する。

税率の区分	改正	現行
普通法人		
百分の六	所得年三百五十万円(最初の一年間は所得年以下の金額)	所得年百五十万円以下
百分の九	所得年三百五十万円(最初の一年間は所得年を超えて七百万円以下)以下の金額	所得年百五十万円を超えて三百万円以下の金額
特別法人		
百分の六	所得年三百五十万円(最初の一年間は所得年以下の金額)	所得年百五十万円以下

(三) 不動産取得税

1 次に掲げる不動産の取得については、非課税とする。

(1) 商工会議所及び日本商工会議所並びに商工会及び商工会連合会が直接その本来の事業の用に供する不動産

(2) 新都市基盤整備事業の施行に伴う換地の次のとおり課税標準の特例措置の適用期限を延長する。

(1) 農業委員会のおつせんによる農業振興地域内の農地の交換分合によつて取得する土地の課税標準の特例措置の適用期限を昭和五十一年三月三十一日まで延長する。

(2) 日本自動車ターミナル株式会社が直接その本来の事業の用に供する家屋の課税標準の特例措置の適用期限を昭和五十一年三月三十一日まで延長する。

3 心身障害者を多数雇用する事業所の事業主が雇用促進事業団から資金の貸付けを受けて事業所の施設を取得した場合においては、その取得が昭和五十二年三月三十一日までに完了した場合に限り、その施設の取得に對して課する不動産取得税の金額から貸付けを受けた額の三分の一に相当する額に税率を乗じて得た額を減額する。

(四) 料理飲食等消費税

旅館における宿泊及びこれに伴う飲食の基礎控除額を千五百円(現行 千円)に引き上げるとする。

(五) 自動車税及び軽自動車税

所有権留保自動車等に係る自動車税及び軽自動車税について、買主の住所等が不明である場合を除き、その自動車の買主から徴収するようにしなければならないものとする。

(六) 固定資産税

1 宅地等に係る固定資産税について、小規模住宅用地の税負担を軽減するとともに、

個人が所有する非住宅用地の税負担を緩和することとし、次の措置を講ずるものとする。

(1) 二百平方メートル以下の住宅用地(二百平方メートルを超えるものについては、その上に存する住居一戸につき二百平方メートルまでの住宅用地。以下「小規模住宅用地」という。)については、課税標準をその価格の四分の一の額とする。

(2) 小規模住宅用地に係る昭和四十九年度及び昭和五十年年度の固定資産税の額は、その価格の四分の一の額が昭和四十八年度の課税標準となるべき額を超えるときは、昭和四十八年度の課税標準となるべき額によつて算定した税額とする。

(3) 個人の所有する非住宅用地に係る昭和四十九年度及び昭和五十年年度の固定資産税の額は、現行制度による課税標準となるべき額が前年度の課税標準となるべき額の二・五倍を超えるときは、前年度の課税標準となるべき額の二・五倍の額によつて算定した税額とする。ただし、その前年度の課税標準となるべき額の二・五倍の額の価格に對する割合が、昭和四十九年度にあつては百分の三十、昭和五十年年度にあつては百分の六十未満であるものについては、当該各年度における課税標準となるべき額をそれぞれその価格の百分の三十の額又は百分の六十の額とする。

2 次に掲げる固定資産については、非課税とする。

(1) 海洋汚染防止法の規定により備え付けられたオイルフェンス

(2) 国立公園又は国定公園の特別保護地区等の区域内の特定の土地

(3) 公的医療機関の開設者又は特定の医療

法人が設置する看護婦その他の医療関係者の養成所において直接教育の用に供する固定資産

(4) 農業機械化研究所の試験研究又は検査の用に供する固定資産

(5) 法人である労働組合、国家公務員又は地方公務員の団体が所有し、かつ、使用する事務所

(6) リース契約に係る公害を防止するため設置される施設又は設備(昭和四十九年度から昭和五十一年度までの三年度間に限る。)

3 次のとおり課税標準の特例を設ける。

(1) 流通の合理化、良質な住宅の供給その他国民生活の安定向上に直接寄与する機械その他の設備のうち租税特別措置法の規定により特別償却を認められるものの課税標準は、取得後三年度間に限り、その価格の二分の一の額とする。

(2) 資源の有効利用の促進に資する廃棄物再生処理用の機械その他の設備の課税標準は、取得後三年度間に限り、その価格の二分の一の額とする。

(3) 農業協同組合、中小企業等協同組合等が取得した共同利用に供する機械及び装置の課税標準は、取得後三年度間に限り、その価格の二分の一の額とする。

(4) 水資源開発公団が所有するダム等の用に供する固定資産のうち水道又は工業用水道の用に供する部分については固定資産税を課するものとし、家屋及び償却資産の課税標準は、その価格の二分の一(取得後五年度間は四分の一)の額とする。

(5) 昭和四十八年一月二日から昭和五十年三月三十一日までの間に取得した原油備蓄施設の課税標準は、取得後三年度間に限り、その価格の三分の二の額とする。

4 次のとおり課税標準の特例措置の適用期間又は適用期限を延長する。

(1) 新たに製造された車両に係る課税標準の特例措置の適用期間を五年度間(現行三年度間)に延長する。

(2) 日本自動車ターミナル株式会社の事業の用に供する家屋及び償却資産に係る課税標準の特例措置の期限を延長し、昭和五十一年一月一日までの間に取得されたものについて適用する。

(3) 電子計算機に係る課税標準の特例措置の期限を延長し、昭和五十一年三月三十一日までの間に取得されたものについて適用する。

5 次のとおり課税標準の特例を廃止する。

(1) 発電所の用に供する家屋及び償却資産に係る課税標準の特例措置を廃止する。ただし、昭和四十九年一月一日までの間に建設されたものの課税標準は、新設後五年度間は、その価格の三分の二(現行三分の一)の額、その後の五年度間は、その価格の六分の五(現行 三分の二)の額とする。

(2) 重要産業用合理化機械設備等に係る課税標準の特例措置を廃止する。ただし、昭和四十八年四月一日から昭和五十一年三月三十一日までの間に取得されたものの課税標準は、その価格の三分の二(現行 二分の一)の額とする。

6 大規模の償却資産に係る固定資産税の市町村の課税限度額を引き上げるため、次の措置を講ずる。

(1) 市町村の人口段階に應ずる課税定額を人口五千未満の町村にあつては五億円(現行 三億円)に引き上げ、人口段階区分に応じ順次増額し、人口二十万人以上の市にあつては四十億円(現行 二十五

- (イ) 毛ねん糸の製造の用に供する電気に対して課する電気税の税率を百分の四(現行 百分の六)とする。
- (ロ) 自動車取得税
自動車の取得が昭和四十九年四月一日から昭和五十一年三月三十一日までの間に行われる場合に限り、次のとおり特例措置を講ずる。
- (ハ) 軽自動車以外の自家用の自動車に係る税率を百分の五(現行 百分の三)に引き上げる。
- (ニ) 免税点を三十万円(現行 十五万円)に引き上げる。
- (ヘ) 国民健康保険税
国民健康保険税の課税限度額を十二万円(現行 八万円)に引き上げる。
- (ホ) 沖繩国際海洋博覧会の開催に伴う特例
沖繩国際海洋博覧会の開催に伴う特例措置として、参加国の代表等、参加国又は博覧会協会に対しては、道府県民税及び市町村民税を課さないこととするほか、博覧会の用に供する施設に対する不動産取得税を非課税とする等の措置を講ずる。
- (ロ) 国有資産等所在市町村交付金及び納付金
1 水道又は工業用水道の用に供するダムの用に供する固定資産について市町村交付金の対象とし、家屋及び償却資産の交付金算定標準額は、その価格の二分の一(取得後五年度間は四分の一)の額とする。
- 2 日本国有鉄道が車両工場及び車両基地に設置した廃液処理施設等を市町村納付金の対象としないものとする。
- 3 日本国有鉄道が取得した車両の運行に伴い発生する騒音を防止するための遮音壁に係る納付金算定標準額は、取得後十年度間に関り、その価格の三分の一の額とする。
- (四) 施行期日
前記四の改正は昭和四十九年十月一日から、その他の改正は昭和四十九年四月一日から施行する。

ら、その他の改正は昭和四十九年四月一日から施行する。

なお、以上の改正により、昭和四十九年度においては、個人の住民税において一千七百七十三億円、個人の事業税において三百二十二億円、固定資産税において一千五百億円、ガス税その他において五百六十三億円、合計三千六百六十三億円(平年度四千二百九十億円)の減税となるが、一方、市町村民税法人税割の税率の引上げ等により一千八百九十九億円、自動車取得税の税率の引上げにより六百三十三億円、固定資産税の特例の整理縮小その他で二百二十九億円、合計一千九百三十一億円の増収が見込まれるので、差引き一千七百三十二億円(平年度一千百三十四億円)の減収となる。

二 議案の可決理由

地方税負担の現状にかんがみ、地方財政の実情を勘案しつつ、住民負担の軽減及び合理化を図るため、道府県民税及び市町村民税の所得控除の額の引上げ、事業税の事業主控除額の引上げ、中小法人に対する事業税の軽減税率の適用所得の範囲の拡大、小規模住宅用地等に対する固定資産税の課税標準の特例の創設、料理飲食等消費税の基礎控除の額の引上げ、ガス税の税率の引下げ、電気税及びガス税の免税点の引上げ等を行い、また、地方税源の充実等を図るため、市町村民税法人税割及び自動車取得税の税率を引き上げるほか、地方税制の合理化を図るため所要の規定を整備しようとする本案の趣旨は妥当と認め、賛成多数をもって本案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

また、本案に対して、日本社会党山本弥之助君外六名から、住民負担をさらに軽減するため、個人住民税に税額控除を採用するとともに、事業税の事業主控除額の引上げ、料理飲食等消費税の基礎控除額及び免税点の引上げ、個人

人の小規模住宅用地に係る固定資産税の額を昭和四十七年度の税額に据え置く措置、電気税及びガス税の免税点の引上げ等を講じ、また、地方税源をさらに充実するため、法人住民税の法人税割の税率の引上げ等を行おうとする修正案が提出されたが、賛成少数をもって否決された。

右報告する。

昭和四十九年三月二十二日
地方行政委員長 伊能繁次郎
衆議院議長 前尾繁三郎殿
〔別紙〕

地方税法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

- 政府は、最近における社会経済情勢の著しい変化ならびに地方財政の現状にかんがみ、地方の税源を充実強化するよう、国・地方を通ずる税源のあり方について根本的に再検討するとともに、当面、次の諸点について善処すべきである。
- 一 住民税については、引き続き、課税最低限の引上げ等の措置を講じ、住民負担の軽減をはかること。
- 二 中小企業者に対する税負担の軽減を引き続き検討すること。
- 三 法人事業税の所得課税について再検討を加え、税負担の合理化をはかるよう努めること。
- 四 地方税源とくに都市税源を充実強化するため、事務所・事業所税の創設、法人所得課税の地方の配分割合の強化に努めること。
- 五 地方道路財源とくに市町村の道路財源の充実をはかるため、市町村の道路財源の配分割合を大幅に引き上げる等の措置を講ずるよう努めること。
- 六 産業用電気に対する非課税措置等地方税にかかる租税特別措置を抜本的に整理するとともに、国税の租税特別措置が地方税に及ぼす影響を断ずるよう努めること。
- 七 土地にかかる固定資産税の課税について、昭

和五十一年度までに根本的な再検討を加えるとともに、大規模債権資産にかかる固定資産税の市町村の課税限度額の引上げについて、引き続き検討すること。

八 国民健康保険事業にかかる国庫補助割合を大幅に引き上げることにより、国民健康保険税(料)の負担を軽減するよう努めること。

右決議する。

所得税法及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の一部を改正

次のとおり三所得控除を引き上げて一律同額とする。

基礎控除

配偶者控除

扶養控除

(2) 給与所得控除の拡充

給与所得控除を次のとおり引き上げる。

定額控除

定率控除

なし

収入金額

改正案

現行

行

定額控除後の収入金額

一五〇万円まで二〇%

同三〇〇万円まで一〇%

同六〇〇万円まで二〇%

同六〇〇万円超一〇%

同六〇〇万円超一〇%

同六〇〇万円超一〇%

同六〇〇万円超一〇%

同六〇〇万円超一〇%

同六〇〇万円超一〇%

同六〇〇万円超一〇%

同六〇〇万円超一〇%

同六〇〇万円超一〇%

同六〇〇万円超一〇%

同六〇〇万円超一〇%

同六〇〇万円超一〇%

同六〇〇万円超一〇%

する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

最近における所得税負担の状況にかんがみ、中小所得者及び給与所得者等の負担の軽減を図り、あわせて税制の整備合理化を行うとともに、災害被害者の所得税負担を軽減するため、次の措置を講ずることとしている。

(一) 所得税法の一部改正

1 所得税の減税

(1) 所得控除の引上げ

基礎控除

配偶者控除

扶養控除

給与所得控除の拡充

給与所得控除を次のとおり引き上げる。

定額控除

定率控除

なし

収入金額

改正案

現行

行

定額控除後の収入金額

一五〇万円まで二〇%

同三〇〇万円まで一〇%

同六〇〇万円まで二〇%

同六〇〇万円超一〇%

同六〇〇万円超一〇%

同六〇〇万円超一〇%

同六〇〇万円超一〇%

同六〇〇万円超一〇%

同六〇〇万円超一〇%

同六〇〇万円超一〇%

同六〇〇万円超一〇%

同六〇〇万円超一〇%

同六〇〇万円超一〇%

同六〇〇万円超一〇%

同六〇〇万円超一〇%

同六〇〇万円超一〇%

同六〇〇万円超一〇%

同六〇〇万円超一〇%

同六〇〇万円超一〇%

同六〇〇万円超一〇%

同六〇〇万円超一〇%

同六〇〇万円超一〇%

白色専従者控除を三〇万円(現行 二〇万円)に引き上げる。

(6) 退職所得の特別控除の引上げ

改正案

勤続年数

控除額

二〇年まで

二〇万円

二〇年超

四〇万円

現行

勤続年数

控除額

二〇年まで

二〇万円

二〇年超

二〇万円

二〇年超

三〇万円

二〇年超

四〇万円

二〇年超

四〇万円

二〇年超

四〇万円

二〇年超

四〇万円

二〇年超

四〇万円

二〇年超

四〇万円

二〇年超

四〇万円

二〇年超

四〇万円

二〇年超

四〇万円

二〇年超

四〇万円

二〇年超

四〇万円

二〇年超

四〇万円

白色専従者控除を三〇万円(現行 二〇万円)に引き上げる。

(6) 退職所得の特別控除の引上げ

改正案

勤続年数

控除額

二〇年まで

二〇万円

二〇年超

四〇万円

現行

勤続年数

控除額

二〇年まで

二〇万円

二〇年超

二〇万円

二〇年超

三〇万円

二〇年超

四〇万円

二〇年超

四〇万円

二〇年超

四〇万円

二〇年超

四〇万円

二〇年超

四〇万円

二〇年超

四〇万円

二〇年超

四〇万円

二〇年超

四〇万円

二〇年超

四〇万円

二〇年超

四〇万円

二〇年超

四〇万円

二〇年超

四〇万円

昭和四十九年三月二十六日 衆議院會議録第二十号(一) 議案に関する報告書

〔別紙〕

所得税法及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、左記事項につき、十分配慮すべきである。

- 一 医療費控除については、いわゆる足切り限度額を昭和五十年の税制改正において引き下げ、負担の軽減を図るべきである。
- 一 通勤手当の非課税限度額については、通勤の実情の推移に応じ、適宜見直しを行うべきである。
- 一 深夜労働に伴う割増賃金については、一定の非課税限度を設けることは是非について検討すべきである。
- 一 有価証券の譲渡所得の非課税及び配当所得の課税制度のあり方については、所要の改善措置につき検討すべきである。
- 一 各種準備金等の租税特別措置については、その実情の把握に努め、政策目的を達成したものと及びその政策効果がみられないものについては、速やかに整理合理化を行うべきである。
- 一 年金に対する課税については、将来の年金制度のあり方とも関連せしめつつ、その負担の軽減についてさらに検討すべきである。
- 一 社会保険診療報酬の課税の特例については、社会保険診療報酬のあり方との関連をも含めて、早急に税制調査会の答申を求め、適正な解決を図るべきである。

法人税法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

議案の要旨及び目的

今次の税制改正の一環として、法人の税負担の現状にかんがみ基本税率を引き上げ、中小企業の現状にかんがみ軽減税率の適用範囲を拡大するとともに、中小企業の内部留保の充実に資するため、留保所得課税の軽減を図り、中間申告書の提出不要限度額を引き上げる等、次の措置を講ずることとしている。

- (一) 基本税率の引上げ
- (二) 中小企業の軽減税率の適用範囲の拡大
- (三) 留保所得課税の軽減
- (四) 中間申告書の提出不要限度額の引上げ
- (五) 清算所得に対する法人税率の引上げ
- (六) 同族会社の留保所得課税の軽減
- (七) 同族会社の留保所得課税における定額控除額について、現行五〇〇万円から一、〇〇〇万円に引き上げる。
- (八) 中間申告書の提出不要限度額の引上げ
- (九) 中間申告により納付すべき税額が一〇万円(現行 五万円)以下の場合には、その申告及び納付を要しないこととする。
- (十) 清算所得に対する法人税率の引上げ
- (十一) 清算所得の法人税率について、現行の三〇%から三五%に引き上げるとともに、清算中の予納申告の税率について、現行の三五%から四〇%に引き上げる。
- (十二) なお、以上の改正により昭和四十九年度において約二、一一〇億円の増収が見込まれている。

議案の可決理由

本案は、法人税負担の適正化を図るとともに、中小企業の内部留保の充実に資する等のための措置として適当と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

また、本案に対しては山田町目君外二名より日本社会党、公明党及び民社党の三党共同提案にかかる修正案が提出されたが少数をもつて否決された。

修正案の要旨は、資本金一億円以下の法人の

年所得のうち七〇〇万円以下の金額に対する税率を二八%から二三%に引き下げるほか、寄付金の損金算入限度額の引下げ、配当課税制度及び受取配当等の益金不算入制度の廃止、交際費課税の強化等の措置を講じようとするものである。右報告する。

昭和四十九年三月二十二日

大蔵委員長 安倍晋太郎

衆議院議長 前尾繁三郎殿

租税特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

議案の要旨及び目的

今次の税制改正の一環として、法人税の基本税率の引上げに対応して配当課税率を引き上げ、資源の節約、消費の抑制、道路財源の充実等の観点から揮発油税、地方道路税及び自動車重量税の税率を引き上げるとともに、株式売買損失準備金の繰入限度額の引下げ等既存の特別措置の整理合理化を行い、交際費課税の強化を図るほか、貯蓄の奨励、勤労者財産形成、住宅対策、公害対策、中小企業対策、農林漁業対策、宅地対策等の諸施策に資するため、制度の拡充を行うこととし、次の措置を講ずることとしている。

- (一) 法人税の配当課税率の引上げ等
- 1 現行の基本税率三五%に一・七五%を加算することとしている特別措置は、期限の到来とともに廃止する。
- 2 配当課税率について、現行二六%から三〇%(最初の一年間は二八%に引き上げる)。
- (二) 自動車関係諸税の税率の引上げ
- 1 揮発油税及び地方道路税の税率を、昭和

四十九年四月一日から昭和五十一年三月三十一日までの二年間、暫定的に次のとおり引き上げる。

揮発油税(現行 二九、二〇〇円)

地方道路税(現行 二四、三〇〇円)

自動車重量税(現行 五、三〇〇円)

地方道路税(現行 四、四〇〇円)

自動車重量税の税率を、昭和四十九年五月一日から昭和五十一年四月三十日までの二年間、暫定的に次のとおり引き上げる(営業用自動車を除く)。

- (1) 軽自動車以外の自動車について、原則として現行の二倍に引き上げる。
- (2) 軽自動車について、おおむね現行の一・四倍程度に引き上げるとともに車検の対象となつていない軽自動車については車検時課税を採用することとする。

既存の特別措置の整理合理化等

(一) 株式売買損失準備金について、その繰入限度額を次のとおり引き下げるとともに、その適用期限を三年延長する。

- (1) 現行の株式売買利益の七〇%を五〇%(最初の二年間は六〇%)に引き下げる。
- (2) 現行の所得の二五%を二〇%(最初の二年間は二五%)に引き下げる。
- (3) 耐火建築物等の割増償却制度並びに特定合併をした場合の割増償却制度及び登録免許税の税率軽減措置は、適用期限の到来とともに廃止する。
- (4) 交際費の損金不算入制度を強化するため、損金算入限度額のうち資本金基準について、現行の期末資本等の千分の二・五から千分の一に引き下げる。
- (5) 貯蓄の奨励、勤労者財産形成、住宅対策別枠国債の非課税限度額について、現行一〇〇万円から二〇〇万円に引き上げる。
- (6) 勤労者財産形成貯蓄の非課税限度額について、現行一〇〇万円から五〇〇万円に引き

上げる。

なお、右の1及び2の改正は、昭和四十八年十二月一日以後改正法の施行日までに預入された預金等で、改正法の施行日以後に利払期が到来するものについても適用する。利払期が到来しない配当所得の限度額について、現行の一銘柄年五万円から一〇万円引き上げる。

4 住宅貯蓄控除制度について、次のとおり拡充を図るとともに、その適用期限を二年延長する。

(1) 持家取得を目的とする勤労者財産形成貯蓄のうち積立期間七年以上のものについては、その控除額を毎年の貯蓄額の八分(現行 六分)、最高四万円(現行 三万円)とし、控除期間を一〇年間(現行 七年間)とする。

(2) 適用対象となる住宅貯蓄契約に、宅地開発公団の宅地債券を購入する場合及び勤労者財産形成貯蓄を頭金として勤労者が事業主又は事業主団体と金融機関の双方から融資を受けることとなつてゐる場合を加える。

5 住宅取得控除制度について、次の措置を講ずる。

(1) 控除額について、現行の最高二万円から三万円に引き上げる。

なお、この改正は、昭和四十九年一月一日以後に新築工事に着手し、又は新築家屋を購入する場合について適用する。

(2) 給与所得者については、三年間の控除期間のうち二年目及び三年目の控除は年末調整で行ふこととする。

6 勤労者の住宅取得等に係る経済的利益等の非課税制度について、その適用期限を二年延長する。

7 大都市の既成市街地の特定整備区域内にある木造賃貸住宅及びその敷地を地方公共

団体に譲渡し、中高層賃貸住宅及びその敷地を取得する場合を、事業資産の買換えの特例の適用対象に加える。

8 日本勤労者住宅協会が財産形成融資により取得する分譲用の建物の保存登記の登録免許税については、その税率を千分の一(本則 千分の六)に軽減する。

(四) 公害対策

1 廃棄物再生利用設備について、初年度三分の一の特別償却制度を創設する。

2 金属鉱業等鉱害対策特別措置法に基づき金属鉱業事業団に積立てる鉱害防止積立金に關し、当該積立金相当額を金属鉱業等鉱害防止準備金として積立てた場合に必要経費又は損金の額に算入する制度を創設する。

3 公害防止事業団から事業協同組合等が譲渡を受けた土地をその組合等から再譲渡により組合員等が取得する場合の所有権移転登記の登録免許税の税率の軽減措置について、共同利用建物の敷地の用に供する土地をその対象に加える。

(五) 中小企業対策

1 伝統的工芸品産業の振興に関する法律の制定に伴い、特定組合の組合員等がその振興計画を実施するために組合に納付する納付金について、必要経費又は損金に算入するとともに、当該特定組合において当該納付金に相当する金額を伝統的工芸品産業準備金として積立てた場合に損金に算入する制度を創設する。

2 繊維工業構造改善臨時措置法の制定に伴い、同法に基づく構造改善事業計画を実施する中小企業者について、その機械設備に五年間五割増の割増償却を認める等の特例措置を講ずる。

3 海外市場開拓準備金制度について、その適用期限を一年延長する。

4 中小企業者等の機械の特別償却、中小企業の貸倒引当金の特例等の特別措置について、その適用期限を二年延長する。

(六) 技術の振興、資源開発

1 試験研究費増加の場合の税額控除制度について、五〇％の税額控除の適用基準である試験研究費の増加率を年一五％(現行 年一二％)に改めるとともに、その適用期限を二年延長する。

2 技術等海外取引所得の特別控除、プログラマ保証準備金及び海外投資等損失準備金の特別措置について、その適用期限を二年延長する。

3 探鉱準備金及び新鉱床探鉱費の特別控除制度について、その適用期限を三年延長する。

(七) 農林漁業対策

1 肉用牛の免税対象に、特定の農業協同組合等を通じて販売した乳用雌牛の販売所得を加える。

2 農業生産法人が農地保有合理化のために農地等を譲渡する場合について、二五〇万円の特別控除の特例を設ける。

3 農業振興地域の農用地域内の農地等を譲渡し、一定の埋立地、干拓地の農地等を取得する場合を、事業用資産の買換えの特例の適用対象に加える。

4 農業振興地域指定予定地域内の事業用資産の買換えの特例は、沖繩県を除き廃止する。

5 森林施業計画に基づき山林経営を行う個人が山林を現物出資して法人成りする場合の山林所得の課税について、納期限の特例を設ける。

6 中小漁業構造改善計画を実施する漁業協同組合等の組合員の割増償却等の特別措置

について、その適用期限を二年延長する。

7 農業振興地域内の農地等を取得した場合の所有権移転登記の登録免許税の軽減措置について、その対象となる農業振興地域を、昭和四十九年三月三十一日(沖繩県の地域内のものについては、昭和五十一年三月三十一日)までに指定されたものとする。

(八) 宅地対策

1 二、〇〇〇万円の特別控除の適用対象に、市街地開発事業等予定区域内の土地等がその事業等のために買い取られる場合を加える。

2 五〇〇万円の特別控除の適用対象に次の場合を加えるとともに、同特別控除の適用対象のうち民間住宅地造成事業のために土地等が買い取られる場合について、その適用期限を一年延長する。

(1) 住宅の建設又は宅地の造成を目的とする事業の用に供するため、土地等が地方公共団体等に買い取られる場合

(2) 公有地の拡大の推進に関する法律第六條の協議に基づき、土地等が地方公共団体等に買い取られる場合

(3) 農業協同組合の行う宅地供給事業で一定の要件を満たすものために農地等が買い取られる場合

(4) 中小企業振興事業団の中小企業高度化資金の融資を受けて造成する商工団地で一定の要件を満たすものために土地等が買い取られる場合

(5) 生産緑地法の制定に伴い指定される生産緑地地区内の土地が後日地方公共団体に買い取られる場合

(6) 国土総合開発法の制定に伴い指定される特別規制地域内又は特定総合開発地域内の土地等が地方公共団体等に買い取られる場合

3 宅地開発公団の制定に伴い、次の措置を

議する。

(1) 宅地開発公団が土地整理事業として行う宅地造成事業のために土地等が買収される場合を、一、〇〇〇万円の特別控除の適用対象に加える。

(2) 宅地開発公団が行う住宅の建設又は宅地造成を目的とする事業のために土地等が買収される場合を五〇〇万円の特別控除の適用対象に加える。

(3) 宅地開発公団に土地を譲渡する場合に、日本住宅公団に対する譲渡と同様、土地重課制度を適用しないこととする。

4 事業用資産の買換えの特例の適用対象に、飛行場周辺の特定の区域内の土地等を譲渡した者が一定の地域内で代替資産を取得する場合を加える。

(4) その他

1 労働災害防止設備の特別償却制度の対象設備に、特定の消防設備を加える。

2 長期外貨建債権の換算差損相当額を準備金として積立てる制度について、保有する長期外貨建債権債務に係る換算差損全般について適用することができるよう改めるとともに、適用期限を二年延長する。

3 民間外貨債の利子に対する税率軽減措置に代え、昭和四十九年四月一日から昭和五十一年三月三十一日までの間に発行される民間外貨債の利子については、所得税を非課税とする。

なお、以上の改正により昭和四十九年度において約一、七〇〇億円の増収が見込まれている。

二 議案の可決理由

本案は、当面の経済社会情勢に即応する税制上の措置として時宜に適するものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対しては、別紙のとおり附帯決議を附することに決した。

右報告する。

昭和四十九年三月二十二日

大蔵委員長 安倍晋太郎

衆議院議長 前尾繁三郎殿

〔別紙〕

租税特別措置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、左記事項につき、十分配慮すべきである。

一 医療費控除については、いわゆる足切り限度額を昭和五十年年度の税制改正において引き下げ、負担の軽減を図るべきである。

一 通勤手当の非課税限度額については、通勤の実情の推移に応じ、適宜見直しを行うべきである。

一 深夜労働に伴う割増賃金については、一定の非課税限度を設けることは是非について検討すべきである。

一 有価証券の譲渡所得の非課税及び配当所得の課税制度のあり方については、所要の改善措置につき検討すべきである。

一 各種準備金等の租税特別措置については、その実績の把握に努め、政策目的を達成したものと及びその政策効果がみられないものについては、速やかに整理合理化を行うべきである。

一 年金に対する課税については、将来の年金制度のあり方とも関連せしめつつ、その負担の軽減についてさらに検討すべきである。

一 社会保険診療報酬の課税の特例については、社会保険診療報酬のあり方との関連をも含めて、早急に税制調査会の答申を求め、適正な解決を図るべきである。

国有鉄道運賃法及び日本国有鉄道財政再建促進特別措置法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

議案の要旨及び目的

国有鉄道運賃法及び日本国有鉄道財政再建促進特別措置法の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第八十七号)により、日本国有鉄道の運賃改定が昭和四十九年三月三十一日から実施されることとなっているが、現下の物価情勢にかんがみ、物価の抑制に資するための施策の一環として、運賃改定の実施期日を昭和四十九年十月一日に延長しようとするものである。

二 議案の可決理由

本案は、現下の物価情勢にかんがみ、物価の抑制に資するための施策の一環として妥当なものと認め、原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

なお、見玉末男君外三名から、日本社会党、日本共産党・革新共同、公明党及び民社党の四党共同提案をもつて、昭和四十八年法律第八十七号による日本国有鉄道の運賃改定を行わないこととするため、原案における同法附則第一項ただし書の改正規定を改め、同法第一条、附則第一項ただし書及び附則第五項の規定を削除することとする修正案が提出されたが、賛成少数をもって否決された。この修正案については、国会法第五十七条の三の規定に基づき、内閣を代表して徳永運輸大臣から「政府としては賛成しかねる。」旨の意見が述べられた。

三 本案施行に要する経費

昭和四十九年度一般会計予算において、日本国有鉄道事業助成費のうち、運賃改定の実施期日の延期に伴う運輸収入の減収相当額を資金運用部から借り入れる借入金九百七十六億円に上るの利子補給に必要とする経費として特別利子補給金五十四億九千万円が計上されている。

右報告する。

昭和四十九年三月二十二日

運輸委員長 三池 信

衆議院議長 前尾繁三郎殿

臨時船舶建造調整法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

議案の要旨及び目的

我が国経済の発展のためには、今後とも、原材料を中心とする膨大な量の海上貨物の安定輸送を図ることができるよう、引き続き我が国商船隊を整備してゆく必要があり、他方、最近の我が国造船業に対する外航船舶の建造需要は非常に盛であり、特に外国船舶の発注が国内船舶主の発注より先行すること、建造船舶の船種・船型が多様化していること等の事情にかんがみ、今後とも、国内船舶の建造船台を適切に確保し、我が国商船隊の整備の円滑な遂行に資するため、本法の有効期限が昭和五十年三月三十一日限りとなつてゐるのを改め、船舶の建造調整を行わなくとも我が国の国際海運の健全な発展に支障を生じなくなつたとき速やかに本法を廃止することとするものである。

二 議案の可決理由

本案は、我が国の国際海運の健全な発展に資するため、妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

昭和四十九年三月二十二日

運輸委員長 三池 信

衆議院議長 前尾繁三郎殿

電力用炭販売株式会社法等の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

議案の要旨及び目的

本案は、石炭対策における諸施策がなお継続実施されている実情にかんがみ、電力用炭販売株式会社法等の廃止期限を延長しようとするもので、その内容は次のとおりである。

1 電力用炭販売株式会社法等の一部改正

電力用炭販売株式会社法の廃止期限を昭和四十九年三月三十一日から昭和五十二年三月三十一日に改める。

2

石炭鉱業経理規制臨時措置法の一部改正
石炭鉱業経理規制臨時措置法の廃止期限を昭和四十九年三月三十一日から昭和五十二年三月三十一日に改める。

3 産炭地域における中小企業者についての中小企業信用保険に関する特別措置等に関する法律の一部改正
産炭地域における中小企業者についての中小企業信用保険に関する特別措置等に関する法律の廃止期限を昭和四十九年三月三十一日から昭和五十二年三月三十一日に改める。

4 施行期日
この法律は、公布の日から施行する。

二 議案の可決理由

本案は、石炭対策における諸施策がなお継続実施されている実情から、電力用炭販売株式会社法の廃止期限を延長する必要があり、そのための措置として有効適切なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。
右報告する。

昭和四十九年三月二十五日

石炭対策特別委員長 田代 文久

衆議院議長 前尾繁三郎殿

〔別紙〕

電力用炭販売株式会社法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法案のような、それぞれ別個の意味をもつ三法律を一本として提出するが如き形式をとることは、審査の万全を期する上で妥当を欠く面も生ずるおそれがあるので、十分留意せられたい。

一 一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書
議案の要旨及び目的

本案は、学校教育の水準の維持向上のための

義務教育諸学校の教育職員の人材確保に関する特別措置法の制定に伴い、人事院が、国会及び内閣に対して行つた昭和四十九年三月十八日付けの教員給与の改善についての勧告に基づいて、勧告どおり、教育職俸給表を改定し、昭和四十九年一月一日から実施しようとするものである。

二 議案の可決理由
昭和四十九年三月十八日付けの人事院勧告の趣旨にかんがみ、本案は妥当な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費は、約七億円である。
右報告する。

昭和四十九年三月二十六日

内閣委員長 徳安 實蔵

衆議院議長 前尾繁三郎殿

昭和四十九年三月二十六日 衆議院會議録第二十号(一)

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

定價 一部五十円

行 所

東京郵港区赤坂英町二番地 郵便番号一〇七
大 蔵 省 印 刷 局